

平成 29 年定例会  
産業生活常任委員会  
年間白書

平成 30 年 5 月

四日市市議会

## 目次

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1. 委員会の構成    | P 1               |
| 2. 委員会開催状況   | P 2 ～ P 2 0       |
| 3. 委員長報告等    | P 2 1 ～ P 1 4 2   |
| 4. 所管事務調査報告書 | P 1 4 3 ～ P 1 7 8 |
| 5. 行政視察報告書   | P 1 7 9 ～ P 2 0 0 |
| 6. 議会報告会の概要  | P 2 0 1 ～ P 2 1 7 |

## 1. 委員会の構成

委員長 石川善己

副委員長 森川 慎

委員 伊藤 嗣也

小林 博次

竹野 兼主

谷口 周司

日置 記平

山口 智也

## 2. 委員会開催状況

## 産業生活常任委員会 事項書

平成 29 年 5 月 16 日

第 3 委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について（案）

6 月 2 日（金）

（5 月 31 日（水））

4. 行政視察について（案）

① 7 月 18 日（火）～ 20 日（木）

② 7 月 24 日（月）～ 26 日（水）

③ 7 月 11 日（火）～ 13 日（木）

# 産業生活常任委員会事項書

平成29年 6 月12日（月）

第 3 委員会室

1．付託予定請願の扱いについて

2．その他

# 産業生活常任委員会／予算常任委員会産業生活分科会 審査順序

平成29年 6 月19日（月）  
10：00～第3委員会室

## 商工農水部

### 《産業生活常任委員会》

- 1．請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について

### 《予算常任委員会産業生活分科会》

- 2．議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第4項 水産業費

…補正予算書P.14

### 《産業生活常任委員会所管事務調査》

- 3．四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について

## 市民文化部

### 《予算常任委員会産業生活分科会》

- 4．議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費中関係部分

〔第17目 コミュニティ活動費〕

…補正予算書P.14

### 《産業生活常任委員会所管事務調査》

- 5．四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

### 《産業生活常任委員会》

- 6．市民協働促進委員会について（報告）

- 7．平成29年度 地域活動費（地区市民センター館長権限予算）事業について（報告）

## その他

- 8．休会中の所管事務調査について

### ①日程案

- ・ 7月27日（木）午前・午後
- ・ 7月28日（金）午前・午後
- ・ 8月2日（水）午後

②調査項目の決定

9. 行政視察について

日程：7月24日（月）～26日（水）

行先：浜松市、鹿沼市、熊谷市

10. 6月定例月議会の議会報告会について

日 時：7月3日（月）午後6：30～8：45

会 場：富洲原地区市民センター 2階大会議室

シティ・ミーティング議題：「地域社会づくりについて」

11. 8月定例月議会の議会報告会について

日程案：10月17日（火）午後6：30～8：45

※配付資料・・・事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、補正予算書、補正予算参考資料等

01\_本会議－05\_平成29年6月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06\_予算常任委員会－06\_平成29年6月定例月議会－補正予算資料  
（部局別）

○事項書、協議会資料等

04\_産業生活常任委員会－03\_平成29年6月定例月議会

# 産 業 生 活 常 任 委 員 会 事 項 書

平成29年8月2日（水）13：30～

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1．本市の工業を取り巻く現状と課題について

（その他）

2．6月定例月議会 議会報告会市民意見のまとめについて

3．8月定例月議会議会報告会 シティ・ミーティングのテーマについて

日時：平成29年10月17日（火）18:30～20:45

会場：羽津区市民センター 2階大会議室

※配付資料・・・事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、協議会資料等

04\_産業生活常任委員会ー04\_平成29年8月2日

産業生活常任委員会／決算常任委員会産業生活  
分科会／予算常任委員会産業生活分科会  
審査順序

平成29年9月12日（火）10：00～

○市立四日市病院

《決算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第9号 平成28年度市立四日市病院事業決算認定について

…決算書(市立四日市病院)P1

《産業生活常任委員会協議会》

2. 市立四日市病院ESCO事業者の公募について

○商工農水部

【けいりん事業課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

3. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○特別会計

競輪事業特別会計

…決算書 P269

…主要施策実績報告書 P215

【商工課、観光・シティプロモーション課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出 第5款労働費 第1項労働諸費

…決算書 P210

…主要施策実績報告書 P134

第7款商工費 第1項商工費

…決算書 P220

…主要施策実績報告書 P142

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

|                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| 歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費      | …決算書 P212       |
|                          | …主要施策実績報告書 P135 |
| 第2項畜産業費                  | …主要施策実績報告書 P139 |
| 第3項農地費（上下水道局所管部分を除く）     | …主要施策実績報告書 P140 |
| 第4項水産業費                  | …主要施策実績報告書 P141 |
| 第13款災害復旧費 第1項農林水産施設災害復旧費 | …決算書 P266       |
|                          | …主要施策実績報告書 P213 |

○特別会計

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 食肉センター食肉市場特別会計     | …決算書 P313       |
|                    | …主要施策実績報告書 P242 |
| 三泗鈴亀農業共済事務組合清算特別会計 | …決算書 P409       |
|                    | …主要施策実績報告書 P281 |

6. 議案第11号 平成28年度三泗鈴亀農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について  
…三泗鈴亀農業共済事務組合農業共済事業会計決算書 P1

《予算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第23号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

|                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 歳出第13款 災害復旧費 第1項農林水産施設災害復旧費 | …補正予算書（2）P.16 |
|-----------------------------|---------------|

## ○市民文化部

### 【市民生活課、文化振興課、市民協働安全課所管部分】

#### 《決算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

##### ○一般会計

歳出 第2款総務費 第1項総務管理費中関係部分 …決算書 P152

|                 |   |               |
|-----------------|---|---------------|
| 第1目一般管理費中関係部分   | … | 主要施策実績報告書 P35 |
| 第4目文書広報費中関係部分   | … | 〃 P42         |
| 第10目地区市民センター費   | … | 〃 P51         |
| 第11目国際化推進費中関係部分 | … | 〃 P52         |
| 第13目計量消費経済費     | … | 〃 P55         |
| 第17目コミュニティ活動費   | … | 〃 P60         |
| 第18目市民活動費       | … | 〃 P61         |
| 第19目文化振興費       | … | 〃 P63         |
| 第20目生涯学習振興費     | … | 〃 P65         |
| 第21目諸費中関係部分     | … | 〃 P67         |

第10款教育費 第5項社会教育費中関係部分 …決算書 P258

〔第3目公民館費中関係部分 …主要施策実績報告書 P202〕

### 【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

#### 《決算常任委員会産業生活分科会》

9. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

##### ○一般会計

歳出 第2款総務費 第1項総務管理費中関係部分 …決算書 P152

|             |   |               |
|-------------|---|---------------|
| 第12目あさけプラザ費 | … | 主要施策実績報告書 P54 |
| 第16目男女共同参画費 | … | 〃 P59         |

第3項戸籍住民基本台帳費 …決算書 P174

…主要施策実績報告書 P71

## ○その他

10. 行政視察報告書案について

11. 休会中の所管事務調査について

＜日程案＞ ○10月25日（水）午前/午後 ○10月27日（金）午後

12. 11 月定例月議会 議会報告会の日程について

13. 8 月定例月議会 議会報告会について

日時：平成29年10月17日（火）18:30～20:45

場所：羽津地区市民センター2階 大会議室

テーマ：地域の地場産業について

※配付資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

○議案書、決算書、主要施策実績報告書、補正予算書、補正予算参考資料等

01\_本会議－06\_平成 29 年 8 月定例月議会

○決算常任委員会資料（部局別）

07\_決算常任委員会－06\_平成 29 年 8 月定例月議会－決算資料（部局別）

○事項書、追加資料等

04\_産業生活常任委員会－05\_平成 29 年 8 月定例月議会

# 産 業 生 活 常 任 委 員 会 事 項 書

平成29年10月25日（水）10：00～

（その他）

1． 8月定例会議会 議会報告会市民意見のまとめについて

2． 本市の工業を取り巻く現状と課題について

※配付資料・・・事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、協議会資料等

04\_産業生活常任委員会ー06\_平成29年10月25日

産業生活常任委員会／予算常任委員会産業生活分科会  
審査順序

平成29年12月13日（水）10：00～

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第 38 号 平成 29 年度市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算（補正予算書 P81）

○市民文化部

《予算常任委員会産業生活分科会》

2. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）  
第 3 条 債務負担行為の補正中関係部分（補正予算書 P11～12、38～39）

《産業生活常任委員会》

3. 議案第 49 号 町及び字の区域の変更について（議案書 P51）

4. 議案第 50 号 工事請負契約の締結について（議案書 P53）

《産業生活常任委員会所管事務調査》

5. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

《産業生活常任委員会協議会》

6. 地域活動費（館長権限予算）の検証について

○商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）  
第 1 条 歳入歳出予算の補正  
歳出 第 13 款災害復旧費 第 1 項農林水産施設災害復旧費（補正予算書 P36～37）  
第 2 条 繰越明許費中関係部分（補正予算書 P10）  
第 3 条 債務負担行為の補正中関係部分（補正予算書 P12、39）

8. 議案第 35 号 平成 29 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 1 号）  
（補正予算書 P47）

《産業生活常任委員会》

9. 議案第 45 号 四日市市茶業振興センター条例の一部改正について（議案書 P27）

10. 議案第 56 号 四日市市茶業振興センターの指定管理者の指定について（議案書 P71）

《産業生活常任委員会所管事務調査》

11. 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会の開催状況について

《産業生活常任委員会協議会》

12. 勤労者・市民交流センター北館の移管について

○**その他**

13. 休会中の所管事務調査について

① 調査項目の決定

② 日程案

第一案 : 平成 30 年 1 月 31 日（水）午前 10 時 00 分～

第二案 : 平成 30 年 2 月 1 日（木）午前 10 時 00 分～

第三案 : 平成 30 年 1 月 25 日（木）午前 10 時 00 分～

第四案 : 平成 30 年 1 月 26 日（金）午前 10 時 00 分～

14. 市制 120 周年記念議会報告会・シティ・ミーティングについて

日 時：平成30年1月21日（日）午後1時～午後4時

場 所：総合会館8階

※配付資料

＜会議用システム内のフォルダ＞

○議案書、補正予算書、補正予算参考資料等

01\_本会議－07\_平成 29 年 11 月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06\_予算常任委員会－08\_平成 29 年 11 月定例月議会－01\_補正予算資料（部局別）

○事項書

04\_産業生活常任委員会－07\_平成 29 年 11 月定例月議会

(産生)

産業生活常任委員会  
教育民生常任委員会  
連合審査会事項書

平成30年1月31日(水) 10:00～

(産業生活常任委員会 教育民生常任委員会 連合審査会)

1. 農福連携の取り組みについて

(産業生活常任委員会)

(その他)

2. 11月定例会議会 議会報告会市民意見のまとめについて

※配付資料・・・事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料等

04\_産業生活常任委員会ー08\_平成30年1月31日

産業生活常任委員会、予算常任委員会産業生活分科会  
審査順序

平成30年2月28日（水）10：00～

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第79号 平成30年度市立四日市病院事業会計予算 …企業会計予算書 P41

2. 議案第115号 平成29年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算  
…補正予算書 P141

3. 議案第119号 平成30年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算  
…補正予算書(2) P61

○商工農水部

【商工課、観光・シティプロモーション課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出 第5款労働費 第1項労働諸費

…一般会計予算書 P170

第7款商工費 第1項商工費

…一般会計予算書 P184

第2条 債務負担行為中関係部分

…一般会計予算書 P15

5. 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出 第7款商工費 第1項商工費

…補正予算書 P36

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

6. 議案第 69 号 平成 30 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 6 款農林水産業費 第 1 項農業費 …一般会計予算書 P170

第 2 項畜産業費 …一般会計予算書 P178

第 3 項農地費（上下水道局所管部分を除く）  
…一般会計予算書 P178

第 4 項水産業費 …一般会計予算書 P182

第 2 条 債務負担行為中関係部分 …一般会計予算書 P15

7. 議案第 72 号 平成 30 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

…特別会計予算書 P81

8. 議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出 第 6 款農林水産業費 第 1 項農業費 …補正予算書 P34

第 2 項畜産業費 … “ P34

第 3 項農地費 … “ P34

第 4 項水産業費 … “ P36

第 2 条 繰越明許費の補正 … “ P10

9. 議案第 111 号 平成 29 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第 2 号）

…補正予算書 P85

10. 議案第 114 号 平成 29 年度四日市市三泗鈴亀農業共済事務組合清算特別会計予算（第 1 号）

…補正予算書 P127

《産業生活常任委員会》

11. 議案第 124 号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例の一部改正について

…議案書（2 月 27 日上程分）P15

【けいりん事業課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

12. 議案第 70 号 平成 30 年度四日市市競輪事業特別会計予算 …特別会計予算書 P5

○市民文化部

【市民生活課、文化振興課、市民協働安全課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

13. 議案第 69 号 平成 30 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費中関係部分

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 第 1 目一般管理費中関係部分   | …一般会計予算書 P84 |
| 第 4 目文書広報費中関係部分   | … ” P88      |
| 第 10 目地区市民センター費   | … ” P96      |
| 第 11 目国際化推進費中関係部分 | … ” P96      |
| 第 13 目計量消費経済費     | … ” P100     |
| 第 17 目コミュニティ活動費   | … ” P104     |
| 第 18 目市民活動費       | … ” P104     |
| 第 19 目文化振興費       | … ” P106     |
| 第 20 目生涯学習振興費     | … ” P108     |
| 第 23 目諸費中関係部分     | … ” P110     |

第 10 款教育費 第 5 項社会教育費中関係部分

〔第 3 目公民館費中関係部分 …一般会計予算書 P242〕

第 2 条 債務負担行為中関係部分 …一般会計予算書 P15

14. 議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費中関係部分

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 第 10 目地区市民センター費 | …補正予算書 P28 |
| 第 18 目市民活動費     | … ” P28    |
| 第 19 目文化振興費     | … ” P28    |

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

15. 議案第 69 号 平成 30 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費中関係部分

|                |               |
|----------------|---------------|
| 第 12 目あさけプラザ費  | …一般会計予算書 P98  |
| 第 16 目男女共同参画費  | …一般会計予算書 P102 |
| 第 3 項戸籍住民基本台帳費 | …一般会計予算書 P116 |

16. 議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

第 2 条 繰越明許費の補正 …補正予算書 P10

《産業生活常任委員会協議会》

17. 男女共同参画プランよっかいち 2015～2020 の中間見直しについて

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

18. 平成 29 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成 29 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について

19. 2 月定例月議会 議会報告会について

日程：平成 30 年 3 月 28 日（水）18:30～20:45

会場：保々地区市民センター 2 階 会議室

シティ・ミーティングテーマ：市立四日市病院に期待する役割

20. 4 常任委員会報告会について

日程：4 月 26 日（木）午後 1 時から

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、予算書、当初予算資料等

01\_本会議－08\_平成 30 年 2 月定例月議会

○予算常任委員会資料（当初予算）

06\_予算常任委員会－10\_平成 30 年 2 月定例月議会－当初予算資料（部局別）

○予算常任委員会資料（補正予算）

06\_予算常任委員会－09\_平成 30 年 2 月定例月議会－補正予算資料（部局別）

○事項書

04\_産業生活常任委員会－09\_平成 30 年 2 月定例月議会

### 3. 委員長報告等

## 予算常任委員会産業生活分科会長報告(平成29年6月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

#### 【市民文化部・経過】

##### 第1条歳入歳出予算の補正

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

##### 一般コミュニティ助成事業

別段の質疑、意見はなかった。

#### 【商工農水部・経過】

##### 第1条 歳入歳出予算の補正

《 歳出 第6款農林水産業費 第4項水産業費 第3目漁港管理費 》

##### 楠漁港海岸保全事業

Q. 昨年5月に樋門が腐食していることが分かったということだが、それまで定期点検等のタイミングはどうなっていたのか。

A. 以前は地元の方に管理していただいていた。目視等で点検を行っていた。昨年から管理業者へ管理を委託し、詳しく点検したところ腐食が判明した。

Q. この樋門以外にも含めて、決まった時期に合わせて点検をするようなことは、なかったということか。

A. 決まった時期に点検をするというようなことはしていない。

Q. それぞれの樋門でばらばらのタイミングで点検をしていたとなると、抜け落ち等はなかったか。

A. 今年度、樋門等の施設の長寿命化計画を策定する。現在の状況を確認し、今後の改修の計画を立てて管理を行っていく。

Q. 経費内訳の補償費について詳細を確認したい。

A. 電話柱の移設費と架線の張替え等に要する費用である。

Q. 樋門等の管理を委託するという話があったが、6つの樋門等の管理業者は同一の業者か。

A. 別々の業者である。

Q. 複数の業者が管理をするということだが、検査のタイミングなど統一の基準は設けているのか。

A. 定期点検については、同じ仕様書に沿って委託をするため、基本的な内容は共通している。

- Q. 今後、業者に委託すれば、腐食等の発見も速やかに発見でき、対応できるということか。
- A. 海水につかっている部分については、これまで地元の方で点検が難しかったため、業者委託の定期点検の項目に入れて対応していきたい。不具合があれば、原因を調査し修繕など対応していくようにする。
- Q. 樋門の素材について、鉄を使用すると腐食しやすいと思われるが、ステンレスなどを使用するのか。
- A. 鉄だと腐食に弱いので、ステンレスを使用する予定である。
- Q. ステンレスにも様々な仕様があるが、どのようなものを使うのか。
- A. 塩害に強い、SUS821L1という素材の採用を予定している。
- Q. 海水につかる部分にステンレスを使用し、それ以外の部分については鉄も使用することになるのだと思うが、鉄とステンレスとの取り合い部の接続はボルトによる固定化か、それとも溶接を行うのか。
- A. 基本的に溶接を考えているが、一部ボルト接続もある。ボルト部分は鉄も使用することになると思われる。
- (意見) ステンレスと鉄の溶接は強度が弱い。ボルトでの固定のほうが後の交換等も容易だと考えるので、検討していただきたい。

## 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

## 産業生活常任委員会委員長報告（平成 29 年 6 月定例月議会）

産業生活常任委員会に付託されました議案はありませんでしたが、所管事務調査については、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について、並びに四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の報告といたします。

## 産業生活常任委員会委員長報告（平成29年6月定例会議会）

### 【請願（審査の経過と結果）】

産業生活常任委員会に付託されました請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

本請願につきましては、請願者から請願趣旨説明の申し出があり、これを受け、当委員会では、6月12日に委員会を開催し、審査にあたり、請願者の趣旨説明の機会を設けることを決定いたしました。

審査に当たっては、冒頭に請願者から次のような請願趣旨の説明がなされました。

米の戸別所得補償制度がなくなるということを受けて、農業の現場では、農業をやめて農地や農機具を担い手に譲りたいという声が上がっている。一方、担い手からも、農地等を譲ってもらっても、現在の人員では経営は立ち行かないという意見が出ている。また、畔の草刈りなど、これからの季節は非常に労力を使う作業もあることから、なんとか米の戸別所得補償制度を残してほしいということが、農家の率直な気持ちである。

現在、生産コストに対して、生産者価格が大きく落ち込んでおり、約2000円の開きがある。それだけ赤字になっているということである。農家としても苦しい現状の中で、さらに戸別所得補償制度がなくなると、生産を維持できるかという

ことになってくる。

マスコミ等では、当制度はばらまきではないかという指摘もあるが、欧米ではより手厚い対策を政府の財政負担で行っている。

ぜひとも、四日市の地域の経済を支える、第一次産業を守っていただきたい。

以上の理由から、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書を政府関係機関に提出してほしいとのことでありました。

次に、請願者に対する質疑において、委員からは、請願者である農民運動三重県連合会について、組織規模や体制を確認する質疑があり、請願者からは、四日市や菰野は農民運動三重県連合会の北部支部に属しており、三重県内では4つの地域が集まって県連合会を形成している。また、県の組織が集まって全国組織を形成している。農家の仲間が集まる組合のような組織であり、共同で作物を出荷したり、農具を共同で購入しているとの説明がありました。

これに対して委員からは、この問題は国レベルの問題であり、J Aや商工会議所などと連携すれば大きな力となるのではないかとの意見がありました。

次に、理事者に対する質疑において、委員からは、稲作農家の年間就労日数について質疑があり、理事者からは、稲作単独の就労日数は把握していないが、米に加えて麦、豆などを作る農家の就労日数は、年間250日程度を目標としているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、農業の近代化により農作業の労力が減る中、農業機械の導入についてどのように推進してきたのかとの質疑があり、理事者からは、農業用の機械の導入には多額の費用がかかるため、各農家は集落営農のように共同で機械を利用するといったコスト削減の努力をされている。それでも、米だけでは経営が厳しく、二毛作で大豆や麦などを作っている農家が多いため、国の各種補助制度を活用しながら取組みを進めている現状であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、担い手農家へ利用集積を行い、効率的・安定的に経営する優良事例が市内にある。それを参考に指導すれば、経営は成り立っていくのではないかと意見がありました。

また、他の委員からは、戸別所得補償制度がなくなった場合の農家への影響について質疑があり、理事者からは、当制度は米を出荷する販売農家を対象とした補助制度であり、自家用米は除外される。零細農家にとっては厳しい面があり、農業従事者の高齢化や担い手不足を要因として、集約化が進むことが考えられる。その一方で、大規模農家の数も少なく、地域の水路や農道等の維持管理に影響が生じることも考えられるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、戸別所得補償制度がなくなると農家はさらに厳しくなるということかとの質疑があり、理事者からは、多面的機能支払制度という地域で水田を守る活動に対する補助制度を活用するなどして、水田が荒れることのないように努めていきたいとの答弁がありました。

次に、討論におきまして、委員からは、不採択とすべきとの立場から、農業従事者の後継者不足や高齢化問題、減反政策の廃止やコメ消費量の減少などを考えると、農業の活性化は喫緊の課題として取り組むべきだと考える。しかし、問題は需要と供給のバランスが崩れているという構造的な課題であり、農業者戸別所得補償制度は問題を先延ばしにするだけで、根本を解決するものではなく、財源の問題もある。また、国が農地中間管理機構による農地の集積、過剰作付の解消を進めてきた結果、平成 27、28 年度産の米の価格は安定しており、さらに、改正農業災害補償法が成立し、農家の所得補償を行う収入保険制度も盛り込まれたことで、農業経営の新たなセーフティネットも機能する。今後の農業の成長を考えれば、他との競争力を高めることが重要と考えることから、本請願の採択には反対するとの意見がありました。

以上の経過ののち、当委員会において、採決したところ、賛成少数により、本請願を不採択とすべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

## **予算常任委員会産業生活分科会長報告(平成29年8月定例月議会)**

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### **議案第23号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第4号)**

#### **【商工農水部・経過】**

##### **第1条歳入歳出予算の補正**

##### **《歳出 第13款災害復旧費 第1項農林水産施設災害復旧費》**

別段の質疑、意見はなかった。

#### **【結果】**

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

## 決算常任委員会産業生活分科会長報告(平成 29 年 8 月定例月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第 7 号

#### 平成 28 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

#### 【市民文化部・経過】

##### 《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

##### 市民相談室運営費について

Q. 市民相談を受けた後の対応について確認したい。

A. 簡単な事案の場合は、相談員が対応してその場で解決することもあるが、法的な専門知識が必要な場合は、弁護士や司法書士による無料相談を案内している。その後、相談者が個別に契約をされる場合もあるが、最終的に課題の解決に至ったかは把握していない。

Q. 市民相談に係る多重債務問題の解決に向けた全庁的取り組みについて、具体的にどのような内容であるか確認したい。

A. 市の各窓口で多重債務に関する相談を受けた場合は、市民・消費生活相談室を案内してもらうよう各部局にマニュアルを配付して協力を依頼しているほか、福祉や税部局と情報共有を行い、必要に応じて、市民相談から専門家へ繋ぐなど多重債務の解決に向けた連携を図っている。

Q. 多重債務に困っている相談者が弁護士等の専門家へ相談を希望する場合、その費用はどのように対応しているか。

A. 平成 28 年度は、市が開設している無料弁護士相談や無料司法書士相談に 49 名の方を案内した。無料相談を受けた後、個別に問題解決を望まれる場合は、法テラスの利用を勧めている。

Q. 多重債務に係る相談は 49 件で、それ以外は他の事案であったと理解してよいのか。

A. そのとおりである。

##### 《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 12 目あさけプラザ費》

##### あさけプラザ管理運営費（貸館事業）について

Q. あさけプラザの浴室について、利用状況を正確に分析するため、また、高齢の利用者が多い現状を鑑みると、危機管理上の観点からも、利用者の住所・氏名・連絡先などを把握する必要があると思われるが、どのように考えるか。

A. 浴室を利用いただくにあたり、ロッカーを使用する方については個票に居住地について市内または三重郡 3 町かを記載いただいております、市内からの利用が 99%を占めて

いる。現在、住所などを記載する方法はとっていないが、指摘のあった危機管理上の観点からも、例えば定期的に利用者カードを配付するなどして、必要な情報の把握に向けて努力する必要があると考えている。

（意見）今後の運営のあり方を考えるにあたっては、利用者がどこから通っているか分析が必要であり、情報の把握に努めるべきである。

Q. あさけプラザの浴室の運営については、市費で 650 万円を負担している一方で、利用料は無料となっている。受益者負担や利用できる地域の公平性の観点から、廃止もしくは利用者負担を求めることなどを含め、今後の運営のあり方を考えるべきではないか。

A. 浴室については平成 27 年度に国の交付金を受け改修した経緯があり、今すぐ廃止を含めた検討は難しいが、平成 28 年 11 月定例月議会で、当施設と同様に浴室を設けている中央老人福祉センター及び西老人福祉センターについて今後のあり方について総合的に検討するとの答弁が担当部局よりなされていることを踏まえ、これらの施設の動向を見据える中で、歩調を合わせて見直しを検討することもあると考えている。

（意見）庁内で施設利用の考え方に係る方向性を合わせて検討を行い、その経過について議会に報告をしてもらいたい。

Q. あさけプラザの利用状況について、平成 27 年度と比較して、有料施設の利用者数は減少したものの、その他の来館者数や有料施設利用件数などは増加しているが、その理由をどのように分析しているのか。

A. 来館者数等の増加については、ロビーの模様替えを初め、図書館の児童書を充実させたこと、また、平成 27 年度に実施した浴室の改修工事が完了し、営業日数が増加したことが主な要因だと考えている。また、有料施設の利用者数の減少については、企業の面接会場としての利用などで施設の予約は行われたものの、キャンセルにより実際に利用されなかったということも原因の一つであると分析している。

Q. 有料施設のうち、会議室の利用率については 70%を超えている施設もあり、また、陶芸室の利用率については約 40%と、三浜文化会館や橋北交流施設と比較しても高い利用率となっているが、この差をどのように分析しているのか。

A. あさけプラザの陶芸室については、長年、定期的に利用いただく団体があり、また、陶芸室は独立棟であるため、陶芸としての利用がない場合でも音楽室の代替として利用いただくこともあることから、他の施設と比較しても高い利用率となったものと考えている。

また、三浜文化会館については、今年度から熟年大学のクラブ活動として陶芸室を利用するなど、他の施設においても、鋭意、利用率向上に向けた取り組みに努めている。

（意見）あさけプラザという歴史のある施設で利用率を上げていることは評価できるため、引き続き、利用率の向上に向けた取り組みに努めてほしい。

Q. あさけプラザの机、椅子などの備品について、ボルトのゆるみなど不具合があったとの話も聞くが、管理体制はどのようなになっているのか。

A. 現在ある約 3 千点の備品について、3 カ月に 1 回点検をする体制を整えたところである。さらに不具合がないかについては秋の文化祭に向け、特に購入年度が古いもの

からチェックを進めている状況である。

### **あさけプラザ管理運営費（図書館事業）について**

Q. 蔵書冊数約6万冊のうち、開架となっているものはどの程度あるのか。また、市立図書館との連携の有無はどうか。

A. 開架となっている蔵書数については、正確な冊数を確認の上、後日の回答となることを了承願いたい。また、市立図書館とは連携しながら業務を行っている。

（意見）子供を連れた来館者も多いので、今後児童向けの図書のさらなる充実などに努めてもらいたい。

### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》**

#### **消費生活相談事業費について**

Q. 振り込め詐欺の相談件数は、ここ数年、年間140件前後と高い水準が続いており、市が把握していない数も含めるともっと多いのではないかと考える。市民への注意喚起として出前講座やワンポイント講座等の講座を実施している点は評価できるが、警察との連携の部分について、半年に一度、警察から被害状況を確認している情報を市民にどのように提供しているのか。

A. 管内の南・北・西の3警察署から聴き取った情報を、常に窓口に掲示しており、希望する市民には紙で配付している。その他、各署から提供される情報については、四日市市安心安全防災メールで配信している。

Q. 最近では平成29年8月10日に詐欺関係の注意喚起メールが送られているが、半年に一度しかメールでの情報提供を行わないということか。

A. 各署から情報提供があった場合、市民にその情報をメールで送っている。それとは別に、各署から事件発生の状況に関する聴き取りを行った上、表に取りまとめている。

Q. 被害情報については、その都度、市と警察で共有しているということか。

A. 各署から市民への提供依頼がある情報とは別に、定期的に被害状況等について把握している。

Q. 各署から市に定期的に送られてくる情報を、市民にメールを送っている状況であるのか。

A. 注意喚起の目的で各署より提供された事件の事例を、市民にメールで送っている。

Q. 市民・消費生活相談室で被害を把握した場合、相談情報をPIO-NETに登録することだが、直接警察に情報提供はしているのか。

A. 半年に1回、各署との面談を行うほか、3カ月に1回程度、被害の発生状況の把握に努めているが、犯罪に関する情報は警察のほうの方が詳しいために、現在、市から情報提供は行っていない。今後、新たな情報を把握し、場合によっては警察に提供することは可能と考える。

Q. PIO-NETに登録することで警察に情報提供するという意味か。

A. PIO-NETには、特殊詐欺だけでなく契約に関する情報についても全て入力している。全国から集められた情報を国民生活センターが提供しており、キーワードで検索を行うことで警察においても情報を見ることができる。

- Q. 市と警察の間での情報共有が迅速に行われていないと以前から感じており、情報の共有体制を強化して、すぐに市民に情報が行き届くような仕組みに改善する余地があるのではないか。
- A. まずは、警察からの情報をメールで市民へ提供する現在のシステムで啓発に努めるとともに、今後は市の窓口で得た情報を警察に提供していきたい。
- Q. 今までよりも違ったかたちで直接警察に情報を提供し、連携に力を入れていくということか。
- A. 随時、警察とは現在も情報共有を行っているが、特殊詐欺被害に関しては、介護・高齢福祉課が事務局となる高齢者みまもりネットワーク会議において、警察や在宅介護支援センターが参画して情報交換を行っており、このような場も活用して連携の頻度を高めていきたい。
- Q. 詐欺事件における被害拡大を防ぐためにも、消費生活相談で受けた情報に対する迅速な対応が求められるため、今後の体制を検討してほしい。
- A. 相談を受けた時点で被害が発生している状況であれば、必ず警察への届け出を勧めている状況であり、警察にも情報が入っているという認識である。
- Q. 警察へ連絡することも必要であり、現在も安心安全防災メールで情報は送られるが、大事なものは、窓口で受けた情報をすぐに市民にメールで提供する仕組みであり、検討してほしい。
- A. 窓口で認知した内容の全てに対応するのは難しいが、新たな事例や手口が発覚した場合には、市民の方に注意を呼びかけることを今後検討していきたい。
- (意見) 相当な社会問題となっており、全て情報を提供していくぐらいの意識を持って犯罪を断ち切らないといけない。大事な市民の財産を守るという意識を持って迅速な対応をお願いしたい。
- (意見) 答弁を聞くと犯罪という認識が薄いと感じる。市民が犯罪の被害にあっており、一刻の猶予もないという意識を持って対応してほしい。
- Q. 被害状況の把握について、資料には半年に一度と記載があるが、警察とは随時情報交換しているとの答弁があった。どちらが正しいのか。
- A. 詐欺被害の発生件数の取りまとめのための警察からの聴き取りは半年に一度であるが、新たな手口など市民に周知すべき案件については、随時、警察から周知の依頼がある。
- Q. 警察からの情報を待つのではなく、市自らが判断して市民に情報を提供すべきではないのか。
- A. 今の判断基準としては、警察や消費者庁から周知依頼のあった分について市民に案内をしている状況である。
- (意見) 市が判断して情報提供しても怒る市民はいないと思うので検討してほしい。
- Q. 四日市市地域防犯協議会の会議において、特殊詐欺に関する情報提供はあったのか。
- A. 地域防犯協議会には各署が参画しており、刑法犯認知件数等の犯罪状況について、随時、主な情報の提供を行ってもらっている。
- Q. 特殊詐欺の状況について警察署に聴き取りを行っているとのことだが、警察のどの部署と情報交換を行っているのか。

- A. 地域防犯協議会においては、警察署の生活安全課と情報交換を行っている。また、聴き取りについても、同じく生活安全課に行っている。
- Q. 年7回開催されている地域防犯協議会においても情報提供されていないのは、部内での情報共有が図られておらず、また、特殊詐欺は犯罪だという認識が低いからではないのか。
- A. 地域の防犯に関しては、地域防犯協議会との連携を図っているにもかかわらず、市民・消費生活相談室からは、特殊詐欺に関して十分な情報提供がなされていないという現状があるので、速やかに改めて定期的に情報を提供するようにしたい。また、対応方法については協議会と一緒に議論していきたい。
- （意見）市民・消費生活相談室も地域防犯協議会の会議に参加して、説明をしていただくといいと思うので検討してほしい。
- Q. 市民・消費生活相談室は、特殊詐欺だけを扱っているわけではなく、特殊詐欺に関する議論だけでは取り組みが進んでいない印象になるが、全体の相談件数はどれだけで、特殊詐欺の割合はどの程度なのか確認したい。
- A. 相談件数は年間 1500 件ほどあり、その中で振り込め詐欺等は 140 件余りとなっている。特に犯罪として重いものについては、地域防犯協議会等へ情報提供して、どのような対応をすべきか一緒に議論することが重要であると考えている。
- Q. 特殊詐欺への対応については今後も検討してほしいが、多くの相談が寄せられる市民・消費生活相談室そのものの位置づけは、特殊詐欺に限らず市民全般の困りごとに対する相談窓口という立ち位置でよいのか。
- A. さまざまな消費者としての契約上のトラブルやサービスに対する不満などの相談を受けている。基本的には消費者保護の立場に立ち、消費者の問題に対処する窓口という基本を踏まえた上で、犯罪性の高いものについて今後対応を考えていきたい。
- （意見）所管の関係もあり警察主体で市が補完するというイメージもあるが、特殊詐欺は市民の財産を根こそぎ奪う悪質なものであり、市民にとっては市が拠り所となることから、力を入れて取り組んでもらいたい。
- Q. 特殊詐欺の周知はメールが基本とのことだが、被害にあう大部分は高齢者のため、メールでは情報が届きにくいと考えるが、考え方を確認したい。
- A. 未然防止という意味から、広報よっかいちでは2カ月に1回、特殊詐欺被害に関する記事を掲載するとともに、年1回特集を組み、最近では平成29年1月に周囲が高齢者を見守り、消費者トラブルを防ごうという趣旨の記事を掲載している。
- Q. 広報よっかいちを読まない市民も多いと思うが、広報よっかいち以外で取り組んでいる周知方法はあるのか。
- A. 広報よっかいちとメール以外では、頻度は多くないが、各地区市民センターで発行している地区市民センターだよりも掲載している。
- （意見）広報での周知も大事であり続けてほしいが、被害に遭う可能性の高い市民に直接知らせることが大事だと考える。市民の立場に立って周知方法を検討してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

**女性相談事業費について**

Q. DV相談は年間 2100 件程度で推移し、一時保護も年間 10 数件と続いており一向に解決せず深刻化している。相談体制の充実のために、平成 28 年度に統括的な職員を 1 名配置したが、増員したことによる効果はどうか。

A. 留守番電話での対応が減少したことに加え、関係機関との連携が迅速に行えるようになった。また、相談員一人当たり負荷も少なくなったことで、相談者一人一人に寄り添って対応する体制が整ってきたと考える。

Q. 相談員を拡充したことにより、DV相談を根本的に減らすことにはつながらないが、相談体制が改善されたことは評価できる。総括的な立場の男性職員が増えたことにより、常時何名体制で相談を行っているのか。

A. 平成 28 年度は、女性相談員 3 名のうち 1 名が電話相談、あとの 2 名は面接相談やケース同行が必要な方への対応にあたっている。また、面接相談やケース同行のない時間は、相談内容の記録などを行っており、ローテーションを組んで対応している。

Q. 平成 29 年度は、さらに 1 名増員し現在は 3 名ないし 4 名で対応しているということか。

A. 基本は 4 名体制で対応している。ただし、平成 29 年 7 月から採用した者は、現在研修中であり一刻も早く育てていきたい。

Q. 相談者が勇気を振り絞って電話をかけてくる中、電話回線が 1 回線のままで良いとは思わない。相談体制を充実したのであれば、電話回線を 2 回線とすることは考えていないのか。

A. 今年度、相談体制を充実させた効果も見つつ、電話回線を増設することについて検討したいと思う。

（意見）相談の性質上、即応力が求められる。電話回線を増設して対応できない場合も当然あるが、増設することに対してデメリットは感じないため、ぜひ検討して欲しい。

Q. 1 回線ということは、電話で相談を受けられるのは相談者 1 人だけということか。

A. 同時に対応できるのは 1 人だけである。電話による相談を受けている際には、留守番電話で対応中であることのメッセージが流れるようになっている。昨年度は、全体の相談時間の概ね 6 割は電話がかかっていない時間であるため、状況を見ながら回線の増設については考えていきたい。

Q. 相談の需要は増えており、有効な体制を整えなければニーズに応えられないのではないか。

また、何度も電話をかけたが留守番電話につながり出してもらえないということや、電話料金を相談者が負担しなければならないということが相談を受けることの障害となっていると感じる。電話相談について、フリーダイヤルでの対応を検討していないのか。

A. 全国的な動向を見ながら、1 人でも多くの方が相談しやすくなるよう検討していきたい。

（意見）全国的な動向に左右されず、必要な対策については、たとえ四日市市が初めての事例であっても実施していくよう要望する。

Q. DV被害を取り上げることで、どのように男女共同参画を推進させることができるのか。

A. DVの相談を受けることによって社会全体が変わることはないが、そこから女性がかかっている社会的な問題や課題が分ってくる部分もある。また、相談を受けることによって、DV被害などに悩む方を救うことにもつながっている。

(意見) 他市では、DV相談については、困りごと相談として取り扱っている。男女共同参画に関するのではなく行政が全体として考えるべき課題である。

Q. 男女共同参画に関する市民意識調査については、一般論的な質問が多く男女共同参画に進んでいるとは思えない。男女共同参画にどのようにつなげたいと考えているのか。

A. 男女共同参画に関する市民意識調査については、これまでの市の取り組みにより市民の意識がどの程度変わったのかを確認するとともに、特に就業に関する部分については、現在の課題について調査することができればと考えており、これからの市の施策に反映させたいと考えている。

Q. 女性の地位を出来る限り早く男性と同じくらいに高めるために、お互いが助け合えるような仕組みを描き、女性としてどのように社会参加していくのかという方向性を出していかなければならない。早く仕組みを作るためには、具体的に一つ一つ問題提起を行い解決する必要がある。現在、女性が置かれている状況を理解し、同じような問題意識を持てるような問題提起をして、目先を変えた取り組みをしてはどうか。

A. 現在、男女共同参画の視点での防災セミナーを行っており、その中で避難所運営を具体的にどのように実践するかを考えて行動してもらっている。そういった中から、これまで男性中心であった避難所運営の在り方が変わってきているのも事実であり、このようなプロセスを大事にしてさまざまな分野に広げ反映させていきたい。男女が助け合いながら物事を進めていくという変化を実感しており、引き続き取り組んでいきたい。

Q. 女性が避難所運営を行うことと男女共同参画は同じように見えて違う。参加することが、女性の地位の向上につながるというものではない。女性の地位の向上がどういうことなのかをしっかりとマネジメントしなければ、体制が変わることにはつながらないと思うがどうか。

A. 女性の地位の向上については、女性リーダーのあり方を考える場を設けており、実際に活動している女性からも問題提起もされている。そういった意見を踏まえながら、政策的な考え方を整理する必要があると考えている。今後、意識調査を行い、男女共同参画プランの見直しにつなげていきたい。

(意見) 女性の地位向上を推進する際に、それぞれの女性が抱えている事情や、状況を十分に考慮してきめ細かな対応をしてほしい。

Q. 女性相談に対する対応について、一時保護と保護命令があるが、それぞれの違いと判断する権限がどこにあるのか確認したい。

A. 一時保護とは、相談者が自宅に戻ると危険な場合に一時保護施設に保護することである。また、保護命令とは、当事者が裁判所へ申し立てを行い、裁判所から出る命令の事である。

- Q. 男女共同参画センターとしては、どのように関わるのか。
- A. ケースによりさまざまだが、電話相談から必要に応じて面接し、本人が保護を求め避難したいということであれば県に一時保護を依頼する。本人が警察に相談した結果、警察から市に連絡が入り一時保護につなげることもある。
- Q. 男女共同参画センターの判断で一時保護を行っているという理解で良いか。
- A. その通りである。
- Q. 男女共同参画推進にかかる取り組みの中で、防災に関するさまざまな取り組みを行っているが、防災と防犯は表裏一体である。防犯についての取組も一緒に行なうべきであったと考えるがどうか。
- A. 確かに防災と防犯は密接に関わるものであり、防災に関する取り組みの中で犯罪抑止につながる内容も含まれている。より防犯的な目線での取り組みについて、地域防犯協議会とも協議をしながら検討していきたい。
- (意見) 災害時には、防犯に取り組む方にも力を貸していただくことになる。せっかくの機会であるので、防災と防犯に取り組む方が一緒に交流を持ってもらえるよう、前向きに検討して欲しい。
- Q. 男女共同参画に関する市民意識調査の設問は、誰が作ったのか。
- A. 基本的な原案は、市の職員で作成しているが、男女共同参画審議会や委託業者からの意見も反映して決定している。
- Q. 実際に意識調査に回答したが、あたかも社会的要因があり女性の社会参加ができないということにつながるような印象を持った。また、女性本人がどう思っているかという視点が欠けており、設問が、一般の方の認識とかけ離れているように感じたが、この結果を今後の取組に反映していくということか。
- A. 今回の調査結果から方向性を考えていくことになる。男女共同参画の意識は、回答していただいた方の年代や、性別によってもそれぞれ意識の度合いが違うため、違和感を感じる方もあると思われる。
- (意見) 女性参画の現状を十分把握して欲しい。
- (意見) 意識調査の設問については、特に違和感は感じず適切であったと思う。
- Q. デートDV予防のための出前講座について、保育園、幼稚園でも実施しているということだが、どのような目的で行っているのか。
- A. 男女平等教育ということで、性別にとらわれる必要はないことや、相手を大切に思う心が大事であるということなどについて話をしている。
- Q. 平成28年度のLGBTの取り組みについて、男女共同参画に関する市民意識調査に設問を設けた以外にどのような取り組みを行ったのか。
- A. LGBTに関する講演会を人権センターと共催で実施した。また、相談員をLGBTに関する研修に参加させ、相談があった場合に適切に対応できるよう進めている。
- Q. LGBTの相談の場合、男性、女性どちらの相談ダイヤルにかければいいのか。
- A. 相談者自身が認識している性別の方に電話してもらえば対応する。
- Q. LGBTについては、ようやくスタートした段階である。今後の考えについてはどうか。
- A. 今回の意識調査の結果を見て、必要に応じて市民に向けた啓発を考えており、市民

の認知度によって、具体的な方策を検討していきたい。三重県では、今年度、L G B Tの電話相談も始めており、その状況を確認しつつ、市としても窓口をどうしていくのかなど検討していきたい。

(意見) 先進的に取り組めるような体制づくりをお願いしたい。

(意見) L G B Tの問題は、男女共同参画課で取り扱う課題ではない。男女共同参画以外の広い範囲を扱うのであれば別の課で議論すべきである。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

### 地域社会づくり総合事業費補助金について

Q. 地域社会づくり総合事業費補助金の支払いは、先払いか後払いのどちらか。

A. 先払いであり、一部を4月に、残りを夏ごろに支払っている。

Q. 各地区で金額の配分があると思うが、事務局運営費の支払い部分の総額から事務局の経費をまかなうこととなっているのか。

A. 事務局の経費については補助の上限を定めており、通常の地区では200万円が上限となっている。一部の地区では250万円や300万円が上限となっている。

Q. 決算資料では三重地区の中に大谷台地区が入っているが、平成29年度予算の資料では大谷台地区が三重地区と別出しで記載されていたと記憶している。記載方法に変更があったのはなぜか。

A. 特に意図して区分しているわけではない。例年、大谷台に対して当補助金を交付しており、今回の決算資料の作成にあたっては、地区市民センター管内という区分で記載している。

Q. 大谷台地区については三重地区の中に別出しで記載しているが、中部地区市民センター管内の表記に地区ごとの記載がないのはなぜか。

A. 中部地区市民センター管内に対しては、管内5地区に対して一括して補助金を交付しているため、まとめて記載している。

Q. 中部地区はセンター名と地区名が異なるという事情を抱えており、この問題は以前から指摘をしているが、いつになったら改善されるのか。

A. 表記の仕方については注意を払い、本資料では地区市民センター管内ということで中部地区市民センターと表記をした。地域の事情を考慮して、中部地区市民センター管内の5地区の名称を記載することとしている。

Q. 中部は一つのセンターの管内に5地区が入っているのに、追加資料においても、5地区ごとの予算額が記載されていない。地区別での資料を作成すべきではないのか。

A. 今回の当補助金の資料については補助金の交付団体ごとで表記しており、中部地区市民センター管内として、追加資料において決算額を5地区に分けることとした。今後は、5地区として記載するなど中部地区市民センター管内における地区名の表記の仕方については十分注意していきたい。

Q. 中部は、これまでの歴史的な経緯から、他の地区と異なり5地区に1つの地区市民センターしかなく、各地区の市民が利用できる施設がない。中部地区市民センターについても駐車場が狭く、利用しづらい。また、中部地区市民センター管内の5地区については、地区ごとに格差があり、例えば、中央地区や港地区には貸館施設があり住

民が利用できるが、同和地区にはそのような施設がなく道路の整備も遅れている。住民は市税を納めているのに格差があることに不満も持っており、高齢者の災害時における避難場所の問題なども含め今後の対応を考えてもらう必要がある。

A. 中部の5地区については、各地区でそれぞれの歴史や伝統があるが、これまでの経緯から活動拠点となる施設がない地区もあり、地域住民からさまざまな意見も伺っている。情報を集めながら知恵を絞るしかないと考えており、問題を十分認識し、検討していく必要があると考えている。

Q. 中部地区市民センター管内全体における本事業の決算額の約半分が事務局経費となっているが、こういった内容のものか。

A. 団体事務局の経費として支出した金額である。

Q. 団体事務局の経費に半分もかけるのであれば、人口の少ない地区は団体事務局をつくる必要性がなく、廃止すべきでないか。その分の経費を各地区の活動費に分配し、しっかりと地域社会づくりにつなげて市民サービスを向上させるような予算配分にすべきである。

A. 事務局経費については基本的には団体事務局で使われることが前提であるが、今後見直しを行う中で活動費が実質的に増えるような仕組みづくりを検討していく。

#### **集会所建設費補助金について**

Q. 四日市市集会所補助金交付要綱について、平成29年度から改正された箇所をあらためて確認したい。

A. 改正箇所は2点であり、1事業当たりの補助対象となる経費の下限額を50万円未満から30万円未満に引き下げたことと、段差の解消や手すりの設置など的高齢者の利便性を高めるバリアフリー化工事について補助金の額を20%加算する内容を新たに追加したことである。

Q. 平成28年度中に申請のあった分は、補助金は全て交付されたのか。

A. 申請のあった分については全て補助金を交付した。

Q. 要綱の条件を満たした申請であれば、全て補助を行うという考え方でいいのか。

A. 毎年度秋ごろに地域へ次年度交付予定の事業の照会を行っており、次年度の事業執行予定に基づいて予算を組んでいる。申請があったものについては基本的に交付しているが、緊急性の度合いにより申請を次年度にまわしてもらう場合はある。

Q. 平成29年度から対象経費の下限額の基準を下げたことで、申請件数は増えているか。

A. 増えている。

Q. 申請件数が増えてくると、将来的に予算が足りなくなるという事態も想定されるのか見込みを教えてほしい。

A. 現在も緊急対応分として一定の予算を確保しているが、少額工事を認めることによって緊急工事の増加も予想されるので、今後は緊急対応分の予算を、ある一定額確保していく必要があると考えている。

(意見) 予算の不足によって不公平が生じることをないように今後も注意してほしい。

## 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

### 地域づくりマイスター養成事業費について

Q. 平成28年度に地域づくりマイスター講座に自主参加した20名は、どのような手順で申し込みを行ったのか。

A. 主に広報よっかいちや地区市民センターだより、ホームページを見て参加している。中には、前年度の参加者からの口コミによって参加していただく方もいる。

Q. 26名の受講生のうち17名は地域活動に縁の深い方であるが、本事業の目的を考えると、地域活動に縁のない人を取り込んでいく必要がある。受講生の対象を広げるために企業等への周知は行っているのか。

A. 現在の周知方法では足りないと感じている。過去の受講者に新たな受講者の掘り出しをお願いすることとしている。また、平成28年度に行ったプロボノ活動で関わった企業のCSR担当者に声掛けしたことを機に、現在マイスター養成講座を受けていただいている方もいるため、そういったことを手掛かりに今後、さらに対象者を広げていきたい。

(意見) 企業に勤めて豊富な知識や技術を持ち、地域に貢献したいと考えている方は多くいると思うので、そういった方が地域の活動に参加しやすいように十分な情報提供を行ってほしい。

Q. 地域づくりマイスター養成講座の目的はネットワークを構築することだと思うが、気軽に地域活動に参加しようと思えるような講座となっているのか。

A. 内容としては、講座や演習、グループワーク、そして地域資源を見つけてどう活用するかというマッピング調査等さまざまなものがあり、受講者からのアンケート結果を見ると、非常にためになるとか、楽しかったという感想もいただいている。まだまだ工夫の余地はあるが、いろいろな人が垣根なく受講し、地域活動に馴染んでいただけるよう努めていきたい。

Q. 市ではさまざまな養成講座を催しているが、講座終了後のフィードバックが大事であると考えている。講座で学んだことを地域で発表する場や、受講生同士の情報共有の場を提供することを行っているのか。

A. これまでにも試みたことはあるが、受講生同士のネットワークの形成までには至っておらず、課題であると考えている。現在、平成29年度に予定しているマッピング調査の際に平成28年度の修了生に参加してもらうことを考えており、ほかにも発表や交流の場を提供していく検討を行っている状況にあり、今後進めていきたい。

Q. 受講終了後に修了証のカードを配付して、地域での活動の際に講座を受講したことが分かるようなかたちで活躍していただいてはどうか。慌てず着実に地域で活動する人材を育てていってはどうか。

A. 修了証は渡しているが、手帳のようなかたちで示せるものは配付していないので、今後検討したい。

### 地域防犯活動推進事業費について

(意見) 犯罪の状況について、部内での情報共有と合わせて、介護・高齢福祉課など全

庁的な情報提供が必要な場合には、会議に出席して情報の共有に前向きに取り組んでほしい。

Q. 災害が起こったときには、犯罪の増加や女性に対する性被害など地域の治安が悪化し、指定避難所内における犯罪も想定されるが、各地域で防犯活動を行っている団体と危機管理室との防災面での連携についてはどう考えているのか。

A. 平成 27 年度には、防災と防犯の連携が必要ということから、危機管理職員が地域防犯協議会の定例会に出席し、防災会議への参加などについて説明を行った。これを受けて、協議会の中でも防災と防犯の連携が必要との意見が醸成されてきており、平成 28 年度には、災害が起こった際の防犯の重要性を記したパネルを作成し、市民総ぐるみ防災訓練において展示した。また、平成 29 年度は、7 月に開催した防災の会議にオブザーバーという立場で役員が 1 名参加するなどしており、協議会の中で今後の防災会議への出席など、防災とのさらなる連携強化について議論を進めている。

(意見) 防災と防犯は表裏一体であり、いざという時のために、災害が発生した際の地域に根差した防犯活動を行う団体と地域で防犯活動を行う団体が連携することを視野に入れて前向きに検討し、取り組みを進めてほしい。

Q. 特に災害時の女性に対する性被害等について、地域防犯協議会の中に女性のチームを作って防災の団体と連携していく必要があるのではないか。

A. 非常に重要な視点だと捉えている。地域防犯協議会に加盟している団体の中に富田地区で活動する女性で構成された団体があり、その取り組みが全国的に注目されている事例もあることから、さらに情報発信を行って全市的な取り組みにしていきたいと考える。

(意見) さまざまなハードルはあると思うが、行政自らが率先して前へ進む姿勢を示して進めてほしい。

#### **防犯カメラ設置事業補助金について**

Q. 平成 28 年度は 50 台の防犯カメラを設置したということだが、特段の問題もなく適切に運用されているのか。また、これまでの当事業の実施についてどのように評価しているのか。

A. 現在 50 台の設置の確認は確実にしている。各団体に対して運用状況の聴き取り調査を行っている途中であるが、現時点で問題があるという話は聞いていない。設置の効果については、ごみ集積場に設置したことで違反したごみの出し方や不法投棄がなくなったというものや、通学路に設置したことで違法駐車がなくなったという事例は聞いており、一定評価されていると考えている。

(意見) ごみ集積場での設置については、ごみの持ち去り対策に有効ではないかという意見もあることから、効果があったという情報を地域や環境部に提供してほしい。

Q. 防犯カメラで録画したデータの適切な取り扱いや保存の確認を市は行っているのか。

A. 防犯カメラを設置した際に、どのような画像が撮られているのか写真で確認を行っており、設置後についての確認は行っていない。現在、聴き取り調査を行う中で、画像の保存日数が設置当初から変更がないのか、条例に定める 30 日以内であるのか確認

を行っている。

Q. 条例では市民から苦情があった場合は、市が画像を確認することとなっていると思うが、市民からの苦情はないのか。

A. 現在のところ防犯カメラに関する苦情はない。

（意見）個人情報の取り扱いについて、場合によっては問題が発生する可能性も考えられるので、しっかりと注視して欲しい。

Q. 防犯カメラの設置場所は、地域に全て任せているのか。あるいは、効果的な設置場所をアドバイスすることはあるのか。

A. 地域ごとに状況も異なるため、設置の相談を受ける際に他地域の事例を案内するなどの情報提供は行っている。

（意見）効果的で適切な運用となるような方法について、しっかりと情報交換してほしい。

Q. 防犯カメラの画像に関する苦情とは、どういう苦情が考えられるのか。

A. 撮影すること自体の苦情が想定されるが、あらかじめ自治会で十分検討したうえで設置されているため、苦情を受けたことはない。ただし、ある自治会での設置検討の際に、設置したくないという意見もあったと聞いている。

Q. 防犯カメラの設置の際に市が画像を確認するとのことだが、設置箇所で犯罪行為が行われた場合、市が録画内容を解析することはあるのか。

A. 市としては解析は行わないが、各自治会等で運用基準を定めることを条件に運用しており、警察等から法令に基づいて提供を求められた際には、その基準に基づいて自治会等の設置団体からデータを提供することはある。

Q. 防犯カメラのランニングコストに対する支援については、どう考えているのか。

A. 電気代や修繕等のランニングコストについては、今後研究が必要であると考えており、そのために各自治会に聴き取り調査等を行っている。しかし、まだ一つも防犯カメラが設置されていない地区が8地区あり、また、増設を検討する団体もあると聞いているため、新規の設置に軸足を置いて取り組む必要があると考えている。

Q. 全地区に、ある程度防犯カメラが設置された段階で、ランニングコストに係る費用への支援についても検討していくということか。

A. そのとおりである。

Q. 防犯カメラが設置されていない8地区を教えてください。

A. 富洲原、県、橋北、神前、塩浜、河原田、小山田、水沢である。

Q. 市内全体で防犯カメラは何台設置されているのか。

A. 補助金を活用して設置した台数は、平成28年度までの2年間で104台である。

#### **安全なまちづくり推進事業費について**

Q. 市が設置主体となって駅に防犯カメラを設置する場合、駅によって条件もさまざまであるが、どの駅に設置するのか判断基準や考え方を確認したい。

A. 乗降客数をまず最初に考えるが、それに加えて、例えば自転車の盗難被害など犯罪の発生状況について警察から情報提供を受けた上で、その都度、設置の優先順位を判断している。同じような乗降客数等の状況であれば、犯罪の発生が多い場所を優先し

て設置していく考え方である。

（意見）市が防犯カメラ設置する場合は公平性を担保し、なるべく基準を示した上で市民から疑念が生じないように取り組んでほしい。

#### **繁華街等防犯対策活動推進事業費について**

Q. 客引き行為等の防止について、客引き行為等適正化指導員や警察がいなくなると途端に、また客引きが現れてしまう。逮捕の適用を厳しくすることで抑止力に繋がると考えるがどうか。

A. その点については、課題と認識している。市単独で対応することは難しいことから現在、四日市南警察署と連携して、マッサージ以外のキャバクラやホストクラブの客引きに対して取り締まりを強化できないか検討しているところである。

（意見）名古屋が取り締まりを強化すると、四日市に客引きが流れてくるという話を聞いたことがある。実情をよく把握しながら対応に努めていただきたい。

Q. 客引き行為について、検挙に至るまでの流れを確認したい。

A. 市条例に基づき一定の手順を踏む必要があるが、警察により現行犯逮捕することもある。

Q. 現行犯の場合、一般人であっても逮捕することができると思われるが、市職員が逮捕することはあるのか。

A. 執拗な客引き行為については現行犯として逮捕することも可能であるが、そこまでの事案と認められない場合は、手順を踏んで対応することになる。いずれにしても、警察との協議において、市職員が現行犯逮捕することは極めて困難であるとの認識で一致しており、警察と連携しながら対応していきたい。

Q. 外国人客引きに対しては、不法滞在で検挙していくことが効果的と考える。入国管理局と合同でパトロールを行うなど、今以上に対策を図るべきではないか。

A. 10月にも法務省名古屋入国管理局や四日市南警察署との合同パトロールを実施できるよう調整しているところである。年に何回か、実施できるよう連携を深めていきたい。

Q. 入国管理局は、不法滞在の情報をもとに、職場や住居の内偵調査を行うのが基本であり、表立ってパトロールを行うことは対応しにくいのではないか。

A. 平成28年度に入国管理局と一緒に、チラシを配布して啓発を行った。入国管理局も実態の把握に努めているが、今後とも市が把握している情報を入国管理局と共有して対応を図っていきたい。

（意見）客引き行為を無くそうとするのであれば、入国管理局に情報を提供し、検挙に繋げてもらう方が、早く結果が出せるのではないか。効果的な対策を心掛けてほしい。

#### **《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》**

##### **泗翠庵修繕工事について**

Q. 昨冬の大雪被害により修繕工事が必要になったことに関して、泗翠庵は損害保険に加入していたのか。また、保険適用を受けることはできたのか。

A. 管財課を通じて損害保険に加入している。今回の被害に関しては、修繕工事費18万

5 千円余のうち、瓦や樋の破損など大雪による被害が認められた部分について 9 万 3 千円余が保険により補てんされるが、竹垣の破損など老朽化か大雪被害によるか判別出来なかった部分については、保険の対象とならなかった。

Q. 修繕工事費の支出と保険による補てんについて、会計の流れを確認したい。

A. 会計上の規定により、修繕工事費については、一旦、市が全額を支出し、後日、保険会社から歳入として受け取る形となっている。

(意見) 保険会社も様々な補償を取り揃えている中で、被害全部に対応できる会社を、競争により選ぶことも検討してみてはどうか。

### **三浜文化会館整備事業費について**

Q. 三浜文化会館のオープニングセレモニーに際し、三浜小学校区の自治会長には招待状が届いたが、塩浜地区の一部自治会長には届かなかったと聞いている。三浜文化会館が地域とどのように関わっていこうとしているか、考え方を確認したい。

A. 元々、三浜小学校であった経緯を踏まえ、職員室を地域活動室として整備した。地域で広く活用いただけるよう、地元の塩浜地区のみなさんに管理をお願いしている。

(意見) 地域の自治会長に招待状が送られていないのであれば、地域に対する考え方との間に関きが出ることになるので、十分配慮いただきたい。

### **四日市音楽コンクール開催事業費について**

Q. 市民文化祭等開催事業費が委託料 408 万円、四日市音楽コンクール開催事業費が補助金 650 万円、四日市ジャズフェスティバル 5 周年記念支援事業費が補助金 100 万円であり、この 3 つの事業費を比較すると支出のバランスが市民に理解されにくいのではないのかと感じる。市民文化祭とジャズフェスティバルは市民が主体、音楽コンクールは行政が主体の事業であるが、これらの事業の考え方を確認したい。

A. 全国ファミリー音楽コンクールは、シティプロモーションの一環として、全国への文化力の発信と都市イメージの向上が大きな目的の 1 つであり、募集から開催日当日までの長期間にわたるシティプロモーションの効果があると考えている。家族と絆の再発見、元気な家族の育成など、特に子育て世代を中心とする家族を応援していくことは行政の役割でもあり、開催日の来場者だけを対象としたコンクールという意味だけではなく、年間を通じて行政が担うべきさまざまな取り組みを実施する事業である。

Q. シティプロモーションによる効果の捉え方はさまざまだと思うが、公費を使って開催する割に、全国ファミリー音楽コンクールへの市民の参加の割合が少ないと感じる。コンクールに対する市民の理解や捉え方について調査をしたことはあるのか。

A. これまでの来場者へのアンケートのほか、平成 27 年度にインターネットによるアンケートを実施し、当事業に対して約 7、8 割の方に良い評価をいただいている。

Q. 市民に理解されているという評価を行って平成 28 年度も全国ファミリー音楽コンクールを継続したとのことだが、過去 5 年間、特に内容に大きな変化はない。全国にこだわりすぎず、市民が参加しやすい環境にして、四日市の文化を発信するシティプロモーションとしての音楽コンクールという考え方での開催がいいのではないのか。

A. 観光・シティプロモーションの面で商工農水部と連携して、他県に出向いて過去の

出場者も参加してもらい、演奏を行ったり、また、コンクール本選の会場では、こにゅうどうくん等の出演や地場製品の販売を行うとともに、ユネスコ無形文化遺産や工場夜景といった四日市を紹介するパネル、映像を披露している。さらに、予選で落選した方にも参加料 2000 円相当の地場産品を贈っており、コンクールの開催だけでなく、市の PR も行っている。公募による 100 人の市民審査員や会場運営における約 25 人の市民ボランティアをはじめ、来場者も 9 割近くは市民の方であり、そういった面で多くの市民に参加していただいている。

Q. 多くの市民が来るのもいいが、全国を対象とした音楽コンクールであるならば、もっと全国からの来場者が増えなければ、650 万円の投資によるシティプロモーション効果に疑問を持たざるを得ない。市民文化祭が 408 万円の支出で年間 1 万 8000 人が来場しているのに対し、市主体となって全国に PR している音楽コンクールが来場者 1510 人程度でしかなく、今後も続けるのであれば、市民に対する文化を中心に考えて、手法、内容、目的等を検討する必要があるのではないか。平成 28 年度の開催を踏まえた事業の評価を伺いたい。

A. 文化には市民文化と伝統文化、そして都市の文化もあると考えており、文化の面で外部から評価を得ることも大切なことと考えている。本市における文化のイメージを向上させることを目的に平成 28 年度は約 360 万円の広報費を使って、四日市で開催するということを強調して全国約 2200 カ所に PR も行っている。これまでの全国ファミリー音楽コンクールでは全国 35 の都道府県から延べ 363 組の応募があり、本市が外部から文化の面で評価をされているという大変ユニークな音楽コンクールとして、今後も続けていきたいと考えている。

(意見) 四日市市民が中心となって行うコンサートを全国から見に来てもらい、本市の文化力を向上し評価を上げるという捉え方をしてもいいのではないかと考える。四日市にあるすばらしい文化を全国に発信するための事業としてほしい。

(意見) 他都市ですで行っているものは、全国から注目されることはない。プラスのイメージを発信して少しずつ全国的に理解を深めていく作業は、地道だが続けていくべきであり、10 年程度の単位で総括して事業を検証することが必要と考える。初めてのことは厳しく批判されることもあるが、批判されながらも力強い芽が出ていくことが文化力だと考える。

Q. 本市では、現在マリンバが地位を得てきて活動が広がっているが、文化会館にはマリンバは置いていない。そのような活動を行政として後押しすべきと考える。全国ファミリー音楽コンクールと一緒にマリンバを全国に宣伝するなどの方法を検討する価値があるのではないか。

A. 全国ファミリー音楽コンクール実行委員会の委員にマリンバの指導者がおられ、ご協力いただいている。また、三浜文化会館の開館記念行事でマリンバの演奏を行うなど、本市の文化振興にマリンバは功績があると認識している。マリンバの購入等について、マリンバの指導者にも相談をしながら検討していきたい。

(意見) 本市でのマリンバの活動をさらに力強く発展させるためには、さらなる支援が必要と考え、要望したい。

(意見) マリンバは 1 つの例として他にも何か特化して四日市が持っている文化力を全

国に発信していくことが大切だと考える。

Q. 全国ファミリー音楽コンクールに関するインターネットでのアンケートで7割以上が好評価であったという答弁があったが、回答者数が160人程度だったと記憶しているため、確認したい。

A. 「市政ごいけんばん」アンケートということで平成27年10月に実施しており、インターネットモニター267名のうち、約6割に当たる160名の方から回答があった。

(意見) 160名の7割で市全体の認知度を図るには不十分であり、全国ファミリー音楽コンクールを継続する中でどこまで市民に認知されているのか十分に把握する必要がある。シティプロモーションの一環として力を入れているのであれば、まずは市民の方に知ってもらうことが前提条件であり、その上で全国の中でどれだけ認識されているのかも把握する必要がある。現在の全国ファミリー音楽コンクールは、シティプロモーション効果に疑問を感じており、今後も続けていくのであれば、全国メディアで取り上げてもらうための新たな発想や知恵を加えて認知度を高める必要がある。

Q. ジャズフェスティバルなど他の文化事業との連携なり、一体化していくという考え方は持っていないのか。

A. 全国ファミリー音楽コンクールの実行委員にはジャズフェスティバル実行委員長もおられ、連携を図っている。過去のジャズフェスティバルでは、コンクールに出場した家族が市民公園で演奏するといった取り組みもしており、今後も一体化も含めてさまざまな連携方法を検討していきたいと考えている。

(意見) 全国ファミリー音楽コンクールとジャズフェスティバルの開催日が1週間しか変わらないのであれば、その1週間を音楽ウィークとして市内各所で音楽が流れるようにするなど、いろいろなアイデアを出して取り組んでほしい。

Q. 歌手の観光大使にも協力してもらい、人を集める工夫を行ってはどうか。

A. 第5回の全国ファミリー音楽コンクールには観光大使のKUN I—KENさんに演奏していただいた。今後もできる限り考えていきたい。

## ＜議員間討議＞

(意見) 当事業に現状はそこまでの情報発信力はないが、関係者を中心に文化に理解がある層には浸透していくのではないかと考え、公害のマイナスイメージではない本市のプラスイメージを定着させてほしい。地域の文化はすぐに育つわけではなく、少なくとも10年ぐらいの単位で実施しないと中途半端に終わってしまうため、事業継続の判断は市が行うべきである。ある程度実施して結果が出ない場合はやり方を変えるなどさまざまな可能性もあり、新たな取り組みを応援したいと考える。

(意見) なるべく予算を使わずに全国へ発信することが重要であり、NHKやその他の民放のメディアも活用して大きくPRするなど手法はさまざまである。いかにして宣伝効果を高め、シティプロモーションの効果を出していくのか知恵を絞ってほしい。

(意見) 数年で本当の評価はできず、10年ぐらい本腰を入れてやっていく考え方は理解できるが、当初、5年を一つの区切りとして事業内容を精査するとのことであった。市民に広く知れ渡り、より市民に軸足を置いて市民が参加してもらうような内容の見直しを見えるかたちで提供してほしい。また、本気で全国にシティプロモーションを

行う考えであるならば、もっと予算をかけてメディアを活用するなど拡充に向けた次の一手が必要であると考えます。

(意見) 全国ファミリー音楽コンクールを市民により注目してもらうためにも、市民だけを対象として家族、保育園・幼稚園・小中学校・高校等のグループによる発表の場や、一般からのさまざまな音楽のジャンルの発表の場とした歌の祭典をしてみてもどうか。その上に現在の全国ファミリー音楽コンクールを位置付ければ、幅の広い企画となってさらに市民に広がっていくと考える。

(意見) 文化を醸成して事業を定着させるならば5年は少ないと考える一方で、市民の参加、認知度が上がっていないというのは大きな課題であり、多くの市民に観に来てもらうためにも改善の必要はあると考えるが、文化による効果を客観的に評価するのは難しい。シティプロモーションへのつながりには疑問もあるが、第1回の開催時に実際に観に行った際には、演奏する家族に心を動かされた。事業や伝統を市民で創り上げるといった姿勢は評価して応援していかなければならないと感じており、自信をもって事業の内容を発信し、強い意志、情熱を持って継続して取り組んでほしい。

(意見) 庁内で昼休憩に四日市市歌を流しているように、全国ファミリー音楽コンクールでの演奏を流したり、DVDを貸し出しするなど予算を使わずに工夫してPRすることもできるので、そういった感性を磨いてほしい。

(意見) 四日市音頭や民謡、マリンバなどの四日市に関係する音楽を、全国ファミリー音楽コンクールの前段で発表できるような機会を作ってはどうかと考える。

(意見) 文化という面では、音楽や歌だけでなく踊りもあり、セットで行ってもらなど工夫して取り組んでほしい。

(意見) シティプロモーションの視点での答弁もあったが、まずは、市民の文化力を上げることが当事業における第1のコンセプトであり、本質的に市民の文化力を上げるという視点での事業の検証が必要である。開始当初は5年で検証するということであったが、5年で検証結果を出すことは難しいという意見もあったので、10年程度でしっかりした検証結果と方向性を示してほしいと考える。

#### **音楽等情報ステーション推進事業費について**

Q. 現在までの実績は、累計でどのくらいあるか。

A. 音楽情報ステーションを開設した平成28年2月20日から、直近の7月末日までの情報提供登録者数は累計で48件あり、音楽イベント情報の登録は191件まで増加した。

Q. 情報の登録は、どこが主体で行うのか。

A. 各登録者がそれぞれ行う。市も市主催のイベント情報を登録している。

Q. 本市で行われる大きな音楽イベントは、どの程度網羅できているか。

A. 文化会館の主催事業や全国ファミリー音楽コンクールなどの市が主催するイベントについては全て登録している。民間主催のイベントについても、情報提供登録者であれば、ライブハウスから有名アーティストに至るまで、情報を登録することができる仕組みとなっている。

Q. 情報提供登録者でないと、情報登録できないということか。

A. そのとおりである。情報提供登録者をより多く増やし、情報を引き出せるよう、周

知用のチラシを作成してPRに努めている。

(意見) せっかく良い制度を作ったものの、登録者や情報が少なく、ホームページの構成も見づらいなど課題が多い。本市で開催される音楽イベントがすべて網羅され、チケット購入と連携できるようにするなど、利便性の改善に努めてほしい。

Q. 本事業は、職員による政策提案制度から事業化されたのか。

A. そのとおりであり、平成 27 年度に事業化したものである。

Q. 事業化後、提案者はどの程度事業に関わっているのか。

A. 提案者と協議をして事業化を行ったが、その後は特に関わりを持っていない。

### **地域の文化遺産の保存・継承支援事業費について**

Q. 地域の文化遺産の保存・継承支援事業においては、特定財源を充てて団体の活動に補助を行っているが、ユネスコ無形文化遺産登録推進に関するポスター作成等の取り組みについては、一般財源を充てている。特殊性のある取組については一般財源を充てるのか、財源の考え方を確認したい。

A. 保存団体の活動への補助については、市民の文化活動を支援する事業に充てることを目的に設置された文化振興基金を特定財源として活用し、市が作成したポスターについては、一般財源を充てている。

Q. ユネスコ無形文化遺産に登録された鳥出神社の鯨船行事以外にも、市内各地に伝統行事があり、そうした地域文化についても支援を行うべきではないか。

A. 地域の伝統文化については、ユネスコ無形文化遺産への登録の有無に関わらず、すべてが重要であると考えている。市民文化部では、伝統文化の保存・継承活動が地域社会づくりにも有効であることから、担い手育成を目的とした事業や行事に欠かせない用具の更新に対して補助を行っている。どの団体も担い手不足を課題としているため、平成 28 年度は、鯨船行事を行う各団体の意見交換ネットワーク会議を行ったところ、それをきっかけに団体相互で行事の参加者を応援しあうような動きも出てきたと伺っている。

(意見) 伝統文化を継承していくためにはどうすればよいか、市民に意識をもってもらえるよう、予算の増額を視野に入れて取組を進めてほしい。

### **会議室の利用促進について**

Q. 文化会館、あさけプラザ、楠ふれあいセンターなど比較的知名度の高い施設や、利用目的がはっきりしているリハーサル室や展示室の利用率はある程度高いが、三浜文化会館や橋北交流施設など会議室が数多くある中で、会議室の利用率をどのように高めていくのか考え方を確認したい。

A. 会議だけではなく、サークル等の活動にも利用していただけるようにさまざまな使い道を提示して周知するとともに、企業に対しても周知していきたいと考えている。

Q. 各施設の利用時間を見ると大体同じような開始時間および終了時間で特徴がない。最近は朝の早い時間を活用して趣味や勉強会、異業種交流会なども行われており、市の施設において試験的に早朝から利用できるような検討を行ってはどうか。

A. ニーズの把握とともに検討したいと考える。

（意見）特徴のある公共施設が１、２施設あってもいいと考え、市民のニーズを調べ、試験的でもいいので早朝から利用できる施設の検討を要望したい。

#### 《歳出第２款総務費 第１項総務管理費 第２０目生涯学習振興費》

##### 生涯学習情報提供事業費について

Q. 「まなぼうや」ホームページについて、市民ボランティア記者を２名増員したとされるが、実際に記者はどのような活動を行っているのか。

A. 生涯学習活動を行う団体に出向いて取材を行い、まなぼうや通信に掲載するための記事を執筆している。

Q. 記者の登録者数は１３人であるが、メンバーの新陳代謝は図られているか。

A. 記者の居住地区に関する記事が多くなる傾向があるため、新しい人に加わってもらい、記事がマンネリ化しないように努めている。

Q. 事業費の４４万３千円余は、冊子の印刷経費に使ったのか。

A. 印刷経費とホームページ管理費などである。

Q. ボランティア記者に対し、交通費は支給していないのか。

A. 無償ボランティアとして活動されている。

Q. ボランティア記者は、どの程度活動しているのか。

A. 基本的には、年に数回ある編集会議に参加いただいているが、一部、高齢や家庭の事情等で参加できない方もあった。

Q. 記者の方は、どのくらいの年齢層か。

A. ５０歳代からで、中には７０歳を超える方もいる。

#### 《歳出第２款総務費 第３項戸籍住民基本台帳費》

#### 《歳出第１０款教育費 第５項社会教育費》

別段の質疑、意見はなかった。

### 【商工農水部・経過】

#### 《歳出第５款労働費 第１項労働諸費》

##### 障害者就労支援事業について

Q. 障害者就労支援事業について、障害者を支援する連絡会議の中で周知を依頼しているとのことだが、この会議の主催はどこか。

A. 四日市を中心とする１市３町のほか福祉団体が集まっており、四日市障害者就業・生活支援センタープラウが主催している。

Q. 資料からは、市が主催している会議で積極的に周知しているような印象を受けるが、誤解を招いてしまうのではないか。障害者やその保護者への周知について、プラウや会議へは、どのように依頼しているのか。

A. 会議には障害者の保護者も含む支援団体も参加している。一方で、当事業は周知も含めて委託をしており、委託先が直接総合診療センターひながなどに出向き、周知を行っている。

- Q. 会議の中では広報をしているのみで、具体的な周知や参加要請については委託に含まれるということか。周知の方法についても、案内チラシを置いておくだけでは就労につながらない。本人のところまで届き、丁寧に説明できる体制をとっていくべきと考えるがどうか。
- A. 情報を直接届けることは重要であり、委託先も障害者がいる施設に出向き、チラシも渡しながら説明をしている。
- (意見) 障害者すべてが施設にいるわけではなく、自宅にいる人も少なくない。障害者の就労につながるよう現状を把握して、障害者本人や保護者に届くように十分検討していただきたい。

## 《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費》

### 三重県森林協会負担金について

- Q. 林業への支出については、三重県森林協会負担金の4万円のみか。
- A. そのとおりである。
- Q. 林業を営む人や森林組合がないことは認識しているが、林業について支援は行っていないのか。
- A. 森林整備や治山林道整備は行っていないが、森林税を財源として、竹チップ製造機器を購入し、里山保全に活用できるよう貸し出しを行っている。今後、森林税の活用方法を検討していきたい。
- Q. 森林の管理が放置されているところも見受けられるが、森林税の活用は、まずそちらの対策について考えるべきではないか。
- A. 林業がない中で森林整備を進めることは難しいが、竹林や山林が放置されると獣害を招きかねないため、その対策として、民有林について一定の環境整備が必要と考えている。地域活動を支援する観点で、森林税を活用した支援ができないか検討していきたい。
- (意見) 山歩きをするにしても、整備された歩きやすい道が必要であり、NPOが各地で山林に遊歩道を整備していることを見ても、市民ニーズはあると考えられることから、検討を進めてほしい。

### 青年就農給付金事業費について

- Q. もうかる農業を育成するための底上げが必要であるが、国の事業である青年就農給付金事業の周知については、どのように行ったのか。
- A. 就農希望者から相談を受けた際に、もれなく給付金の案内を行っている。不特定多数に向けた広報は行っていない。
- Q. 平成28年度の実績は2件となっているが、人口比率で他都市と比較するとどのような状況にあるのか。
- A. そうした観点で調査を行ったことはない。
- Q. 就農後は、継続していく中で様々な課題が出てくると思われる。充実した相談体制が望まれるが、どのような体制をとっているか。
- A. 青年就農給付金については、5年間給付を受けた後も引き続き支援を行う事業とな

っており、技術面では県の普及員、資金面ではJAの担当の協力を得ながら、定期的にヒアリングするなどして状況把握に努めている。

（意見）給付期間中にいかに技術を習得できるかが重要である。県や民間との役割分担を踏まえながら、新規就農者に対する支援の充実を図られることを期待する。

#### **新規就農者支援事業費について**

Q. 事業の周知が弱いと感じるが、今後、どのように新規就農者を増やしていく考えてあるのか。

A. 三重県が開催する就農フェアで広報を行ったことはあるが、広報の仕方を工夫する余地があるため、検討していきたい。

Q. 高齢化に伴う担い手不足は、全国的な課題となっている。広報の一例として、福井市では、新規就農者向けに見学ツアーを開催したり、ホームページに地域ごとの農業とその特色を紹介するなど工夫がなされているが、このような事例を参考に検討を深めてはどうか。

A. ホームページについては、新規就農者に限らず、分かりにくいという声も届いているため、分かりやすく、見てもらえるような内容となるよう工夫していきたい。

Q. 新規就農者が収入を得られるようになるまでには時間がかかる。新規就農者に対する生活保障が手厚い自治体も見受けられるが、本市にはそのような制度がなく、温かみに欠ける。それにも増して、就農者支援においては、優良農地をいかに確保できるかが課題となるが、現状について確認したい。

A. 就農に際し、最も課題となるのが農地の確保であり、希望にかなう農地がなかなか見つからずに苦勞することが多い。農業委員会法の改正に伴い、今年度から新たに農地利用最適化推進員を選任することとなったが、その役割として、新規参入の促進が位置づけられていることから、各地域で新規就農希望者を迎え入れていくための意識醸成や地ならしを行っていただきながら、より一層の支援を進めていきたい。

（意見）持続的な経営を行うためにも、優良農地の確保が重要である。

#### **鳥獣被害防止対策事業費について**

Q. 有害鳥獣の駆除頭数については 410 頭の実績が上がっているが、これをどのように評価しているか。

A. 駆除は数多く行っているが、イノシシによる被害の声が増えてきた。いかに効率的に捕獲していくかが課題であると実感している。

Q. 様々な対策を講じているものの、被害は増えていると感じている。これまでと同じ対策を繰り返しては、獣害被害は減らないため、次の手立てを講じる必要があるのではないか。

A. 獣害被害の声が届く中で、次の段階では数を減らすことが重要と考えているが、どのような対策を行えば減るのか、有効な対策が見つからないのが現状である。他市の取組事例を研究して検討していきたい。

（意見）人への被害が起こってからでは手遅れとなる。早急な対応を期待したい。

Q. 平成 28 年度から有害鳥獣対策専門員を 2 名配置して対応に当たっているが、どのよ

うな成果があったのか。

- A. 2名の専門員が専従することで、パトロールや被害状況の把握が以前よりも改善された。特に、どこで被害が多く発生しているか迅速に把握できるようになった点が大  
きい。
- Q. 有害鳥獣の追い払いをしても他の地域に移動してしまうだけで、エサを無くすなど  
別の方法を講じないと抜本的な対策とはなり得ない。例えば、広島県の宮島では、専  
門家に依頼して5年かけて島からサルを一掃しているが、鈴鹿市や菰野町など周辺自  
治体と協働して広域的に檻を仕掛けるなど、数年かけても良いので効果の上がる対策  
を考えてはどうか。
- A. サルについては、定着しないよう追い払うことが重要である。さらに大型捕獲檻を  
設置して、かなりの数を捕獲してきたが、未だに現れる状況である。4基の檻を効果  
的に配置して捕獲に努めていきたい。
- Q. 駆除した有害鳥獣をジビエとして活用する考えはないか。
- A. ジビエについては他市で取組事例があるが、迅速かつ安定して加工することが難し  
く、すぐに実現することは困難であるため、研究を進めていきたい。
- Q. 追い払い用の煙火（T-3）などの購入に770万円ほどかかっているが、ドローン  
を使った追い払いであれば、本体購入の約50万円に3週間の操作講習費を加えた程度  
で実施できると考える。サルの追い払いはもちろん、イノシシの寝床を探すこともで  
きるため、新たな手法として検討してはどうか。
- A. 次の段階での新たな手法として、検討していきたい。
- Q. 他市では既に、ドローンを使って有害鳥獣の監視を行っている事例もある。防災担  
当部局等と連携して職員研修を行うなど、協力して取組を進めてはどうか。
- A. 事例の調査を行いたい。

#### **学校給食等地産地消推進事業費について**

- Q. 地産地消の観点から学校給食への地元食材の利用を進める上で、安定供給や仕入れ  
価格が高いなど、どのような課題があるか確認したい。
- A. 学校給食に必要な量を確保できるかが課題である。提供できる品目は増えているが、  
確実に必要量を供給できるだけの体制は整っていない。なるべく子供たちに地元食材  
を提供できるよう、少量でもよいので提供いただくよう生産者に働きかけを行ってい  
るのが現状である。
- Q. 子供たちにとって生産者を身近に感じられる、食育の面で良い取組と考えるが、他  
に課題はあるか。
- A. 大きな課題はないが、市場への卸値と学校給食での調達価格を考えると、生産者に  
販路の一つに捉えていただくことは難しく、あくまで食育推進の観点から、地域の子  
供たちに一定量を提供いただいている。
- Q. 中学校給食においても、地産地消の推進については、同じ考え方のもとに進めてい  
く考えか。
- A. 同じ考え方であるが、必要量の確保がより困難になると考えている。一定量を下回  
らないよう、安定供給を目標にして取組を進めていきたい。

（意見）天候の影響で価格が変動する中で、学校給食において、地元食材の必要量を確保しつつ指値で調達することに限界がきている。小学校給食では2万食を用意する必要があるが、中学校給食ではその半分で済むため、農家と協力して進めてほしい。

Q. 給食等産地消費コーディネーターにJA職員を委嘱しているが、その人数と効果を確認したい。

A. 1名の方に委嘱している。毎月、教育委員会から送られる献立表をもとに、必要な食材を提供いただけるよう登録農家に呼びかけをし、確保に向けた調整を行ってもらうなどの協力をいただいている。特に12月には、ふるさと給食があり、地元食材にこだわったメニューを提供するために、学校給食協会と定期的な会議をもちながら、コーディネーターを通じて調達可能な食材の情報把握に努めている。

Q. コーディネーターがいない場合は、食材の確保が難しくなるのか。

A. これまでに実績のある食材であれば可能かもしれないが、新たな食材を調達する場合は農家の実情に詳しい人の力を借りないと難しい。

#### **農業センター管理運営経費について**

Q. 農業センターの今後のあり方について、直営を維持するのか、あるいはJA等への委託や指定管理を導入するのか、考えはあるか。

A. 現場職員の技術承継が困難になっており、全ての品目について技術指導ができる状況にもない。今後、どのような運営形態が望ましいかは、農家・JA・県の意見を聴きながら方針を決めていきたい。

（意見）新規就農者への技術支援についても民間の活力を生かしていくべきであり、引き続き検討していただきたい。

#### **＜歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費＞**

##### **乳牛育成事業費について**

Q. 市内の酪農家数は1戸で、飼養頭数は25頭であるが、ふれあい牧場が預託した乳牛は4月時点で42頭、うち市内酪農家からの受け入れは8頭となっている。市内酪農家からの預託分以外については、どこから受け入れているのか。

A. 鈴鹿市の四日市酪農組合員からが大半を占め、一部県外からも受け入れている。

Q. ふれあい牧場は観光面で大きな役割を果たしているが、市内の酪農家は少なく、今後増加が期待できない状況であるのならば、肉牛の子牛の受け入れについて検討してはどうか。

A. 肉牛を育成する場合、飼料の与え方や飼育環境を見直す必要があるため、不可能ではないにしても現状では難しい。

Q. 食肉センターを保有していることも踏まえ、将来に向けて市にメリットのある形を検討してはどうか。

A. ふれあい牧場は今や大きな観光資源となっており、市内外から多くの人が訪れている。今後、乳牛の預託数が減少する状況となり、牧場を維持するために肉牛の預託を検討すべき時期が来る可能性もあるのではないかと考えている。

Q. 週末に行われているソフトクリーム販売等のイベントの詳細を確認したい。

- A. 本事業とは別に、指定管理者において、ソフトクリーム販売・搾乳体験・バター作り体験などのふれあい事業を行っている。
- Q. 牛の育成に要する時間はいかほどか。
- A. 乳牛は2年弱、肉牛は3年ほど必要である。
- Q. 培養技術の進展により、肉を3カ月ほど培養してミンチを製造することができるといった話を耳にしたことがあるが、そのような新技術についても研究してはどうか。
- A. 初耳であるため、情報を仕入れていきたい。

#### 《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費》

別段の質疑、意見はなかった。

#### 《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費》

##### 沿岸漁業振興事業費について

- Q. 吉崎海岸ではアサリの生息場となる干潟の造成工事を行っているが、これは国土交通省の伊勢湾再生事業に関係する事業であるのか。
- A. 干潟造成については、県事業と聞いている。
- （意見）伊勢湾は大きなイケスのようなものであり、下水道が高度化処理を行っていても富栄養化対策には限界が生じてくる。アサリはバクテリアの分解能力があり水質浄化能力が高いため、伊勢湾をきれいにして環境を守る観点からも、本事業を継続して行うことは重要である。
- Q. 本事業により漁獲量が増え、水揚げしたものを漁業者が朝市で直接販売できるようにすれば、生計を立てられるだけの所得が得られるのではないか。その結果、若手の参入にも繋がると思うがどうか。
- A. 放流した種苗が育ち、最終的に漁獲されて、漁業者の収入に繋がるのが理想であるが、漁獲量が安定しないことが課題となっている。その要因として、富栄養化や伊勢湾の中心部に貧酸素水塊という酸素量の少ない海域があり、生育に影響が生じたことが考えられる。県では様々な調査を行っているため、十分情報を把握して漁業者に伝えていきたい。

#### 《歳出第7款 商工費 第1項商工費》

##### 鈴鹿山麓研究学園都市等管理運営事業費について

- Q. 執行した500万余はどのような経費か、詳細を確認したい。
- A. 商工課が管理する部分の除草費である。
- Q. どれぐらいの面積を除草したのか。
- A. 延べ2万200㎡であり、区域を分けて除草を行っている。

##### 中小企業振興事業費について

- Q. 中小企業振興事業費補助金について、実際に事業を営んでいる中小企業経営者に向けて、どのような形で周知したのか。

- A. 周知についてはホームページが中心となる。また、企業訪問の際にチラシを持っていき、直接紹介するケースもある。
- Q. 中小企業は数多くあり、すべてを訪問できるわけではないと思うが、自主的にホームページを見て、情報を取りにいかねばならないような周知方法で良いのか。
- A. 募集する際には周知が一番重要であり、それぞれ対象の方々により一層の周知ができるように、今後も工夫をしていきたい。
- Q. 直接訪問した企業は、どのように選定したのか。
- A. 様々な目的で企業訪問を行う中で、当事業の内容をあわせて紹介させていただいた。
- Q. ついでのような形で周知を行うべきではないが、その点はどうか。
- A. 現在の職員数を考えると、市内の中小企業全てを訪問することは難しいため、市内の約 1500 社に対して雇用実態調査を行う際に、調査票に補助制度の紹介チラシを同封するなど丁寧な周知に努めている。さらに、建設現場関係の資格やスキル向上のためのメニューも多いことから、建設労働組合等に直接訪問し、紹介させていただいている。
- （意見）中小企業の経営者は非常に忙しく、時間的な余裕がないため、紙で直接情報が届く方が効果的と考える。郵送や Fax を活用するなどの配慮を検討してほしい。
- Q. 中小企業振興事業費補助金について、きめ細かい周知が難しいことは理解できる一方で、事業者は資金繰りなどの部分でアンテナを張っている。中小企業のサポート役である商工会議所や商工会による支援が重要となると考えるが、必要に応じてそれら団体に対する補助金の増額も考えるべきではないか。
- A. 四日市商工会議所や商工会へは、自主事業について 4 分の 1 または 2 分の 1 の補助を行っている。商工会議所や商工会等の団体が見本市に出店する場合の補助を行うなど別メニューによる補助や、高校生の企業訪問などでも連携しており、引き続き支援していきたい。
- （意見）商工会議所や商工会は法の趣旨を十分踏まえながら、さらに中小企業に対する振興事業補助金について検討していただきたい。

#### **水素社会の構築に向けた公民連携促進事業費について**

- Q. 水素社会の構築に向けた公民連携促進事業費の事業内容と効果について、どのように検証しているのか。
- A. 平成 28 年度に、水素関連の技術や設備を持つコンビナート企業 6 社並びに学識経験者、中部経済産業局、NEDO、三重県などを委員とする検討委員会を立ち上げ、コンビナートの将来に向けて、より優位性のある事業展開について検討を行った。
- 調査や検討の結果、副生水素などの副生品はほぼ需給バランスがとれていることが判明したが、次世代自動車の普及などにより石油需要が減少する中、市内の石油精製常圧蒸留装置が 1 基稼働を停止するなど、石油業界を取り巻く環境は大きく変わってきており、将来的な事業形態の変更によっては副生する水素が多くなる可能性も見えてきた。

また、国のロードマップにある海外再生可能エネルギー由来の水素の活用についても今後の課題ととらえている。さらにコンビナート内に事業所が有する発電所があるが、副生水素の燃料利用といったことも課題としてまとめられた。

このような課題について、平成 29 年度も引き続き検討していく考えであり、コンビナート各社の技術者が一堂に会し、議論をする場が出来たことも重要な成果と考えている。

(意見) 石油需要の減少については、本市にとって大きなマイナスに働くことも考えられるため、市民生活に影響が生じないよう情勢をよく見極めていただきたい。

- Q. 日本では燃料電池自動車も含めて、水素の活用を推進しているが、世界では技術的問題から電気自動車が主流になりつつある。国際的リスクを考えながら、どのように水素の活用を推進していく考えなのか。
- A. 本事業は、コンビナート企業の水素を利用した新たな取組みを模索するものであり、燃料電池自動車などの水素の活用に向けた取組みとは異なる。水素活用においては、燃料電池自動車と家庭用燃料電池のエネファームが果たす役割は大きいとされており、また、電気自動車は走行距離に課題があるものの開発も進んでいる。国際的な状況も注視しながら、それらの情報収集も図っていききたい。
- Q. 燃料電池の触媒をプラチナから炭素に代える研究が新聞で紹介されていた。これは画期的な研究で、燃料電池の価格が劇的に下がる可能性があることから、燃料電池自動車がいつそう普及していくことが考えられる。このことから AMIC の研究に弾みがつき、本市における少量生産に活路を見出すことができると考えるがどうか。
- A. 燃料電池の研究は世界でも日本が秀でてしていると聞いている。少量生産に向けた研究から開発、生産まで行う企業が本市で展開されるよう、AMIC とも連携して進めていきたい。
- Q. 先日カナダ大使館の関係者と話をした際、水素活用について非常に活発な議論をすることができた。水素の活用に関して国際的な交流を検討してはどうか。また、思い切って、水素活用に特化した水素版シリコンバレーを目指し、四日市から世界をリードできるよう挑戦してみてもどうか。
- A. 近年、水素が注目されているが、他のさまざまなエネルギーも視野にいれ、国際的な情勢も見据えながら検討を進めていきたい。水素タウンも含めた水素社会づくりに関しては、環境計画の中で議論を行っており、これを踏まえながら全庁的に取り組んでいきたい。

#### **中心市街地活性化促進事業について**

- Q. イルミネーション事業については効果があると思うが、今後の展開について確認したい。
- A. 諏訪栄町地区まちづくり協議会が主体となって実施をしていただいております。平成 28 年度は、国道 1 号まで範囲を拡大することができた。一方で電飾には非常にコストもかかるため、前年度に使用した電球も使用しながらコスト削減の努力を続けている。また、点灯式では、中部中学校の吹奏楽部による演奏会も実施し、賑わいを創出したが、今後も工夫を重ねて実施していきたい。

(意見) 中心市街地の活性化を考えると、JR 四日市駅まで延長し、テレビ局などで取り上げられれば大きな効果が期待できるのではないかと考える。住民の意見も集約し、検討をお願いしたい。

Q. イルミネーションを JR 四日市駅まで伸ばすことで、中心市街地の活性化が図れると考えるがどうか。

A. 国道 1 号の東側に延伸する場合、電源の確保や道路の上空にコードを架ける必要があり、西側よりも経費がかかると聞いている。近鉄四日市駅から JR 四日市への周遊は重要と捉えているが、イルミネーションだけでは集客力が弱いため、今後の立地適正化計画や四日市駅周辺整備基本構想等の動きを見据えながら、今後の展開を検討していきたい。

Q. イルミネーションを行い、人を集め、どうしていくかが課題である。最近、インスタグラムに写真を投稿する人も多いため、写真映りを良くする工夫として専用の背景を設置しただけで、大きな集客効果があった事例を聞いたことがある。イベントの開催も良いが、普段からどのように交流人口を増やしていくかが重要であり、考え方を確認したい。

A. インスタグラムなど、若い世代の視点を取り入れながら取り組んでいきたい。また、交流人口の増加については、このような中心市街地で多様なイベントを開催することに合わせて、さらに多様な取り組みを仕掛けていく必要があると考えている。

(意見) イベントに対する効果検証をしっかりと行い、良いものはぜひ継続していきながら、新しいものも取り入れていただきたい。

#### **定期市活性化促進事業費について**

Q. 定期市の出店数について、どこの市場も減少傾向にあるが、この状況をどのように認識しているのか。

A. 出店者数に加え、市場そのものも減少しており、一番の原因は担い手の高齢化と認識している。市場の関係者にも新たな出展者の確保を検討していただいている状況であり、市としても支援をしていきたい。慈善橋市場は、改修後、良い方向に向いているため、イベントを開催するなどして来場者の増加につなげていきたい。

Q. 慈善橋の定期市に行くと、たくさんの方が来ており、リピート率も高いということで市の財産と感じているが、他の市場は閑散としている。関係者の努力だけではどうしようもなく、支援を強化してほしいという声も聞くため、パンフレットの作成のほかにも、集客のために様々な手を打つべきと考える。また、イベント時の集客数は資料で示してもらったが、今後は、平常時の集客数についても推移を把握すべきと考えるがどうか。

A. 定期市の PR についてはしっかりと取り組んでいきたい。集客数の推移の把握については、市場の方々が営業活動中に行っていることであり、現状では難しいと考える。イベントの際に、市場の関係の方々とも協議をしながら集客数を意識していく方向を検討していく。

Q. 定期市魅力発信事業補助金について、高校生等の若者とともに実施する事業については補助率の優遇があるが、平成 28 年度は、三滝川慈善橋市場の泗商・農芸コラボ

イベント以外には、次世代を巻き込んだイベントの実施に向けて、どのように取り組んだのか。

- A. 担当者が市内の高校等を訪問し、市場や商店街の賑わい創出に向けた参加を案内したが、平成 28 年度に参加いただいたのは 2 校のみである。高校生もカリキュラムが忙しく、このような活動に参加しにくいという状況が伺えた。

(意見) 四日市の市の名前の由来になった定期市について意識を持ってもらえるように、若者を巻き込んでいくような取り組みを検討していただきたい。

- Q. 慈善橋の市場は非常に好調で売り上げが 2 倍に増えたところもあり、客層に若者も増えた。評判が広がり、県外など遠方から来る人も増えたが、市場に朝 9 時 30 分に着くと、そのころには売り切れてしまっていることもあり、このままでは客が減ってしまいかねない。土日を中心に計画的に売り出し方を考えていかなければならないが、そのあたりの企画立案は市場の関係者だけでは難しいと思われるので、行政が支援すべきである。その際は若手農家を育てる意味でも、定期市を販売の場として生かせるよう多角的に活性化を図り、買い物難民対策を兼ねた取組みを進めるよう「市の町」として体系的に見直す必要があると考えるがどうか。

- A. 地元自治会の方や市場出店者が参画する三滝川慈善橋周辺利用調整協議会でも、売上の増加に伴う商品確保や閉店時間を守ることにについての意見があり、市としてもお願いしていく。また、市場と農業全体を考えての連携については、本市は兼業農家で小規模農業の方も多く、その流通方法は視野を広げて考える必要を感じており、今後の課題としたい。さらに、高齢化社会に伴い、買い物弱者の問題も出ている。既存の市場を守るということと併せて、さまざまな視点で考えていきたい。

(意見) 高校生とのイベント時にも、商品がすぐ売り切れて買えなかった人がいた。また、早くから日時を決めておけば、高校生も協力しやすくなり、県が主催する「美味し国」の取組のもとで相可高校など県下の有名校とも連携しやすくなる。政府は人生 100 年時代を提唱しており、高齢者の就労、仕事の間として、市場の活性化を検討していかなければならない。その副産物として買い物難民対策を講じられるよう、多角的な検討を期待したい。

- Q. 市場の出店者が高齢化しているとの話だが、新たに出店を希望する人は、どのように定期市に参入すればよいのか。

- A. 市場ごとに組合のような出店者団体があり、それぞれでルールを決めている。新たに出店希望があったときは、市場関係者も積極的に相談に乗るなど受け入れ体制を整えている。

- Q. 若い世代は市場がどういったものなのか知らない人も多いと思われる。年に 1 回程度でよいので、多くの人が行き来する場所で市場を PR するイベントを開催してはどうか。

- A. 市制 100 周年のころまでは何度か定期市を広く市民に知ってもらおう臨時定期市イベントを行ったことがある。当時、市場関係者からは、普段の商いに加えてイベントに参加するのは大変だと聞いたこともあるが、関係者の負担も考えながら PR 方法の工夫をしていきたい。

(意見) 四日市市の始まった由来を大きくアピールすることで、各地区の市場の活性化につながるため、情報発信の方法を工夫してほしい。

#### **女性起業家育成支援事業費について**

Q. 参加者の募集条件に 20 歳から 50 歳という年齢制限が設けられているが、世界的に成功を収めているのは 10～20 代であることを考えると、年齢制限は不要ではないか。また、どのように周知したのか。

A. 当事業はプロポーザルで選んだ委託事業者の提案をもとに 20 歳から 50 歳をターゲットとして、Facebook を活用して年齢を絞って募集を行った。今後、対象年齢については見直しの検討も行いたい。

(意見) 国際的に日本の女性の起業率は低い。子どものいる女性には奨励金を出すなど、誘導策、刺激策を検討していただきたい。

Q. 地域経済の担い手として、女性の起業家を育成支援していく本事業は、非常に重要と考えている。アンケートを見ても満足度は高いが、この事業をどのように評価しているのか。

A. 平成 28 年度の結果として、講座を通じた参加者の成長が感じられたことに加え、開業届を出したり法人化するなど具体的な実績にも繋がっており、高く評価している。起業支援としては四日市志創業応援隊という事業を実施しているが、昨年度から新たに女性に視点を当てた取組として実施したものであり、平成 29 年度も応募者が増えている状況である。

Q. 平成 29 年度は起業後の様々な課題に焦点を当てたジャンプアップ事業を企画し、予算も計上しているが、今後、事業を拡大していく方向を考えているのか。

A. 潜在的に起業しようという女性がどれくらい存在するかを十分把握しながら、事業の方向性を検討していきたい。

(意見) 女性は男性に比べ、事業に必要な専門知識や経営に関するノウハウが不足しているといわれているため、意見交換会や知識を習得する機会を増やすなどして、実際に起業に結びつくケースをさらに増やし、四日市の起爆剤となるよう力を入れて取り組んでいただきたい。

Q. 起業後に経営を継続していくことを考えると、商工会議所等の支援や連携が重要となるが、支援体制についてはどのような状況か。

A. 以前から創業支援事業を行っており、商工会議所や金融機関も含めて支援体制をとってきた。さらに、平成 29 年度は女性起業家支援事業の中にジャンプアップ事業として、起業してからの様々な課題に対する支援メニューを拡充した。

(意見) 創業してからいかに継続できるかは大きなポイントである。女性が相談しやすい環境づくりが重要となり、意識を持って進めることが女性起業家にとって大きなプラスになると考える。

#### **大四日市まつり事業費補助金について**

(意見) 大四日市まつりについては、市外や県外から集客し、いかにお金を使ってもらうかが重要であり、Wi-Fi を活用したアンケートを実施したことは評価できる。

- Q. 露店の出展者 164 者のうち 19 者が市内在住とのことだが、市内で飲食店などを営んでいる方々から、大四日市まつりに出店したいが、露天商ばかりでなかなか出店することができないという声を聞いた。市内の飲食店は出店していないということか。
- A. 届け出に記載のある屋号や住所、代表者から判断すると、出店者はいないと思われる。
- Q. 来年度の大四日市まつりでは、市内の飲食店向けにテントブースを設置するなど、何らかの工夫を行った上で、出店の募集を行うことは可能か。
- A. 区画や出店数、広報などの課題はあるが、研究をしていきたい。

#### **四日市花火大会事業費補助金について**

- Q. 花火大会については、時代の流れとともに、規模を縮小したり廃止する自治体も見受けられる。市民にとって無いよりはあったほうが良いと思う反面、1 日の花火大会に 2460 万円の公費を支出することは負担が大きいと感じるが、今後のあり方についてどのように考えているか。
- A. 市民からは、花火大会を楽しみにしているという声を受けており、各企業からの協賛も最近はやや増加傾向にあるため、今のところ花火大会の縮小や廃止についての議論は行っておらず、引き続き、継続していきたいと考えている。
- Q. 近隣では民間レジャー施設が花火大会を開催している中、協賛金が延べ 1874 万円余集まった状況を踏まえると、規模を縮小して民間に任せることも検討すべきではないか。
- A. 花火大会については、以前、議会でも廃止すべきか議論があったが、継続すべきということで現在に至っている。市民にも楽しんでもらっているため、続けていきたいと考える一方で、会場の周辺には新たに霞 4 号幹線も通ることになり、周辺環境を考えると、全国的に見ても厳しい条件の中で開催している状況にあるため、実施方法について検討を進めていきたい。
- (意見) 民間に任せることができるのであれば、任せるべきである。公費をかけて開催していくべきか、検証すべき時期にきていると考える。

#### **<議員間討議>**

- (意見) 協賛金が増えてきたという説明もあったが、これから先は協賛金を集めることが厳しい時代がやってくることも考えられる。反論ではないが、クラウドファンディングを使って寄附金を集める方法を研究している自治体もあり、そのような事例を研究して、これからも続けていけるよう努力すべきと考える。
- (意見) 隣の桑名市では、花火大会が観光の目玉となっている。本市も観光に力を入れる自治体を目指すのであれば、他のどこよりも評価される花火大会となるよう検討すべきである。四日市の観光の目玉になり得る事業であり、民間が協賛金を出してくれるのであれば、それに比例する形で市も応分の負担をして、力を入れて取り組みを進めるべきと考える。
- (意見) 10 年、20 年前であればそのような考え方も理解できるが、今後は財源にも限りがある中で、数千万円の経費が毎年恒常的に必要となる花火大会を市が行う必要があ

るのかしっかりと見極めて、民間に任せられるものは任せていく方向で検討すべきと考える。市が民間の協賛金に応じて、さらに上乗せして負担をしていく時代ではないのではないか。

(意見) 花火大会により交流人口が増えれば、経済効果も大きなプラスになる。一方で、交通渋滞といった大きなマイナス要因もあるが、市民感覚としては、四日市の花火は本当に素晴らしく、県外などからも見に来てもらえるような市民が誇れる花火大会になると良いのではないかと考える。

(意見) 基本的に、民間でできることに市は関与すべきでないとする。周辺環境を見ても渋滞やごみ等の問題を引き起こしており、今後継続していけるのかにも課題を感じる。

一方で、先日テレビでスペインの花火師による素晴らしい花火が紹介されていた。そのように、他にない魅力を発信して観光で市を売り出していくのならば、公費を投入する価値がある。いずれにしても、多角的に検討を行い、気持ちよく協賛金を出してもらえるよう全庁的に検討し施策を進めることが必要ではないか。

(意見) 夏の時期に行われる花火はどれもレベルが高く、たとえ公費を投じたとしても、夏の花火を観光の目玉にしてトップを勝ち取ることは難しい。例えば、秋冬に開催するなど、他市が行っていない取組を工夫する必要があるのではないか。

(意見) 現在の形で、公費を投じて実施するのであれば、規模と経済効果に疑問を感じる。四日市として誇れる花火大会にするのも一つの手段だと思うが、時代の変化もある中で難しい側面もあり、存続も含めた根本的な議論を行うべきである。

(意見) 花火大会については、様々な意見が出たように両論あると思う。それぞれの考え方をよく聴いて、まずはどういう方向性を出していくか論理構築を行った上で、提示していく必要がある。

継続するのであれば、東海一の目玉になるよう検討を進めてほしいが、四日市の花火大会は会場の立地上の制約から大きな花火の打ち上げができないとも聞いている。他市にない花火を行うことも重要な視点であり、身の丈に合わせた規模とするべきかもしれないが、大会により生じる諸問題への対応も検討しながら、市の方向性として何がよいのか、庁内で議論を進めていただきたい。

#### **さくらまつり等事業費補助金について**

Q. 平成 28 年度は観光シティプロモーション課として目立った動きはなかったように記憶しているが、例えば桜まつりに直接足を運んで実情を把握したことはあるのか。

A. 平成 29 年度当初になるが、海蔵、鶉の森、鹿化川の桜まつりに出向いている。

Q. 地区によって補助額に大きな差がある一方で、同額補助を受けた地区がいくつか並んでいる理由を確認したい。

A. 大きなイベントについては、地域外から来る人も多く、警備や仮設トイレに係る経費も増えることから、補助額が異なってくる。一部の地域では事業規模の拡大とともに補助額を増額してきたが、他の地域では前年を踏襲して 18 万円の補助となっている。

- Q. 18 万円までしか補助を受けられないと認識している団体もあり、周知不足を感じる。観光行政を積極的に進めていくというのであれば、各団体に出向いて説明するべきではないか。
- A. 今年度中に地区市民センターを通じて各団体にヒアリングを行うなど、実情を把握し、平成 30 年度の予算要求に向けて取り組んでいきたい。
- （意見）地元や現場に足を運んでしっかりと市民の声を聞くことは重要である。現状把握して説明する丁寧さをもって取り組んでほしい。
- Q. 補助要件について、補助対象経費の額が 30 万円以上と設定した理由を確認したい。
- A. 明確な根拠は持ち合わせていないが、市内外へ向けた広報が広く行われていることや、市内外からの来場者への利便性や安全面、環境面に配慮した設備等が整えられていること、という補助要件を満たすためには、事業費が 30 万円程度は必要と想定されることから、その半額の負担で事業を行えるよう設定したものである。
- （意見）明確な根拠がないのであれば、より小規模なイベントについても柔軟に対応できるように要件を検討していただきたい。

#### **宮妻峽ヒュッテ管理運営費について**

- Q. 年間来場者数 969 人に対し、管理運営費に 817 万円余、周辺環境整備事業に 170 万円余を投じたことを鑑みると、観光施設としての投資効果に疑問を感じる。より魅力ある施設にするよう発展的な考え方を持つべきと考えるがどうか。
- A. 集客数については、ヒュッテの宿泊者数を数えており、トレッキングなど日帰り客は数えていない。水沢地区はヒュッテを含めて、もみじ祭りやふれあい牧場などの観光資源もあることから、複合的に観光を捉えて今後のあり方を考えていきたい。
- Q. 資料では水沢もみじ谷も観光施設に数えられているが、建物以外でも観光施設として数えているのか。
- A. 観光施設というと箱もののイメージがあるが、本市においては、主要施策実績報告書に記載の桜の四日市スポーツランド、伊坂ダム、もみじ谷は観光スポットとして認識しており、便宜上、観光施設という名前を使っている。
- Q. もみじ谷に関する経費は、レジャー施設事業費に計上するべきではないのか。
- A. レジャー施設事業費については、一般事業として位置付けた事業費を計上している。観光施設整備事業費については、第 2 次推進計画に位置付けた事業について、別に予算を計上し、整理している。
- Q. 以前、宮妻峽に集客施設を建てようという話が持ち上がったが、規制の関係で実現しなかったことがあり、観光の視点からはハード面に課題があると考えている。
- 一方、ソフト面では、宿泊施設の後背にある市有林の木々を炭に活用すればデイキャンプなどにも活用でき、さらに、グリーンツーリズムとして宮妻の観光とふれあい牧場、お茶などのお土産を結びつけた観光コースを設定するなど様々な取り組みが考えられるが、地元と相談して体系立てて整理してはどうか。
- A. 観光と農水が連携して、グリーンツーリズムやアグリツーリズムをどのように観光に取り入れていくか、長い目で考えていきたい。

(意見) 宮妻峡に続く道はよく崩れることがあるので、駐車場などの整備も含めて、複数のアクセス道路の整備を進めていただきたい。

(意見) トレッキングなどをするときには道が整備されているかどうかで受ける印象も異なる。水沢地区はサイクルロードなどもあり、非日常の体験ができるよう、整備について検討いただきたい。

### **観光集客数について**

Q. 主要施策実績報告書では、観光集客数を指標とし、その実績として、四日市港管理組合が所管する「うみてらす 14」の入場者数が増加したことを説明しているが、どのような意図で記載したのか確認したい。

A. 四日市港管理組合の施設ではあるが、市内における主要な観光施設であり、来場者数を市でも確認していることから記載した。

(意見) 観光施設としての位置づけを持っているのであれば、より観光しやすい環境となるよう整備を要望すべきである。

Q. うみてらす 14 を観光施設として、どのように活用していきたいと考えているのか。

A. 元々は、学習や港湾施設の見学を中心とした目的で作られたが、近年、工場夜景が注目されたことで観光施設として活用されるようになってきた。市としても「四日市 STYLE (スタイル)」の取組を推進する中で、工場夜景をテーマにしたイベントを開催するなど、四日市港管理組合との連携はとっており、うみてらす 14 からの工場夜景を観光資源として発信していきたい。

Q. 主要施策実績報告書に観光客数の実績が 75 万人と記載されているが、どのように算出したのか。

A. 大四日市まつりや花火大会などイベントの来客数のほか、楠歴史民俗資料館などの観光施設の利用者を足した数である。

Q. これ以外の観光客は数えられていないということか。

A. 県や国へ報告するものを計上している。

Q. 伊坂ダムサイクルパークなどの集客数は、どのように数えたのか。

A. 数え方は施設により様々であるが、伊坂ダムサイクルパークについては有料の貸出自転車等の利用者数を数えている。ウォーキング等で利用されている方の数を含めていないため、実際にはもっと多いと思われる。

Q. 大四日市まつりや花火大会の集客数は、どのように数えたのか。

A. 大四日市まつりについては、イベントの中心となる三滝通りと諏訪新道との交差点付近の 100 m<sup>2</sup>の観客数を数え、会場面積を掛け合わせて計算している。また、花火大会については、有料観覧席の実入場者数をもとに同様の考え方で計算している。

(意見) 集客数のカウント方法について、説明を受けないと分からないのは不親切である。来年度からは、あらかじめ資料に記載いただきたい。

(意見) 宮妻峡ヒュッテに関しても、宿泊数を集計したことを但し書きで記載するなど、明示してもらいたい。

### **シティプロモーションイベント事業費について**

- Q. シティプロモーションについて、もう少し国際的に目を向けて、市の様々なことを観光に結び付けていかないと宣伝効果が高くない。たとえば、競輪やファミリー音楽コンクールも観光と結び付けて海外から本市へ誘客を図るなど、もう一歩掘り下げた発想が必要と考えるがどうか。
- A. 全庁的に取り組みを観光と結びつけてプロモーションしていくことは重要と考えている。庁内の関係課でつくる観光シティプロモーション連絡調整会議のなかで議論していきたい。
- Q. 今でも外国人が本市に来て、宿泊するだけですぐに他地域に移動するという実態がある。定住を図るにしても、日本語が話せない外国人が転入してくれば、地域の中で摩擦が起こるだけであり、考え方を整理して対応する必要があるのではないか。
- A. 国際感覚を持ってどういった問題が出てくるのか課題を整理し、シティプロモーションをどう進めるかを考えていきたい。
- Q. 四日市と言えば公害、というイメージを払拭するための取組みは、どのようなものがあるのか。
- A. アンケート結果からは、四日市のイメージについて、工場地帯・コンビナート、そしてまだまだ公害という回答をいただいている。そのため「四日市 STYLE(スタイル)」を開催する際にも工場夜景のパネルを大きく貼り、かつて公害の原因となったものがきれいな観光スポットになっているといった説明をするなど、公害のイメージ払拭には意を配して取り組んでいる。
- (意見) 三重テラスには、かつて四日市市に住んでいたという人も訪れている。そうした人の意見を聞いて取り組みに生かしてほしい。
- (意見) 本市は歴史的な観光資源に乏しく、新たに観光資源を作っていくという視点が重要である、コンベンション誘致事業のように民間旅行会社と協力して新しい観光を作り上げていくことも一考すべきである。また、教育旅行や視察研修等の誘致については、海外も視野に入れていく必要があるのではないか。さらに、四日市の文化やスポーツという面でも有意義な国際交流ができると考えている。
- Q. 市外で観光大使を起用したイベントを開催しているが、どのような効果が期待できるのか。
- A. 最大の効果は集客力であるが、その方を通じて四日市を広く知っていただく機会にもなると考えている。
- Q. 集客という話があったが、東京で東京の人を集客しても効果が薄いのではないか。
- A. 東京だけでなく、名古屋や神戸でも「四日市 STYLE (スタイル)」という PR イベントを行っている。会場でアンケートを取ると、四日市を知らない方が 2、3 割程度は存在する。また、会場では是非四日市に行ってみたいという話を聞くこともあり、効果を実感している。
- Q. 実際にその後四日市に来てもらったかどうかは把握しているか。
- A. アンケートの中で行ってみたいと回答をいただいたのみで、実際に来市に繋がったかどうかは把握していない。
- Q. 四日市の魅力を発信して、四日市に来てもらって、どうしてもらいたいと考えているのか。

- A. 交流人口を増やすというのが第一の目的であり、最終的には定住に結びつくようにしていきたい。
- Q. 交流人口を増やしてどうするのかを確認したい。本来、本市に来てもらって、宿泊や飲食などでお金を使ってもらうことが重要と考えるが、無料の施設へ行くだけでは交通渋滞やごみなどの問題が起きるだけで市民に利点がない。観光で本市に来てもらった後のことをよく考えるべきではないか。
- A. そのことが最も重要である。交流人口を増やし、その方が本市に長く住んでいただき、最終的には市の発展に寄与していただくことが理想であり、その取っ掛かりの部分で四日市市を知っていただくことには力を入れていきたい。
- (意見) 効果検証のために、どこに来たか、いくらお金を使ったか把握できるよう検討いただきたい。

### **東海道魅力アップ事業費について**

- Q. YOKKAICHI FREE Wi-Fi の言語別利用状況について、韓国語との表記があるが、正しくは朝鮮語ではないか。また、ベトナムのハイフォンと経済連携協定を結んでおり、ベトナム語にも対応すべきと考えるがどうか。
- A. CTY に確認をしたところ韓国語との報告を受けているが、確認を行いたい。また、ベトナム語については現在対応していないので、平成 30 年度以降に改善できるよう検討したい。
- Q. YOKKAICHI FREE Wi-Fi について、今後の展開はどう考えているのか。
- A. FREE Wi-Fi については、平成 28 年度に 7 か所整備した。現時点で増設の予定はないが、接続可能エリアを広げるなど利便性が高くなるよう検討したい。また、平成 30 年度以降は大きな外国クルーズ客船が寄港するなどインバウンド需要を考え、外国人を中心市街地に呼び込めるよう、多角的な面から広がりについて検討していきたい。
- (意見) 現在は人通りの多い箇所に設置している状況だが、四日市に来る際は JR を利用する方も多いと思われる。市の窓口となる場所には、FREE Wi-Fi を設置すべきと考える。
- Q. 年間アクセス数は設置前の想定を達成することはできたか。
- A. どの程度アクセス数があるかデータを事前に得られなかったので、評価することはできないが、平成 28 年度のアクセス数を参考にして次年度以降のアクセス数の流れを追っていきたい。
- (意見) 設置してもらってよかったという声を聞くこともあり、若い人を中心に Wi-Fi 利用のニーズは増えていると感じる。中心市街地だけでなく花火やユネスコに登録された鯨船の行事にも広く活用できる可能性があり、アンケートや観光案内などにも活用できるので、新たに設置場所を増やすよう検討していただきたい。
- (意見) インターハイや国体開催時には市外から多くの人を訪れるため、四日市ドームや霞ヶ浦緑地への Wi-Fi 設置について検討していただきたい。
- (意見) 病院や図書館についても、設置を検討していただきたい。
- Q. Wi-Fi の利用状況から利用者の移動状況を分析することはできるのか。
- A. 現状ではアクセス数のみとなる。

- Q. 年齢など簡単なアンケートに答えることで使えるようにするなどの自治体向けのシステムを企業が開発しているが、今後イベントの際に、そういったものも活用し、利用者の動きなどを把握してほしい。
- A. Wi-Fi を活用したアンケートについては平成 29 年に初めて、大日市まつりで実施した。経費や技術的な面も検証し、今後検討していきたい。
- (意見) FREE Wi-Fi のアクセスポイントについては、今後の市の事業の方向性も踏まえて、部局横断的に議論して、設置が必要と考えられるところを一回洗い出し、取り組みを進めていくべきである。

### **観光対策推進事業費について**

- Q. クルーズ船の誘致について、28 年度はどのような取り組みを行ったのか。コンベンション機能推進事業費補助金を活用して、客船誘致協議会などに補助を行っているのか。
- A. クルーズ船の誘致に関する経費としては、大日市港客船誘致協議会に 20 万円の負担金を支出しており、協議会の活動の中で様々な取り組みを行っている。
- Q. クルーズ船が寄港した際に、どのような観光へ繋いでいこうとしているのか。
- A. これまでも日本船籍の客船が寄港した際には、歓迎イベント等を行ってきたが、来年度以降に寄港予定の外国船籍のクルーズ船においては、乗客に対して、伊勢志摩方面や、市内外を観光するオプションルツアーが提示されると思われる。一方で、ツアーに参加しない方も相当数という聞いており、そういった方々にいかに市内に足を運んでいただくことができるか、ポートビルや大日市公害と環境未来館、博物館、萬古焼体験などの観光コースを考え、提案していきたい。
- Q. 桑名の石取祭や鯨船など、北勢地域で協力して広域的な連携を図ることはできないか。
- A. 市内だけでは観光ルートの設定に限度があるため、観光客を誘導していけるよう広域的に連携していきたい。
- Q. せっかく大日市港から本市に入ってきて、すぐに他の地域に移動してお金を使ってしまう。本市だけが、おもてなしイベントを行うのではなく、広域的に関係市町が持ち回りで実施するべきではないか。また、観光ツアーを組むツアー会社に対して要望を出すことは可能なのか。
- A. おもてなしの部分については、客船誘致協議会の中で、例えば、外国人に人気の高い伊賀忍者による歓迎ができないかなど方法について議論している。また、ツアー会社や船会社に対しては、客船誘致協議会を通じて要望を出している。
- (意見) 先進自治体からは、クルーズ船で訪れた客が、無料の施設ばかり訪れて、地域でお金を使ってくれないといった悩みがあると聞いている。ツアー会社との連携を工夫してほしい。また、大日市港に留まる人に向けて、Wi-Fi の環境整備は行っていたきたい。
- Q. その地域の観光情報をよく知らない人にとっては、パッケージツアーを調べることで観光先の中身を把握することができるため、観光を推進していくためには観光コー

スを組んで、売り出していくべきではないか。さらにトイレや飲食店、お土産などの要素を満たしていかないとゴミだけが残る結果となりかねないがどうか。

- A. 観光の定番コースができていけば、口コミで評判が広がり、相乗効果によりPR効果が出てくると考えるが、現在のところコースをつくり切れていないため、外国客船の寄港を機に検討したい。

(意見) ありきたりな観光資源でなく、思案橋など隠れた歴史ある財産を保存していけば、十分外国人に喜ばれる観光資源になる。お茶についても、昔は京都や奈良に送っていたという歴史もある。また、四日市の観光を昇龍道に接続する形でクルーズ客に案内できればリピートも期待できると考えるが、観光コースがないと観光情報を把握できない。

- Q. 外国人の知人が四日市市にきた時に、四日市けいりんを案内したところ、非常に喜ばれ好評をいただいた。自転車は海外の方に人気があり、間近で競技を見ることができることから観光資源として伸びる要素が高く、四日市港からも近いことから、海外からの観光誘致に結び付けるべきと考えるがどうか。

- A. けいりんは、特に中国の富裕層に人気があるという話も聞いているため、協議会の中で提案していく。

(意見) 車券の購入方法など、外国語に対応できるよう併せて検討してほしい。

(意見) もみじ谷にしても、他市にもっと良い観光地があるため、わざわざ足を運んでももらえない。気づいていないだけで、四日市にしかない観光資源はたくさんある。他市ではスイーツや果物など地元の名産を食べながら走るマラソン大会があり、人気を博しているので、そのような事例を検討して、四日市ならではの取組みを検討してほしい。

(意見) 過去に映画の中で、ゴジラが四日市港に上陸したことを観光で生かせないかと考えている。若い世代は知らない人も多いと思われるため、簡単なモニュメントを作成するなどして、観光面で展開できないか検討してほしい。

#### **四日市観光大使関係費について**

- Q. 四日市の観光大使は26名とあるが、平成28年度の活動について把握しているのは資料にまとめられているもので全てか。

- A. 本市主催のイベント等におけるPR活動については全て把握しており、資料に記載のとおりである。なお、自主的なPR活動については、アンケートの回答をもとに記載した。

- Q. 観光大使の中には世界の第一線で活躍する人もいれば、そうでないも含まれている。本業での活躍や旬をとらえることが重要であるが、広がりすぎの面もあり、制度は良いが十分生かしきれていないと感じる。事業開始から5年を迎える中で、効果検証を行い見直していく必要があるのではないか。

- A. 平成28年度はスポーツ関係の方を中心に人数を増やし、26名となった。任期については3年であり、任期の終わる第1期の方には意向を確認して、更新を行ったところである。活躍の度合いなどによって更新するかどうか内部でも検討したが、他自治

体においてもほぼすべて更新している状況であり、本市としても3年更新という方針のもとで取り組んでいる。

Q. 観光大使としての活動実績ではなく、本人の意向により再任をしていくということか。

A. 今年度初めて観光大使にアンケートを行い、日頃の活動やご本人の市への思い、市へのアドバイス等を調査した。メディアでの活躍が少ない方であっても、一般の方に比べればFacebookやSNSの情報発信力は大きく、今後お願いしたいと考えている。

(意見) 四日市のPRをしてもらうことが観光大使の役割であるなかで、観光大使という地位を使って自分のPRをしている人がいるといった声を聞く。きちんと四日市をPRしてくれる人を選任するよう見直しを図るべきである。

## 《歳出第13款災害復旧費 第1項農林水産施設災害復旧費》

別段の質疑、意見はなかった。

## 競輪事業特別会計

### 《歳入第1款事業収入 第1項事業収入》

#### 入場料について

Q. 入場料について、予算現額700万円に対し、収入済額が約6割となった理由を確認したい。

A. 全国的にファンが高齢化しており、入場者数が減ってきていることが原因と考えられる。

Q. 直近2～3年の傾向を踏まえて、予算にはどのように見込んで反映させているか。

A. 平成28年度については、耐震工事の影響を鑑み、特別観覧席を200円に減免していたものを、耐震工事完了後に500円に戻すこととしていたため、700万円を計上した。

Q. インターネット投票など、いろいろな購入方法が出てきているが、入場者数を増やすための対策は考えているのか。

A. 入場者数は年々減ってきており、全国同じ悩みを持っている。入場者は減っているものの、本場の売り上げについては増加しており、その要因として、ガールズケイリンを開催したことや、電話投票やインターネット投票の登録者に若年層が増えていることなどが考えられる。インターネット投票を活用している若年層に本場に足を運んでいただけるように、ファンサービスをより魅力的なものにしていきたい。

(意見) 競馬と比べ、競輪に対する世間のイメージはまだ遅れているが、実際足を運んで初めてわかる魅力もあるので、引き続き努力していただきたい。

Q. ガールズケイリンは年間何回ほど開催しているのか。また、その際に入場者数は増えているのか。

A. 全国43場の競輪場のほとんどが、ガールズケイリンの開催を希望しており、年間で最大5節、平均4節ぐらいの開催が割り当てられる。ガールズケイリンは人気も高く、入場者数も多いが、ガールズケイリンが終わると帰ってしまう方も多く、どれだけ引き止められるかが今後の課題である。

### **車券売上金について**

Q. 車券売上額について、明細に示された臨時場外とはどのような内容か確認したい。

A. 四日市けいりんで開催するレースの車券を他の競輪場やサテライトで販売してもらう場合は「臨時場外」と表記している。これとは別に、四日市けいりんは保有していないが、自場で保有している場外車券売り場を「場外売り場」と呼ぶ。

（意見）臨時場外の売上額が大きく、ほかの競輪場との協力関係の構築と営業活動が重要になるため、努力してほしい。

### **《歳出第2款開催費 第1項開催費》**

#### **競輪開催業務等総合委託費について**

Q. 子供向けのイベントを開催されているが、開催経費を確認したい。

A. 包括外部委託の4億4千万円余の中で、競輪開催に関する業務、施設管理、車券の発払い、イベント等を全て行っており、その中に含まれている。

Q. イベントの内容や実施回数は委託先に任せているのか。

A. 夏休みや春休み、ゴールデンウィークなどの長期休暇や、本場開催やGグレードの大きい開催に合わせて、ファミリー向けのイベントを実施しており、その企画、内容については随時、委託先と市で検討を行っている。

（意見）若い世代が足を運びやすくなるので、より一層の充実を期待したい。

#### **ファン対策経費について**

Q. ファン対策経費のCS放送料について、料金の仕組みを確認したい。

A. CS放送では、チャンネルが4つあり、視聴率が高いほど料金が高くなる。視聴率の高い順に、チャンネル690、691、692、693となっており、1番視聴率の高い690が最も料金が高い。

Q. チャンネルの決定権は放送局側が持っているのか

A. 一定のルールがあり、F1など大きなレースほど視聴率の高いチャンネルに割り振られるなど基本はグレードにより決められる。同格のレースが重なった場合は開催日程順などにより割り振られる。

## **食肉センター食肉市場特別会計**

別段の質疑、意見はなかった。

## **三泗鈴亀農業共済事務組合清算特別会計**

別段の質疑、意見はなかった。

## **議案第9号 平成28年度市立四日市病院事業決算認定について**

### **《収益的収入 第1款病院事業収益 第1項医業収益》**

## 病床利用率及び平均在院日数について

- Q. 決算審査意見書に「入院収益が予算に対して 8.7 億円の未達となっており、予算額と決算額の乖離が大きくなっている。予算は市民との約束の数値であり、収益面での差異分析を十分に行ったうえで、それに対応した取組みを行っていくこと」との意見があることから、病床利用率、平均在院日数についていくつか聞きたい。病床利用率を他の病院と比較して示してもらったが、比較対象とした病院は、いずれも急性期対応の病院なのか。
- A. すべて急性期病院である。
- Q. 病床利用率の目標について、平成 29 年度から、85%から 82%に引き下げたという説明を受けたが、これに間違いはないか。
- A. 平成 24 年度に作成した第二次市立四日市病院中期経営計画では、病床利用率を 85%と設定していた。平成 29 年度を初年度とする第三次市立四日市病院中期経営計画を平成 28 年度に作成し、病床利用率については最終的に 82%を維持するとさせていただいた。
- Q. 同規模の病院と比較すると、より病床利用率の高い病院もあるが、82%という数字の根拠は何か。
- A. 他の病院の中には急性期病院であるものの、例えば慢性期の病状に対応するための病床を持っていたり、精神病床を持っている病院もあり、地域での役割がそれぞれある。当院としては過去の実績や今の状況を踏まえ、82%という目標を設定した。
- Q. 平成 28 年度の上半期は天候、気温の変化が少なく、どこの病院でも入院患者数が減ったという説明があったが、入退院については特に課題がないと理解してよいか。
- A. 病床利用率は平均在院日数にも関係しているが、平均在院日数は土曜日、日曜日も含めて算出することとなっている。効率的な手術、医療を行うことにより、平均在院日数が短くなり、土曜日、日曜日に空床が発生し、病床利用率が低くなる傾向にある。また、DPC 制度では 1 日当たりどれだけの医療を提供したかという指標がある。入院初期には比較的高度な治療を行うため、入院初期ほど 1 日当たりの診療単価が高くなる傾向になり、平均在院日数を短くすることが評価につながり、それによって病院のランク、診療報酬が変わってくる。そのため、高度急性期病院を維持していくためには、平均在院日数を短くすることが求められている。当院のような高度急性期病院は緊急の手術を受ける患者のために、病床を空けておく必要がある。
- Q. 急性期病院の場合は、平均在院日数を引き下げる努力をする一方で、病床利用率を上げていかなければならないという事情は理解した。退院後に地域の医療機関につないでいく取組みも評価しているが、個人によって家庭の事情が異なる。退院後の支援も重要と考えるが、十分機能を果たしているか。
- A. 昨今の老老介護といった状況も考えると、個々の事例に応じ、医療ソーシャルワーカーが情報を収集して、退院に備えていく必要があり、努力を続けていきたい。
- (意見) 市民からは市立四日市病院からはすぐに退院させられるといった話を聞くこともある。急性期病院ということもしっかりご理解いただきながら、在宅医療だけに任せるのではなく、地域の病院と連携するなどして、退院後の支援体制についても整えてほしい。

Q. 入院する際に、パッケージ診療のような形で退院までのスケジュールを示しているが、このことによって、早く退院させられるというイメージを持つ方もいるのではないかと。また、一人一人の患者の症状によって在院日数に違いが出てくるとも思うが、その際の医師の判断にも温度差が感じられるという声も耳にしたことがある。患者やその家族に対して、医師からより丁寧に説明する必要があるのではないかと。

A. 現在、入院時に退院までの一連の流れを説明するようにしており、近隣の病院でもこういった取り組みは非常に多い。これは患者にとって非常に有益な情報である一方で、中には退院する日程まで予定されることに不安を感じる患者もいるかもしれない。個々の事情に応じて、丁寧に説明をするようにしていく。

(意見) 患者とその家族は強い不安を抱えて入院をしてくるので、心情をよく汲み取って、説明をしてほしい。

Q. 中期経営計画は概ね 5 年ごとの見直しということで、第三次中期経営計画では病床利用率 82%という目標を設定しているが、この目標は妥当なのか。平成 28 年度については、病床利用率は低かったが、全体的に黒字になったということは良い点だと思うが、今後、もし目標が達成できず、利益に影響が出るようであれば、計画の見直しも考えなければならないのではないかと。

A. 患者を多く診療できれば病床利用率が上がるため、いかに来院してもらえるかが重要である。まだまだ不足の点はあるが、地域に評価される病院を目指して目標数値を置いている。また、第三次中期経営計画における病床利用率については、平成 29 年度から徐々に病床利用率の目標をあげていくこととしており、平成 29 年度は 80%、平成 30 年度は 81%、そして平成 31 年度からは 82%を維持するという内容としている。病床利用率だけでなく、いろいろな要素の中で収益をあげ、患者に満足していただかなければならない。今後、目標を見直す必要が出てくる可能性もあるが、現段階では第三次中期経営計画に沿って進めていきたい。

(意見) 今後、高齢化社会に伴って、本来の急性期病院の役割ではない部分も引き受けなければならない可能性が高くなると考える。そういったことも含めて、病床利用率のあり方を考えていただきたい。

(意見) 市立四日市病院が黒字を計上していることを評価したい。黒字を続けることが好循環を招き機器の導入、看護師や医師の確保につながる環境づくりの基本となると考える。

### **利用者満足度について**

Q. 外来診察の待ち時間が長いと感じる。特に採血についてはいつ行っても混雑しているが、利用者の満足度の向上に向けてどのような対策をしているのか。

A. 現在、内視鏡室などの改修工事を行っており、来年には採血室を広げ、人員についても充実させることで、待ち時間の改善を行っていく予定である。

Q. 他に診療科での取り組みはあるか。

A. 外来についてはその日でなるべく治療がすむように対応していることもあって、在院時間が長くなるようになってきた。内視鏡や MRI をスムーズに回転できるよう工夫していきたい。

- Q. 病院の在院時間が長くなることは理解できる。それを受けてどうするのが腕の見せ所であり、期待するところであるため、考えを聞かせてほしい。
- A. 基本的には急性期医療とそうでないものとを切り分けして、本当に急性期で特別な治療をする患者を中心として運用すれば、今ほど混雑することはないと思うが、当院に長く通院している患者が継続して診療を希望することも多い。できるだけ病院連携を進めることと、診察、検査などの待ち時間を解消することに努力したい。
- (意見) 医師、看護師ともに親身に対応されており、市民の期待も大きく需要も高い。病院の使命として待ち時間の短縮に努めてほしい。
- Q. 利用者満足度の調査のために入院・通院患者にアンケートを実施しているが、アンケートの回答結果を参考に待ち時間の短縮を検討しているのか。
- A. アンケート結果によると、待ち時間についての重要度は、ほかの項目と比べてそれほど高くないとの結果がでており、これは総合病院ということで、待ち時間については仕方がないという認識の利用者が多かったのではないかと分析している。長く待つことは苦痛に感じることであり、待ち時間の改善には工夫していきたい。
- Q. 入院患者の家族に対する駐車券の無料処理が 1 階でしかできず、不便に感じる。各階で対応できるようにしてはどうか。
- A. 院内の関係部署で話し合い、改善策を検討していきたい。

### **インシデント、医療事故について**

- Q. インシデントとは主にこういったものがあるのか。
- A. 自己判断で薬を飲む患者が薬を飲み忘れた、体の向きで点滴の落ちる時間が早かった、薬に説明書を付け忘れた、食事を誤って提供しかけたといったものなどで、ヒヤリハットと言われるように、結果的には問題がなかったものである。
- Q. これがすべてで漏れはないか。
- A. 報告書を提出させており、それを集計しているので、漏れはないと考えている。
- Q. 報告数の推移についてはどう考えているか。
- A. 報告の徹底を求めているので増加傾向にある。病床数の 5 倍の報告があると報告文化が根ざしているといわれているが、当院も適正な報告数が上がってきていると考えており、報告制度が根付いてきたと判断している。
- Q. インシデントへの対策はどのようなことを行っているのか。
- A. インシデントの中では転倒、転落が多いことから、院内でワーキンググループを作成し、転倒した場合でも軽症で済む方法や重症にならないような工夫を研究するとともに、転倒リスクの判定基準の見直しも行っている。
- Q. 具体的にどのようなことを実施しているのか。
- A. 入院時に看護師が書いているチェックシートの項目と点数を見直し、危険が予想される患者に対しては注意を払うようにした。また、患者に投与していた睡眠導入剤による副作用で足元がふらつくことも原因の一つと考えられたことから、価格は高くなるが、副作用の少ない薬剤に種類を変えたところ、転倒が減少した。
- Q. 転倒、転落以外のインシデントについては、どのように対策をしているのか。
- A. 投薬の間違いが起らないように薬剤師を配置し、ダブルチェックを徹底するなど

取り組みを行っている。

Q. インシデントや医療事故を受けて、病院職員に安全研修を行っているが、一度の研修で十分足りるのか。

A. 具体的な事例について対策を伝えるのではなく、医療安全に関する職員の心構えを説明した。個別具体的な対策等については、毎日の引き継ぎや朝礼で注意喚起し共有するようにしている。また、週 1 回の医療安全に関する会議や月 1 回のリスクマネージャー会議等、医療安全についての話し合いの場も設けている。

Q. 異なる診療科同士でも情報共有できているか。

A. できている。必要な場合は書面で通知するようにしている。

(意見) 研修を行ったことで、インシデントの報告も増え、しっかりと意識共有が図られてきている様子が伺える。自信を持って取り組みを説明し進めていけばよい。

## 《収益的収入 第 1 款 病院事業収益 第 2 項 医業外収益》

### 余裕資金の活用方法について

Q. 決算審査意見書に「駐車場用地の購入や他会計への貸付けなど余裕資金の有効的な活用方法についても、早期に対策を講じること。」との意見があるが、今後の考えはあるか。

A. 駐車場については相手方もいるため、現時点で方向性を示すのは難しいと考えるが、他会計への貸付けについては、上下水道局、財政経営部等と協議の上、財政経営部において一般会計等に短期貸付けできるよう規則の整備を図っている。

## 《収益的支出 第 1 款 病院事業費用 第 1 項 医業費用》

### 材料費（薬品費、診療材料費）について

Q. 決算審査意見書で「診療科別、薬品及び診療材料の種類別に分類、分析して早期に増加要因を把握して、コスト改善に努めるように」との意見があるが、その指摘をどのように受け止めているか。

A. 診療科別、種類別に増加要因を把握するとなれば、事務が煩雑になるため、どのように対応を図るべきか検討中である。

Q. 薬品を発注する際は、診療科ごとに発注しているのか、または、病院全体でまとめて発注しているのか。

A. 薬局でまとめて発注している。

Q. 同じ薬品が重複し、無駄が発生するといったことはないか。

A. 一括して発注しており、同じ薬品が重複して無駄が発生するようなことはない。

Q. 薬品の廃棄の状況については細かく正確に把握しているか。

A. 患者の様態が急変した場合など、医師の指示に基づき、廃棄せざるを得ない場合があるが、その際は薬局が報告を受け把握した上で、まとめて処分している。

Q. 廃棄については診療科ごとに把握しているか。

A. 診療科または病棟ごとに把握している。

Q. 廃棄を少なく抑えるための努力は行っているか。

A. 薬品の使用期限をしっかりと把握し、使用期限の近いものから使うことで廃棄量の

削減を図っている。

（意見）効率的で無駄のない薬品管理を徹底して、コスト改善に努めてほしい。

Q. 診療科によって様々な薬品や材料が必要となり、使用するものによって納期も異なると思われるが、各診療科の適正在庫はどのように管理しているのか。また、事務局がダブルチェックを行っているか。

A. 使用する各診療科、各部門が必要数を判断しているが、使用実績から算定した数値を基に総務課にて確認を行い、在庫数を調整している。年 2 回すべての在庫数を確認している。

（意見）在庫は多すぎても足りないのも問題がある。在庫の適正管理とその把握の仕方を確認したが、基準や一覧表を作っていないことが推察される。しっかり作成して適正管理に努めてほしい。

Q. 急性期病院としてがん治療に力を入れていくという流れの中では、高額な薬品を購入し、薬価差による利益が減少したとしても仕方のないことである。その一方で、廃棄ロスを防ぐ、病床利用率を上げるなど、収益を確保するほかの工夫を考えなければいけないのではないか。

A. がん診療連携拠点病院を目指していく上では、高額で値引きの少ない薬を使い、利益が薄くなることもやむを得ない部分がある。価格の交渉はもちろん、収益を上げる工夫をして経営に努めていきたい。

（意見）利幅が減れば、患者数を増やさないと立ち行かなくなる。薬の仕入れについては一層努力いただきたい。

#### **院内保育事業運営委託料について**

Q. 院内託児所の保育料について、平成 29 年 2 月定例月議会で示された金額より 6000 円ほど下がっているが、いつから変更したのか。

A. 病院と財政経営課で調整をして、4 万 7600 円の保育料を平成 29 年 4 月から 5700 円値下げして、4 万 1900 円とした。

Q. 値下げした額の根拠は何か。

A. 市の保育料を参考に決めているが、平成 28 年度に、看護師の所得を調査したところ、以前よりも一段階低い所得割の第 8 階層が最多数であることが判明したため、値下げを行った。

（意見）2 月定例月議会の指摘を受けてすぐに対応したことは評価できる。

Q. 託児所の委託先の収支について、どのように調整をしているのか。

A. 年度末に最終的な支出の金額が確定した段階で、委託先への委託料を調整している。

Q. 保育料を値下げしたことで、委託料が増えると思われるが、平成 29 年度の予算額はいくらであったか。

A. 平成 29 年度は委託料に 8567 万 1000 円を計上している。

Q. 平成 28 年度決算と比較すると委託料が 1000 万円程度増加することになるが、そのような理解でよいのか。

A. 平成 29 年度の予算額がそのまま決算額にはならないと考えている。保育料値下げによる実質的な負担増は百数十万円程度と見込んでいる。

（意見）努力をしていることが理解できる。看護師の確保に向けて、今後も努力してほしい。

Q. 50 名の定員に対し、現員は 23 名であるが、院内託児所に預けることができるのは看護師のみか。

A. 余裕があれば看護師以外に、医師や検査技師などのお子さんも預かっている。

Q. 看護師以外には院内託児所の案内をどのように周知しているのか。

A. 看護師確保のための託児所なので、常に広く周知しているわけではなく、相談があれば説明をして、随時対応を行っている。

Q. 託児所の現状としては定員の半分以下の受け入れとなっているが、必要な保育士の人数は変わらない。看護師以外の医療従事者にも積極的に案内するべきと考えるがどうか。

A. 看護師以外の医療従事者で託児所のことを知らない人もいるかもしれないので、周知に努めていく。

Q. 現在預かっているのはすべて看護師のお子さんなのか。

A. 看護師のお子さんが 21 名、医師のお子さんが 2 名である。

Q. 保育料は定額なのか。

A. 第一子は 4 万 1900 円、第二子は半額となっており、医師であっても料金は変わらない。ただし、臨時職員の場合は第一子が 3 万 1600 円、第二子はその半額となる。

Q. 公立保育園は保護者の所得による応能負担であり、医師は看護師と所得が異なると思われるが、託児所は応能負担を採用していないのか。

A. 保育料を設定するにあたって、看護師の収入を調査し、市の保育料の基準額表を踏まえ保育料を設定したが、他病院の保育所も定額が多く、正職員と臨時職員とを区分するのみで、所得による区分けは行っていない。

Q. 他病院と保育料を比較すると、中には倍以上の差があるところも見受けられるが、定員を満たしていないことを踏まえると、看護師確保の目的と乖離があると思うがどう考えているか。

A. 当院の保育所が夜間保育を実施している点が大きな要因である。また、他病院に聞き取りをした中では、値上げを検討している病院もあり、定額にて進めていきたい。

Q. 定額自体が問題ではなく、同じ夜間保育を実施している総合医療センターと比較しても 1 万円以上の差があり、本当に市立病院を選んでもらえるのか疑問に感じる。改めて問うが、院内託児所を設置した目的はどういったことか。

A. 看護師等が安心して子供を預けられるよう託児所を設置した。それによって業務に専念してもらうことを期待している。

Q. 看護師の確保が主目的ではないという判断のもと、この金額としているのか。

A. 看護師の確保と定着を図るため、昭和 46 年に設置して以降、充実に重ねてきた経緯が現在の姿である。委託料については、一般会計から繰り出しをしてもらいながら認可外保育所として設置しており、説明責任の観点から、保育料を市に準拠する形にしている。今後とも、看護師の確保・定着等を検証しながら進めていきたい。

（意見）公費負担を受けている中では、福利厚生の実を充実に考えなければならない。子育てするなら四日市を掲げる以上、それにふさわしい形を検討してほしい。

- Q. 市内の待機児童が 400 人ほど増えている。こちらに余裕があるならば、保育料を安くして受け入れてはどうかと考えるが、そのためには教育内容がしっかりしていないとできない。院内託児所における幼児教育のカリキュラムはどうなっているのか。
- A. 現場では、ただ預かるのではなく、保育所として園児を育てていくという考えのもとで保育をしている。保育料は今後検討していきたいが、3～4 歳になると、小学校での生活も考え、地元の保育園に転入する人がほとんどである。
- (意見) 託児所での教育が本当に素晴らしければ転出することもないと思う。魅力を高める工夫を行うとともに、現行保育料も高額すぎるため他市をよく研究してほしい。
- (意見) 保育の質と保育料とは比例する性質のものであり、料金だけでなく総合的に評価をするべきである。
- Q. 院内託児所を視察した際に、子どもに対する安全対策が気になった。委託先の決算書にある修繕費 34 万円余は、何に対して使用したのか。
- A. 日よけのロールスクリーンの修繕やコンセントの増設などに利用した。
- Q. 保育室を区切っている間仕切りがぼろぼろで、衛生面で子どもに影響が出ないか心配になったが、委託先から要望は来ていないのか。市立四日市病院としてチェックは行っているのか。
- A. 委託先の決算書に記載されている修繕費は、委託先が必要と判断した小規模修繕となる。建物の修繕などの大規模修繕については、要望を踏まえて、市立四日市病院の予算で対応することになる。
- Q. 院内託児所の委託先はどこになるのか。
- A. 託児所運営協議会である。
- Q. 全国には様々な運営形態の例があり、全国規模で受託している院内保育専門業者が運営する院内託児所もある。そういったところであれば、保育料や保育の質についても改善が期待できると考えるが研究をしてはどうか。
- A. 看護師を確保することは重要であり、料金を含めて向上できるように、全国展開している業者についても総合的に研究をしていく。
- (意見) 県立総合医療センターは、全国規模の専門業者に院内保育所を委託している。保育の質を確保し、保育料を下げられるよう研究してほしい。
- Q. 院内保育所の委託先との契約については単年度契約なのか。
- A. 単年度契約である。
- Q. 平成 30 年度の契約を見直すことも可能か。
- A. 考え方としては平成 30 年度に契約を変更することも可能だが、現在働いている保育士の雇用の関係もあり、すぐに委託先を見直すということは難しい。
- (意見) 現在働いている保育士は変わらず、委託先だけ変わったという事例もあるので、よく検討してほしい。
- Q. 他病院との保育料等の比較の資料において、対象年齢が 0 歳からであったり、生後 57 日からであったりと、表記に統一性がないがそのように記載したのはなぜか。
- A. 他病院に聞き取りを行った内容をそのまま記載したが、分かりにくいため、今後は表記に気を付けたい。

## 《第 1 款 資本的支出 第 1 項 建設改良費》

### リース資産購入費について

- Q. リース資産についてはファイナンスリースとオペレーティングリースの 2 種類があると説明を受けた。一般的にリース物件は資産とは異なると思われるが、こういった基準で整理しているのか。
- A. 国から示された基準に従い、300 万円以上の資産で途中解約ができない案件についてはファイナンスリースとしている。会計上、リース資産購入費という費目を使っているが、実態が分かりにくいため、他病院の例にならってリース債務支払額に費目の名称を改めていきたい。

## 議案第 11 号

### 平成 28 年度三泗鈴亀農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について

別段の質疑、意見はなかった。

### 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

**予算常任委員会産業生活分科会長報告(平成 29 年 11 月定例月議会)**

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

**議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）****【市民文化部・経過】****第 3 条 債務負担行為の補正中関係部分****あさけプラザ総合管理業務委託費について**

- Q. 平成 30 年 4 月からの委託内容にこれまでと変わる点はあるか。
- A. 第 2 小ホール等の新設に伴い清掃作業箇所を追加したほか、浴室の開業日の増加により換気扇等の清掃を年 1 回から年 2 回とした。
- Q. 現在の委託先はどこか。また、入札時には何社から応札があったのか。
- A. 市内業者の株式会社ジェクティに委託している。また、応札業者は 7 社であった。
- Q. これまでに委託先はどのように変わってきたか。
- A. 平成 16 年度から委託を行っており、平成 26 年度までは別の業者が受託していた。
- Q. 本業務には冷暖房空調ほか運転保守管理業務が含まれているが、あさけプラザ冷暖房機器保守点検業務委託との違いは何か。
- A. あさけプラザ総合管理業務委託では、ファンコイルなど冷暖房機器の日常清掃等を行うが、あさけプラザ冷暖房機器保守点検業務は、冷暖房の切り替え作業などの専門的な保守点検業務を行うものである。
- Q. 浴室の管理も業務に含まれているが、同様に浴室を設けている中央老人福祉センター及び西老人福祉センターについて今後のあり方を総合的に検討する中で、あさけプラザの浴室についても併せて検討すべきではないか。
- A. 健康福祉部とも情報共有に努めており、老人福祉センターの施設利用の今後の検討の中で、当施設についても遅れないように対応していきたい。また、当施設の浴室は平成 27 年度に改修したばかりであり、今後のあり方については庁内で議論を深めていきたい。
- (意見) 利用状況や費用対効果をしっかり検証して方向性を示してほしい。
- Q. 本業務委託は一般競争入札で行う予定とのことであるが、公契約条例に基づき、必要な確認は行っているか。
- A. 公契約条例の適用を受ける案件であり、労働環境チェックシートにより、しっかりと確認を行っている。

**22 地区市民センター定期清掃業務委託について**

- Q. 具体的にどのような清掃をしているのか。
- A. 年 6 回のモップ清掃、年 2 回のワックスがけを行っている。

- Q. 業務の完了確認はどのように行っているのか。
- A. 地区市民センター職員が完了確認を行っている。
- Q. 中部地区市民センターでは換気扇の清掃を委託しているが、他の地区市民センターではどのようにしているのか。
- A. 中部・楠以外の地区市民センターでは、地区市民センターの職員が換気扇の清掃を行っている。
- Q. 調理室等の換気扇もセンターの職員が清掃しているのか。
- A. そのとおりである。汚れがひどいものについては、専門業者に委託することもある。
- Q. どのような基準で委託するのか。
- A. 状況に応じて、その都度判断している。
- Q. その際の換気扇の清掃業務は、地区市民センターの予算で委託しているのか。
- A. 市民生活課予算を地区市民センターに執行委任して行っている。

#### **働く女性、働きたい女性のための相談事業業務委託について**

- Q. 商工課が行っている女性起業家育成支援事業と連携しているのか。
- A. 働く女性、働きたい女性のための相談事業は、起業に限らず働く女性を対象とした相談事業である。これまで起業に関する相談を受けたことはないが、女性起業家育成支援事業を受講した方には、はもりあフェスタに参加していただくなどの連携を考えている。
- (意見) 働く女性、働きたい女性のための相談事業から起業に結び付くことも考えられるので、連携してより良い事業にしてほしい。
- Q. 市内では女性が能力を生かして働くことができる職場はどのくらいあるのか。そのような視点で現状を把握して、職場づくりを推進しなければ女性の地位が向上していかないと考えるがどうか。
- A. そういった資料は持ちあわせていないため、商工課にも確認する。
- Q. 男女共同参画社会を真に実現するためには、女性が能力を発揮できる職場をどれだけ作れるかが重要である。少子化が急速に進む中、早期に取組みを進める必要があるため、積極的に資料にまとめ、課題の抽出を行うべきではないか。
- A. 男女共同参画プランよっかいち中間見直しを行っているが、これからどのような分野で女性が活躍しやすいか、どのような方面へ参画しやすいのか、分析して整理したい。
- (意見) 男女共同参画課が司令部となって、他部局に働きかけて対応すべき課題である。有能な女性が他市に流出しないよう一歩ずつ積み上げを行うべきである。

#### **市民窓口サービスセンター現金輸送業務委託について**

- Q. 市民窓口サービスセンターだけが現金輸送を委託しているのか。
- A. 市民窓口サービスセンターについては、年間の取扱額が多額にのぼり、また、安全管理について監査委員から指摘を受けたことを機に、事故防止の観点から委託を行うこととした。
- Q. 先日公金を紛失した施設では警備員が常駐していたが、地区市民センターではどの

ように公金を保管しているのか。

A. 金庫に入れて保管している。

Q. 警備員が常駐する施設であっても紛失事故が起きた事実を踏まえ、地区市民センターの公金管理はどのような安全対策を行っているのか確認したい。

A. 地区市民センターで収納した公金は、なるべく手持ちの現金を減らすため、センターの職員が勤務時間内に最寄りの金融機関へ行き、即日入金するようにしている。なお、硬貨や閉館間際に収納した現金等は金庫に入れて保管している。

Q. 市民窓口サービスセンターでも複数の職員で地区市民センターと同様の対応を行うことができると思われるが、検討すべきではないか。

A. 市民窓口サービスセンターでは、取り扱い金額の大きなセンターの倍以上の金額を取り扱っているため、リスク管理の面からも現金の輸送を業者に委託している。

Q. 地区市民センター収納金の入金は何人体制で行っているのか。

A. 基本的に職員 1 名で入金に行く。

Q. 危機管理体制として不十分と考えるが、今後も同様の方法を続けるのか。

A. 今回の紛失事件を反省材料として、地区市民センターの安全対策を検討していきたい。

(意見) 一人で入金に行くことは大きな不安があると思われる。ベストな安全対策を検討してほしい。

(意見) 窓口業務で現金を扱うこと自体を見直してはどうか。コンビニではキャッシュレスが進んでいるが、まだまだ日本は遅れている。本市が先導するような意気込みで取り組みを検討してほしい。

Q. 地区市民センターではどのくらいの金額を取り扱っているのか。

A. 数万円から数十万円のところもある。当日収納した紙幣は即日金融機関に入金し、硬貨は金庫へ保管するようにしている。

(意見) 入金に行く体制としては不十分であり、また、現金を輸送する場合の指針も定められていないと見受けられるため、対応マニュアル等の整備を検討してほしい。

Q. 付近に銀行がない地区市民センターもあると思われるが、どのように入金しているのか。

A. 市の指定金融機関に J A も指定されているため、不便な状況はない。

## 【商工農水部・経過】

### 第 1 条 歳入歳出予算の補正

#### 《歳出 第 13 款災害復旧費 第 1 項農林水産施設災害復旧費》

別段の質疑及び意見はなかった。

### 第3条 債務負担行為の補正中関係部分

#### 楠町排水機場及び開栄樋門保守点検業務委託について

Q. 楠町排水機場と上下水道局が建設中のポンプ場とは役割が異なるのか。

A. 楠町排水機場は農地における雨水の排水対策を目的として設置されたものであり、上下水道局が建設中のポンプ場とは場所も施設も異なるが、大雨時の排水機能を有する役割では同じである。

Q. 上下水道局のポンプ場が完成した後は、それぞれの施設の役割に影響はあるのか。

A. 上下水道局で整備を進めているポンプ場が稼働した際には、南五味塚の排水機場は不要となるが、北五味塚の排水機場はこれまで通り必要である。

### 議案第35号 平成29年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

別段の質疑及び意見はなかった。

### 議案第38号 平成29年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

#### 第2条 債務負担行為の補正

#### 建物総合管理業務委託費及び清掃業務委託費について

Q. 建物総合管理業務委託費の金額が大きいですが、内訳はどうなっているか。

A. 一年間の費用の内訳は、設備機器等の運転管理が約4600万円、年1回実施する業務用エアコンの点検が約100万円、年6回実施する環境測定が約30万円、毎月実施する汚水槽の清掃が約180万円、専用水道設備の清掃が約30万円、消防設備点検が約500万円、警備・保安業務が約1300万円となっている。

（意見）高額な業務委託はあらかじめ内訳を示す必要があるのではないか。

Q. 建物総合管理業務は平成27年から近鉄ビルサービス株式会社に委託しており、当時の債務負担行為の限度額が約5億2800万円であった。今回の限度額約2億7600万円と大きな差があるが、その理由は何か。

A. 現在の建物総合管理業務には院内の清掃業務も含めているが、近年、病院では快適で安全な環境の提供も求められ、清掃業務について、院内の感染対策の管理強化の点から手術室を含めた院内の清掃業務を専門知識を有する業者に別途委託したいと考え、業務を分割したことによる。

Q. 建物総合管理業務委託費と清掃業務委託費の合計額が現在の委託費より増加した理由は何か。

A. 清掃業務委託についてはプロポーザル方式で選定を行う予定であるが、対策の強化を見込んで限度額の増額を行った。

（意見）費用対効果が認められるものであれば了としたいが、変更点がわかるように丁

寧な説明を行うべきである。

- Q. 一般的には建物総合管理業務に清掃業務も含まれるため、業務を分割する必要性に疑問がある。また、汚水槽の清掃は建物総合管理業務に含まれるということだが、業務遂行のためには専門知識が必要であり、清掃業務委託に含まれるのではないかと考える。清掃業務委託の業務内容をはっきりと示すべきではないか。
- A. 院内感染によって、場合によっては死者が出た事例も国内で発生しており、対策の強化が求められている。当院の医療従事者については、研修、教育を通じて意識付けなどを実施してきているが、院内を移動する清掃作業員は感染のリスクとなることも想定され、そういったリスクなども考慮して、体制強化策など専門的な知見を持った業者への委託を考えている。また、汚水槽の清掃や高架水槽の清掃は設備管理の範囲に入ると判断し、建物総合管理業務に含めるものとした。
- Q. 業務を2つに分けることで予算が増えることに疑問がある。建物総合管理は電気関係の資格等があれば十分行うことができると思われるため、清掃業者に建物総合管理を委託することは検討しなかったのか。
- A. 検討を行った結果、全国的に専門の清掃業者は多くいるが、その中で、建物総合管理業務ができない事業者もいるため、今回は求められる院内の安全対策を重視して分割して委託することとした。
- Q. 清掃業者に対し、建物総合管理業務もあわせてできないことを確認したのか。
- A. 一部の事業者は建物の管理業務も可能であったが、より多くの事業者から提案を募集したいと考え建物総合管理業務と清掃業務は別とした。
- Q. 今回委託を予定している事業者は建物総合管理業務も可能なのか。
- A. どのような事業者が応募するか、現時点では未定であり判断できない。
- (意見) 院内感染への対策の重要性は理解するが、業務を分割したことで経費が高額とならないように努力すべきである。
- (意見) 院内感染への危機管理として専門業者に清掃業務を委託することは理解できる。問題が起こる前にしっかりと対策をしてほしい。
- Q. 土曜日、日曜日でも清掃を行うのか。
- A. 病棟などは毎日清掃し、外来や事務室などは日曜日を除く週6日清掃する。
- Q. 専門知識を有することを条件とすると事業者が限定されるが、市内の事業者は何者程度入札に参加すると見込んでいるのか。院内感染対策は病院側の責任において清掃業者を指導し、予防に努めるべきであり、市内業者が参入しやすいように条件を緩和すべきではないか。
- A. 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度の認定を受けた事業者に委託したいと考えているが、その認定を受けた事業者が市内に何者あるかは把握していないため確認したい。プロポーザルにおいて、例えば市内事業者について評価項目としたい。
- Q. 同じ事業者が何年も委託業務を続けていることがあるが、新しい事業者が参入することで刺激になることもある。実績や経験を評価基準にすると新規参入が難しく、市内業者が参入できない現実がある。入札条件などを検討、整理する必要があるのではないか。

A. 医療従事者がしっかりと院内感染対策に取り組むとともに、近隣病院の事例も参考にして、当院でも清掃業務において感染管理を強化するため、業者に委託したいと考えている。プロポーザル方式の選定を行う中で市内事業者も考慮した参入機会に努めていきたい。

(意見) 院内感染対策を強化することで、市民の安心につながる効果が期待できることは理解するが、アメリカと比べると日本での対策そのものが遅れている。他病院の取り組み事例をそのまま当院でも行うのではなく、当院の実態に即した対策を講じるべきと考える。本市の方針では、市内の事業者を優先することとなっていることから、業務を細分化して市内業者に委託することも検討すべきである。

Q. 清掃作業員の給与はどのようになっているか。

A. 予算では清掃主任の日当を 1 万 2700 円、清掃作業員の日当を 9100 円で見込んでいる。

Q. 勤務時間は 1 日当たり何時間を見積もっているか。

A. 一日 8 時間である。

Q. 清掃作業員は時給 1000 円弱の支給を受けるものと理解してよいか。

A. 積算上の単価であり、実際に清掃作業員がどのくらいの給与を受けるかは現時点では、把握していない。

Q. 現場で働く方の給与が最低賃金を下回らないよう、公契約条例に基づいた確認をすべきではないか。

A. 現在の契約は公契約条例の施行前に締結したことから、最低賃金等の確認は行っていない。新たな契約では公契約条例に基づきしっかりと確認していく。

Q. 現場作業に従事する清掃作業員は、一般のパートの方と思われるが、専門能力を有しているのか。

A. 清掃作業員は一般の方だが、専門的な知識を持った方に清掃主任として現場を統括してもらう予定である。

Q. 外来で来院すると、受付表とともにクリアファイルを渡されるが、市民からは衛生面で不安があるという声を聞く。クリアファイルの使い回しは感染の原因になり得ると考えるが、消毒などの感染対策を講じているのか。

A. 毎日ではないが、クリアファイルの清掃を行っている。対策について今後検討していきたい。

(意見) 院内感染を防止するため、そもそもクリアファイルが必要かを含めて検討すべき課題である。

#### **就職準備資金貸付事業費について**

Q. 50 人分の貸付を想定しているが、人数の積算はどのように行ったのか。また、平成 28 年度の実績はどうか。

A. 平成 28 年度は 45 人に対し、合計 1350 万円の貸し付けを行った。制度の案内は当院が新規採用予定の全対象者にしているが、利用しない人もいるため、例年の貸付実績を基に積算した。

## 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

## 産業生活常任委員会委員長報告（平成 29 年 11 月定例月議会）

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

まず、議案第 45 号 四日市市茶業振興センター条例の一部改正につきましては、茶業振興センターの移転及び調理体験室等の新設に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、利用料金表中の調理体験室の調理有、調理無という区分について、それぞれの違いを問う質疑があり、理事者からは、火気の使用の有無によるものであり、他の公共施設と合わせているとの答弁がありました。

議案第 49 号 町及び字の区域の変更につきましては、楠町地先の公有水面埋立ての竣功に伴い、あらたに生じた土地を楠町吉崎に編入しようとするものであり、別段質疑および意見はありませんでした。

議案第 50 号 工事請負契約の締結につきましては、文化会館大規模改修工事の請負契約を締結しようとするものであります。

委員からは、今回の改修工事に伴い、トイレの洋式化をどの程度行うのかとの質疑があり、理事者からは、改修工事を行うホール棟のトイレのみ洋式化を行う。残りについては、アセットマネジメントの中で検討していきたいとの答弁が

ありました。

これを受けて委員からは、高齢になり、和式トイレを使うことが辛いとの声を聞いている。なるべく早くトイレの洋式化を進めるべきであるとの意見がありました。

議案第 56 号 四日市市茶業振興センターの指定管理者の指定につきましては、茶業振興センターの指定管理者を指定しようとするものであり、別段質疑および意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました 4 議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります、四日市市美術展覧会運営委員会及び四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

## 予算常任委員会産業生活分科会長報告(平成30年2月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

### 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

#### 【市民文化部・経過】

#### 第1条歳入歳出予算

#### 《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

#### 楠福社会館管理運営費及び楠ふれあいセンター管理運営費について

- Q. 楠福社会館と楠ふれあいセンターの貸館利用状況を比較すると、利用率に大きな差がみられるが、両施設を設置した経緯をまず確認したい。
- A. 楠福社会館は、南五味塚地区の市民活動拠点という位置付けで平成5年に建設された。また、楠ふれあいセンターは、高齢者と子どものふれあいを目的に平成18年に建設された。
- Q. 両施設とも楠地区の南北の重要な拠点であることは理解したが、平成28年度の貸館利用率が、楠福社会館が21.5%、楠ふれあいセンターが61.8%であった状況についてどのように捉えているか。
- A. 地区市民センターの多くが貸館利用率20%程度であることを踏まえると、楠福社会館の利用率が低いというよりは、楠ふれあいセンターの利用率が高くなっていると認識している。その理由として、楠ふれあいセンターの周辺に民家が少なく楽器練習に利用されることが多いこと、貸室が少ないため相対的に高い利用率となることが考えられる。
- Q. 今後人口減少が予想される中、将来的に公共施設の集約化が必要となるが、楠地区には様々な施設が存在しており、その利用率の向上は必須と考える。楠福社会館では指定管理者の楠町商工会が利用率向上に向けて様々な自主事業を行っていると思われるが、具体的にどのような取組を行っているのか。
- A. 自主事業として、地域交流を目的として朝市やロマンチッ Kusu マルシェというイベントを開催するなどして集客に努めている。今後もさらに地域交流事業を活発に行い、施設の利用率向上を図っていきたい。
- (意見) 立派な施設であり、楠町南部の人口が楠町全体の3割程度ということも加味すると、地域住民のみならず、多くの市民の利用を促進するために積極的な広報活動が必要である。

#### 《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

#### 地区市民センター整備事業費について

- Q. 東南海地震による津波が発生した場合、市内5か所の地区市民センターが浸水する想定ということか。

- A. 富洲原、富田、塩浜、橋北、楠地区市民センターの浸水が想定される。
- Q. 東南海地震による津波高は5mと想定されているが、その5か所の地区市民センター以外の浸水はないのか。
- A. 三重県が公表している南海トラフ地震の最大津波高から算定している。県の予測によると、本市北部で2.9m、南部で2.5mと予想されており、地区市民センターの浸水深は最大津波高から地区市民センターの標高を差し引いて算出している。また、台風や集中豪雨により河川決壊等が発生した場合、市内17センターで浸水が想定されており、そのうち富洲原、塩浜、楠地区市民センターにおいて最大5メートルの浸水深が想定される。
- Q. 災害発生時には、地区市民センターが地域の防災拠点として機能を果たす必要がある。市民センターが浸水により使えなくなってしまうと、学校等に臨時の防災拠点を設けることになり、授業の再開にも支障が生じてしまう。市民センター建物の浸水対策や通信機器の水濡れ対策について、考え方を整理すべきではないか。
- A. 津波の浸水が想定される地区市民センターについては、電話やインターネット、防災無線等を2階に移設し、万一、1階が浸水した場合でも通信機能を確保できるよう対策を行っている。
- (意見) 地区市民センターは防災拠点として様々な形で市民が集まってくるため、一定のスペースを確保する必要がある。また、職員が当直することも想定されるため、1階の浸水対策だけでは不十分である。地区市民センターそのものが防災拠点としてしっかり活用できるように、地理的条件や建て替え時期を勘案し、新たに防災施設を併設することなども含めて対策を検討すべきである。
- Q. 地区市民センターを含め、市民文化部の所管施設のトイレについて、今後、洋式化を進めていく考えはあるのか。
- A. 地区市民センターでは、バリアフリー化の一環として1階のトイレを洋式化しており、順次2階のトイレについても洋式化を進めている。高齢者や障害者からトイレの洋式化を望む声をいただいているため、文化会館についても大規模改修の中でトイレの洋式化を図っていく。他の施設についても順次洋式化を進めていきたい。

#### **地域活動費（館長権限予算）について**

- Q. 各地区市民センターへ配分する事業費の上限について、前年と比べて30万円減額した理由と、減額分を地域社会づくり総合事業費補助金へ上乗せした理由を確認したい。
- A. 平成27年度から29年度までの全24地区市民センターの実績平均が約120万円であったため、30万円の減額を行った。また、当事業では事業継続期間の限度を3年としているが、地域から、引き続き事業を継続していく場合の財源を配慮して欲しいとの声があったことから、地域社会づくり総合事業費補助金へ財源を移して、地区での自主的な活動として継続できるように改善を図った。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

多文化共生推進事業費について

Q. 外国人市民の自治会加入率を把握することは難しいのか。

A. 外国人市民が多く居住しているUR笹川団地では、UR現地事務所と連携して、入居時に自治会制度の説明を行っている。UR笹川団地自治会に確認したところ、平成30年2月1日時点で、総戸数1726戸のうち入居戸数が1216世帯であり、外国人市民384世帯のうち57世帯が自治会に加入しているとのことである。

(意見) 非常に少ない印象である。他にも外国人市民の自治会加入が進まず苦労している自治会は多い。加入率を上げるために自治会と連携し、工夫を図ってほしい。

Q. 市内各日本語教室における学習者約500人の日本語習熟度を見ると、4段階評価で習熟度が一番低い方が最も多い結果となっている。本市には約9000人の外国人市民が住んでいるが、市全体の外国人市民の日本語習熟度はどのような状況か。

A. 外国人市民の日本語習熟度は、就業形態や居住地区によって大きな差異がある。接客業に従事している方や、外国人市民が少ない地区に居住している方は比較的日本語が堪能な傾向にあるが、一方、多文化共生モデル地区等においては、南米出身の外国人が集住しており、また、工場の派遣労働者として同じ職場に勤める場合が多く、家庭と職場の両方で日本語を使用する機会が少ないため、日本語の習熟度が低い状況が見られる。このことは課題と捉えており、特別な支援が必要であると認識している。また、日本語教室に通う学習者は、日本語に習熟すると辞めていくなど、学習者の入れ替わりがあるので、現在学習中の方については、習熟度が低いという傾向になる。

Q. 多文化共生モデル地区では、日本語を話せなくても生活できる環境にあることが課題と認識した。そのような中、外国人市民が防災訓練に参加することは非常に重要であるが、参加人数は増加しているのか。

A. 例年20～30名程度の参加があり増加傾向にある。平成28年度は悪天候により参加者が一桁台と少なかったが、平成29年度はモデル地区コーディネーターが戸別訪問し、さらに保育園や幼稚園を通じて保護者や児童等の参加を呼びかけたところ、50名の外国人市民を集めることができた。笹川地区の人口の約1割が外国人市民であり、人口比に見合った参加人数となったと考えている。

Q. 災害時に外国人市民を支援するボランティアに17名が登録しているが、今後増員する考えはあるのか。

A. 四日市国際交流センターのボランティアについては15～20名程度の増員を目標としており、特に若手を増やしたいと考えている。

Q. 防災訓練に参加する外国人市民は限定的になりがちであり、災害時にしっかりと対応するためにもボランティアの確保が必要であるが、社会福祉協議会と連携して確保に努めているか。

A. 社会福祉協議会はボランティアの窓口を担っており、社会福祉協議会との連携を図るため、協議の場を持っている。

Q. 家族防災手帳を外国語に翻訳して配布し、外国人市民の災害時の避難に役立ててはどうか。

A. 現在、危機管理室が中心となり津波水害避難マップの改定を進めており、当部とし

ても外国人市民の支援という視点で取り組んでいく。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

**施設整備事業費について**

Q. あさけプラザの今後の施設整備についての見通しを確認したい。また、アセットマネジメントを含めた本事業費以外の部分で予算要求している事業費があれば教えてほしい。

A. アセットマネジメントの中で施設整備を図っていく予定であるが、あさけプラザは、建設してから30年を超えた施設であり、折々不具合が発生することがあるため、別途、修繕費として毎年度予算措置を行っており、必要な個所は速やかに修繕を行っている。

Q. あさけプラザの浴室について、平成30年度についても、これまでと同じ内容で、例年通り運営を継続していくということか。

A. 浴室については、これまでと同様に、月に1度の浴室が休みの日と祝日以外は運営する予定である。以前議会から指摘のあったとおり、利用者がどこから通っているか、情報把握をどのように行うかが課題となっていたが、平成30年1月から、試行的に個人カードの作成を進めている。

Q. トイレの洋式化については、どのような状況か。

A. 洋便器はそれぞれのフロアに設置されている。なお、段差解消の取組が遅れていたため、今回は、3階と4階部分のトイレバリアフリー化工事の予算を計上している。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

**消費生活事業費について**

Q. 昨今、市民が抱える問題が複雑化しているが、消費生活相談事業と市民相談とは、どのような違いがあるのか。

A. 消費生活相談では、専門の消費生活相談員が契約上の問題に関して、市民相談では、相談員が生活上の問題に関して、相談や助言を行っている。

Q. 市民から、クリーニングでトラブルになった際に相談をしたが、結局当事者同士での話し合いになり、問題解決に繋がらなかったとの話を聞いた。市はどこまで課題解決に関与しているのか。

A. 消費相談では、企業と消費者の間にある知識の差を埋めることを主目的としており、基本的には自主解決を促している。自主解決ができない場合には、解決に向けて、斡旋という形で、相談員が事業者と話し合う場合もある。

Q. 相談しても自主解決を促されるため、市民の中には相談をしても意味がないという方や、予約や順番があり思うように相談できず、がっかりされてしまう方もいると聞くが、市民の立場に寄り添って相談業務を行っているといえるのか。

A. 解決に至らない場合もあるが、多くの方から解決につながったという声をもらっている。専門性の高い相談内容については、弁護士相談などに繋げ、解決に向かうように努めている。

Q. 高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺についても相談業務の対象か。

A. 対象であるが、捜査に関わる事案に関しては警察に依頼している。平成29年11月

以降、特殊詐欺被害の情報交換を行っているが、相談者の中で被害が出たケースはなく、相談件数を報告している状況である。

《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

**デートDV予防教育出前講座の実施について**

Q. 中学校におけるデートDV予防教育出前講座の実施について、継続的に実施する学校もあれば、未実施の学校もあるなど、各校の取組状況に大きな格差があることは、大きな課題である。DVの相談件数が増加し続け、また、デートDVの経験がある学生が3～4割いるというデータがある中、望まない妊娠や貧困に繋がらないよう、若年層からのくさびを打つためにも、本事業は非常に重要な取組である。今後は、学校の裁量に任せるだけではなく、学校のカリキュラムに組み込んでいく必要があると考えるかどうか。

A. 若年層の中でも、特に中学生へのデートDV予防教育が必要であると考えている。校長会や各学校長への電話を通じて出前講座の実施を強く依頼しているが、カリキュラムが一杯であるため、実施は難しいとの意見がある。当予算が認められれば、授業に組み込んでもらえるよう精力的に学校を回って、あらためて強く依頼したい。

また、平成30年4月に人権担当の教員が集まる会議が開催されると聞いており、男女共同参画は大事な人権課題であることを伝え、出前講座の実施を依頼したい。

(意見) データを見て、デートDVの経験がある学生が多いことに驚いた。デートDVだけにとどまらず、その後の人生に影響する問題である。学校に対して必要性を伝えるのが男女共同参画課の役割であり、しっかり役割を果たしてほしい。

Q. デートDV予防を啓発するチラシなどは作成しているのか。

A. 内閣府のものをアレンジして、本市のパンフレットを作成しており、出前講座の際に配付している。

Q. 出前講座を行っていない学校に対しても、配付しているのか。

A. 出前講座を実施していない学校までは、現状、配付していない。平成30年度以降、配付できるよう準備していきたい。

Q. 中学校で出前講座を積極的に進めてほしいと考えるが、実施が進まないのは、カリキュラムが一杯であるという理由だけか。

A. ほとんどがカリキュラムによる理由であるが、一部の学校からは、中学生には少し時期が早いのではないかと、交際することに対して怖いといった先入観を持たせてしまうのではないかと、などの声もあったため、出前講座の内容を丁寧に説明し、理解を得られるように取り組んでいく。

(意見) 学級閉鎖で数日休みになっても年度末までに全てのカリキュラムが終了していることから、出前講座を実施できない理由をカリキュラムだけにするのは説得力がない。積極的に各学校に依頼し、実施できるよう調整してほしい。

Q. 中学校を訪問して説明するとの答弁であったが、教育委員会との連携は図っていないのか。

A. 指導課や人権同和教育課とは、全中学校で出前講座を実施するために、どのように進めていけばよいのか話し合いを行い、人権の視点から説明をしてはどうかとの意見

を受けている。今後も教育委員会とは連携を図っていきたい。

(意見) 教育委員会から各学校に指示するなど組織的な対応を行った方が、今後の実施が早く進み、継続性もあると考える。DV予防は小さい頃から学習することが重要であり、取組を強化してほしい。

Q. 平成24年度から事業を実施しているにもかかわらず、出前講座の実施が進んでおらず、意気込みが感じられないが、本腰を入れて取組を進めるべきではないか。

A. 事業を進める以上、全中学校で実施できるよう取組を進めていきたい。

(意見) 教育委員会と連携しているというだけでは不十分であり、議案を提出し、予算を要求する以上は、着実に事業を実施しなければならない。決算で見事な実績が報告されることを期待している。

Q. 教育委員会としっかりと連携し、部長以上のレベルで、時には教育長と話し合う必要もあると考えるがどうか。

A. 以前にも教育長へ申し入れを行ったことはあるが、本日の意見も踏まえ、あらためて教育長と協議する。

#### **ワーク・ライフ・バランス推進事業費について**

Q. 職員や教職員を対象としたワーク・ライフ・バランス推進の働き掛けは行っていないのか。

A. 本事業は、主に企業を対象としたものであり、職員が対象となる取組は、市職員については主に人事課が、教職員については教育委員会が中心となって行っている。

#### **相談事業費について**

Q. デートDVの相談が増える中、以前より電話回線を2回線にしてほしいと要望してきたが、現在の検討状況を確認したい。

A. 相談業務を行う職員の退職に伴い、2月から新たに職員1名を採用したところである。新しい職員が定着して技量を磨いていくよう努めているが、まだ独り立ちしていないため、状況を見ながら、相談に十分対応できるようになれば、回線数を増やすことを検討したいと考えている。

#### **《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》**

##### **自治会への支援について**

Q. 本市の自治会714団体のうち、認可地縁団体は138団体とまだまだ少ない。法人化による最大のメリットは会計の透明性を確保できることであり、住民同士の金銭トラブルを防ぐことができるため、自治会の法人化を進めるべきである。

また、自治会未加入世帯が増加しているが、入居や住宅建築の機会を捉えて自治会加入の必要性を説明したり、自治会加入月間を設けて加入を促進する仕組みが必要ではないか。

A. 法人化を行い、自治会の運営体制を強化することで、加入促進にもつながると考える。今後は、全体への働きかけを含めて、どのようにすべきか自治会と一緒に検討していきたい。

## 《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

### まちづくり人材育成事業費について

Q. 当事業では、具体的にどのように人材のマッチングを行っているのか。

A. 委託事業として行っており、市内各地域に人材登録を呼びかけるとともに、ボランティアを必要とする団体を把握し、団体のニーズと、ボランティアをしたい方とをマッチングしている。

Q. 受託業者はどこか。

A. 公益社団法人ささえあいのまち創造基金、一般社団法人子育て支援ネットワーク・トゥモローズ、NPO法人四日市ウェルネスクラブの3者が1つの団体として受託している。

Q. 意欲のある方に登録してもらうことが重要であるが、登録者は増えているのか。

A. 平成30年2月末時点で238名の登録があるが、人材マッチング事業の新たな取組として、退職予定者や退職者に対して今後の働き方についての相談事業を行っている。相談に来た方が登録するケースもあり、前年度より5名の増となっている。

Q. 担い手の確保に苦慮している自治会が多く存在するが、地域づくりマイスター養成事業の情報は広く周知されているのか。特に退職予定者向けに企業への周知を強化すべきと考えるがどうか。

A. 企業へも、働きかけていきたいと考えている。平成29年度については、大学生2名に参加してもらうことができた。若い受講者の増加を望む声もあったため、若い世代の参加も含めて、さらに呼びかけしていけるよう方策を考えていきたい。

Q. まちづくり人材マッチング事業費の委託料150万円の使途について確認したい。

A. 人材のマッチングを行う職員の人件費、ホームページ上での周知、ララスクエア4階の相談窓口に係る経費などである。

Q. 人材登録については、一度システムを組んでしまえば費用があまりかからないと思われるが、委託金額は妥当といえるのか。

A. 登録する方の具体的な技能、また、人材を求める側の内容、規模、継続性等について、詳細に聴き取りを行ったうえでマッチングしているため、運営に係る事務局経費として150万円を計上している。

Q. 人件費が多いということか。

A. 人件費が占める部分は確かに多いが、それ以外に、地域に出向いて広く人材登録者の募集を行ったり、活躍の場を広げるために各地区で説明会を行うなど、人材の発掘に努めている状況である。

Q. 前年度より100万円減額した理由と、3つの団体を一つの事業者として委託する理由を確認したい。

A. 減額理由については、プロボノ活動支援事業を市民協働の促進に向けた支援事業に移管したことに伴い、本事業を100万円減額している。また、委託理由については、委託事業者の募集に際し、さまざまな人材を発掘・育成するために3つの団体の強みを協力して発揮したいとの提案を受けたことによる。

Q. 委託契約の期間は何年か。

A. プロポーザルを行い、1年契約としている。

Q. 登録人数の増減見込みを確認したい。

A. 登録人数は、一定の上昇とはなっていないが、ここ数年、アプローチの仕方を工夫しており、子育て中の母親などの新規層の開拓を行っている。また、退職予定者に対する呼びかけも行っており、平成 29 年度については退職者の登録が若干増えている状況である。

Q. 地域づくりマイスター養成講座は何名の方が受講したのか。

A. 地域づくりマイスター養成講座の修了者は、平成 27 年度 21 名、平成 28 年度 21 名、平成 29 年度 26 名であった。毎年 20 名以上の方が受講している。

Q. 地域づくりマイスター養成講座の受講者は、自治会からの推薦か。それとも自主的に受講を希望したのか。

A. 自治会からの推薦もあるが、公募の方も多く受講している。受講の日数を短縮した地域版の講座については、5 年間で約 1000 人が受講している。

### **市民活動推進事業費について**

Q. 本市のまちづくりに沿った活動を応援するための迎え水として、市民活動基金を設置して支援していく必要があるが、どのような検討状況か。

A. 公費も入れた基金を設置する方向で検討しており、そのためには市民や事業者の意思を反映して方向性を一体とすることが望ましい。今後予想される新たな課題に対し柔軟に対応できるよう、これまでの補助金とは異なる新たな仕組みづくりを進めており、しっかりチェックをしながらも、市民にとって使いやすい制度にしていきたいと考えている。

Q. 基金による公的支援を得ることを目的とした団体と活動目的をしっかりと持った団体とを見極めて、市民活動の質が低下しないよう、支援対象の選定を行うべきではないか。また、活動内容によって様々であるが、立ち上げ時の一定期間に限るなど支援する期間を明確にし、支援金がなくても継続的に活動を続けられるように自立を手助けすることが重要ではないか。

A. 支援対象の選定を厳正に行い、また、団体の自立を促していけるよう支援する仕組みづくりを進めていきたい。

Q. 基金を活用する際には、市民団体が自ら基金の活用状況を評価する仕組みを作り、市による監査も併せて行うべきではないか。また、補助金のように終期を定めて支援を行うべきであり、そもそも継続的に行う必要がある活動は行政が行うべきではないか。さらに、樹木への水やりなどの簡易な業務を市民活動で行っていけば、行政のスリム化が期待できるため、検討すべきではないか。

A. 一連のご指摘について、検討に加えていきたい。

Q. 基金の活用方法について、補助金とは異なる制度を検討しているのか。

A. 市民や事業者からの寄附金を公費と併せて財源とする基金を設置して市民活動を推進するものであり、補助金とは別の制度を検討している。

Q. 一般的に行政が行う書面審査では、支援を行う団体を選定することが難しいのではないか。

A. 選定にあたっては、団体や活動内容について、書面審査で判断できる部分に加えて、

丁寧な聴き取り調査を行いながら、専門的知見を持った方の意見も交えて、適正に行うことができるよう努めていきたい。

(意見) 基金に限らず公費を不当に使い込む事案があると聞く。支援する団体を厳正に精査し、万一、不適正な使用が確認された際の対処方法についても事前に検討すべきであり、それらの課題がきちんと整理された上で、初めて制度化することができるものとする。

(意見) 活動実態のない団体の詐欺行為を避けるためにも、支援団体の選定委員には、市民活動団体と無関係の人を選任する必要があると考える。

### **客引き行為等防止啓発事業費について**

Q. 客引き行為を行っていた外国人が逮捕されたが、末端の従業員を逮捕してもトカゲのしっぽ切りにすぎず効果が薄い。今後の対策についてどのように考えているのか。

A. 今回逮捕されたのはマッサージ関係の従業員であり、逮捕の影響もあってマッサージの客引きの数は減少している。条例に抵触するような行為は、相手方も考えて行わなくなっており、通行人の迷惑になる行為は減っているのは事実であるが、一方で、客引き行為等適正化指導員がいる間は姿を見せず、いなくなった途端に、客引きが姿を現わしてしまうなど、取り締まりの難しさを感じている。先進地である大阪に視察に行き、研究を進めているが、今後も警察と連携してローラー作戦を行うなど、手を変え品を変えてくる相手に、工夫して対応していきたい。

Q. 固定メンバーによるパトロールでは、面が割れて警戒されてしまい、効果が薄いと思うが、抜本的解決のために、どのような対策が必要と考えているか。

A. 取り締まりにかかわることであり、具体的に話すことはできないが、狙いを定めて、丁寧に、粘り強く行うことが重要と考えている。

Q. 路上喫煙禁止のパトロールと一緒に行えば、監視の目が増え、相乗効果が期待できるのではないか。

A. 客引き行為等適正化指導員がパトロールをする中で、路上喫煙者を見つけた場合、管轄外ではあるが注意を行っている。昨年より、環境部と連携して地区との合同パトロールを実施しており、相乗効果を得られるよう今後も連携を深めていきたい。

Q. 依然として客引きが多く、夜間に女性が一人で出歩くには怖い状況であり、対策が必要であると思うが、まちの安全についてどのように認識しているのか。

A. 中心市街地は夜間でも賑わっているが、その反面、学習塾に通う女子高校生の中には怖さを感じる方もいると考えられる。条例の対象外の業種であっても、客引き行為等適正化指導員がそうした客引きに声をかけ、安全に通行できるように配慮している。他都市でも同様の状況が確認されているが、確立した解決法がない中、地道に取り組んでいきたい。

### **防犯カメラ設置事業費補助金について**

Q. 防犯カメラを通学路に向けて設置する場合、補助率の上乗せがあるが、対象となる通学路は公立学校の通学路だけで、私立学校は対象外となるのか。

A. 公私問わず、地域の児童・生徒が通学に利用していることが確認できれば、対象と

認めている。

Q. 自治会が設置する防犯カメラについて、現在の補助金交付要綱では、新品に限らず中古品も対象となり得る。また、リース契約の中にメンテナンス業務が含まれている場合、メンテナンス費用が支払われてしまうことも考えられるため、早急に要綱の見直しをする必要があるのではないか。

A. 一連のご指摘を踏まえ、補助金が適正に活用されるよう、要綱の改正も含めて検討していきたい。

Q. 決算審査の中で、まずは市内各地区に新規の防犯カメラの設置を進めていくという方針を確認したが、その方針に変更はないか。

A. 市内6地区市民センター管内で防犯カメラが未設置であるため、引き続き、設置に向けて進めていきたい。また、当補助金は5年間の使用を条件としているため、今後、制度開始5年目を迎えるまでには、修繕等について、どこまでを補助対象として支援すべきか検討していきたい。

(意見) 未設置の地区を重点的に進める考えは理解するが、当事業はあくまで補助金であり、地元の意向によっては、いつまでも設置されない地区もあると考えられる。設置から5年目を迎えるにあたって防犯カメラを取り外してしまう地区が出ないように維持管理費を補助対象に加えるよう検討してほしい。

Q. 防犯カメラの設置については、自治会が設置するものへの補助と市が設置するものがあるが、同じ事業費に含まれているのか。また、市は何台設置する予定か。

A. 設置場所は未定であるが、市で最低1台は設置できるように80万円を、同じ事業の中で計上している。

Q. 市が設置する防犯カメラの予算は高額であるが、自治会が設置する防犯カメラと仕様が異なるのか。

A. 防犯カメラは多種多様であり画素数も異なる。市が設置するカメラは135万画素を予定しており、カメラを設置するポールの設置費を含めると約80万円必要となる。自治会で設置するカメラはそれよりも安い物も高い物もある。

Q. 今後、中心市街地や大きな駅に防犯カメラを設置する考えはあるか。

A. 不特定多数の方や地域外の方が利用されるような駅前広場等に設置していく。今後、駅前広場等に向けて市が設置する防犯カメラについて、設置計画を立てる方向で検討していきたい。

Q. 防犯カメラが設置できるのは、どのような場所か。

A. 電柱にはなかなかつけられないが、防犯外灯に設置したり、集会所の壁面に設置しているケース、私有地にポールを建てて設置していることもある。

## 《歳出 第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

### 市民文化祭等開催費について

Q. 郷土が誇る芸能大会について、各地区内からの出演団体が減少傾向にあり、先行きを不安視しているが、どのように認識しているか。

A. ここ数年は、各地区から12団体に出演していただき、それぞれに15分程度の演技時間を配分している。午前と午後とにプログラムをバランス良く組むことができている。

る。平成 29 年度の第 7 回では、出演団体のうち半数が初出演の団体であり、新たな活動や途絶えていた活動が再開する動きも見られることから、当面は現状を維持していきたいと考えている。

Q. 特別出演団体の出演料として 30 万円が計上されているが、どのような団体の出演を想定しているのか。

A. 第 7 回には、全国大会に出場経験のある四日市南高等学校<sup>そうきよく</sup>箏曲部に出演いただいた。

市民の芸能活動の参考になるような出演者を想定しており、例えば他市の芸能団体を招待するなども考えられるほか、各地区からの出演団体の増加にも対応できるように備えている。

Q. 地区ごとの出演回数について、出演実績がない地区や、過去に出演実績はあるものの、最近では出演がない地区がある。当事業は全市的な取組であり、地区の偏りが生じないようにすべきと考えるが、出演の少ない地区にはどのように参加を促しているのか。

A. 第 1 回から四日市市自治会連合会の協力のもとで開催しており、出演団体の推薦にご協力をいただいている。出演実績の少ない地区からも機会があれば出場したいという声を聞いている。

Q. 団体の活動内容によっては、機材の運搬費等が嵩み、5 万円の謝礼では不足するのではないかと。また、郷土が「誇る」という言葉は重たい印象があり、それを理由に出演に踏み出せない団体が想定されるが、郷土が「誇る」芸能とはどのような活動を想定しているのか。

A. 第 1 回開催時の謝礼は 3 万 5 千円であったが、要望を受けて第 3 回から 5 万円に増額しており、当面はこのまま続けていく予定である。また、対象となる活動について、募集要項に従い連合自治会長に出演団体の推薦を依頼しており、伝統芸能の保存継承を行っている団体、地域を上げて取り組んでいる芸能、魅力的な催しをプロアマ問わず広く推薦していただくようお願いしている。

Q. 市民芸術文化祭について、平成 29 年度の開催にあたって、四日市市文化協会にいくら支払ったのか。

A. 企画運営の委託費として 408 万円を支出している。

Q. 市民文化祭等開催費が全体で約 670 万円と増えているが、市民芸術文化祭への出演団体が増加したのか。

A. 市民文化祭等開催費には郷土が誇る芸能大会の予算約 250 万円が含まれている。なお、市民芸術文化祭の平成 30 年度予算は 432 万 5 千円であり、前年度の 408 万円から増額している。

Q. 出演団体の中には赤字ぎりぎり運営をしている団体もあり、チケットの販売に苦慮している。机や椅子等の使用料をねん出するのも苦しいと聴くが、支給対象である会場使用料の一部とはどこまでを対象とするのか。また、看板製作費や運営スタッフサポート代とはどのような費用か。

A. 会場使用料について、舞台発表の場合は当日分、展示の場合は 2 日間分の会場使用料を対象としており、机や椅子等の設備使用料は含まれない。また、看板製作費は入

口に設置する看板の作成費約 9 万円であり、運営スタッフサポート代は入場受付業務のサポートの費用約 7 万 4 千円となっている。

- Q. 開催経費約 432 万円のうち、団体への支出は半分以下の約 176 万円となっているが、それ以外はどのような業務に使用されているのか。
- A. 市民芸術文化祭の企画運営に係る人件費や広報に係る費用等である。
- Q. 本市の文化事業として行うのであれば、机や椅子だけでも対象に加え、どのイベントにも使えるようにして、出演団体が活動しやすいように配慮すべきではないか。
- A. 設備使用料については、利用者負担がないと行事を豪華なものにしようと高騰していく恐れも考えられるが、どのイベントにも最低限必要となる資機材については、対象とできないかを今後研究していきたい。
- Q. 市民芸術文化祭行事では能楽を楽しむ会が開催されており、日本の優れた文化であり期待している。四日市の第九に約 15 万円補助している一方で、能楽を楽しむ会には約 4 万 5 千円と非常に少額であるが、事業費はそれぞれの程度か。
- A. 能楽を楽しむ会について正確に把握していないが、無料の催し物であり、事業全体で数十万円程度と推察する。また、四日市の第九は事業全体で約 500 万円である。

#### **四日市音楽コンクール開催事業費について**

- Q. 議会報告会の場で市民から、良いイベントなのに出演者の家族や関係者の来場が大半を占め、一般市民の参加が少ないのではないかと意見をいただいた。一方、来場者アンケートの結果を見ると、広報よっかいちやポスター、ホームページなどを見て参加された方や、今回初めて来場した方も多く、広く一般市民に参加していただいていると思われるが、どのように分析しているか。
- A. 来場者の約 4 割が初めて来場された方であり、開催を重ねるごとに市民の間に広がりを見せていると考えている。
- Q. 市民全体の認知度はまだまだ少ない。これまで関心のなかった市民を呼び込めるくらいの意気込みをもって、テレビ放送によるライブ中継を行うなど広報の強化が必要と考えているが、現在はどうに行っているか。
- A. C T Y で、正月休みに録画放送を行っている。
- Q. 正月に放送していても実感がわかず、関心を持ってもらいにくいと考えるが、ライブ中継を検討してはどうか。
- A. 第 3 回の開催時に C T Y にてライブ中継を行ったことがあり、経費は 20 万円であった。現在は、開催日当日に所用のある方にも見ていただけるよう、また、より多くの方に見てもらえるように 2 日に渡って録画放送を行っているが、今後、ライブ中継についても再度検討していきたい。
- (意見) ライブ放映と録画放送の両方を行ってよいと考える。
- Q. 県内に向けて広報を行うのであれば、C T Y ではなく三重テレビで放送して、分かりやすく周知していくべきである。当事業については賛否両論ある中、積極的に改善案を提案していくべきではないか。
- A. 周知方法の工夫を図り、より良い事業にしていきたい。なお、三重テレビでの放送は現在のところ検討しておらず、どの程度の経費がかかるか把握していない。

(意見) 録画放送を行う際は、ダイジェスト版を作成するなど見やすく動画を編集し、視聴者に関心を持ってもらえるように工夫すべきである。

Q. 四日市 J A Z Z フェスティバルとの同時開催について、検討は行ったのか。

A. 四日市 J A Z Z フェスティバルは、台風の少ない時期に開催することを理由に、全国ファミリー音楽コンクールと同じ 10 月に実施するよう開催時期を変更されたが、全国ファミリー音楽コンクールの実行委員には J A Z Z フェスティバル実行委員長が就いていることから、今後、連携を図っていきたい。

(意見) 同時に開催する利点も多く存在すると考えられるため、スピード感を持って協議を進めてほしい。

Q. ニュースや雑誌などメディアに取り上げられることはあったか。

A. 三重テレビと C T Y にてニュースが放送されたほか、雑誌にも取り上げられている。

Q. メディアが取材に来るくらいのイベントになることを期待しているが、出演者への賞金を減額したことで、何か影響は生じたか。

A. 優勝賞金を 100 万円から 50 万円に減額したが、第 5 回の応募数が 60 件であったのに対し、減額後の第 6 回には 53 件の応募があり、大きな影響はなかったと考えている。

(意見) 当事業については、本市ならではの魅力的なイベントを作り、宣伝を積極的に行い、魅力的な賞金を用意するという 3 つの要素が重要となると考える。他市との差別化を図り、イベントの魅力を高めていけば、NHK など全国区のメディアに取り上げられるなど大きな宣伝効果が期待できるため、努力を続けてほしい。

#### **音楽等情報ステーション推進事業費について**

(意見) ホームページの情報が依然として分かりづらいため、早急に改善するようお願いしたい。

#### **四日市 J A Z Z フェスティバル支援事業費について**

Q. 四日市 JAZZ FESTIVAL の補助金について、平成 29 年度から 20 万円減額した理由はなにか。

A. 平成 29 年度は、市制 120 周年記念としてより充実した内容となるよう 20 万円増額したが、通年は 100 万円としている。

#### **地域の文化遺産の保存・継承支援事業費について**

Q. 当事業により補助を行った 8 割以上が獅子舞であるが、何か理由があったのか。

A. 指定文化財については社会教育課の指定文化財を対象とした補助金により、国・県の補助も得ながら保存・修繕が行われており、その対象にならないものを当事業で補助している。指定文化財に指定されず、かつ、戦前からの伝統的な行事となると、結果的に獅子舞が多くなる傾向にあると思われる。

Q. 子どもにとって、地域の伝統行事は貴重な経験であり、是非取組を進めてほしい。より多くの文化財を守るためには制度の周知が重要であるが、どのように周知しているのか。

A. 市民文化部として、各地区をまわって地域の課題等のヒアリングを行う際に、併せてこの制度の周知にも努めている。また、郷土が誇る芸能大会に出演した団体にも制

度の案内を行っている。

- Q. 前年度から予算は増額されていないが、当事業をより使いやすく、さらに広げていく考えはあるのか。
- A. 平成 29 年度に補助金の上限額を引き上げたが、補助率の変更は行っていないため、今後は社会教育課の指定文化財に対する補助金とのバランスを考えながら検討していきたい。

### **三浜文化会館管理運営費について**

- Q. 三浜文化会館の利用者数は順調に伸びているが、夜間の利用率が低く、改善の余地があると思うがどうか。
- A. 開館から 1 年を迎え、さらなる利用率の向上が必要と認識している。夜間の貸室については、平日夜間に活動できる方は限られており、土曜や日曜に利用が集中していると思われる。四日市市文化会館の日数利用率は約 80% であり、取組を参考にしながら改善に努めていきたい。
- Q. 三浜文化会館は住宅が少なく企業が集積している地区に立地しているが、利用率向上に向けて企業への働きかけは行っているのか。
- A. 開館以来、広報よっかいちなどを通じて利用案内を行ってきた。三浜文化会館運営協議会の委員に企業の代表者もいることから、意見交換を行い、引き続き周知を行っていききたい。
- Q. 公共施設の貸館は同じ時間帯ばかりであり、特徴のある公共施設が 1、2 施設あってもいいと考える。公共施設マネジメント白書に社会情勢に合わせて市民の多様なニーズに対応していくと記載されていることから、近年行われている「朝活」に使えるよう、夜間の代わりに早朝から利用できるようにしてはどうか。
- A. 三浜文化会館では、四日市市文化会館を参考に夜間の利用時間を延長し、最大で夜 10 時まで利用できることが特徴である。早朝に開館する場合は、2 交代のシフトを見直す必要があり、さらに人員の配置を増強する必要もあるため、今後の検討課題としたい。
- Q. 旧体育館には空調機器が整備されておらず、利用者にとって不便であるが、文化施設としての環境整備をどのように考えているか。
- A. 当施設はもともと小学校であり、他の学校の体育館に空調機器がついていないことを考えると、文化施設として整備したい気持ちはあるが、優先順位は低くなってしまう。
- Q. 利用料金を高めに設定して整備費用に充てる方法も考えられる。市民ニーズに対応した手法を検討すべきではないか。
- A. 全庁的に協議していきたい。
- Q. 利用者が、旧三浜小学校区の方に偏っていることはないか。
- A. 全市民が利用できる施設であり、本市全域の方にご利用いただいていると認識しているが、本市南部にお住まいの市民の利用が多い印象はある。
- Q. 調査に基づき、利用者の住所を把握しているのか。
- A. 統計等とはっておらず、利用者の偏りは把握していない。魅力的な事業を展開し、

市域全体の利用者に親しまれる施設としていきたい。

(意見) 三浜文化会館は市全体の財産であり、利用者層を的確に把握し、蓄積したデータを活用し、より多くの市民に利用される方法を模索していく必要があると考える。

#### **文化会館等施設整備事業費について**

Q. 文化会館の喫煙場所が非常にわかりにくく、屋外で喫煙している利用者を見かけるが、喫煙場所の案内はどこに、何か所表示してあるのか。

A. 事務所付近を含め、数カ所表示している。

Q. 雨天時は多くの利用者が外を歩いて喫煙スペースに向かっている。増設の予定がないのであれば、せめて市民に分かりやすく案内するべきではないか。

A. 健康増進法に基づき、喫煙場所はなるべく入口から離れた場所に設置するよう、国から分煙対策の方針が示されていることから、現在の位置に移設した。特に公共交通を利用して来館する利用者にはわかりづらく、まずは入口付近に案内を表示し、雨にぬれずに行くことができることも併せて周知するよう四日市市文化まちづくり財団と協議する。

(意見) 本市の文化施設として、タバコの吸い殻が散乱する状況のないよう努力してほしい。

#### **《歳出第2款 総務費 第3項戸籍住民基本台帳費 第1目戸籍住民基本台帳費》**

##### **番号制度関連経費について**

Q. 平成30年度における個人番号カードの交付枚数の目標を全体数の5%としているが、どの年齢層をターゲットにして交付枚数を増やすのか、目標達成に向けた考え方を確認したい。

A. 平成30年度の証明書のコンビニ交付開始に伴う周知と合わせて、個人番号カードの交付を促進していきたい。平成30年度の5%はあくまで目標であり、できるだけ早い時期に達成し、もう少し高い交付率を達成できればと考えている。市民からは、利用価値がわかりにくいとの意見もあるため、丁寧な説明を行うとともに、現在交付率が低い若年層の底上げも含め、各年齢層でバランスよく交付できるようにしたい。

(意見) 交付率の向上に向けて意識を持って取り組むことが最も重要である。5%の目標以上の結果となるよう、今後の取組に期待したい。

##### **コンビニ交付事業費について**

Q. 以前は証明書のコンビニ交付の導入に消極的であったが、今回、市長の交代を機に、急に導入が提案されたと感じているが、方向転換を行った理由を教えてください。

A. 証明書のコンビニ交付については、その必要性や将来の導入の可能性について、当初から検討の必要があることは説明させていただいている。本市は、対面サービスの重視を基本としており、地区市民センターや窓口サービスセンターの窓口体制が充実している中で、コンビニ交付の導入時期を検討したところ、これまでは、個人番号カードがある程度普及しないと、コンビニ交付の利便性も高まらないという考えもあった。しかしながら、個人番号カードの普及率が伸び悩んでいることから、今後は、コ

ンビニ交付の導入を個人番号カード普及促進の材料の1つとし、また、同格都市の多くがコンビニ交付を導入している状況も踏まえ、導入に向けてしっかり取り組んでいきたい。

(意見) 他市より導入が遅れてしまったという思いはあるが、証明書のコンビニ交付は、普通のインフラだというぐらいの認識を持って取組を進めてほしい。また、個人番号カードがないとコンビニ交付を受けられないため、交付枚数を増やすための広報をしっかり行ってほしい。

Q. コンビニ交付のようなサービスを、15 年ほど前から提案してきたにもかかわらず、これまでなかなか進まなかった。市長が変わったから実施することとなったのか、あるいは、国の制度が変わったからなのか。

A. 以前から、個人番号カードの普及を踏まえながら、証明書のコンビニ交付の導入検討をしていくという考え方を持っており、その考え方の具体化に向けて、ここ2年ほど検討してきたという経緯がある。

Q. コンビニで5種類の証明書を交付するとのことであるが、他市では住民票記載事項証明書の交付を行うところもある。本市が取り扱わない理由を確認したい。

A. 現在、住民票記載事項証明書を対象とする自治体は、全国でコンビニ交付を行う約500自治体のうち約14%と低く、県内においても導入済の9市町のうち3市町のみで、近隣市町の桑名市、鈴鹿市、菰野町は対象としていない。また、平成28年度の本市でのコンビニ交付対象予定の証明書の年間交付数に対し、住民票記載事項証明書の発行は、全体の約0.5%と非常に少ないことや、申請者が希望する住民票の一部の項目のみを証明するものであり、必要とする証明事項を確認するなど窓口対応が非常に多くなるという証明書の性質があることなどを総合的に判断して、コンビニ交付の対象としないこととした。

Q. 証明書発行手数料について、中核市の半数近くがコンビニ交付の手数料を減額している中で、本市においても、窓口交付よりコンビニ交付に係るコストの方が多少安いという試算をしながら、減額措置を講じないのはなぜか。

A. 調査したコンビニ交付の発行手数料を減額している自治体の約9割が、窓口での住民票の手数料を1件300円以上としているが、本市は、従来より1件200円と低額に抑える努力をしてきている。コンビニへの委託手数料が1件あたり115円かかることなど費用対効果を勘案した結果、現行の窓口での発行手数料と同額とするのが適当との判断に至ったものである。

(意見) コンビニ交付での手数料について、いったん窓口と同額でスタートすると、その後減額することは難しいと考える。他都市との比較検討を行う必要性も理解するが、本市として何が最善なのかを考える必要がある。

(意見) 他都市の先行事例も研究しながら、他都市に先駆けて、個人番号カードの独自利用を次から次へと実施して個人番号カードの交付率を増やすとともに、コンビニ交付を促進して窓口交付が減少した分、地区市民センターにおいては、新たな役割を担えるよう検討してほしい。

(意見) 個人番号カードの独自利用について、本市ならではの特色をつけていかないといけないが、基本的な利用部分について、まずはしっかりと促進を図った上で、付加

的な独自利用の部分を加えていってほしい。

Q. 市内にあるコンビニのうち、今後、どのくらいの店舗に端末を設置し、交付することができるようになるのか。

A. コンビニ交付の実施団体である地方公共団体情報システム機構がほとんどのコンビニチェーンと契約を行っているため、同機構と本市が契約すると、ほぼ日本全国のコンビニとつながることとなる。各店舗には標準装備として端末が置かれており、その端末から本市の証明書が発行されるという仕組みであるため、新たに増えるコンビニでも発行できる。

Q. コンビニ交付のシステムを開始し、市内の店舗で実際に証明書を受け取ることができるのは、いつからか。

A. 平成 31 年 2 月からの実施を予定している。地方公共団体情報システム機構に申し込みをしてから 10 カ月程度かかるため、予定どおり実施できるよう鋭意努力している。

Q. 市内のコンビニの各店舗に、証明書を入れる封筒を置いてもらえるのか。

A. 市内のコンビニの各店舗に封筒を置くことは、現在のところ考えていない。他自治体への照会や視察調査を行ったところ、封筒を置くような事例は確認しておらず、また、全国の住民票を誰でも発行できる全国展開のコンビニチェーンにおいて、本市の店舗だけに置くことは、近隣市町とのバランスもあり難しいと考えている。

Q. 昨年視察を行った他市では、市役所ホールに証明書発行用の端末が設置されており、各自で個人番号カードを使って発行することにより、窓口負担が軽減されたという事例があった。コンビニ交付導入後、本市でもそのような考え方、可能性はあるのか。

A. これまで近隣市町をはじめ他自治体の事例について調査したが、先行導入市では、メリットもあるとして庁舎内に設置する例があるが、端末の操作説明への対応等にかえて人員が必要となってしまったという話もあり、現在のところ、本庁舎内に端末を設置するという考え方は持っていない。市内には多くのコンビニ店舗があるため、コンビニでの利用を案内していきたい。

(意見) 市民の利便性が向上することには予算を使ってでも取り組んでほしい。セルフのガソリンスタンドのように、コンビニ交付の使い方が一般に普及していくことで、さまざまな可能性も広がるため、検討を進めてほしい。

Q. 証明書交付の端末を自前で導入しようとする、いくらかかるのか。

A. 試算はしていない。

Q. コンビニ店舗は閉店することも多く、コンビニが少ない農村部などでは地区市民センターの方が近い場合もあるが、コンビニ交付導入後は、地区市民センターでの証明書交付についてはどのような対応となるのか。

A. 地区市民センターでの証明発行サービスは、コンビニ交付導入後も変更はない。コンビニ交付で対象となる証明書は、すべて地区市民センターの窓口で交付できることから、これまでどおり職員での対応を考えている。

(意見) コンビニの店舗が近くにない不便な地域の対策について、検討してほしい。

## 《歳出第 2 款 総務費 第 10 款教育費 第 5 項社会教育費》

別段の質疑、意見はなかった。

## 第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

## 【商工農水部・経過】

### 第1条 歳入歳出予算

#### 《歳出 第5款労働費 第1項労働諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

#### 《歳出 第6款農林水産業費 第1項農業費》

##### 里山・竹林環境保全支援事業について

Q. 里山の管理が行き届いておらず、多くの倒木が放置されている状況が見受けられる。

近年は、バイオマス発電用燃料としての需要も高く、大手商社と里山の所有者とを繋いでいけば新たなビジネスに繋がることも期待できると考える。本市だけでは原料となる木が足りないことも想定されるため、近隣の自治体とも連携を図り、伐採した後の活用を含めて検討してはどうか。

A. 当事業は竹林だけでなく、荒れた山林の保全活動にも活用できる。燃料として活用できるほどの量が確保できるかが課題であるが、実施団体と意見交換をするとともに、近隣自治体との情報収集に努め、検討していきたい。

(意見) 本市では空き家が増加しており、空き家の解体に伴い排出される廃材もバイオマス燃料として活用できるため、併せて検討してほしい。

Q. 都市整備部が行う里山保全事業との違いは何か。また、一本化して効率的に支援していく考えはないか。

A. 都市整備部では里山を10年間借り上げ、市民緑地として整備を行っているが、当事業は、新たに地域が自発的に里山整備を行うなど地域活動に対して支援を行う予定であり、すみ分けをしながら効率的に取り組んでいきたい。

Q. 当事業は、みえ森と緑の県民税市町交付金を財源としているが、当事業のほかにどのような事業に活用するのか。また、基金への積み立ては行うのか。

A. 当事業のほかに、都市整備部の里山保全事業、あけぼの学園の備品整理、中央緑地体育館整備に活用していく。また、みえ森と緑の県民税市町交付金制度は5年に一度見直すこととなっているため、平成30年度に基金を全て使い切る予定である。

##### 治山森林関係事業費について

Q. 当事業費の使途を確認したい。

A. 森林の所有者を調べ、森林台帳整備を行うための費用に大半を充てる予定である。

Q. 森林台帳整備の完成後は、どのように活用していくのか。

A. 山林の保全活動や治山整備へ繋げるための事前準備を想定している。

(意見) 森林台帳を効果的に活用して、市内の治山整備を進めてほしい。

### **三重県森林協会負担金について**

Q. 前年度から 2 万円増額した理由を確認したい。

A. 前年度に三重県が本市で行った治山事業に応じて決定される。平成 28 年度には小山町で起こった山崩れの整備を、平成 29 年度には西大鐘町や桜町で整備が行われている。

### **GAP 等認証取得推進事業費について**

Q. 三重県が養成する GAP 指導員は、具体的にどのような指導を行うのか。

A. 豊富な農業の知識を持つ農業改良普及員を中心に、三重県が GAP 指導員の養成を行っており、主に農家ごとに栽培工程管理などの現場指導を行う。GAP の認証取得に向けては、栽培記録の取り方が最大のポイントとなるため、必要な指導を行っている。

Q. GAP 認証取得のためのコンサルタント会社の行う業務と、GAP 指導員の行う業務との違いは何か。

A. コンサルタント会社は、より専門性の高い ASIAGAP や GLOBAL G. A. P. の認証取得を中心としており、一方、GAP 指導員は、まずは入口として農林水産省ガイドライン準拠 GAP や JGAP の取得を中心に支援する。

Q. GAP を取得するためにコンサルタント会社を利用する場合でも、費用は補助の対象となるのか。

A. 認証取得にかかる審査費用については、コンサルタント会社に委託する場合についても、上限はあるが補助対象としている。

Q. 認証取得のためには専門家のアドバイスが不可欠であり、コンサルタント会社を活用するために、制度の紹介や取組方を広く周知する必要があるのではないか。

A. 各農家にあった指導が必要であり、また、GAP の認証取得には時間もかかるため、各農家に必要な助言を行っていききたい。

Q. 本市の農作物の海外輸出が少なく驚いているが、輸出に適した作物も多くあり、もったいないと感じる。今後はさらに輸出に力を入れていくべきであり、販路拡大戦略が必要と考えるが、アジアの富裕層をはじめとする海外のニーズを調査し、分析することが必要なのではないか。

A. 輸出に関しては市もノウハウを持っていないため、海外輸出農家への聞き取り等を通じて実態把握に努めたい。また、県や農協、ジェトロ等を通じて情報収集を行い、どのような支援ができるか検討していききたい。

Q. 海外輸出を考える農家が市内に少ない中、愛知県西尾市では抹茶のブランド化と輸出に成功している。輸出による効果などを示し、農家の意識改革を図るとともに、市も農作物の海外展開の支援を検討する必要があるのではないか。

A. 輸出のコストを加味して商売として成り立つよう、利益を確保できるサイクルの確立が重要であり、まずは平成 30 年度から取り組む農商工連携促進事業において、作り手や売り手、物流関係者のマッチングに努めていききたい。

(意見) 農家が独力で海外展開することは難しい。他業種と意見交換をする中で、輸出に関するノウハウを吸収し、実現可能なところから農作物の海外展開を支援してほしい。

Q. G A P 等認証取得推進事業として 169 万円が計上されているが、補助対象経費はコンサルタント業者の利用料ということか。

A. G A P の認証取得のために必要となる審査費用やコンサルタント費用、旅費等を補助するものである。

Q. G A P の認証取得を推進する中で、儲かる農業への経営体質の改善を図ることができると考えているが、競争力を持った人材の育成を同時に行うべきではないか。農業の担い手の高齢化が進む中、農業を立て直すためには、若年層を中心に農商工の意見交換を図り、6 次産業化の成果を生み出して、海外展開もできるように支援すべきではないか。

A. G A P の認証取得を契機に、販路の拡大に繋げていくことが重要である。儲かる農業に移行するために必要な経営改善やシステムについて、多くの農家に時代の流れを知ってもらうだけでなく、作付から育成、販売に至るまでの一連の流れにおいて、市がどのような支援を行うべきか、農業再生戦略会議の中でノウハウを集め、協議していきたい。

Q. 本市の農家の大半は家族経営の小規模農家で、高齢者が支えている状況である。農作物の販売価格の下落も相まって、農業を子孫に継がせたくないとの声も多く聴こえてくるが、本市の農業施策は G A P の認証取得をはじめ大規模農家に向けた制度が多い。離農を防ぐためにも中・小規模農家に向けた施策を充実していく視点も重要ではないか。

A. 中・小規模農家に対し、大きな投資を促すことは難しく、6 次産業化による直販体制の確立も家族経営では厳しい現実があるが、G A P の認証を取得することは、海外への輸出目的だけでなく、現在の経営を見直す機会にもつながるため、様々な視点からの相談を受けていきたいと考えている。

(意見) G A P の認証取得について、中・小規模農家には関係ないと認識している農家がほとんどであるため、きめ細かく周知に努めるべきである。

#### **農業センター基本構想策定事業費について**

Q. 農業センターの今後のあり方について、市はどのように考えているのか。

A. 農業センターは、当初、シクラメン等の栽培技術の普及を目的として事業を行ってきたが、技術の普及が広がった後は、各農家が独自のノウハウのもとで栽培方法を確立するようになった。現在は、市民園芸教室と新規就農者の技術獲得の場として活動しているが、農業技術を持つ職員も減少し、施設を有効に活用できていなかった。

今後のあり方については、儲かる農業を戦略的に実現していくために G A P の認証取得や 6 次産業化に向けた実践の場としての活用を視野に、地元住民の意向も踏まえながら、農業再生戦略会議において農業センターの活用方法を議論し、平成 30 年度中に概要をイメージできるよう構想をとりまとめていきたい。

Q. 平成 29 年度の農業再生戦略会議の中でも、儲かる農業の実現や、農業センターの活用法について検討されているが、現段階で構想の具体的なイメージはあるのか。また、検討された内容は議会に示されるのか。

A. G A P 取得や 6 次産業化に向けた実践の場として活用するために必要となる設備や

資金、既存の設備を活用できるのかといったことを具体的に検討し、構想を作成していく。また、構想が出来上がってきた段階で議会にも報告する。

Q. 農業センターは市の重要な施設と位置付けられていると理解したが、施設を売却することなく、今後も充実を図っていくということか。

A. G A P の認証取得や6次産業化に力を入れていくためには実践の場が必要と考えている。具体的な運営方法については平成30年度に計画を策定する中で決めていきたい。(意見) 農業センターがどのような事業を行っているか、市民からは分かりにくい。今後、当センターを市の重要な施設と位置付けていくのであれば、明確に効果を示すべきである。

Q. 平成30年2月定例会議会案に対する市民意見募集において、農業センターに対して専業農家と兼業農家への支援の強化を求める意見が寄せられているが、G A P の認証取得や6次産業化は兼業農家には効果が薄いのではないか。

A. G A P の認証取得や6次産業化の推進を通じて、専業農家の収益の増加を図るとともに、より農業に力を入れて将来的に専業農家に移行したいと考える兼業農家もある中で、どちらにも情報提供を行い、利用してもらえるよう検討していきたい。

Q. 農地利用最適化推進委員とは、どのような協力体制をとっているのか。

A. 農地利用最適化推進委員の役割のひとつに、新規就農者への相談支援がある。市の各種支援制度や地域での活動について、情報交換を行っており、新規就農者の確保や担い手農家の育成に結び付けていきたいと考えている。

(意見) 本市は工業都市であり、国の補助制度に当てはまらない農家も多いと思われるが、農地利用最適化推進委員と連携して農業を守り、儲かる農業の促進に努めてほしい。

Q. これまでの農業センターは職員の農業に関する知識も乏しく、何年たっても改善されないため不満に思っていた。ようやく期待の芽が出てきたが、結果をきちんと出せるように、例えば補助金のように終期を3年と定めて検討を進めるべきではないか。

A. G A P の認証取得等に支援を行うことを契機に、もう一度対応できるように体制を立て直していきたい。また、農家を支援する立場として知識の集積が必要であると考えており、平成30年度は職員のスキルアップを図っていきたい。

(意見) 稲作では儲からず、農家をやめたいとの声も多い。今後の儲かる農業に向けての取組に期待したい。

Q. G A P の認証取得や6次産業化を推進する必要性は理解するが、収益を生み出すまでには時間も費用もかかる。農業分野の技術進歩は著しく、水耕栽培など屋内の工場栽培に企業参入が相次ぐ状況を踏まえると、バイオテクノロジーを活用した栽培技術を指導できるよう発想の大転換を図り、時代の先端に追いつく必要があるのではないか。

A. 儲かる農業を実現するためには、販路の確保が必要である。流通業者や県、農協と連携して地域のスーパー等が求めるニーズの把握に努め、農業センターを起点として農家に情報を提供していきたい。

Q. 気候の影響により野菜の価格が急騰し、海外から野菜を緊急輸入して急場を凌いだことを考えると、市内の需要と供給を十分把握する必要があるのではないか。

- A. なるべく天候に左右されないビニールハウス等の施設栽培を促進すべきと考えている。実際に施設栽培を行う新規就農者も多いため、農業者の実情を把握しながら、必要な支援を検討していきたい。
- (意見) 農業者のことを考えるなら、より手厚い支援が必要であると考える。

#### **鳥獣被害防止対策事業費について**

- Q. せっかく農作物を育てても有害鳥獣に取られてしまつては元も子もない。有害鳥獣対策の強化に期待していたが、前年と予算額が大きく変わらない中で、猟友会への委託料を前年比で約 200 万円増額した理由を確認したい。
- A. 有害鳥獣捕獲事業には、犬を使った追い払い業務とサル的大量捕獲囲い罠を使った捕獲業務、通常の捕獲檻を使った捕獲業務が含まれるが、その中の犬を使った追い払い業務の活動日数を増加したことによる。
- Q. 鳥獣被害防止総合対策事業推進協議会負担金を減額した理由を確認したい。
- A. これまでに国補助事業を活用してシカ・サル用の捕獲檻を十分確保できたことから、平成 30 年度は捕獲檻を購入しないこととした。その結果、事業主体となる推進協議会への負担金を減額したものである。
- (意見) 半数以上の地区が、依然としてイノシシ・サル・シカの被害に困っている現状を見ると、自主的に鳥獣被害防止活動を行う自治会等に向けた自主防除活動事業交付金を新たに計上しているが、予算額が 35 万円と少ない。本腰を入れて取り組むべき課題であり、増額を視野に検討を進めてほしい。
- Q. 四日市市鳥獣被害防止計画における捕獲頭数等に変更はないか。
- A. 平成 31 年度までの捕獲計画を定めており、捕獲頭数に変更はない。
- Q. 平成 29 年度の捕獲実績を確認したい。
- A. 平成 30 年 2 月末までの捕獲頭数は、サルが 31 頭、イノシシが 208 頭、シカが 51 頭、合計 290 頭である。
- (意見) 高齢化に伴い猟友会の会員が減っていると聞いている。鳥獣被害対策には期待しており、担い手の確保についても検討してほしい。
- Q. サルの捕獲頭数が 31 頭ということであるが、追い払いの影響で捕獲頭数が減ったのか。
- A. サルの生息頭数自体が減少しており、捕獲頭数も少なくなっている。ニホンザル生息頭数調査を行っており、平成 30 年 1 月時点でサルの群れが 3 つ確認されている。調査結果によると、小山田・川島地区に生息する A 群が 19 頭、桜地区・菰野町に生息する B 群が 36 頭、鹿間町・和無田町に生息する C 群が 23 頭となっている。
- Q. サルは最盛期の半数くらいに減ったのではないか。来年あたりで対策を終結できるよう期待しているが、最近は、猟友会による捕獲よりも檻による捕獲数のほうが多いのではないか。
- A. サルの頭数は減少したが、イノシシの被害は増加しており、全体として被害は増加傾向である。引き続き、猟友会による、追い払いと捕獲を行っていききたい。
- Q. イノシシやシカの追い払い業務は、具体的にどのように行うのか。
- A. 追い払うというよりは、捕獲するために追い込む活動を行っており、中でも一斉捕

獲活動が以前と比較して増加している。

Q. 追い払い業務が増加したことで、猟友会への委託費が増額しているとのことであるが、費用は適正なのか。

A. 猟友会から提出された実績をもとに積算を行った。

Q. 地元自治会等も追い払い活動を行っており、自治会等に対しての支援を手厚くするべきではないか。

A. そのような活動に対する支援策がなかったため、平成 30 年度から自主防除活動事業交付金を整備し、地元自治会等への支援を図っていききたい。

Q. サルどこネットとは今後も契約を継続していくのか。

A. 来年度も継続していく。

Q. サルの頭数が減少しているが、的確に居場所を把握することができるのか。

A. 頭数は減少したが、発信機をつけて監視を続けており、いまだに活動している群れが存在していることから、地域住民への情報提供のために必要な経費であると考えている。

Q. サルの被害に関する声が少なくなってきたように思うが、市民からどのくらい情報が寄せられているのか。

A. 以前と比較すると減少したが、今でもはぐれザル等の目撃情報が寄せられる。

Q. はぐれザルについては、サルどこネットでは監視が困難であり、さらに頭数が減少した場合の対応も想定して、サルどこネットと協議をしていく必要があるのではないか。

A. 頭数が減少しても群れの状況を把握する必要があると考えており、サルどこネットとの契約は続けていく必要があると考えている。今後の対応についてはサルどこネットと協議していきたい。

#### **北勢地方卸売市場関係事業費について**

Q. 平成 22 年の民営化に際し、今後、大規模改修を行う場合は議会に対して相談・報告をすることとなっていたと認識しているが、平成 29 年度に行った調査の結果についてはいつ報告されるのか。

A. 平成 29 年度に生鮮食品流通実態調査を行っている。スーパーや北勢市場、農協、直売所などにヒアリングを行い、市内の生鮮食品の流通の動きを調査しており、将来的な北勢市場のあり方を検討する材料にしていきたいと考えている。調査結果は取りまとめ中であるが、完成次第、議会へ報告を予定している。

Q. 調査結果は北勢卸売市場管理評価委員会にも報告し、北勢市場のあり方について議論を行っていくものと思われるが、市も親身に考えていくのか。

A. 北勢卸売市場管理評価委員会に加えて鈴鹿市、桑名市にも報告を行うとともに、今後の対応についても相談していきたい。

(意見) 鈴鹿市や桑名市の財政負担も踏まえながら、より市民に必要とされる市場としていくことが重要である。

Q. 国の策定する第 10 次中央卸売市場整備計画には対応しているのか。

A. 国において卸売市場法と食品流通構造改善促進法を改正する動きがあり、民間企業

が参入しやすいように認可方式から認定方式に変更することを検討されている。

それに伴い、第 10 次中央卸売市場整備計画がなくなり、認可を受けている地方卸売市場についても新たに認定を取得する必要性が生じる可能性があるが、改正内容の詳細が示されていないため、国の動きを注視し、対応していきたい。

Q. 国の動向を注視しながら、今後の時代に対応できる市場づくりを検討していくべきである。また、北勢市場の民営化に伴い、認定取得などの事務作業は本市で行うこととなっていたと記憶しているが、新制度への対応については鈴鹿市や桑名市にも参加を求め、協力が得られなかった場合であっても、本市単独で進めていく覚悟が必要ではないか。

A. 北勢市場は 3 市の共有となっており、本市単独の判断では進められない。そのため、動きを仕掛けながら関係自治体との協議を行うとともに、北勢市場の意向も聞き取り、国の動向を踏まえて、今後の対応について考えていきたい。

Q. 北勢市場の新制度への対応等については、市長同士で調整を行い、3 市で連携した対応をとってはどうか。

A. 大きな問題であり、民営化から 10 年近く経ち、現場の職員も変わっていく中、まずは、各市の担当部局が課題を認識していただく必要があると考えている。最終的には市長同士の協議を行う可能性もあると考えている。

Q. 第 10 次中央卸売市場整備計画は白紙になったという認識でよいのか。

A. 北勢市場にも聞き取りを行ったが、詳細については把握できていない。

#### 《歳出 第 6 款農林水産業費 第 2 項畜産業費》

#### 《歳出 第 6 款農林水産業費 第 3 項農地費（上下水道局分除く）》

別段の質疑、意見はなかった。

#### 《歳出 第 6 款農林水産業費 第 4 項水産業費》

##### **豊かな海つくり事業費について**

Q. ガザミの放流数が昨年度の 11.7 万匹から 60 万匹と大幅に増えた理由は何か。

A. 毎年、県が 60 万匹程度の稚魚を育成しているが、育成過程で死んでしまうため、結果的に種苗の放流実績は例年通りの数となるとみている。

Q. 漁業の後継者不足を解決していかないと、当事業により整備した豊かな海が活用されにくくなるが、後継者の育成について、どのような支援を考えているのか。

A. 漁業の後継者育成は課題と捉えているが、市単独で対応することは難しいため、県と連携して支援に結びつけていきたい。

（意見）漁業における後継者不足は深刻である。国や県からの情報収集を行い、支援に努めてほしい。

Q. 種苗放流の継続により自然の中で育ちながら数も増えてくるはずであるが、伊勢湾のリン規制が強いため、栄養不足でアサリやエサとなる海草が育たない。そのような状況でガザミやヨシエビの放流を続けても順調に成長できないと思われるが、漁獲高の実態は把握できているのか。

A. 伊勢湾全体の漁獲高は把握していないが、個々の漁獲高が安定していない点は課題

と認識している。

Q. 種苗を放流し、漁獲に繋げていくのは、本来漁業者のすべきことである。三河湾で法規制の上限まで排水中のリンの含有率を戻したところ、アサリの漁獲量が増加したことを踏まえると、伊勢湾に面する自治体全体で、広い視点で対応にあたるべきではないか。

A. 三重県が吉崎海岸で干潟の造成工事を進めており、アサリの繁殖や藻場の生育が期待できる。漁獲高が安定するよう、三重県にも協力要請するとともに、漁業関係者との意見交換を行っていききたい。

(意見) 干潟の造成を進めても、栄養となるリンが少ないままでは漁獲高の増加に繋がりにくいのではないかと。総合的に対策を講じて、いつまでも種苗の放流を続けなくても良い、自然界のサイクルの中で、種苗が繁殖・成長できるような仕組みづくりに取り組むべきである。

Q. 南部浄化センターからの排水により、海苔の生育に影響が出ているという話を聴いているが、漁業への影響について状況を把握するために、県に対して調査依頼を求めていくべきではないか。

A. 県に情報を伝えるとともに、状況把握に努めていきたい。

## 《歳出 第7款商工費 第1項商工費》

### 企業誘致活動事業費について

Q. 本市の発展を支えてきた企業を市長が訪問することには重要な意味があると考えますが、担当部局の所感を確認したい。

A. 新規に企業訪問をしていく考え方もあるが、大企業がすぐに進出してくれる状況は期待できないのが実情である。一方、本市ではマザー工場の集積化が進んでおり、そのような既存の企業の発展を目指した企業訪問を重視している。

Q. 市長の訪問先はどのように選定しているのか。また、商工農水部は把握しているのか。

A. 企業誘致を目的とするものばかりではなく、さまざまな目的で訪問しており、担当部局も多岐にわたっていることから資料は秘書課にも確認して作成している。

Q. 市長が企業訪問する際は、ほかに誰が随行するのか。

A. 秘書課のほかに、商工農水部長や次長が随行したときもある。

Q. 平成 29 年度中に市長が訪問した企業以外にも四日市を代表する企業は数多くあり、積極的に訪問すべきと考えるがどうか。

A. 市長からは積極的に現場を視たい、広く企業訪問を行いたいとの希望を聞いているが、今年度は企業からの要請を受けて訪問したものが多い。日程調整のついた企業から順次訪問しているが、日程調整がつかなかったものや、災害対応で訪問できなかったものもある。

Q. 市長がトップセールスを行い、企業と胸を開いて意見交換をする中で関係を築いていくことが大切である。商工農水部も市長の企業訪問に随行し、企業との関係づくりの支援を行うべきではないか。

A. 市長は様々な機会を捉えて企業と意見交換を行っており、それをきっかけに企業へ

の訪問に繋がったり、逆に企業に来庁していただくこともある。お互いに多忙であるため日程調整が困難であるが、積極的に企業訪問の場を設け、その際は担当部局として随行したいと考えている。

(意見) トップセールスを積極的に行い、できるだけ本社に訪問し、市と企業の関係づくりに努めるべきである。

Q. 平成 29 年度中に市長が訪問した企業の中に、企業誘致目的で訪問した事案はあるのか。また、その中に商工農水部が関わる投資を目的とした事案はあるのか。

A. 多くは工場の設備等の視察を行うものであるが、中には大手企業を訪問して、トップ同士の会話の中で今後の設備投資などについても意見交換を行っている。

(意見) 市長のトップセールスに期待していただけに、誘致を目的とする企業訪問が少ないことは残念に思う。近隣の自治体では企業誘致に成功した事例もあり、アンテナを広げて情報収集に努め、市長の力を生かして新規企業の誘致につなげてほしい。

### **企業立地奨励金交付事業費について**

Q. 奨励金交付額が前年度比約 3 倍の 13.5 億円となる一方で、交付件数は 1 件増加したのみであるが、どのように見積もったのか内訳を示してほしい。

A. 企業の投資計画や過去の平均実績を参考にして見積りを行っている。前もっての情報収集や企業にヒアリングを行ったところ、半導体関連と電気事業関連で大規模な投資を計画されていることが判明したため、これらの状況を勘案して金額を計上した。

Q. 新たに大きな投資が見込める企業が本市に参入するということか。

A. 既存の企業が投資拡大を行うものである。この制度があることによって企業が企業立地奨励金を加味した投資計画を立てやすくなり、市に交付要件などの問い合わせをいただく中で事前に企業の投資計画を把握できるという効果がある。得られた情報をもとに支援方法を検討したり、状況に応じてトップセールスとして市長が関わることもできることも大きな目的の一つとなっている。

Q. 交付先の 8 割以上が大企業であり、中小企業への交付が少ない状況である。企業立地奨励金を中小企業もしっかり受けられるよう、大企業のような手厚い相談体制をとっているのか。

A. 交付先の約 16%が中小企業であるが、本制度の中では大手企業の資金が半分以上入っている企業は中小企業と見なしていないため、一般的な定義でいえば全体件数の約 41%を中小企業に交付したこととなる。また、中小企業の相談体制については、平成 29 年度から企業 O B 人材センターを開設しており、大手企業の O B による中小企業支援を行っている。企業から相談を受ける場合もあるが、こちらからも積極的に企業を訪問し、支援に努めている。なお、三重県産業支援センターでも中小企業支援を行っているが、より気軽に相談いただけるように、きめ細かな支援に取り組んでいる。

Q. 半導体は輸出産業であり為替の影響により利益が大きく左右する。企業立地奨励金が企業活動の一助になることは理解するが、奨励金がなかった場合でも大手企業であれば投資活動は行われると考えられる。企業立地奨励金の補助率は変更していないため、時代に見合った変更を検討してはどうか。

A. 企業の投資は経済状況に大きな影響を受けるが、当奨励金は企業投資を促進する効

果があるものと認識している。また、平成 28 年度からは次世代電池やバイオ産業関連、半導体関連、コンビナートの空地の活用などを重点分野として新たに設定し、政策的に支援内容の拡充を図っており、今後も工業を取り巻く状況に応じて適切な形となるよう見直していきたい。

#### **四日市コンビナート先進化推進事業費について**

Q. 平成 28、29 年度に取り組んでいた水素社会の構築に向けた公民連携促進事業の経過を確認したい。

A. コンビナート企業各社とともに、コンビナート内で余剰となる副生水素の利用可能性について模索してきたが、これまでの調査や検討の結果、各社の努力によってほぼ需給バランスがとれていることが判明し、また、国のロードマップも非常に長期間の戦略であることから、水素を活用した取組みの重要性は確認したものの、今すぐ着手するものではないとの結論に至った。

また、コンビナートの持続と先進化に向けての議論では、化学業界は好調である一方、石油業界を取り巻く状況は、燃料電池自動車の増加や人口減少によるガソリン需要の減少など大きな変化が予想される。加えて海外では二酸化炭素の排出規制が強化され、自ずと日本にも影響が及んでくることから、一連の変化に対応した企業活動が必要であるという認識を共有した。

なお、企業の機密情報を除いて作成した報告書の概要版をホームページに掲載しており、平成 29 年度分についても順次掲載予定である。

本事業は、各企業が足元に抱える課題解決のために規制緩和などについても議論をしたいという企業のニーズに対応するため、予算計上したものである。

#### **地域産業支援事業費について**

Q. 上手に事業承継ができずに廃業を余儀なくされる中小企業が増えていくことが考えられるが、廃業の理由まで市が実態を把握して、中小企業支援に結び付けていくべきではないか。

A. 資料の民間信用調査会社のデータ以外にも、労働局の雇用保険適用事業所の廃止件数など様々なツールを通じて実態把握に努めていきたい。事業承継については中小企業支援対策の課題と認識しており、国や県等と連携して取り組んでいきたい。

Q. 市内の起業・廃業について、理由も含めて把握に努めるということか。

A. できる限り把握に努めるとともに、事業承継に関する支援や相談の充実を図ってきたい。

Q. 黒字を計上していても廃業をする企業が増加しており、国も税制改正の中で事業承継に力を入れているが、そういった情報を中小企業に伝えていくことが市の役割として重要ではないか。

A. 事業承継に関する相談は近年増加してきている。これまで月に 1 回、三重県産業支援センターが四日市の商工会議所で無料相談を行っているが、新たに企業人材 O B センター事業の中で中小企業支援の組織を立ち上げており、相談メニューの周知に努めていきたい。

(意見) 好調な企業が廃業することは本市にとって大きな損失である。国と歩調を合わせ、各種制度が効果的に活用されるよう、周知に努めてほしい。

#### **中心市街地活性化促進事業費について**

Q. イルミネーション事業の拡充について、今後の方向性を確認したい。

A. 近鉄四日市駅前の住友電装方向に広げていくことを視野に検討中である。

Q. 市民に好評な事業と思われるが、事業効果をどのように捉えているか。

A. 数値は持ち合わせていないが、若者を中心に好感的な意見を聞いている。また、中央通り、ふれあいモール、諏訪公園交流館のイルミネーションと合わせて、中心市街地周辺はイルミネーションスポットとして広く認識されており、今後も続けていきたいと考えている。

(意見) 市民アンケートで意見を集めるなどして、今後の事業に反映していったほしい。

Q. デジタルサイネージについては、今後、増設する予定はないのか。

A. シティプロモーション部の設置に伴い、デジタルサイネージについては広報広聴課が所管することとなる。なお、平成 30 年度は増設の予定はない。

#### **商店街共同施設安全対策事業費について**

Q. 当事業について、屋根や装飾等は補助対象外ということであるが、商店街は多くの市民が通行しており、万一の被害を防ぐためにも、補助対象に加えるよう検討すべきではないか。

A. 当事業はアーケード部分の安全性の確保を目的としているため、一級建築士が落下の恐れがあり危険と判断した箇所については、屋根であっても補助対象に含めていくべきと考えている。なお、美観の向上を目的とした塗装の塗り直しや、既存設備機能の修繕などは対象外である。

Q. アーケードは公共性の高い場所であり、最大震度の場合でも工作物の落下による被害を起こさないようチェックしての制度設計か。

A. 全体調査はしていないが、市として、平成 29 年度にポイントを絞って数か所の調査を行ったところ、危険性のある箇所が見つかり、安全対策を講じる必要性があると判断したため、補助メニューの構築を行った。また、アーケード上部にトランス機器が設置されており、そちらは中部電力が安全確認を行っていると聞いている。

(意見) 多くの市民が通行する場所であり、最大クラスの地震を想定して、補助メニューの充実を検討してほしい。

Q. アーケード上のパイプが屋根を壊して落下したことがある。商店街が調査する際に、あわせて安全確認を行うことはできないか。

A. アーケードは商店街振興組合等に所有者責任があり、商店街が市の補助金を活用して安全確認を調査していただくことも想定している。アーケード上の工作物の危険性については、商店街との協議の場で意見として伝えていく。

(意見) 実施主体は商店街振興組合等ではあるが、災害防止の観点から、市がしっかりと監督すべきである。

Q. アーケードを撤去して自然光を取り入れることで、活性化に繋げている事例がある

が、市はアーケードの設置の必要性についてどのように考えているか。また、撤去を望む声は届いていないか。

A. 商店街と協議を行う中で、アーケードを除却して土地の高度利用を図った事例を紹介した。各商店街では今後の除却や修繕についての方針を検討いただいているところであり、今のところ、除却を望む意見は聞いている。

Q. アーケードからの落下物による事故が起こった場合、誰が責任を負うのか。

A. 基本的には所有者責任となり、商店街振興組合が保険に加入していることも確認している。平成 29 年度に、市もアーケードの上にのぼり目視で調査確認を行ったが、今後とも注意を払っていききたい。

Q. 個別に修繕を依頼したい場合、どのような方法があるのか。

A. 強制力はないが、商店街振興組合に対し安全を確保するよう要望を伝えていく。

(意見) 落下後はどこから落ちてきたか分からず、責任の所在が不明確になるため、危険個所の把握と対策を進めるべきである。

Q. 商店街振興組合に加入しない事業者が増え、電気代や修繕費に応分の負担をしないため、同組合の負担が大きくなっている現状について、どのように認識しているか。

A. 商店街振興組合が加入促進のために勧誘に努めているが、加入率は伸び悩んでいる。

行政の立場でどこまで対応すべきか課題はあるが、可能な範囲で支援していききたい。

(意見) 新たに出店する事業者に対して、建築確認申請などの機会を捉えて加入を助言してはどうか。営業後に勧誘しても加入してくれないため、もう一歩踏み込んだ対策を検討する必要がある。

Q. 老朽化により劣化したアーケードが腐食していることも考えられるが、安全対策のための補強で本当に対応できるのか。

A. 大規模改修を行う方法もあるが、一級建築士の診断のもと、部分改修の必要性がある箇所に対して補助を行うものである。

Q. 資料には補強改修に対して補助を行うとあるが、補強とは既存の建築物に部材をあてて強度を増す施工法である。経年劣化に対しては補強ではなく部材の交換を行うほうが効果的と考えるが、あえて補強という言葉を使っているのか。

A. 部材の交換も対象としていく。分かりやすい用語の使い方を含め、具体的な制度構築を行っていききたい。

Q. 改修後の耐用年数は何年程度を想定しているのか。

A. 建物ではないため耐用年数の基準はないが、隣接する建物と支え合うよう設置されており、即座に崩落する構造にはなっていない。一級建築士に診断してもらい、改修によって十分な安全性を確保できると判断されたものについて補助の対象にしていく。

### **創業支援事業費補助金について**

Q. 実際に起業に至った事業者を一覧表にまとめ、PRしていくべきではないか。

A. 起業した事業者を一覧にまとめ、積極的にPRしていききたい。

(意見) 女性が起業をするのは大変なことであり、PRや補助金など支援の充実が必要と考える。実績を積み重ね、女性の地位向上に結び付けていってほしい。

### **中小企業人材スキルアップ支援事業費補助金について**

- Q. ケアマネージャー資格の取得を支援しているが、こういった情報は社会福祉法人に周知できているか。
- A. 当補助金は中小企業支援を目的としているため、デイサービス等を行っている中小企業は対象となるが、社会福祉法人は対象とならない。
- Q. 介護・福祉事業を行う中小企業には、十分周知しているのか。
- A. 商工会議所を通じたり様々な機会をとらえて周知を行っている。
- Q. 福祉部局との連携は図られているのか。
- A. 情報共有をしている。
- Q. 福祉分野で同様な研修があると思うが、市民に分かりやすいよう福祉部局で一元的に取り扱いできないか。
- A. 中小企業の人材スキルアップを目的として整備した補助制度であり、福祉目的とのすみ分けができるかを検討したい。
- (意見) 様々な企業が福祉の分野に参入してきており、このような研修関係の取組が重要となる。関係部局と調整を行ってほしい。

### **農商工連携促進事業費について**

- Q. 情報交流会の定員が 10～15 名となっているが、商業や工業、農水、畜産業などの広い分野から参加してもらうことを考えると定員が少ないうように感じるが、実施場所の問題があるのか。
- A. 異業種間で交流を進めることを目的に、農業の 6 次産業化だけでなく、幅広い取組に結び付くことを期待している。定員については、活発に意見交換しやすい規模を想定した。
- (意見) せっかくの異業種交流の場である。特定団体の上層部の集まりにならないようぜひ若い世代に参加してもらい、現場の声を聴いて活発に意見交換できるよう、上手くスタートできることを期待している。

### **東海道魅力アップ事業費について**

- Q. 東海道付近にトイレが少ない、あるいは、遠く離れた場所にしかないことが問題である。東海道とあすなろう鉄道とは並行していることから、東海道を散策する観光客にも利用しやすいよう、あすなろう鉄道駅のトイレを整備すべきではないか。
- A. 2 年前に東海道とあすなろう鉄道がタイアップしたイベントを開催しており、今後も積極的に連携した取組を進めていきたい。また、東海道おもてなし事業補助の中でトイレの整備も対象事業となっており、あすなろう鉄道駅のトイレについては都市整備部と相談していきたい。
- (意見) トイレが利用者に与える印象は大きい。シティプロモーションの一環として、あすなろう鉄道や本市のイメージ向上につながるよう整備を検討してほしい。
- Q. 公衆無線 LAN のエリア拡大について、どのエリアを拡大していくのか。
- A. 中心市街地の商店街のうち、これまで網羅できていなかったエリアを拡充するものである。

Q. 今後も拡大する考えはあるのか。

A. 状況を見ながら、前向きに検討していきたいと考えている。

Q. 中心市街地以外のエリアを整備する考えはあるのか。

A. 民間企業がアクセスポイントを整備した既存のインフラ設備を利用して、利用料のみを支払い、安価にエリア拡大を図っている。既存のインフラ設備がない場所については多額の予算がかかるため整備をしていく考えはないが、今回、客船の寄港に合わせてレンタル Wi-Fi を利用して一時的に四日市港エリアのフリーWi-Fi を整備しており、今後もレンタル等も含めた工夫を検討していきたい。

#### **四日市花火大会事業費補助金について**

Q. 四日市の半分の予算でより大きく、より多くの花火を打ち上げている事例があるが、このことについて、どのように考えているのか。

A. 資料に記載してあるのは最大の花火の大きさと総打上げ数であり、これだけで花火大会の規模を判断することは困難である。詳細については調査が難しく、特にスターマイン等についてはひとまとまりの価格となるため、内訳を把握するのは困難である。同等の大きさの花火はほぼ同単価で打ち上げている。

Q. 花火の打ち上げ業者の言い値になってしまうことを危惧する。契約については競争入札を行うべきではないか。

A. これまで3社の打ち上げ業者と継続して契約をしている。他都市の状況を確認したところ、多くが同じ業者に継続して委託している状況であったが、中にはプロポーザル方式で選定しているものもあった。業者選定については今後研究を進めていきたい。

Q. 慣例的に、例年どおりに同じ業者が打ち上げを行っていると競争が働かず、花火大会の質の向上が見込めないのではないか。

A. 本市の場合、会場の立地上の制約から大きな花火の打ち上げができない事情があり、その中でいち早くミュージック花火を導入するなど工夫を凝らしてきた。近年ではミュージック花火を行う花火大会が増えており、目新しさが薄れてしまったが、今後も市民に楽しんでもいただけるよう工夫していきたい。

Q. 限られた条件の中で工夫を凝らし、市民に楽しんでもらえる花火大会を開催するのは当然のことと考える。花火打ち上げ業者の新規参入ができない状況になっているのではないか。

A. 業者からの営業は受けたことがなく、今までは同じ業者に委託していた。現時点においては、業者を広く募集している状況とはなっていない。

Q. 制度上、新規参入できないということか。

A. 実行委員会で議論して決めることであるが、これまでの実績を踏まえて評価のうえ、同じ業者への委託を続けている。新規参入の申し出があれば、実行委員会の中で議論することになる。

Q. 税金の使い道としては、より少ない予算でより良い事業にしていけるべきであり、現状に満足して改善が図られないことは問題であると考えます。競争の原理を取り入れ、より安価でより楽しめる花火大会にしていける考えはあるのか。

A. 補助金を出している立場として、現状のまま継続するだけでなく、業者の選定な

どについて研究していきたい。

Q. 花火の打ち上げは第1回から業者の変更がないということであるが、他に随意契約を行っている業者はこれまで変更はあったか。

A. ホームページの更新維持管理業務については平成10年頃から同じ業者に委託している。また、台船設営業務は他に業務を遂行できる業者がないため、第1回から同じ業者に委託している。仮設放送電気設備設営業務は平成17年に3社の見積もり合せを行っており、平成19年から随意契約となっている。会場設営及び観覧席設営業務、設備設置及び撤去、レンタル備品一式は平成17年に見積もり合わせを行っており、平成19年からは随意契約となっている。

Q. 平成19年から多くの業務が随意契約となっていることについて、市として適正であると考えているのか。

A. 平成30年度からは内容をよく精査し、より競争性と透明性を持ったものになるよう検討していきたい。

Q. 花火の打ち上げ業務を3社に委託している理由を確認したい。

A. 当事業は昭和61年度から始まったが、当時はノウハウがなく、いろいろと調べている中で3社に打ち上げをお願いしたという事情があったものと推測する。それ以降同じように3社による打ち上げを続けてきた。

Q. 総事業費に占める花火の打ち上げ費用が少ないが、今後も同じ3社に委託し続けていくのか、それとも費用削減を模索していくのか、経緯や理由はあると思うが、補助金を支出する市の立場としてしっかりと審査する必要がある。今後はどのように当事業を実施していくのか確認したい。

A. 花火大会は市民に根付いたイベントであり、今後も続けていきたいと考えている。平成29年8月定例月議会の決算審査で指摘された意見を踏まえ、他の花火大会について調査を行ったところ、約75%が花火の打ち上げ業務を同じ業者に継続して委託していることが分かった。一方で、プロポーザル方式での選定を行っている事例もあった。打ち上げ業者が変わることによって、大会の運営に支障が出ないように、平成30年度中に打ち上げ業者の変更による影響や選定方法のあり方について調査し、平成31年度以降の見直しを検討していきたい。また、打ち上げ業務以外の業務については、平成30年度から順次契約方法を見直していく。

Q. 設備費や事業諸費に多額の費用がかかっているが、どのような内訳となっているのか。

A. 平成29年度は市制120周年記念の花火大会のため、花火費が例年よりも約150万円増額されている。設備費については花火を打ち上げる台船の確保に係る費用、有料観覧席やその他会場の設営費等となっている。また、事業諸費については来場者の安全確保のための警備費用や保険料等が含まれている。

Q. 企画運営業務を委託しているが、花火大会をより良いものにしていくために企画を行うのは実行委員会ではないのか。実行委員会の行う業務と、企画運営業務の分担はどのようなになっているのか。

A. 花火大会全体の企画内容についての議論は実行委員会で行っており、企画運営業務では当日の来場者向けのアナウンス内容や花火の打ち上げタイミングなどの具体的な

指示の出し方、有料観覧席の受付や座席案内などのオペレーション業務の企画運営を行っている。

Q. 市内に他に対応できる業者がないため、レンタル備品については随意契約を行っているとのことであるが、対応できる業者は複数存在するのではないか。

A. 仮設トイレ 65 基、バルーンライト 31 機、投光車 2 台等、必要とする数が多いことから、市内で対応できる業者が限られている。しかし、競争性の観点からも本当に対応できる業者がないのか再度調査を行っていききたい。

(意見) 工業都市である本市には、多くのレンタル業者が存在しているため、調査検討してほしい。

Q. 企画運営業務を委託する業者はどういった業者なのか。

A. イベント開催支援業者であり、イベントの開催実績のある市内業者に委託している。

Q. 企画運営業務の中には当日までの調整等も含まれるということであり、レンタル備品等も企画運営に関係してくると思われるが、レンタル業者を決定、調整を行うのは企画運営業務を担う業者なのか。

A. 業者を決定し、契約するのは実行委員会である。ただし、当日の進行にも関係することから、企画運営業務を担う業者の意見も参考にしている。

Q. 雑踏及び交通誘導業務を委託しているが、交通規制等を行うに際しての警察との連携体制はどのようなになっているのか。

A. 警察とは連携を図っており、国道 1 号や 23 号の主要な交差点の警備等について北警察署に協力してもらっている。

(意見) 過去には他自治体において、花火大会の混雑により死亡事故も発生している。今後花火大会をより良いものにしていこうとすると、さらなる混雑が予想されるため、警察とのより強力な連携を図っていくべきである。

Q. 補助金額はどのように算定しているのか。

A. 実行委員会から示された総事業費から協賛金や有料観覧席料などの収入見込額を差し引いた額を補助金としている。

Q. 実行委員会の意向に沿って補助を行っているようにも受け取れるが、市はどのような立場なのか。補助金額の精査は行わないのか。

A. 市が実行委員会の事務局を担っているが、実行委員会から示された予算について、自主財源の不足額をそのまま補てんするのではなく、収入増の取組、支出削減の努力を確認し、補助金の精査を行っている。

Q. 実行委員会の委員の構成や選定方法はどのようなになっているのか。

A. 委員の入れ替わりはあるが、構成する組織は同一である。実行委員会の会長は四日市観光協会会長、副会長は四日市商店連合会会長と中日新聞三重総局長、委員は四日市港振興会、四日市港運協会、羽津地区連合自治会、中日新聞、四日市商工会議所、四日市港管理組合、四日市北消防署などの代表で構成される。

Q. 花火大会の実施主体は四日市花火大会実行委員会であるが、そもそも市に委託業者を変更する権限はあるのか。

A. 補助金を出す立場として、市から実行委員会に意見を伝えていきたい。

Q. 実行委員会方式を採用している中で、市はどこまで要望することができるのか。

A. 実行委員会の中で、委員間の意見交換を行い、実行委員会として結論を出していくことになる。毎年、内容の充実について活発に議論を行っており、業者の選定方法についても、議会からいただいたご意見を伝えていきたい。

Q. 四日市花火大会実行委員会規約の第 13 条に事務局についての項目があるが、どのような体制になっているのか。

A. 実行委員会の事務局は本市の観光シティプロモーション課内に設置している。

(意見) 四日市花火大会実行委員会規約に事務局の位置付けを明記すべきであり、改正が必要であると考ええる。

Q. 平成 30 年度の花火大会実行委員会の名簿はあるか。

A. 現時点ではできていない。3 月末に開催する実行委員会の中で平成 29 年度決算報告や平成 30 年度に向けた協議を行っていく。

(意見) 一般的な補助事業とは、補助申請に至るまでの手順が逆になっていないか。実行委員会の体制や会則については検討すべきである。

Q. 実行委員会の委員は各界の代表者がそろっており、貴重な意見をいただいているものと思われるが、一方で、若年層の意見を取り入れることも重要であると考ええる。花火大会のホームページがスマートフォンに対応していなかったり、インターネットを通じて会場の放送内容を聴こうとしてもアクセスしにくい状況であったという意見も聞いており、花火大会をより良いものにしていくために、市民の声を反映すべきと考ええるが、どのように市民の声をくみ取っているのか。

A. 大四日市まつりなどでは Wi-Fi を活用したアンケートを行ったが、花火大会においては実施していない。市政アンケートなどを通じていただいた意見は実行委員会に伝えている。

Q. 大四日市まつりは実行委員会方式を採用しているが、四日市花火大会実行委員会と運営方法は異なるのか。

A. 委員構成は異なるが、運営方法などは同様である。

### ＜議員間討議＞

(意見) 既得権益とならないよう、より良い事業としていくためにも契約方法の見直しが必要である。

(意見) プロポーザル方式による業者選定についても研究を進め、市民により楽しんでもらえるよう、より一層努力してほしい。

(意見) 花火を作る企業は零細業者が多いため、花火の流通経路は限られている。いたずらに業者を変更することで、かえって花火が入手できなくなる事態も想定されるため、業者の変更については慎重に検討すべきと考ええる。

(意見) 1 日限りの市民の楽しみの創出のために多額の公費を支出することは負担が大きいのと考えている。事業費も年々微増しており、経済効果も特段示されない中、具体的な事業効果を示すべきである。

(意見) 事業費を市がどのように精査するかが重要であり、事業費の詳細について明確に示すべきである。

(意見) 随意契約を否定するものではないが、他市ではスペインの花火師と日本の花火

師を競わせ、成功した事例もあり、花火師が切磋琢磨する中でより良い花火大会になっていく。その点、本市の花火大会は全体の半分以上が補助金であり、向上が見込めないことが問題であると考える。

(意見) 今後も約 2400 万円の補助金を負担していくことが予想されることから、競争性と透明性の確保に意を配していくべきである。

(意見) 実行委員会の透明性を確保し、委員の選定理由を説明できるようにすべきである。また、夏以外の時期に開催することも検討し、開催費用の縮減について研究を進めてほしい。

(意見) 市民の楽しみの創出を実施理由とするならば、市民の声を運営の指針とし、より楽しめるイベントにしていくことが求められる。また、税金を投入して事業を継続するためには効果が見えるようにしていくことが重要である。

(意見) 花火大会をより良いものにしていくためには、まずは市民の声を聴くことが重要であると考える。ホームページなどで市民の意見を募集し、大会の運営に反映していくべきである。

(意見) シティプロモーションに力を入れていく中で、本市の観光の目玉になるような花火大会にしていくべきであると考えている。花火業界のことを考慮すると、業者を変更することの難しさも理解するが、随意契約を続けることは時代にそぐわないと考えており、より良い大会にしていくために、市民の声をしっかりとくみ取り、今後、業者選定方法を見直していく中で体制を強化していくべきと考える。

(意見) 同様に実行委員会方式を採用している大四日市まつりでは、しっかりと市民意見を聴いて、新たな工夫を取り入れ、内容の見直しに努めている。実行委員会のメンバーが変わると変化も生まれるので、大四日市まつり実行委員会の良いところを取り入れ、事業をより良いものにしてほしい。

#### **さくらまつり等事業費補助金について**

Q. 補助金の交付対象を確認したい。

A. 海蔵川さくらまつり、十四川さくらまつり、鶯の森さくらまつり、かわらださくらまつり、鹿化川桜まつり、水沢のもみじ祭、八王子もみじまつり、日永梅林まつりの 8 件である。

Q. これらのイベントを観光資源として認識しているということか。

A. 地域住民が中心となり、桜や梅、もみじなどをテーマとしたイベントを補助対象としており、観光資源として認識している。

#### **客船誘致事業費について**

Q. 平成 30 年 1 月に外国客船が寄港した際には、乗船客や乗務員に市内で活動してもらうために、どのような後押しを行ったのか。

A. 中心市街地までのシャトルバスを運行し、1000 人以上の方に中心市街地に足を運んでいただいた。また、泗翠庵での初釜体験を企画したところ、好評であったことから当初の予定に一回追加して実施し、多くの方に参加していただくことができた。

(意見) 平成 30 年度も大型客船の寄港が複数回予定されている。同じ取組の繰り返しに

ならないよう四日市港客船誘致協議会や三重県との役割分担をはっきりさせ、連携しながら、本市を知ってもらうきっかけとなるよう積極的に次の取組を進めてほしい。

Q. シャトルバスの本数や、泗翠庵での初釜体験の実施回数ほどのくらいか。

A. シャトルバスは1時間に1本運行した。また、泗翠庵では初釜体験を5回程度、実施したと聞いている。

Q. 泗翠庵での初釜体験の料金はいくらか。また、当企画はオプションツアーなのか。

A. オプションツアーは船会社が企画するものと市が企画するものの2種類があり、初釜体験は市が企画した乗船客限定のプランで、料金は一人一回500円である。

Q. 中心市街地を訪れた人数、初釜体験をした人数はそれぞれ何人か。

A. 1496人の乗船客のうち、1007人がシャトルバスを利用して中心市街地まで来ている。また、初釜体験には75人が参加しており、うち2、3割程度が外国人であった。なお、船会社の企画したオプションツアーに319名が参加している。

Q. 四日市競輪の案内は行ったのか。

A. 正月の時期ということもあり、客船の寄港日と競輪の開催日程が合わず実現できなかったが、今後、競輪場に行くプランも検討していきたい。

(意見) 四日市市でお金を使ってもらうことは重要な視点である。自転車は世界的に人気があり、競輪の仕組みや車券の買い方を説明し、体験してもらうことが、シティプロモーションの目玉につながっていくと考えるので、オプションツアーの検討をお願いしたい。

Q. 客船が四日市港に着く前に、本市のシティプロモーション映像を乗船客に視聴してもらえるよう、船会社に四日市物語などの映像を提供してはどうか。

A. 船会社に依頼して、寄港直前に四日市物語の映像を放映してもらう取組を行っており、さらにパンフレットなども提供し、客室に配布している。また、数回ではあるが、前港から市職員が乗船し、ツアーデスクとして本市のPRに努めている。

(意見) 素晴らしい取組である。取組みの成果として、1000人以上の乗船客が本市の中心市街地に来たことをシティプロモーションの効果としてまとめてほしい。

Q. オプションツアーに参加していない乗船客の動向は把握しているのか。

A. 乗船客と船員を合わせると2000人近い人数が乗船している。そのうちの1007人がシャトルバスを利用して中心市街地に来ており、それとは別に、伊勢神宮などに向かうオプションツアーに319人の方が参加している。また、残りは船内に留まっていたと考えられる。

Q. 中心市街地に来た方の動向は把握しているか。

A. すべての方の動向は把握できないが、観光案内所によると、お風呂に入りたいという意見や中心市街地近辺で参拝したいという意見、飲食店の紹介を求める意見があったと聞いている。また、オプションツアーには参加せず、中心市街地を経由して近隣へ観光に行った方もいると思われる。

Q. しっかりと実態の把握ができており、高く評価したい。今後も広く情報を収集し、シティプロモーション事業に生かしていくべきではないか。

A. 近鉄百貨店で開催されていたイベントの案内を岸壁で行った結果、多くの方が来場されていたという情報がある。また、岸壁において物産の販売を行っており、約46万

円の売り上げとなっている。

Q. 岸壁での物産販売以外に、市内でどの程度のお土産が購入されたのか把握しているか。

A. シャトルバスの利用者には中心市街地の店舗を記したマップを渡しているが、残念ながら、寄港が正月の時期であったことから閉まっている店舗が多かった。開店していた近鉄百貨店やアピタなどには多くの方が来店したということは把握しているものの、販売額はわからない。

また、乗船客のうち8割程度が日本人であったこと、船の客室にはシャワーの設備しかなかったこと、また、四日市港に寄港するのが10日間のツアーの終盤であったことなどから、足を伸ばしてお風呂に入りたいという乗船客が多かったと考察している。

経験しないと分からないことも多く、今回蓄積した情報を、今後の取組に生かしていきたい。

(意見) 客船の受け入れに際しては事前の情報が重要であると考えするため、情報収集に努め、万全な受け入れ体制をとってほしい。

(意見) お風呂に入りたいという乗船客が多かったということであるが、湯の山温泉や長島温泉と連携したオプションルツアーなども検討してほしい。

Q. 客船が停泊している霞地区は本来貨物用の港であり、貨物の荷積みや荷下ろしの妨げとなる可能性があることについて、どのように考えているのか。

A. 現在、客船は土曜日・日曜日を中心に寄港しているため問題は発生していないが、平日の寄港が増えると港湾荷役に影響が出てくると聞いており、その点については四日市港客船誘致協議会も認識している。長期的には千歳地区の活用を目指しており、政策推進部から四日市港管理組合に提言を行っている。

(意見) 観光を担当する部局として、政策推進部と連携して四日市港管理組合への働きかけを進めてほしい。

Q. 現在、霞地区に停泊している客船は、将来、どこに停泊することになるのか。

A. 港湾計画の中に、千歳地区の第1埠頭と第2埠頭の間を埋め立てて客船埠頭を確保することが記されている。

Q. 客船埠頭が出来上がるまでの間は、どのような対応をするのか。

A. 現状では、霞地区の第24号岸壁や第25号岸壁でないと受け入れは困難である。

(意見) 港湾計画の中で、物流は霞地区、人流は千歳地区と位置付けられていたが、近年は人・物の両方が霞地区に移ってきている。線引きが曖昧になっており、一貫した方針が必要であると考えている。

### **シティプロモーション事業費について**

Q. ラジオ番組を通じたシティプロモーションについて、聴取者からは好意的な意見をいただいているとのことであるが、逆に批判的な意見はなかったのか。

A. 批判的な意見は寄せられていない。

(意見) 番組を通年化することは良いと思うが、インターネットを通じた番組の配信など、近年は様々な情報発信方法があるため、最善の投資ができるよう今後も研究を続けてほしい。

Q. シティプロモーション事業がどのくらいの効果をもたらしているのか、常々分からないと感じているが、事業の実施効果をどのように把握しているのか。

A. イベント会場への集客実績は数字で示すことができるが、その後、本市へ観光に訪れ消費活動を行うなど、次の行動に結び付いたかがわかる指標を示すことは困難である。

Q. 新たにシティプロモーション部を設置しようとする中で、経済効果などをわかりやすく示す努力を行わないと説得力に乏しく、事業の必要性が理解しにくい、どのような効果を期待しているのか。

A. シティプロモーションの最終的な目標は人口の増加であるが、シティプロモーションだけですぐに人口が増加するものではない。産業都市としての本市の魅力を市の内外にPRして、転入人口の増加を促すとともに人口流出を防いでいくことが重要である。いずれにしても、人口動態は産業などの影響によって大きく左右されるため、人口の増減をもってシティプロモーションの効果指標とするのは困難である。

Q. 多額の予算をかけても実績が示されないと市民の納得感が得られにくい。本事業によって人口増加まで結びつけることは難しく、まずは本市に来てもらって、宿泊や飲食などでお金を使ってもらうことが重要と考える。最終的に人口増に繋げていくためにも、どこに何人訪れたか、いくらお金を使ったかなどの情報を把握して、効果検証を行うべきではないか。

A. イベントを行うことが目的ではない。イベントによるシティプロモーションを行う際は、本来の目的をしっかりと念頭に置いた上で実施していきたい。

Q. シティプロモーション部を設置する以上、今後もしっかりとシティプロモーションを推進すべきと考える。特に情報発信力の強化が重要であると考えているが、四日市競輪でのGIレースの開催についてテレビ放映により効果的な情報発信ができたことを踏まえると、メディアの活用などについても工夫するべきではないか。

A. ラジオ放送を聞いて、東京や福島から本市に来ていただいたという方もいるが限定的であり、イベントに来てもらうことが目的とは考えていない。今後もシティプロモーションの本来の目的を念頭に置いて取り組んでいきたい。

(意見) シティプロモーション事業で何をやりたいのか、予算をかけてどのような成果があったのかが分かりにくい。PR効果で人が増えるのなら億単位の予算を投じるのも良いが、現実はその簡単ではない。シティプロモーションの目的を明確に示し、年度ごとの目標を定め、こつこつと積み重ねていかないとムダ金になってしまう。

また、四日市競輪のGIレースは全国的に大きな宣伝効果があったと考えるが、例えばインターネットの検索結果に四日市市の情報が掲載されやすくなるよう工夫を行い、情報を集約して分かりやすい形で発信するなど、情報発信やメディアの活用方法について研究していくべきである。

Q. シティプロモーション部を設置して、何を実現しようと考えているのか。

A. 本市の知名度、都市イメージの向上を図るべく取り組んでいく。

Q. その2つのために部を作る必要があるのか。

A. 最終的な目標は人口の増加に繋げることであるが、まずは知名度、都市イメージの向上という目標を入り口にして始めていきたいと考えている。

Q. シティプロモーションは全庁的な課題であり、人口増加を目指そうとするのであれば、なおさら一部局で行うものではないと考えるがどうか。

A. シティプロモーション部だけで施策を進めるのではなく、他部局とも連携して本市の施策を発信していくことが重要である。

(意見) 自己満足に陥ることのないよう、目標をしっかりと持って取組を進めるべきである。

### ＜議員間討議＞

(意見) シティプロモーション条例第1条に定める交流人口や定住人口の増加を目的としていることを、明確に説明する必要があると考える。

(意見) これまでにシティプロモーション事業を止めるべきとの意見は出されていない。事業目的をしっかりと示す必要があると考える。

(意見) どこまで行政として関わっていくか、四日市物語を見ても理解できない。知名度だけをいえば、本市は四日市公害とサッカーで全国的に知られている。公害のマイナスイメージの払拭のために都市イメージの向上を図りたいという考えは理解するが、それを実現するための手段がイベントの実施や映画館での映像放映であって良いのか疑問がある。効果が分かりにくいからこそ、実績を示すことができるよう努力すべきと考える。

(意見) シティプロモーション事業を行えば宣伝効果は上がる。本市のことを知らない国民も多く、知名度向上の取組も必要であると考えますが、全国的にシティプロモーションに取り組む自治体が多い中では、本市の経済効果に結び付けるのは難しいと考える。

(意見) 目的と手段をはっきりさせるべきであるが、必ずしも目的は一つとは限らない。定住・交流人口の増加が大きな柱には違いないが、まだまだ他市から見ると、四日市は公害・喘息のまちといった見方が強く、都市のマイナスイメージの払拭も一つの切り口となる。さらに、本市の特産品や名産品を市外に売り出すための前線基地として東京事務所を活用することも期待しており、様々な目的が複数併存することで多面性も広がっていく。4月からシティプロモーション部が設置されるが、手段と目的とを取り違えることのないよう、どのような手段で何を実行するのか、筋道を立てて取り組んでいくことが重要である。これまで以上に論理構築をしっかりと行い、事業に取り組んでいくべきと考える。

(意見) 客船誘致事業においては効果がわかりやすく示されており、観光客に本市でお金を消費していただく視点も含まれている。客船誘致事業の例を見習って、今後のシティプロモーション事業のあり方を検討すべきと考える。

### 観光施設整備事業費について

Q. 伊坂ダムサイクルパークはトイレが1か所しか設置されておらず、コースの途中でトイレに行きたくなってもすぐにはいけない配置になっている。国体のカヌー会場にも指定されており、利用者の利便性向上のためにトイレの増設が必要であるが、検討状況はどうか。

A. 地元の方も含めて意見交換を行い、まずは既存のトイレの洋式化を行うために 200

万円の予算を計上した。

(意見) 高齢者にとっては1周4kmのコースに1か所しかトイレが設置されていない状況は非常につらいと聞く。また、カヌーの練習がダムの西側で行われていることも踏まえ、西側駐車場にトイレを新設してほしい。

Q. 水沢もみじ谷整備検討調査費用として300万円計上されているが、どのような調査を行うのか。

A. 水沢もみじ谷の主な鑑賞エリアを広げる整備手法等について検討する。また、水沢地区には茶業振興センターやふれあい牧場、スポーツランドなどの楽しめる施設が集中していることから、そうした施設と連携し、観光資源として楽しんでもいただくための手法を調査研究していく。

Q. 伊坂ダム周辺整備事業や四日市市スポーツランド整備事業と比較すると高額であるが、具体的にどのような成果が得られるのか。

A. 水沢もみじ谷は本市の貴重な観光資源であるが、散策路が狭いため、より集客できるよう、コンサルタント業者も交えながら、散策路の拡幅工事や地権者等の整理などについても調査研究していく。

(意見) 水沢もみじ谷には、継続的に投資を続けているが、観光に繋がる有効な活用方法が見いだせるのか、慎重に検討する必要がある。

Q. 四日市市スポーツランド整備事業にパーゴラの整備が予定されているが、同施設にトイレは何か所あるのか。

A. 管理事務所の隣とスライダーの入口付近と出口付近にはトイレがあったと記憶している。

Q. アスレチックコースは非常に長いが、家族連れも多く来場されており、途中でトイレを我慢できなくなる方もいるのではないかと思われる。市の観光施設として、コースの途中にもトイレを整備する必要があるのではないか。

A. アスレチックコースの中にはトイレはなかったと記憶しているが、トイレを新たに設置するためには水道や電気、浄化槽の整備などが必要となるため、まずはコースの入り口に案内を設置し、出発前にトイレを済ませていただくよう周知を図りたい。また、トイレの困りごとに対応できるかは、四日市市スポーツランドを管理するまちづくり財団とも協議をしていきたい。

(意見) アスレチックの途中で体調を崩した利用者が連絡をとる方法も見当たらない。ファミリー層が安全に楽しんでもらうためにも、観光施設という位置づけを念頭に、整備を進めてほしい。

## 第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

## 議案第 70 号 平成 30 年度四日市市競輪事業特別会計予算

### 第 1 条歳入歳出予算

#### 《歳入 第 1 款事業収入 第 1 項事業収入》

##### 車券売上金

Q. 昨年度他場で行われた G I レース（全日本選抜競輪）では約 93 億円の売り上げがあったが、平成 30 年 2 月に本市で開催した G I レースでは、当初目標である 96 億円を下回り、約 83 億円にとどまっている。このような結果となった要因をどのように認識しているか。

A. 目標金額については、直近 3 か年の他場で行われた G I レースの売上金額の実績から算出したものである。事前にできる限りの取組を行ったものの、レースの開催日が昨年度と異なり、年金の支給日前で主要なファン層の購入が少なかったこと、3 連休との重なりや全国的な寒波に見舞われたことから競輪場に足を運ぶ方が少なかったことなど、様々な要素が複合的に影響していると思われる。

Q. G I レースを開催したことで、どのような課題が明らかになったか。

A. 約 400 席の特別観覧席の入場券発売に伴う混雑を回避するため、朝 7 時 30 分から発売を開始するなどの工夫を行ったこともあって、運営全体として大きな苦情は寄せられていない。

また、女性や家族連れなどの新たなファン層獲得に向けて、イメージを一新するようなデザインのポスターを作製し、商店街にたくさん掲示して P R に努めたところ、非常に好評であり、競輪の認知度を高めることができた実感している。この経験を次回以降の参考にしていきたい。

(意見) G I レースをテレビ局が放送したことで、四日市競輪の知名度が広がった。この経験を生かして、大きな大会の開催に合わせて本市の名物である四日市とんてきなどの販売を行うなど、さらに来場者に本市を知ってもらう機会を増やしてほしい。

Q. 一般会計に 2 億円の繰出をしており高く評価している。今回の G I レースで得られた経験を継承していくことが重要であり、主要な職員の退職が近づく中、しっかりとした運営体制を形成していかなければならない。平成 30 年度は G I レースの開催がなく売上額の減少が予想されるが、売上を確保するためにどのような工夫を行っているのか。

A. 広報よっかいち 1 月上旬号で地元の選手紹介などを行うとともに、1 月下旬号では、競輪事業から一般会計へ繰出した財源が、公共施設の整備に活用されていることなどを紹介した。こうした競輪事業の活動内容や市財政への貢献について P R していくことが重要と考えており、平成 30 年度以降も継続していきたい。

また、売上金については G I レースの開催がなくなるため、前年度と比較して約 20 億円少なくなるものの、例年通りの売上を確保できるものと考えている。平成 30 年度は記念競輪の開催とともに西日本カップも予定されており、新たな取組みへの着手も含めて、引き続き収益増に努めていきたい。

(意見) 客船誘致事業と四日市競輪が連携して、オプションルツアーを開催してはどうか。客船の寄港予定に合わせてレースの開催日を調整できないか、難しいかもしれない

いが検討してほしい。

## 《歳出 第2款開催費 第1項開催費》

### 入場者確保対策について

Q. 全盛期と比べて売上金額が3分の1に縮小しているが、その大きな理由として、毎日、他場開催分も含めて車券を発売していることが影響していると思われる。毎日車券を販売するのではなく、本場開催のみに絞ることで、売上増が期待できるのではないかな。

A. 他場開催の車券発売を増やしたことで、安定した来場が見込めている。ファンの定着に繋がる一方で、既存のファンの購買額に影響が出ている側面も考えられるため、今後はさらに、新たなファン層の獲得に向けて、家族連れを対象としたイベントの開催などを休日を中心に行いたい。

Q. 今後、パチンコの出玉規制が強化され、トレンドの変化が想定できる中、飲食店の見直しや気軽に出入りできる明るい雰囲気づくりを進め、新たな来場者を増やす取組を行うべきではないか。さらに、シティプロモーションの観点から、外国人向けに英語やハングルなど外国語に対応した案内を作成し、観光資源として利用することも検討すべきではないか。

A. 他の娯楽施設との相関関係についてはIR法案などの動向も注視しつつ、事業運営に努めていきたいが、まずは、霞ヶ浦緑地に16面のテニスコートも完成するので、スポーツ施設の利用者にも気軽に来場してもらえるよう、入りやすい雰囲気づくりを検討していきたい。

また、レースの開催日程は半年単位で決定されるため、大型外国客船の寄港のタイミングに合わせることは難しい面もあるが、客船の寄港日程も念頭に置き、レースの日程調整に努めていきたい。

(意見) シティプロモーション部との連携を強めて知恵を絞り、競輪場の観光資源としての活用の取組を強化してほしい。また、競輪のマイナスイメージを払拭できるよう魅力を増やして欲しい。

(意見) 霞ヶ浦緑地ではインターハイ等が予定されており、競輪場には飲食店もあることから、積極的にスポーツ施設利用者と呼び込み、来場者の増加を図ってほしい。

Q. 競輪ファンの高齢化が進み、来場者が減りゆく一方で、競輪場に訪れたことがない市民も多いと思われる。競輪場の周辺一帯では飲食をしたり土産を買うことができる場所がなく、重要な公共施設としての潜在能力を生かしきれていない。飲食店の整備や場内スペースの活用法を工夫しないままでは、どのように集客するのか具体的対策がとれず、毎回同じような議論を行うことになる。レース開催日以外にも競輪場を有効活用できる余地もあるが、今後の対策についての考え方を確認したい。

A. 霞ヶ浦プールや四日市ドームの利用者も多く、まだまだ効果的にPRする方法はあると考えている。日々の継続的なイベントを増やし、新たな来場者の獲得を図り、競輪のイメージ向上に努めていきたい。

(意見) 競輪へのイメージを向上させるためには、なによりも競輪のことを知ってもらい、足を運んでもらわなければならない。競馬はイメージ向上に成功し、家族連れの

来場者が相当増えていることから、競馬の取組等をよく研究して、競輪のイメージの向上と新たな来場者の確保に努めてほしい。

(意見) 競輪場の施設自体に暗いイメージがあり、また、G I レース開催時には導線の悪さにも目がとまった。家族連れなどでも楽しむことができる施設であると考えてるので、本市出身の競輪のトップ選手を活用してイメージアップを図るなど、積極的に広報するとともに、気軽に訪れることができるような場所にしてほしい。

#### 《歳出 第3款繰出金 第1項繰出金》

##### 一般会計繰出金について

Q. 競輪事業から一般会計にこれまで多額の繰出を行ってきたが、繰出金が一般会計でどのように使われているか市民はわからない。競輪のイメージアップのためにも、繰出金の使途を明示するべきではないか。

A. 例えば、日本赤十字社から寄贈を受けた車両には、その事が分かるよう表示がしてあるが、競輪事業からの財源を充当した公共事業などは、その効果が市民に分かりにくいので、広報よっかいち 1 月下旬号で競輪事業の活動内容や市財政への貢献についてPRしたところであるが、PRをさらに強化していくことが必要と考えている。

#### 第2条 一時借入金

別段の質疑、意見はなかった

#### 議案第 72 号 平成 30 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

別段の質疑、意見はなかった。

#### 議案第 79 号 平成 30 年度市立四日市病院事業会計予算

#### 《収益的収入 病院事業収益》

##### 診療報酬加算について

Q. 医療機関群Ⅱ群病院として、さらに医業収益の増収を図っていく必要があるが、診療報酬の改定に伴う加算措置については、どのような体制で取り組んでいるのか。

A. 病院幹部と各診療科部長、各部門長などで構成される保険診療委員会を毎月開催しており、事務局から改定状況や改定項目などを伝え、情報共有を行っている。

Q. 診療報酬の加算を的確に取るためには職員への研修が重要と考えるが、どのように行っているか。

A. 国の情報が判明次第、研修を実施しており、すでに3回の研修を行ったが、引き続き今後も開催する予定である。また、電子カルテシステム上に診療報酬改定情報を掲載し、情報の共有を図っている。

Q. 人事異動により診療報酬に精通した職員が異動となり、診療報酬の加算がとれなかったという他院の事例を耳にしたことがある。市立四日市病院の質の充実に期待して

おり、加算をとるためには人員体制を整える必要があると考えるが、事務局はどのように認識しているのか。

A. 診療報酬などの医療事務の根幹に係る部分については、総務省も公立病院改革の中で、人事異動サイクルの長期化や過去に勤務経験のある者の配置、外部人材の活用等の必要性を示している。当院では、事務局に診療情報管理士の資格を持った職員を採用するなど、継続的な組織力の維持・強化に努めているが、事務職員の配置についてもこれらを念頭において人事協議に臨んでいる。

Q. 看護師についても研修を行っているが、得られた能力を十分発揮できる体制となっているのか。

A. 質の高い看護を実践することができる認定看護師を育成するため、研修の受講を推進しており、当院では 20 人ほどが認定看護師の資格を持っている。研修を受けた看護師は、認知症看護、感染管理など専門分野に応じて配置するとともに、研修によって得られた知識を院内で共有することで、職員全体の底上げを図っている。

Q. 研修によって専門的な技能を得た医療従事者には、給与面で優遇しているのか。

A. 資格手当等は設けてない。

(意見) 今後さらに収益を上げていくためには、とくに病床の稼働率等を上げていく必要があると考えられる。そのためには、医師、看護師をはじめ他の医療従事者、事務職員を増やしていかなければならない。安心安全な医療を持続的に提供できる病院として努力を続けてほしい。

(意見) 精神科がなくても総合入院体制加算を取得している病院があるので、市立四日市病院においても加算されるよう努力してほしい。

### **医業外収益について**

Q. 院内の一角をコンビニエンスストアに貸付けしているが、利用者の満足度向上のために S サイズのコーヒーを購入できるよう協議してはどうか。

A. 来院者からも同様のご意見をいただいております、コンビニエンスストアと協議を行った結果、平成 30 年 2 月から S、M、L サイズのコーヒーを販売することとなった。

### **《収益的支出 病院事業費用》**

#### **医師の負担軽減について**

Q. 1 カ月あたり 112.8 時間の時間外労働をした医師がいるが、繁忙期はどのような勤務状況であったか。

A. 該当者は心臓血管外科の医師であるが、年末の時期に時間を要する緊急の手術が連日入り、また、術後の患者の管理などの業務が重なった結果、時間外労働時間が最大となった。

Q. 特異なケースと理解するが、過労死ラインである月 100 時間を超過していることについて、どのように考えているのか。

A. 過労死ラインにある状況は認識しており、主治医が長時間に及ぶ手術を行った後、患者の状態がある程度安定したら、経過観察について当直医に任せるなど、分担できる業務の切り分けなどを進めている。また、医師の人数の少ない診療科などについて

は、院長自ら大学医局に対し増員要請を行うなどの取組を行っている。

Q. 努力は理解するが、それだけで改善できるのか。カルテの記入を補助するシステムを導入するなど、医師の事務の負担軽減に向けた取組を検討すべきではないか。

A. 医師の働き方改革に関する国の検討会の中でも医師の負担軽減が取り上げられており、医師でないとできない業務と、医師以外の者でもできる業務とを切り分けて、医師の負担軽減を図っていききたい。

Q. 36協定はどのような内容となっているのか。

A. 1カ月の時間外労働が45時間以内、特別延長として1カ月80時間以内という内容で協定を結んでいる。

Q. 労使協定は遵守されているのか。

A. 実際には80時間を超える時間外労働が発生していることを重く受け止め、時間外労働時間の削減に努めていく。

(意見) 第三次中期経営計画に掲げる医療従事者の確保のためには、それに先立って労働環境の整備が必要となる。全国的に医師の労働環境の改善が叫ばれているが、医師を補助するシステムの導入などを検討するとともに、医師の時間外労働時間の縮減を図らなければならない。

Q. 今後の高齢化社会の進展に対応していくために、どのくらいの医師が必要となるか推計を行っているのか。

A. 推計は行っていないが、医療ニーズの増加に伴い、医師の増員が必要になると認識している。

Q. 将来的に必ず医師の増員が必要になると考えているが、まずは労働環境を整え、長期的な計画の中で医師や医療従事者の確保に努めるべきではないか。

A. 人口が減少する一方、高齢者が増加する中で、全体的な患者数と急性期の患者数を正確に見通すことはできないが、当院は急性期や救急医療を担う北勢地域の中核病院として機能を維持していきたいと考えている。他病院との役割分担を含めて検証する必要があるが、現在の機能の充実を図りながら、市民の期待に応えていきたい。

Q. 国の制度面の問題であるが、米国では1週間の入院で対応するケースが、日本では2週間かかる状況であり、人口減少社会においては、他国の事例を参考にしてこれからの対応を検討すべきではないか。また、先に人工知能を活用した診断を行い、次に医師が診断するよう作業手順の改善を図るようになれば、医師の負担が相当軽減され则认为るがどうか。

A. ロングビーチ市の病院のERを視察したことがあるが、そこでは約半数の患者を医師が診断し、残りはアシスタントナースが診断して解熱剤の投薬などを行っていた。このような海外の医療の手法を今の日本ですぐに反映させることは難しいと考えるが、今後の医師不足や患者数の増加により診療形態の変化が十分予想される。また、人工知能による診断については、医師の関与が必要ではあるが、診断の精度の向上と効率化が期待できるため、技術の進展に遅れることのないよう研究していきたい。

Q. 院長の思いを受けて取組を進めていくためには事務局の役割が重要であるが、どのような支援を行っていく必要があると考えているか。

A. 医療従事者を裏方として支える役割を事務局が担う中で、日頃から院長と意思疎通

を図り、医療従事者の労働状況の把握等に努め、必要な人員の確保など医療現場での課題のうち事務局が対応できるものは改善していきたいと考えている。

Q. 医師や看護師を支えるために理学療法士や事務局職員のサポートは不可欠であるが、人員不足を解消していくために何を行う必要があるか、具体的な考えを持っているか。

A. 病院経営は労働集約型の事業であり、患者に医療を提供していくためには何より人員の確保が求められる。医療提供を行うための体制と病院経営とのバランスを見据えながら、医師や看護師と他の医療従事者との業務分担について全体最適を考えながら業務のあり方を考え、人員の確保とともに研修等を通じてのスキルアップ、人材の育成を図っていききたいと考えている。

Q. 理学療法士や薬剤師などの医療従事者が増えれば医師が担っている業務を分担することができ、医師の負担を軽減できると聞けるが、人員の過不足についてどのように認識しているのか。

A. 職員定数の条例改正を行い、理学療法士、臨床検査技師、診療放射線技師などについては、増員を図ったところであり、第三次中期経営計画の中でも医療従事者の増員は大きなウェイトを占めている。病院はマンパワーが重要であり、十分な体制をとれるよう、医師、看護師に限らず増員を図っていききたい。

Q. 医師が必ずしも行う必要がない業務については、事務の補助システムの導入などを行いながら、業務の平準化を図っていくべきではないか。

A. 病院の将来のためにも、経営上の収益面だけを見るのではなく、労働の質を上げる必要があると考えており、今回、第三次中期経営計画には、理学療法士、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師など医療従事者の大幅な増員を盛り込んだところである。（意見）市立四日市病院は北勢地区の中でも重要な役割を担っているが、医師や医療従事者が疲れていては質の高い医療を提供できない。増員を図るとともに引き続き労働環境改善について検討を行ってほしい。

Q. 夜間の当直勤務を行う医師等についても、過重な負担とならないよう時間外勤務時間の上限は守られているか。

A. 過重な労働とならないようにローテーションを組んで対応している。

Q. 計画的に増員を図ろうとする医療従事者の中に、医療クランク（診断書作成等の事務作業を補助するスタッフ）は含まれているのか。

A. この医療従事者の中に含んでいない。

Q. 医療クランクの役割は医師や看護師の事務的サポートが大きいと思うが、委託なのか。

A. 外来の窓口業務については委託しているが、医師事務作業補助者については雇用している。

Q. 病棟においては医療事務の職員はいないのか。

A. 病棟には配置していないが、病棟コンシェルジュを雇用し、患者や来院者の案内を行っている。

Q. 外来窓口等については十分に人員が確保できているということか。

A. 定期的に委託業者の担当者や外来担当の看護師長と意見交換をしながら適正な配置に努めている。

(意見) 委託職員であっても来院者から見れば病院の職員の一人である。今後も連携をとり人員確保に努めてほしい。

### **夜間診療の医師の体制について**

Q. 深夜の救命救急センターの体制は救急担当医 1 名と研修医 2 名となっているが、研修医とは医師免許を取ってから何年目までの医師か。

A. 医師免許を取ってから 1～2 年目である。

Q. 救急担当医についても「救命救急センター医師または医師免許取得後主に 3 年目 4 年目の医師」とあるが、場合によっては医師免許を取得後 3 年目の医師と、1 年目の研修医が担当することもあるということか。

A. そのような組み合わせになる場合もあるが、症状に応じて上級医や専門医を呼ぶこととなっている。

(意見) 夜間の救命救急センターについて、経験の少ない医師が対応することには不安がある。人員配置について体制を検討してほしい。

Q. 救命救急センターでは、症状を軽減するための対症的療法を中心に治療を行っているということだが、症状や疾患の原因を取り除く治療法をとるべきではないのか。そのために機材や体制が整備されているはずだが、考え方を確認したい。

A. 救命を第一義に考え、重症化を防ぐための治療を施している。その後の治療や原因究明は、専門医の受診に繋ぐこととしている。

Q. 救急搬送されて来るくらいの重い症状の患者に対して、補足的な処置をするだけでは不十分であり、症状や疾患の原因を取り除く必要があるのではないか。

A. 一般的に重症患者が搬送された時は、まずレントゲンや心電図、採血など一通りの検査を行い、結果に応じて、当直している内科や外科等の専門医を呼び出すことができるよう支援体制を確保している。

(意見) 脳梗塞が疑われた際に、失血がなかったことから救急搬送の受け入れを拒否されたという市民の声を聞いている。救命救急センターのあり方について検討されるよう要望する。

Q. 市制 120 周年記念シティ・ミーティングで市立四日市病院の夜間窓口に小児科の医師の配置を望むご意見をいただいた。夜間の小児科医はNICU(新生児集中治療室)に 1 名配置されているが、NICUでの治療に専念いただく必要がある。子供は大人よりも重篤化しやすいため、救命救急センターで小児科医が必要となった場合はどのように対応しているのか。

A. 小児科医の対応が必要な場合は、NICUに小児科医が常駐しており、救命救急センターと連携を図って対応している。さらに必要な場合は次の当番医を呼び出している。

Q. NICUにも小児科医を配置する必要がある中、現在の体制で万全といえるのか。

A. NICUと救命救急センターの両方に小児科医を常駐させるには相当数の小児科医を確保する必要があるが、現在の小児科医の数では難しい。現状は応援体制をとっているが、小児科医の増員に向けて努力していきたい。

(意見) 子どもが緊急搬送された場合は、一刻を急ぐ事態であり、その場の判断が非常

に重要になるため小児科医の増員をお願いしたい。

### **内部留保資金と事業活動への投資について**

Q. 内部留保資金はどのくらい保有しているのか。

A. 平成 28 年度決算で約 80 億円である。

Q. 一般財源から繰入を受けている中で、どのくらい内部留保資金を持つべきか考え方は持っているか。企業債の返済に備える必要があることは理解するが、元気のある企業は次への投資を行っている。黒字経営を続け、さらなる増収を図るためにも、ハード整備だけでなく、手当を増額するなどして人員が集まりやすい仕組みを整えるべきではないか。

A. 内部留保資金をいくら持つべきかの設定額について、具体的にお示しできないが、当面の経営の方針として単年度黒字を継続して、累積欠損金の縮減に努めていくとともに、医療を取り巻く環境の変化も念頭に中長期的な健全経営を目指す中で、内部留保資金の活用についても、研究課題としてしっかり取り組んでいきたい。

Q. 公立病院に関するセミナーに参加すると、市立四日市病院は高評価をいただくことが多い。いかに投資を行い人材の確保に繋げていくか、課題は皆分かっていると思うが、今後の見通しについてはどうか。

A. 経営が安定しているうちに、人員確保や設備に投資を行いたいと考えており、第三次中期経営計画の中でも対応していくこととしている。

### **患者の利便性向上について**

Q. 質の高い医療を目指す第三次中期経営計画の 2 年目を迎える中、依然として採血にかかる待ち時間が非常に長く、長蛇の列が廊下まで続いている様子が見受けられるなど改善の兆しが見えないが、どのような対応を考えているのか。

A. 平成 30 年度の化学療法室の改修に併せて、採血室に隣接する中央処置室に 4 名分の採血スペースの増設を予定するとともに、待ち時間短縮に向けて採血を行う職員の増員を検討している。

(意見) 採血室の隣にある検尿のためのトイレも混雑していたことがあった。外来患者が年間 7300 人余も増える中、トイレの近い高齢の患者の立場になって院内のトイレの整備を進めてほしい。

Q. 採血スペースを 4 つ増設するということだが、どの程度待ち時間の短縮が期待できるのか。

A. 曜日や時間帯によって混雑状況は様々であり、明確に数字を示すことはできないが、相当の時間短縮につながることを期待している。

Q. 採血が速やかに行われることにより、一連の診察時間の短縮にもつながるのか。

A. 近年は検査結果をその日のうちに求める患者が多く、採血が集中するという事情がある。採血が終わらないと次の診察に進めないため、全体の待ち時間の増加要因となっている可能性も考えられるが、人的、施設の両面で充実を図り、患者満足度向上のために待ち時間短縮の努力を続けていきたい。

(意見) 患者の利便性向上だけでなく、医師や看護師の負担軽減にも繋がる取組であり

期待している。さらに採血スペースが必要となる事態も想定して検討してほしい。

### **退院支援について**

Q. 退院後は、患者の希望に応じて在宅医療もしくは転院・施設利用を行うこととなるが、サルビアに相談をしても転院先の病院が見つからなかったため、患者自身で転院先を探すよう指導され、大きな負担を感じて苦慮されたという話を聞いている。その後、適切な転院先が見つからずにやむを得ず在宅療養した結果、病状を悪化させて市立四日市病院に戻ってきたと聞いており、かえって病院にも負荷がかかっているが、どのような相談体制となっているのか。

A. サルビアでは患者本人や家族と相談し、その意向を尊重しながら、一緒に転院先の病院や入所施設などを探すことを基本としており、本人や家族だけにお任せするようなことはしていない。本人の意向で転院したい病院に直接本人が連絡されることもあるが、そのような場合でも診療情報のやり取りなどはサルビアが行っている。

Q. 患者本人からは、サルビアから自力で転院先を探すよう言われたと聞いているが、そのような指導は本当にしていなかったか。

A. 家族や知人を通じて、直接転院先を本人や家族が探される場合でも、サルビアからも重ねて調整を行っており、原則的には患者だけに探してもらうことはしていない。

### **在宅医療への支援について**

Q. 新年度予算における基本的な方針の中で、在宅医療への支援を課題に掲げているが、具体的にどのような支援を行っていく考えなのか。

A. 地域包括ケアシステムの構築が社会全体で求められる中で、当院の役割として、サルビアを中心に退院後の在宅医療・福祉サービスとの連携強化が重要と考えている。医療や福祉関係者等で地域医療を支援する会議体も設けており、ニーズを把握し、連携して、退院する方への支援を図っていきたい。

### **防犯体制の強化について**

Q. 病棟に入る際は声掛けをするように求められるものの、外部から誰でも簡単に入れてしまう状況にある。病棟の防犯体制について不安に感じるが、どのように考えているか。

A. N I C Uにはキー操作をしないと入室できないといったセキュリティ対策を講じているものの、他の病棟は自由に出入りできる状況である。エレベーターホールに間仕切りを作るなどの対策が考えられるが建築基準法上の規制や人員の配置など様々な要素を検討していく必要がある。他病院も参考に院内で詰めていくことが重要であり、防犯体制の強化を検討していきたい。

(意見) スタッフステーションの前を通る構造にはなっているが、看護師がすべての来院者を確認するのは困難である。他市では公共施設に刃物を持った不審者が侵入する事件も起こっているため、早急な対応が必要である。

(意見) 防犯体制の強化については、防犯カメラの増設を含めて検討すべきである。

## **院内保育事業運営委託料について**

Q. 院内託児所の保育料の引き下げに努めてきた中で、さらなる保育料の引き下げと保育の質とを両立し、医師や看護師の確保に繋げていくためにも、以前、民間事業者への運営委託を研究すべきことを要望したが、その後、他病院の事例について研究や検討は行ったか。

A. 昨年の決算審査の後、三重県立総合医療センターや愛知県内の病院など、いくつかの病院への視察を行った。直営から委託に変更したことで保育の質が向上したという事例や、必要経費も増加、減少の両方の事例があるなど効果は様々であった。引き続き研究を続けていきたい。

(意見) 院内託児所の委託費は約 9300 万円と多額で、25 名の園児を保育するために一人当たり約 400 万円必要となり、保育料も他の施設よりまだ高額である。民間委託をすることでさらなる経費の削減、保育料の値下げが図れるものと考えており、看護師確保のために、さらに引き続き研究を続けていくよう要望する。

## **《資本的支出》**

### **高度医療機能強化事業（3テスラMRI整備事業）について**

Q. 市立四日市病院のMRI検査には1カ月ほど待ち時間がかかり、さらに高解像度のMRI検査が必要な場合は他病院に依頼する必要があったと聞くと、それでは治療が遅くなってしまう。高機能の3テスラMRIを1台増設するだけでは、待ち時間の抜本的解決にはならないと考えるが、検査機器が不足しているのではないか。

A. 新たに3テスラMRIを導入する効果はあるが、MRIはCTと異なり撮影に時間がかかり、1日に検査できる人数に限りがある。以前からMRIの待ち時間については改善を求める声をいただいております。待ち時間のさらなる短縮に向けて増設したい気持ちはあるが、今回の3テスラMRIの導入も改修にあわせてなんとか場所を確保できたくらいスペースに余裕がなく、現状においてさらに増設することは現実的に難しいと考えている。

Q. MRIに過度に頼らず、医師が問診をして適切に診断し、速やかに治療することが必要ではないか。

A. 医療機器が発達していなかった頃と比べると、今は画像診断を重視する傾向にあることは事実である。

(意見) 近年、病院の検査結果を待つ間に観光を楽しんでもらう観光医療の取組が注目されている。検査部門を独立させ、観光業界などの民間企業と協力して、外国人を呼び込めるような取組を研究してほしい。

Q. スペースが少なく、MRIのさらなる増設が困難であるということだが、単に使用可能なスペースが少ないのか、それとも重量の重いものを配置する場所がないということなのか。また、そういった課題が解決できれば新たにMRIを増設できるということか。

A. 当院における容積率は200%までとなっているが、現時点で199.5%であり、これ以上の拡張ができない状況である。また、2階以上の部屋に2～3トンの重い機器を置く場合は建物の構造検討から行う必要がある。1階にさらにMRIを導入するためには、

既存の部屋を空ける必要がある。

(意見) 敷地の買い増しや駐車場の立体化なども視野に入れて、知恵を絞って良い方向に向かうよう検討を進めてほしい。

Q. 市立四日市病院に転院してきた患者に、改めてMR I 検査を行うことはあるのか。  
転院するたびに毎回検査を行うという話を聞いたことがあるが、他病院とはデータのやり取り等の連携は図られているのか。

A. 病診連携等を図り、転院前の病院で撮ったMR I の検査画像を電子データで提供してもらっているため、所見確認のためにMR I 検査を行うことはない。経過観察のために当院で再度MR I 検査を行うことはある。

(意見) 病院間の連携によりMR I の待ち時間の短縮につなげてほしい。また、他病院では診察の待ち時間の間に、病院の方針を知ってもらうための広報を行っているところもあるので、参考にして取り組んでほしい。

### **E S C O設備整備工事について**

Q. E S C O設備整備にかかる工事費用の積算について、相当高い専門性を有していないと妥当かどうかを見極めることが難しいと考えるが、どのように評価を行ったのか。

A. 国の積算基準を基に対照しながら、見積書の提出を求めて評価を行っている。審査委員会の委員として、市の管理職である機械技師職員が入っており、その委員が中心となって工事費を精査している。

Q. 他の委員についても、工事費を適切に評価しているかを確認したい。委員それぞれの点数評価を資料で示すことはできるか。

A. 審査委員会の委員は各部門の専門家で構成されているが、専門外の項目についての評価は困難であるため、内規によって担当項目以外は評価しなくても良いこととしている。また、評価結果は、審査委員会が発表するもののみで、委員個別の採点結果は公表していない。平均点を公表している。

Q. 委員の具体名は省略してもよいので、各委員がどの項目を評価したかが分かる資料で示してほしいがどうか。

A. 後日、資料を提出する。

Q. 地域経済への貢献、地元企業の活用が評価項目に入っているが、地元とは市内に会社があるということか。

A. その通りである。

Q. 今回優先交渉権者となった業者は2社で構成されているが、どちらが市内業者であったのか。

A. いずれも市内事業者ではないが、地元企業の活用とは、実際に工事や設計業務等を市内業者が行うことについて評価するものである。

Q. 元請がどの業者に工事や設計を発注するかは分からないのではないかと。詳細について検討しているのであればリストを示してほしいがどうか。

A. 総工事費の内、地元企業にいくら発注するか提案を受け、その上で評価を行う。万一、発注金額が提案額に満たなかった場合は、E S C Oサービス料にペナルティを課すという条件で実施している。

### **院外北駐車場拡張事業について**

Q. 外来患者用院外駐車場を北側に拡張するが、今後さらに拡張していくのか。

A. 今回、38 台分の駐車スペースを整備することで、病床数 568 床に対して 623 台停められるようになる。他病院と比較しても十分なスペースを確保しており、当分の間はこのままで対応できると考えている。

Q. 入院患者の車も病院駐車場に停めているのか。

A. 入院患者の方には、原則、車でお越しいただくことをご遠慮いただいている。

Q. 駐車場の入出庫の機器はどうなるのか。

A. 現在の機器は、リース期間終了後も機能に問題なく使用できているので、当面使用していく。

Q. 入院患者に面会する際、駐車券の無料処理が 1 階でしかできないため不便である。改善が必要ではないか。

A. 入院患者のご家族には駐車場許可証を渡しているが、さらに手間の少ない方法を求める意見もいただいているため、対応を検討していきたい。

(意見) 利用者の負担軽減と防犯強化の観点から、各階のスタッフステーションで駐車券の無料処理を行えるように検討してほしい。

(意見) 昨年の決算審査でも要望した事項であり、早急に検討を進めてほしい。

### **就職準備資金貸付金**

Q. 本市の就職準備資金貸付制度は、他病院には無い充実した制度と考えるが、桑名市医療センターが行っている看護学生修学資金貸与制度との違いは何か。

A. 桑名市医療センターや亀山市立医療センターが行っている制度は奨学金として在学中の看護学生に貸与するものであり、同様の制度は四日市看護医療大学にもある。本市の就職準備資金貸付制度は市立病院に就職が決まった方に 30 万円を貸与する制度であり、四日市看護医療大学の奨学金との併用が可能である。

Q. 例えば、三重県立看護大学の卒業生が市立四日市病院と桑名市医療センターへの就職とを検討する場合、奨学金や就職準備資金貸付制度はどのように適用されることになるのか。

A. 奨学金制度については桑名市の要件が不明であるが、市立四日市病院に就職された方が 3 年間勤務した場合、貸与した 30 万円の返還義務が免除される。

(意見) より多くの看護師を確保するために、学生の段階から市立四日市病院への就職を視野に入れてもらえるよう、北勢地域を代表する病院として、他市の支援策に負けないような充実した制度を検討してほしい。

Q. 学生に対してどのように広報、周知をしているのか。

A. 四日市看護医療大学で開催している就職説明会や、名古屋で開催される看護師就職フェアなどの場に出向いて、当制度の案内を行っている。

(意見) 看護師確保を目的とするなら、貸付金額の増額も検討してほしい。

## 議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

### 【市民文化部・経過】

#### 第 1 条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出 第 2 款総務費 第 1 項総務管理費》

Q. 地区市民センターの空調機について、今後何年間の利用を見込んで更新工事を行うのか、アセットマネジメントの考え方を確認したい。

A. 空調機については、15 年で更新するというアセットマネジメントの考え方に基づいている。

#### 第 2 条 繰越明許費の補正

別段の質疑、意見はなかった。

### 【商工農水部・経過】

#### 第 1 条 歳入歳出予算の補正

##### 《歳出 第 6 款農林水産費 第 1 項農業費》

##### 《歳出 第 6 款農林水産費 第 2 項畜産業費》

##### 《歳出 第 6 款農林水産費 第 3 項農地費》

別段の質疑、意見はなかった。

##### 《歳出 第 6 款農林水産費 第 4 項水産業費》

#### **漁港施設保全整備事業費について**

Q. 県予算が確保できず事業が不採択になったことから減額補正を行うとのことであるが、富田地区の漁港整備については、四日市港管理組合が所管しているのか。

A. 市が管理するのは楠漁港と磯津漁港である。その他については四日市港管理組合の所管である。

##### 《歳出 第 7 款農林水産費 第 1 項商工費》

別段の質疑、意見はなかった。

#### 第 2 条 繰越明許費の補正

別段の質疑、意見はなかった。

## **議案第 111 号 平成 29 年度四日市市食肉センター市場特別会計 補正予算（第 2 号）**

- Q. 細目スクリーンの更新工事において、スクリーンの試験を行い、仕様をしっかりと精査した上で、より安価で機能確保できるものを整備したことは高く評価できる。今後とも、最少の費用で最大の効果を発揮できるよう調査と検討を期待するがどうか。
- A. 予算要求の段階で金額を精査することが理想であるが、機器の性能や技術の向上についての情報の把握に努めていきたい。

## **議案第 114 号 平成 29 年度四日市市三泗鈴亀農業共済事務組合 清算特別会計予算（第 1 号）**

- Q. 三泗鈴亀農業共済事務組合はこれまで様々な変遷を経て現在の形となっている。当組合の解散により残された事務処理も完了したということであるが、本市が行うべき業務は終結したと理解してよいか。
- A. 平成 28 年度に 3 市 3 町の首長・議会の同意のもと、2 年の準備期間を経て解散に至っている。その後、共済責任期間が残る麦の農業共済事業の事務承継については本市が行ってきたが、業務がすべて完了したことから、積み立てた資金を三重県農業共済組合に引き継ぐこととなる。
- Q. 三泗鈴亀農業共済事務組合は、市の財産である三重ソフトウェアセンターを使用していたが、床面が非常に汚く、清掃や原状回復に費用がかかると思われる。当補正予算に計上し、対応する必要があったのではないか。
- A. 三重ソフトウェアセンターの賃借については、施設を所管する I T 推進課と三重県農業共済事務組合とが協議により決定するものと思われる。

## **議案第 115 号 平成 29 年度市立四日市病院事業会計第 2 回補正予算**

別段の質疑及び意見はなかった。

## **議案第 119 号 平成 30 年度市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算**

別段の質疑及び意見はなかった。

## 【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

## 産業生活常任委員会委員長報告(平成 30 年 2 月定例月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 124 号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例の一部改正につきましては、組合から承継した事務等の完了に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、別段質疑および意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第 124 号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例の一部改正につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。平成 29 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成 29 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

#### 4. 所管事務調査報告書

## ○本市を取り巻く工業の現状と課題について

### 1. はじめに

本市では、古くより地域の資源を生かした萬古焼、植物油、手延素麺といった地場産業が盛んに営まれてきました。大正初期から昭和初期にかけては、四日市港を物流拠点として綿糸・紡績などの繊維工業が発展し、その後昭和 30 年代に入ると、わが国有数の石油化学コンビナートが形成され、高度経済成長期と相まって本市産業の基盤を築くこととなります。近年では、市内陸部への加工組立型産業や半導体産業などの立地が進む一方、既存のコンビナートにおいても、従来の基礎素材型製品の製造から機能化学品など高付加価値型製品の製造へと転換が図られるなど、産業構造の多様化が進みつつあります。

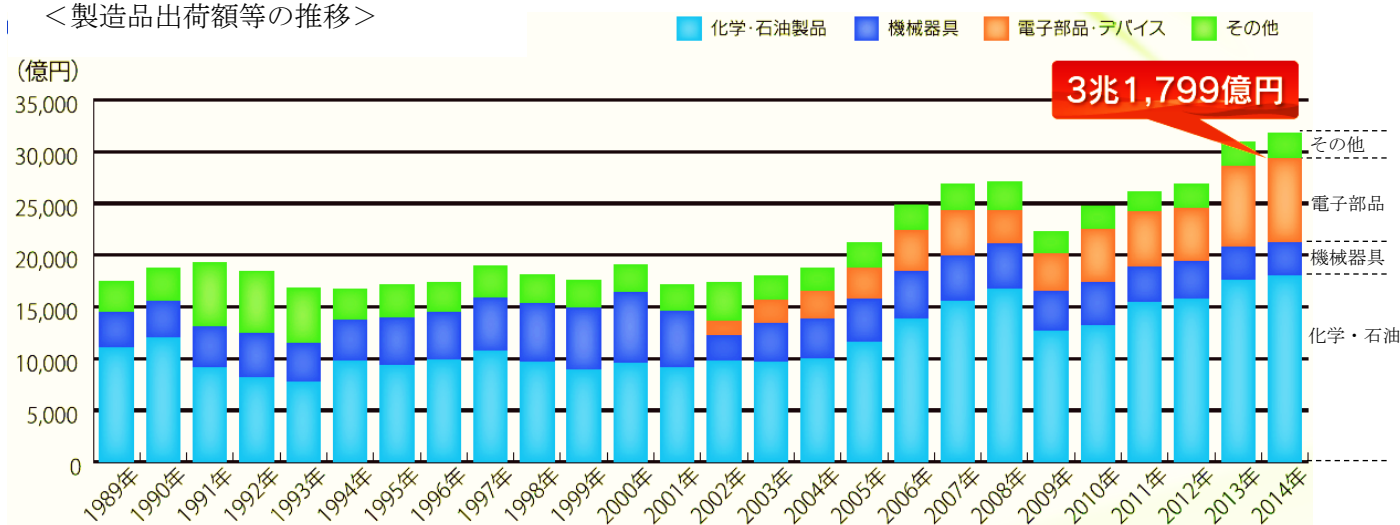
こうした状況に対応した支援策として、本市では平成 12 年度から企業立地促進条例を施行しました。また、平成 20 年 3 月には臨海部工業地帯等への研究開発機能や人材の集積を進めることで、本市が加工組立産業と連携した高度部材産業の集積地として発展するよう、三重県と連携し、本市臨海部に高度部材イノベーションセンターを設置したところであります。

当委員会では、世界的な経済状況やエネルギー事情、新たな産業の発展など、工業を取り巻く状況が刻々と変化する中、今後も本市の工業が発展していくよう、対策や支援を検討すべく所管事務調査を行うこととしました。

### 2. 四日市市の工業の概要

臨海部における石油化学コンビナート企業や内陸部における半導体、自動車、電機、機械、食品産業などの多様な産業集積を強みとして、産業都市として発展してきました。特に、石油化学製品、電子部品等の製品が製造品出荷額等の中で大きな割合を占めており、平成 21 年(2009 年)のリーマンショック等による影響により、前年比約 18%の減少があったものの、その後は現在に至るまで増加し続けています。

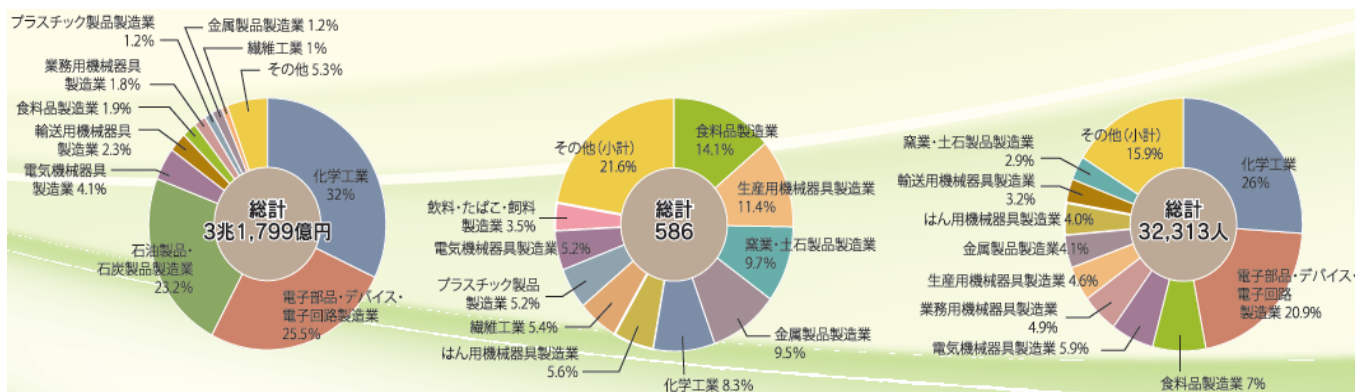
#### ＜製造品出荷額等の推移＞



&lt; 製造品出荷額等 (H26) &gt;

&lt; 事業所数 (H26) &gt;

&lt; 従業者数 (H26) &gt;



※平成 26 年(2014 年)工業統計調査より

### 3. コンビナート等大規模事業所の現状と課題

臨海部における石油化学コンビナートは、塩浜地区の第 1 コンビナートから霞地区の第 3 コンビナートにまたがっており、3 つのエリア合計の面積は約 9,600 千㎡(960 ヘクタール)となっております。

#### 【第 1 コンビナートの主な企業】

昭和四日市石油(株)、三菱ケミカル(株)

#### 【第 2 コンビナートの主な企業】

KH ネオケム(株)、コスモ石油(株)

#### 【第 3 コンビナートの主な企業】

第一工業製薬(株)、東ソー(株)



## 現 状

### (1) 国際競争の激化

○汎用品や大量生産品は消費地に近く、人件費の安いアジアへシフトし、国内の設備や人員は、より付加価値の高い製品や多品種少ロット品の生産、研究・開発部門へとシフトしてきました。

市内コンビナート企業においても、汎用品から高度部材の製造へと産業構造の質的転換が進められ、製品の少量多品種化・高付加価値化が進展しました。更にマザー工場化を進める企業や、IoT やビッグデータなど第 4 次産業革命と呼ばれる技術を活用する企業も出てきています。



#### 事例 1

##### JSR【第1コンビナート】

- 合成ゴムなどで培った技術を基に、近年半導体材料やディスプレイ材料など新材料を開発。
- 四日市工場をマザー工場へ位置付け（H29年12月に新研究所を設置。投資額約33億円、6階建）



#### 事例 2

##### 三菱ケミカル【第1コンビナート】

- H13年1月に石油化学製品の原料供給元であるエチレンプラントを停止。以来、設備の縮小に伴う敷地内の未利用地が増加。利活用が課題。
- H29.4月に三菱ケミカル（三菱化学、三菱樹脂、三菱レイヨン）へ企業合併したことによる生産計画の見直しなど、新たな事業展開の可能性について検討している。



#### 事例 3

##### 第一工業製薬【第3コンビナート】

- 霞工場を国内生産拠点のマザー工場に位置付け、H27年12月に稼働を開始。
- 本年12月には液晶ディスプレイの構成部材に使われる界面活性剤を主とする工業用薬剤の製造設備が操業開始。
- 100%出資のエレクセル㈱が、昨年12月に霞工場内へ移転され、リチウムイオン電池の研究開発、少量生産を実施。

#### 事例 4

##### 東ソー【第3コンビナート】

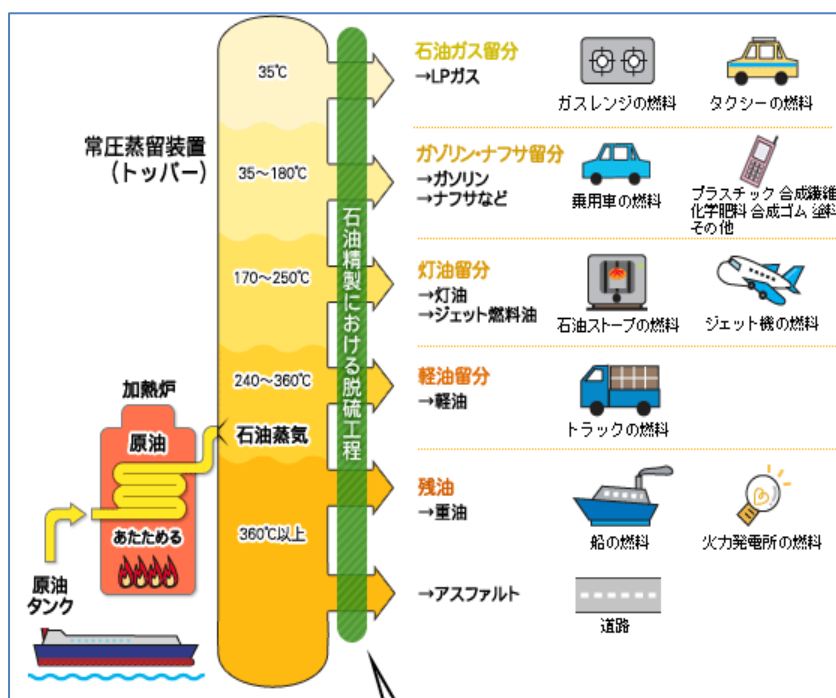
- 自動車排ガス浄化触媒として、高性能グレードが求められるハイシリカゼオライトの製造設備の増設（2013年10月）
- 審美歯科材料等になるジルコニア粉末の製造設備の増設（2016年10月）
- 四日市事業所内に、高分子材料研究所（周南市）、ウレタン研究所（横浜市）を集約し、石化・ポリマー製品の研究開発拠点として強化を図る。平成31年8月操業開始、50名の研究員増を予定。

## (2) エネルギー供給構造高度化法(※)による設備最適化等の事業再編の進展

○精油所間の連携等により国内過剰供給構造を回避し、国内製油所の残油処理能力の向上を図ることを目的としています。

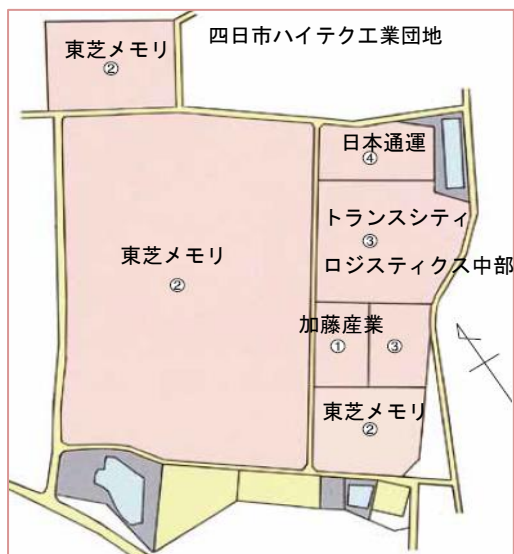
### 昭和四日市石油【第1コンビナート】・コスモ石油【第2コンビナート】

昭和シェル石油とコスモ石油は、平成29年3月末から四日市地区で事業提携を開始し、両者の競争力強化を図ることで合意しております。昭和四日市石油とコスモ石油の両製油所各2基ある蒸留装置のうち、コスモ石油の1基を停止し、昭和四日市石油からコスモ石油へ石油製品等を供給していくこととなっております。



(※) エネルギー供給構造高度化法・・・電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者に対して、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講じる法律。この中で、国は、①常圧蒸留装置の廃棄または公称能力削減、②「残油処理装置」の新設・増強 の組み合わせで対応するよう求めている。

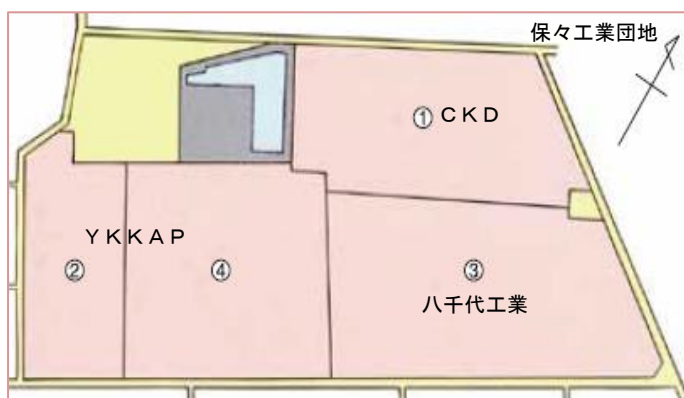
### (3) 内陸部の主な投資状況



#### 事例 1

##### 東芝メモリ【四日市ハイテク工業団地】

- スマートフォン、タブレット等に使用されるフラッシュメモリーの開発・生産。
- 四日市工場をフラッシュメモリーのマザー工場に位置付け、継続的な設備投資を実施。  
(H29年3月に、第6製造棟の建設を含め今後3年間で3,600億円の投資を実施すると発表)



#### 事例 2

##### CKD【保々工業団地】

- 県外工場で行っている空圧バルブ・シリンダの生産を四日市工場に集約するため、製造工場を増設 (H26年3月)
- 四日市工場を空圧システム機器のマザー工場に位置付け、マザー工場化に伴う表面処理棟を建設 (H28年3月)



#### 事例 3

##### 太陽化学【南部工業団地】

- 食品添加物等として使用される乳化剤の製造工場を新設 (H24年9月)
- 大阪大学発ベンチャー企業のマイクロ波化学㈱との合弁会社ティエムティ㈱を設立し、四日市工場内に界面活性剤の製造を行う設備を新設。H29年中に完工予定。

### (4) マザー工場化を促進する投資

| 企業名    | 概要                                   |
|--------|--------------------------------------|
| J S R  | 四日市工場をマザー工場に位置付け、H29年12月に新研究所を建設     |
| 三菱ケミカル | リチウム電池用電解液のマザー工場化に伴い、H28年7月に研究開発機能集約 |
| 第一工業製薬 | 霞工場を国内生産拠点のマザー工場に位置付け、H27年12月に稼働     |
| 東芝メモリ  | 四日市工場をフラッシュメモリーのマザー工場に位置付け、継続的な投資を実施 |
| CKD    | 空圧システム機器のマザー工場に位置付け、H28年3月に表面処理棟建設   |

## 課 題

### (1) 事業所内空地の利活用

#### ①課題

大量生産に必要な汎用品から、少量・多品種化、高付加価値化への転換に伴う事業再構築による施設の更新や建て替えにより、敷地内に未利用の土地が発生している事業所があります。

#### ②コンビナート各地区の状況

主要コンビナート事業所（17 社）に対して聞き取り調査を実施（平成 29 年 7 月）

|                      | 第1コンビナート         | 第2コンビナート         | 第3コンビナート         |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 調査事業所数               | 8                | 4                | 5                |
| 未利用地のある事業所数          | 5                | 3                | 3                |
| 調査事業所敷地合計(①+②) (千㎡)  | 5,530            | 1,545            | 1,789            |
| ①利用している面積<br>(91.5%) | 5,061<br>(91.5%) | 1,510<br>(97.7%) | 1,480<br>(82.7%) |
| ②未利用地の面積 (㊦+㊧+㊨)     | 469 (8.5%)       | 35 (2.3%)        | 309 (17.3%)      |
| ㊦空地                  | 292 (5.3%)       | 23 (1.5%)        | 3 (0.2%)         |
| ㊧未利用の施設がある場所         | 142 (2.6%)       | 12 (0.8%)        | 0 (0.0%)         |
| ㊨利用計画がある空地           | 34 (0.6%)        | 0 (0.0%)         | 306 (17.1%)      |

※括弧内の％は、敷地面積に対する割合

#### 企業からの意見

- エネルギー消費量が大きい大規模な新規設備投資案件が減少している。
- 設備投資に向けて、周囲に更なる土地が必要な状況である。
- 空地に設備を新設する際、土壤汚染対策法にかかる対策に過大なコストがかかる。
- コンビナート敷地内へのグループ以外の企業の参入は、安全管理上の課題が多い。

#### 調査のまとめ

- 現在未利用の土地であっても、将来的な利用計画があるケースも多い。事業集約や、B C P の観点より、他事業所からのプラント移転計画用地となっている例もある。

#### ③市の取り組み

ア. 企業立地奨励金制度の改正（平成 27 年 4 月改正）

- 奨励対象事業の重点分野の一つとして「臨海部コンビナート地区における企業内空地を活用する事業」を位置付けた。
- 重点分野における立地奨励金交付額は、交付 1 年目に対象税額の 2/3（通常は対象税額の 1/2）

- 実績：本制度を利用して、企業内空地にプラントを新設（平成 27 年度 1 件）
- イ．事業所内に空き地を有する企業に対し、工業用地を探している企業を個別に紹介
- ウ．臨海部産業活性化促進協議会（市・県・四日市港管理組合・商工会議所により構成）での取り組み（『土壌汚染対策法の見直しに関する要望書』の作成（後述参照））

## （２）土壌汚染対策法による規制

### ①課題

- ア．臨海部の工業地帯は、四日市港の浚渫土などを用いた埋立地であることから、元々海底に存在しているヒ素等の重金属といった特定有害物質が検出される蓋然性が高い。
- イ．高付加価値化等プラントを小型化する際にも、300 ㎡以上の土地の形質変更で土壌調査が必要。

### ②法の概要

- ア．3,000 ㎡以上の土地の形質変更時には三重県（四日市市内においては市）へ届出が必要。
  - 土壌汚染の恐れがあると判断された場合には調査命令が発せられる。
- イ．三重県には、上乗せ条例（三重県生活環境の保全に関する条例）がある。
  - 3,000 ㎡以上の土地の形質変更時には、地歴調査が要され、有害物質の取り扱い履歴ありの場合、土壌調査が必要。
  - 有害物質を使用等している場合は、300 ㎡以上の土地の形質変更時に土壌調査が必要。

### ③本市及び市議会の対応

- ア．H28 年 1 月に三重県の企業誘致の関係部署とともに、環境省へ四日市臨海部産業活性化促進協議会で取りまとめられた要望書に関する事前相談を実施。
  - ＜要望内容＞
    - ・形質変更時の届出による調査命令の見直し（法 4 条第 2 項関係）
    - ・特定有害物質による汚染土壌の指定基準に係る見直し（施行規則第 28 条及び第 29 条関係）
  - 環境省の見解
 

「法の規制により、コストや工期がどの程度影響が出ているのか具体的事例で示すこと。」
- イ．H28.3.23 に三重県知事宛に四日市市議会から、三重県の上乗せ条例に対する規制緩和を要望する意見書を提出。
  - ＜内容＞
    - ・三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 に基づく、3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う際に、土地所有者等に課している地歴調査等の規制を緩和すること。
    - ・三重県生活環境の保全に関する条例 72 条の 3 に基づく、特定有害物質を使用する工場等の敷地内において、300 ㎡以上の土地の形質変更を行う際に土地所有者等に課している土壌調査等の規制を緩和すること。
  - 三重県の対応状況
 

「県条例については、今後も国の動向を注視し、法改正の詳細を踏まえ、対応していく。」

#### ④国の動向

##### ア. 閣議決定された「多様で活力ある日本へ」より該当箇所抜粋

「工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。」

「自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。」

出典：規制改革に関する第3次答申（平成27年6月16日）

##### イ. 「土壤汚染対策法の規制改革の必要性」より抜粋（日本経済団体連合会提出資料）

リスクの大小に関わらない一律で過剰な規制により、工場建設や建替えが進まず、遊休地化する事例が増加し、土地の取引および利活用が萎縮している。事業者の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最低限度の規制とする観点から検討することで、設備投資の拡大による新たな成長機会の創出を図りたい。

出典：平成28年5月20日中央環境審議会土壤農薬部会土壤制度小委員会（第3回）資料

##### ウ. 平成29年5月改正土壤汚染対策法＜主な改正点＞

Ⅰ 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

Ⅱ 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

Ⅲ リスクに応じた規制の合理化

➤ 規制緩和されたものもあるが、産業界が求めていた内容には程遠いものとなった。

#### （3）工場立地法による規制

##### ①課題

■ 当市のコンビナートにある特定事業所の7割が工場立地法施行前の既存工場に該当し、そのうちの9割弱が準則の緑地面積率を達成していない。



■ また、既存工場では、工場の建設や製造設備の増設を行う際に、その面積に応じた緑地を設ける必要がある。



■ そのことが設備投資の障壁となり、他都市との立地競争力の低下につながっている。

## ②法の概要

ア. 敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上、もしくは建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の工場（特定工場）

⇒ 敷地面積の 20%以上の緑地面積、25%以上の環境施設面積（緑地＋広場や噴水など緑地以外の環境施設の面積）の確保が必要。

イ. 工業地域や準工業地域に立地し、S49 年 6 月以前に設置された工場（既存工場）では、緑地面積率を 15%以上、環境施設面積率を 20%以上に引き下げ（県の地域準則で規定）。

ウ. 地域準則で定める緑地面積率に達していない既存工場は、生産施設を建設する場合に、施設の面積に応じた緑地（義務緑地※）確保が必要。

※義務緑地：増える生産施設に見合った仮想敷地の 15%分の緑地

### 四日市市の状況

| 当市の特定工場数 | 既存工場数   |              |
|----------|---------|--------------|
|          |         | 率を満足しない既存工場数 |
| 112 (57) | 71 (40) | 57 (35)      |

※括弧内数値はコンビナート事業所数

## ③取り組み

### 施設の新設時には、義務緑地の確保が必要

### 規制緩和手法の検討

ア. 地域準則による、更なる緑地率の引き下げ

平成 24 年 4 月から、県から市へ権限が委譲。

イ. 視覚的な緑量の確保

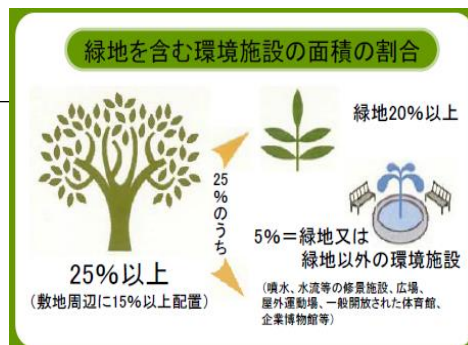
既存工場の増改築に際して、工場周辺の住環境からみて、工場敷地及び周辺部に整備された樹木、

生垣等により視覚的に十分な緑量が確保されている場合には、緑地面積

率を満たさない場合でも、地方自治体の判断で勧告を行わないことができる。

ウ. 敷地外緑地の活用

敷地内緑地・環境施設面積率を満たさない工場については、隣接地等「周辺の区域」に緑地等を確保すれば、勧告を行わないことができる。



### 規制緩和手法の課題

ア. 公害を経験した本市において、企業立地の推進を行う前提として、住民の生活環境の維持・向上に対して、最大限の配慮が必要である。そのような中で、市準則条例の制定による緑地率の緩和は、住民理解を得るには、慎重に行うべきであり、企業の投資機運を見極める必要がある。

イ．視覚的な緑量による緑地の見直しなどは、運用上欠かせない施設緑量比率の計算による企業の作業量が増える割に緑地率の大幅な改善につながらない場合もある。

ウ．敷地外緑地を導入している自治体が出てきているが、企業による実施例はまだ僅かである。また、敷地外緑地か否かの判断基準に「当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの」とあるが、「周辺の地域」の概念は明確に定義されていない。その解釈は自治体に委ねられており、判断が難しいことから、引き続き他市事例を検討していく。

#### (4) その他

##### ①工業用水における契約水量と実使用量の差（から水）

三重県の工業用水道は、ユーザー企業との契約水量に応じた施設を建設しており、契約水量に応じた使用料によりその建設費用の回収を行っていることから、使用水量が減少している場合でも、契約水量を変更することができず、契約水量に応じた負担を求められている。

##### 【企業庁の対応】

- ・平成 25 年 4 月 一部料金改定
- ・平成 27 年 4 月 契約水量の減量配分制度を開始

##### ②四日市港の海岸保全施設の耐震・対津波対策

四日市港管理組合から国へ要望

- ・臨海部コンビナートや市民生活を守る四日市港の海岸保全施設の耐震・対津波対策について直轄事業化すること。
- ・海岸保全施設の防災・減災対策に必要な予算を確保すること。

##### ③交通渋滞の多発

- ・霞 4 号幹線（平成 29 年度完成予定）
- ・新名神高速道路亀山西 JCT～新四日市 JCT（平成 30 年度開通予定）
- ・東海環状自動車道東員 IC～大安 IC（平成 30 年度開通予定）
- ・国道 477 号四日市湯の山道路菰野町吉澤～新名神菰野 IC（平成 30 年度開通予定）
- ・国道 1 号北勢バイパス等周辺道路

#### ④人材確保

##### ・三重大学による四日市コンビナート見学会の実施

三重大学工学部の学生を対象に、将来の職場としてのコンビナート企業の魅力を理解してもらうため、コンビナート企業の見学会を開催。

### 3. 中小企業の現状と課題

#### (1) 現状

##### ① 中小企業庁：緩やかな改善傾向と分析

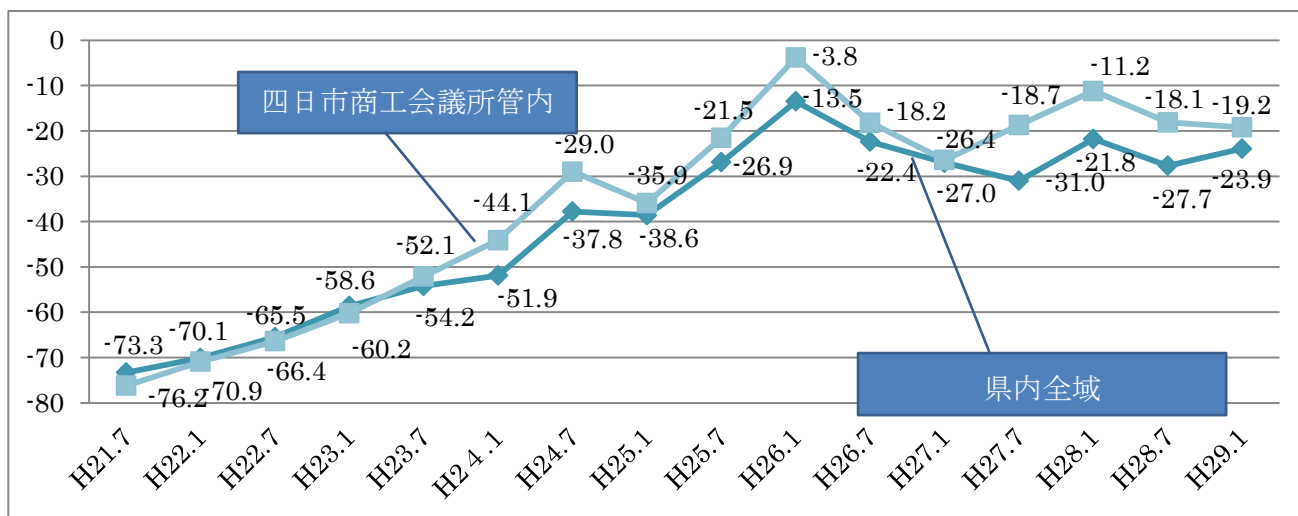
平成 28 年度中小企業白書において、「平成 28 年度の我が国経済は、緩やかな改善傾向が続いており、中小企業・小規模事業者についても、業況、資金繰りは改善し、経常利益は過去最高、倒産件数は 26 年ぶりの低水準にあるなど、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況は改善傾向にある。」と分析している。

##### ② 商工会議所：事業者は景気好転との意見増

三重県商工会議所連合会と県下 12 商工会議所が合同で会員の小規模企業を抽出して調査を実施する三重の景況において、景気動向指標である DI 値の四日市商工会議所管内の現状は、表 1「三重の景況」で示すように、平成 28 年 7 月に比べ 1.1 ポイント悪化し▲19.2 と 2 期連続で足踏みが続いているが、これまで右肩上がりで改善している。

DI 値とは…日銀短観にも用いられる代表的な景気判断指標であり、経営者などへアンケートを実施し、景気動向が「好転した」から「悪化した」を差し引いた値。

<表 1：三重の景況>



出展：「三重の景況」三重県商工会議所連合会

## (2) 課題

### ① 中小企業庁：生産性の伸び悩み、人材不足等の課題に言及

中小企業白書では、中小企業を取り巻く経済状況が改善しつつあるとしながらも、一方で、「中小企業の景況は緩やかな改善傾向にあるが、新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加えて、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行中」と中小企業の構造的な課題に言及している。

### ② 商工会議所：事業者は売上減、人材不足等が課題と認識

三重県商工会議所連合会が実施する三重の景況において、経営上の問題点についての質問に対し、本市を含む北勢地域の小規模事業者は、「1位 売上・受注の停滞減少、2位 人手不足、3位 競争激化」と回答している。

## (3) 本市の取り組み

### ① 起業・創業の支援

産業競争力強化法に基づく、創業支援事業計画の認定を受け、これから起業をしようとする方や、起業されて間もない方、中でも新しい感性や豊かな経験を有する女性の活力を引き出し、活躍しやすい環境を整えて、地域の需要を創出し、地域経済の活性化を図る。

#### <主な事業>

- ・四日市市女性起業家育成支援事業（ウーマン起業塾よっかいち 2017）  
[H28 実績：受講者 24 名、うち開業届 3 名、法人化 2 名]
- ・四日市市志創業応援隊（四日市市、四日市商工会議所、楠町商工会、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫、三重北勢地域地場産業振興センターによる創業支援ネットワーク）
- ・じばさん三重内にインキュベートルームの設置、運営
- ・融資制度の実施（四日市市独立開業資金）

### ② 売上拡大に向けた支援

国内外の見本市への出展事業を支援することで、市内企業の新たな販路開拓による収益源の確保や競争力の強化を図る。

#### <主な事業>

- ・四日市市見本市等出展事業補助金  
[H28 実績：8 件、うち成約 4 件]
- ・四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金  
[H28 実績：8 件]
- ・四日市市インターネット活用販路拡大支援事業補助金

### ③新事業展開の促進

市内企業が新たな産業へ進出するための新製品・新技術開発を促すことで、本市の産業構造の多様化を生み出し、産業競争力の強化を図る。

#### <主な事業>

- ・ 四日市市新規産業創出事業補助金  
[H11-H28 実績：商品化 49 件]
- ・ 四日市市企業立地奨励金  
[H28 実績：交付 42 件、うち中小企業 9 件]
- ・ 四日市市民間研究所立地奨励金  
[H28 実績：交付 4 件、うち中小企業 1 件]
- ・ 融資制度の実施（四日市市中小企業振興資金、四日市市環境改善設備資金）

### ④職場環境整備と人材確保に向けた支援

中小企業が事業展開を行うにあたり、人材不足が顕在化している分野におけるマッチング支援、能力開発支援を通じ、人材確保を図る。

#### <主な事業>

- ・ 四日市市海外人材確保支援事業補助金
- ・ 四日市市中小企業人材スキルアップ支援事業補助金
- ・ 四日市市障害者トライアル奨励金・雇用奨励金
- ・ 四日市市雇用促進交付金
- ・ 三重の就職セミナー、障害者面接会、高齢者就職面接会の開催（商工会議所、公共職業安定所等との共催）
- ・ 表彰制度の実施（四日市市雇用優良事業所表彰、四日市市「男女がいきいきと働き続けられる企業」表彰）

### ⑤事業の承継

経営者の高齢化に伴う事業承継問題が深刻化しており、事業承継にかかる支援については、商工会議所でセミナーや相談会を実施しているほか、国の認定を受けた県の産業支援センターが公的相談窓口を開設しており、市としても連携して企業や商店の方々に周知し、経済社会の活性化を図る。

#### 4. 高度部材イノベーションセンター（AMIC）による取組

高度部材イノベーションセンター（AMIC）は、公益財団法人三重県産業支援センター北勢支所として中小企業が抱える技術課題の解決、技術者や製造管理者などの人材育成、さらには新規事業創出等ものづくり中小企業の皆様に支援する様々な取組を実施している。

##### （１） 主要業務

###### ① 最先端部材の研究開発

- ア．希少金属（セリウム）代替材料開発プロジェクト
- イ．全個体ポリマー・リチウムイオン二次電池開発プロジェクト
- ウ．セルロース・ナノファイバー用途開発プロジェクト

###### ② 中小企業の課題解決

###### ア．高度部材イノベーションセンター事業

- ・県内外の大学、公設試等の研究機関との連携・ネットワーク形成の促進を図る。
- ・評価計測機器を開放し、製品開発や技術課題の解決を支援する。

○研究室棟の企業・団体の入居数：17 者（全 17 部屋／H29. 4 現在）  
 ○技術支援コーディネーターによる中小企業訪問や技術相談への対応  
 ○評価計測機器（13 台）を開放し製品開発等を支援  
 評価計測機器解放件数：113 件（H28）  
 “ 解放時間：10,319 時間（H28）

###### イ．知的財産総合支援窓口での対応

高度部材イノベーションセンターでは、ものづくり企業の製品開発や技術課題の解決を支援するため、13 基の評価・計測機器をリーズナブルな料金で開放しております。

| 腐食促進試験機                              | 振動試験装置<br>(恒温恒湿器付)                     | 加速寿命試験装置                                 | 耐候試験機                               | 冷熱衝撃試験装置                                      |
|--------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 塩水噴霧、乾燥、湿潤等をサイクルさせて金属製品などの耐食性の評価     | 製品の振動特性や振動による耐久性の評価。恒温恒湿器により環境条件の設定も可能 | 電子・電気部品・材料、精密機器等の耐湿性の寿命を評価する装置           | 太陽光・温度・湿度・降雨を制御して、これらの影響を促進的に試験する装置 | 電子部品等に衝撃的な熱ストレスを与え、冷熱衝撃による耐久性を評価する装置          |
| 1150 円／時間                            | 1380 円／時間                              | 270 円／時間                                 | 810 円／時間                            | 570 円／時間                                      |
| 恒温恒湿器                                | 強度試験機                                  | レーザー顕微鏡<br>(OLS)                         | 原子間力顕微鏡                             | 電子顕微鏡<br>(SEM)                                |
| 高精度の温湿度環境をつくり、種々の材料、製品の温湿度の影響を評価する装置 | 各種材料・部品の引張強さ、圧縮強さ、曲げ強度を測定する試験機         | レーザー光を光源とした焦点深度の深い解像度の画像とその三次元情報が得られる顕微鏡 | 微小なプローブを用いてナノレベルの表面観察もできる顕微鏡        | 試料表面に電子線を走査させることにより、材料の表面形態を拡大観察特に蒸着などの前処理が不要 |
| 320 円／時間                             | 240 円／時間                               | 360 円／時間                                 | 360 円／時間                            | 580 円／時間                                      |

| デジタルマイク<br>ロスコープ                   | ダイナミック<br>超微小硬度計                         | 表面粗さ測定機                              |
|------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|
| ズームレンズを装着した CCD カメラによる製品や部品表面の拡大観察 | 薄膜、金属、プラスチックなどの微小な領域、極表目における硬さなどの材料特性の測定 | 製品や部品の表面粗さ（表面の微小な凸凹の幾何学的形状）を触針式により測定 |
| 290 円／時間                           | 670 円／時間                                 | 370 円／時間                             |

### ③ 技術人材育成

#### ア．化学・プロセス産業人材育成事業

- ・化学・プロセス産業に携わる技術者を対象に、講座を開催し、技術人材の育成を図る。

- 化学・プロセス産業基礎講座
- 化学・プロセス産業技能者基礎知識講座

#### イ．戦略産業雇用創造プロジェクト

- ・製造部門の技術者、管理者、技能者及び求職者を対象に、講座を開催し、技術人材の育成を図る。

- ものづくり技術基礎講座



（高度部材イノベーションセンターを視察する様子）



（計測機器の例）

## 5. 委員からの主な意見

- ・ 土壌汚染対策法などの対応に多額の費用を要することから、空地の活用がなかなか進まない実態があると思われるので、特区制度を導入し、固定資産税について優遇策を打ち出すなど、企業が設備投資しやすい環境整備を進めるべきである。また、今後も本市で経済活動を行ってもらえるように国や県、学識経験者、企業の意見交換の場を設け、総合的に現状を打開する方法を検討する必要がある。
- ・ 工業立地法に義務付けられている義務緑地の確保が施設を増築する際の障害となっている。他市の工業地域のように緑地を帯状にするなど効率的に緑地面積を確保できるように工夫し、設備投資しやすいようにすべきである。
- ・ 土堰堤を作り、植樹することで、義務緑地の確保と防災機能の両立が可能と考える。また、企業と民家の間に帯状に緑地を設置し、それを敷地外緑地と見なすことで、企業と住民の双方に利点が生まれると考える。20年先を考えて策を講じるべきである。
- ・ 義務緑地の確保ができていない事業所が57あることを踏まえると、義務緑地や土壌汚染対策法が企業の投資を妨げる要因となっていると考えられる。本市で生産を続けてもらうために、マザー工場化の促進や環境省への働きかけ等、引き続き努力が必要である。
- ・ 過去に施設を拡大しようとしたものの、緑地率を達成できずに他市に移転した企業があった。また、施設の増設には多額の投資が必要なことに加え、土壌汚染等が企業イメージの低下につながることも設備投資を消極化させる一因であると考えるので、支援策を検討し、引き続き本市で生産を続けたいと思われるように努力する必要がある。
- ・ 用途地域の指定により、施設の建て替えや増設ができない事例を聞いたことがあるが、そのような状況では企業が市外へ移転してしまうため、国や県と協議し、土地の用途変更などについて支援をするべきである。
- ・ 日本の製造業の海外生産比率が上昇していることを踏まえ、工業施設の設置場所として本市を選んでもらえるよう、法整備等について、国へ働きかけをしていくことが必要である。
- ・ 本市はマザー工場の誘致に力を入れているが、研究施設だけでなく、生産施設の建設を促進し、固定資産税の増収や雇用の創出につなげてほしい。
- ・ 中小企業の人材確保に力を入れるべきであり、国の補助制度を活用して大学院大学を設置し、企業の研究施設と連携して将来に向けて人材を育成していく必要がある。
- ・ 国道1号や23号の交通渋滞が以前から問題となっており、道路部局等とも連携して解決策を検討してほしい。また、内陸の工業地域でも同様に交通渋滞が発生しており、今後も従業員数の増加が見込まれることから、早期に対策すべきである。
- ・ 霞4号幹線から南方の海岸沿いに道路を延長し、鈴亀道路と繋げるなど、企業に頼らず交通渋滞の解決を図るべきである。また、クランク状の変則交差点が交通渋滞の原因となっているが、産業への影響も考えられるため、改善を図るべきである。
- ・ 主要道路の渋滞により、大型の搬入車両が生活道路を抜け道として使用し、生活道路の渋滞の原因となっている。特に南北の道路は渋滞が発生しやすいため、道路整備に加えて、産業道路と生活道路の棲み分けをしっかりとすべきである。
- ・ 羽津古新田の土地は、国道23号線からの進入路が確保されていないことや、生産緑地に指定されている土地があることなどから計画が進んでいないとのことだが、目的をしっかりと持ち、

利活用を進めてほしい。

- ・オオタカの営巣地であることから新保々工業地団地の計画が進んでいないが、オオタカは全国的に増加しており、実態に即した対応が求められる。具体的な計画を立てて実行すべきである。

## 6. まとめ

当委員会では、年間を通して本市を取り巻く工業の現状と課題について、理事者への聞き取りや高度部材イノベーションセンターへの視察など、継続的に調査を行い、その上で、調査内容を念頭に平成 30 年 2 月定例月議会予算常任委員会産業生活分科会において審査を行いましたので、以下、平成 30 年度当初予算議案中の工業関連の議論も含めて項目ごとに報告します。

### （コンビナート企業等大規模事業所について）

本市は、わが国でも有数のコンビナートを有する工業都市であることに加え、近年では内陸部への自動車、半導体産業などの進出もあり、製造品出荷額は 3 兆円を超え、全国 9 位となっております。

しかし、時代の変遷とともにコンビナート企業を中心に各企業活動に変化が見られ、製品の少量多品種化・高付加価値化を進める企業や、本市にマザー工場を設置する企業が出てきており、また、エネルギー供給構造高度化法によりコンビナート内の製油所にある常圧蒸留装置のうち 1 基を停止させるなど、着実に工業を取り巻く状況は変化しています。

そのような中で、事業再構築に伴う施設の更新・建替えにより、コンビナート敷地内に未利用地が発生しております。空地の効果的な活用が求められる一方で、本調査において、土壤汚染対策法による規制や工場立地法による義務緑地の確保などが設備投資へのハードルとなっている状況が明らかとなりました。

これらの問題の解決にあたって、まず、土壤汚染対策法の規制緩和については、国や県への働きかけを行っており、平成 28 年 3 月には本市議会から三重県知事宛に上乗せ条例である三重県生活環境の保全に関する条例の規制緩和を要望する意見書を提出しています。

平成 29 年 5 月には土壤汚染対策法の改正がなされましたが、リスクに応じた規制の合理化など、一部規制緩和されたものの、産業界が求めている内容とはかけ離れたものであり、引き続き規制緩和に向けた働きかけが必要であると考えます。

次に、義務緑地の確保については、市準則条例の制定により規制緩和が可能ではありますが、公害を経験している本市においては、市民の生活環境の維持向上に対して最大限の配慮が必要であり、慎重な対応が求められます。すでに第 3 コンビナートでは全国に先駆けて霞緑地を敷地外緑地と見なすなど、先進的な支援を展開しておりますが、第 1 コンビナートなどは緑地面積の確保が難しく、引き続き効果的な支援策の検討が必要であります。

また、平成 28 年度からコンビナートの空地の活用などを企業立地奨励金の重点分野として設定し、政策的に支援内容の拡充を図っており、平成 30 年 2 月定例月議会予算常任委員会産業生活分科会においては、今後も工業を取り巻く状況に応じて適切な形となるよう見直しを行うという理事者の考えが示されています。

さらに、平成 28、29 年度にはコンビナート内の副生水素の利用可能性についてコンビナート企業各社とともに協議を行っておりますが、これまでの調査や検討の結果、各社の努力によって

ほぼ需給バランスがとれていることが判明しています。今後、石油需要の変化が想定される中、各企業の課題解決のために規制緩和などについても議論をしたいという企業のニーズに応えるため、平成 30 年度予算には四日市コンビナート先進化推進事業費が計上されており、当分科会はこの可決すべきものと決しました。

(中小企業について)

経済の回復とともに、全国的に中小企業・小規模事業者の業況・資金繰りは改善しており、本市においても景気動向が好転したと捉える事業者は増加傾向ではありますが、一方で、生産性の伸び悩みや経営者の高齢化、人材不足に苦慮する中小企業が多く、中には黒字計上していても事業承継ができず、廃業を余儀なくされる中小企業も存在しています。

本市では、中小企業の売り上げ拡大に向けた支援や新事業展開の促進、人材不足の克服・職場環境の整備、多様な人材の確保などに加えて、これから起業しようとする方や、起業されて間もない方への起業・創業支援等、幅広い支援を展開しています。

中でも高齢化等による事業承継については、平成 30 年 2 月定例会議会予算常任委員会産業生活分科会の中でも議論があり、三重県産業支援センターが相談事業を実施しておりますが、市としても企業人材 O B センター事業の中で中小企業支援の組織を立ち上げており、相談メニューの周知に努めていく旨、確認しております。

また、高度部材イノベーションセンターにおいては、高額な検査機器等を格安の値段で利用開放しているほか、人材育成に係る講座の開催や、中小企業コーディネーターの派遣により、各企業の問題解決にあたっております。

以上、大きく 2 点について議論を行いました。そのほかにも各企業への搬入車両による交通渋滞や大規模遊休地の活用など、本市の抱える工業の課題はさまざまであります。

今後、電気自動車の普及や排ガス規制の動きから石油需要の減少が見込まれ、本市コンビナート企業においても産業構造の変化が予想されますが、その際、引き続き本市が企業に選ばれ続けるよう、時代に即応した支援が必要であります。

また、現在企業が抱える課題を解決する手法を研究することはもちろんのこと、今後成長する新規産業についても、世界的な情勢を見極め、本市を拠点として選んでもらえるよう、常に将来を見据えた産業振興が重要であると考えます。

理事者においては、今後も企業や国、県などへの聞き取りを通して工業を取り巻く状況を積極的に情報収集し、効果的な支援を展開していくよう要望し、産業生活常任委員会の報告といたします。

---

〔委員会の構成〕

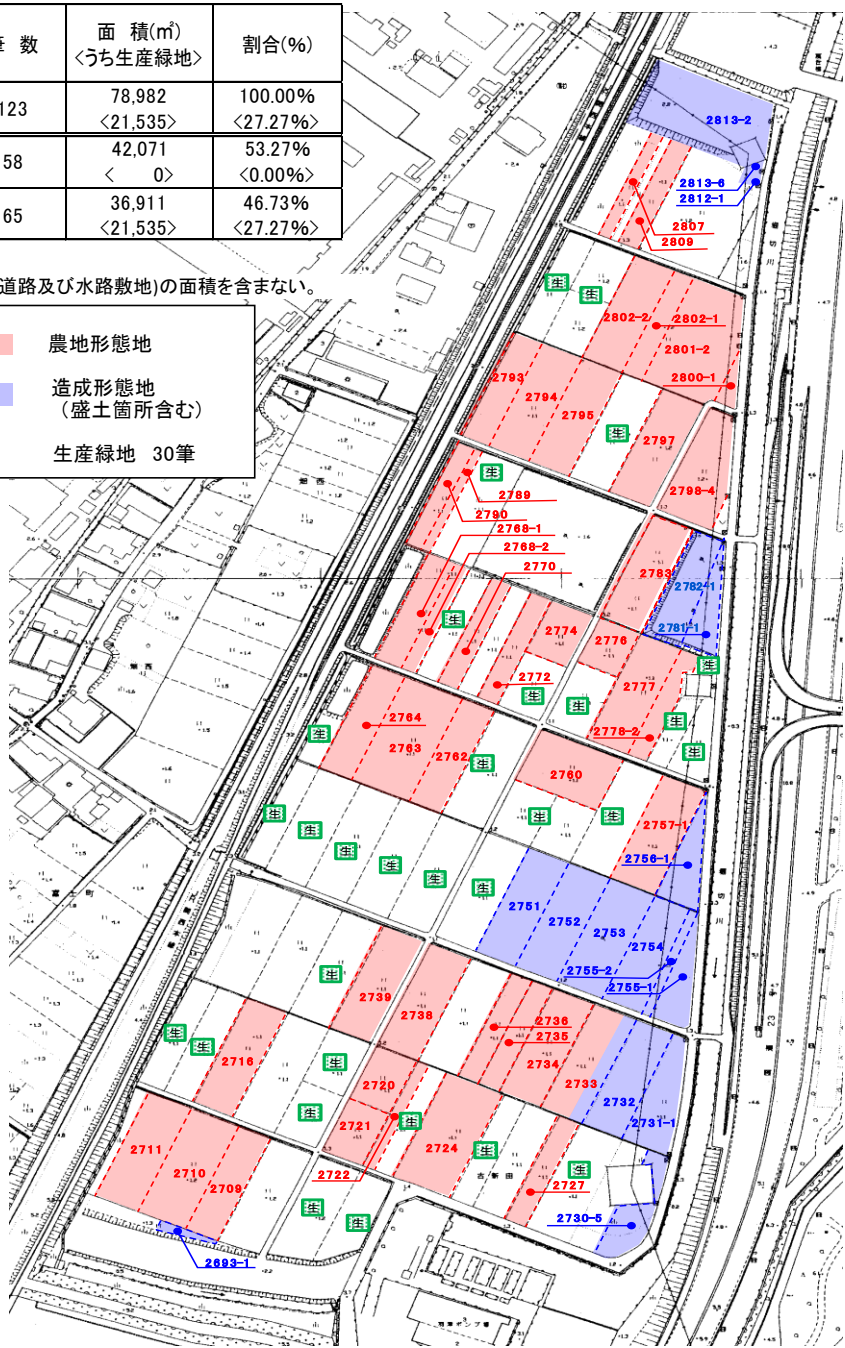
|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 石川善己 |
| 副委員長 | 森川慎  |
| 委員   | 伊藤嗣也 |
| 委員   | 小林博次 |
| 委員   | 竹野兼主 |
| 委員   | 谷口周司 |
| 委員   | 日置記平 |
| 委員   | 山口智也 |

## 大規模遊休地の状況について

### ○羽津古新田の現状について

|      | 筆 数 | 面 積(m <sup>2</sup> )<br>〈うち生産緑地〉 | 割合(%)               |
|------|-----|----------------------------------|---------------------|
| 全 体  | 123 | 78,982<br>〈21,535〉               | 100.00%<br>〈27.27%〉 |
| 取得済地 | 58  | 42,071<br>〈 0〉                   | 53.27%<br>〈0.00%〉   |
| 残 地  | 65  | 36,911<br>〈21,535〉               | 46.73%<br>〈27.27%〉  |

農地形態地  
造成形態地  
(盛土箇所含む)  
生産緑地 30筆



・大規模な土地であり市全体の土地利用にも関わるため、土地需要に係る社会経済情勢の動向等を踏まえながら、土地利用の方向性を検討していく。

## （２）新保々工業用地について（政策推進部作成）

### ①これまでの経緯

- ・新保々工業用地の事業化については、平成１７年度に市議会市外郭団体審議会で、早期事業化するよう指摘があり、平成１８年度にも土地開発公社経営改善検討委員会より早期に事業化するよう指摘があった。
- ・そこで、平成１９年６月に、本事業の凍結を解除し、新保々工業用地の開発計画の素案を市議会に説明し、未買収の事業用地および進入路用地の取得も図ってきた。
- ・しかしながら、平成１９年度に行った環境調査の結果、開発予定地内に、希少猛禽類であるオオタカが生息していることが判明した。
- ・そこで、平成２１年度から、営巣地を、開発予定区域から、環境保全区域へと誘導を図る取り組みを始め、それ以降毎年、希少猛禽類調査業務を行い、平成２３年度に、オオタカの営巣地が環境保全区域に移動したことを確認しており、現在に至るまで環境保全区域内での営巣を確認している。

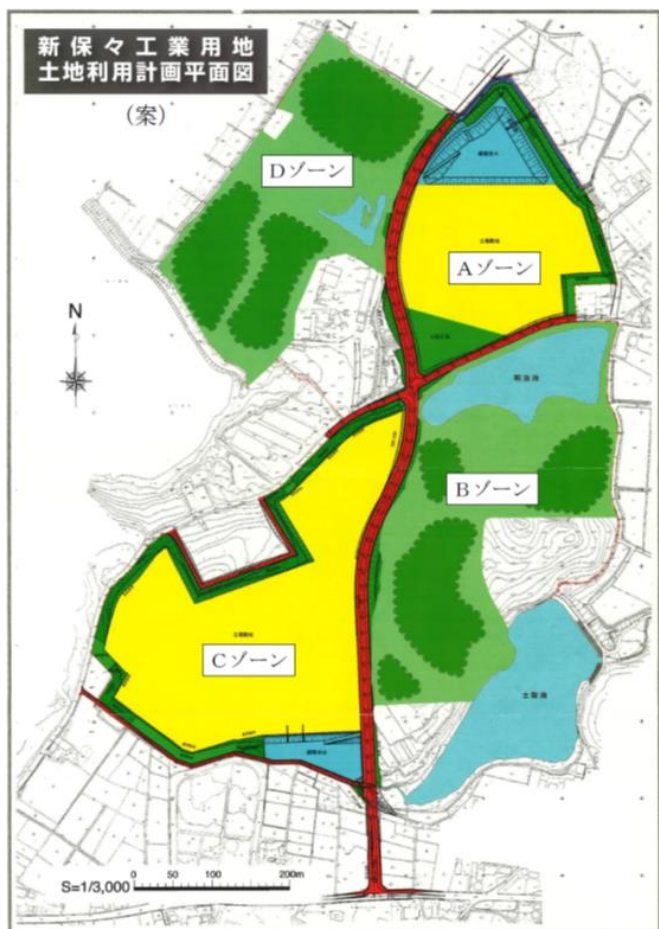
### ②工業用地に関する状況の変化について

- ・新保々工業用地周辺には、新名神高速道路、東海環状自動車道などの整備が今後も進むことから、本計画地の立地条件は比較的優位な環境にあり、一定程度の競争力は備えているといえる。
- ・しかしながら、ここ数年の県内における工場立地件数及び立地面積の減少に加え、土地価格の下落、建築物価の高騰から、今後、さらに採算性は悪化していくと考えられる。しかも、オオタカの営巣に影響を与えないよう、自然環境を保全した上で、工場用地としての有効面積をどの程度確保できるのかも懸念材料である。
- ・また、最近の工場立地の動向を鑑みても、工場の進出は依然厳しい状況が続いており、これらのことから、今、仮に造成を行っても、実際に企業から用地の引き合いがあるのか不透明な状況といえ、完売までに長期間を要することが懸念される。
- ・したがって、本事業を推進するには、オオタカの状況、環境省における国内希少野生動植物種への指定状況の変化に加え、経済状況の回復も前提となることから、マーケットや企業の動向にも注意を払っていく。

### ③概要

全体面積（38.14ha 平成22年4月現在実測、うち未買収地あり）

土地の高低、産廃処分地、未買収地等から2ゾーン設定



#### 【全体】

面積：38.14 h a

#### 【ゾーン別】

##### 《工業用地》

##### Aゾーン

面積：7.62 h a

（うち宅地利用可能面積 4.51 h a）

##### Cゾーン

面積：12.04 h a

（うち宅地利用可能面積 9.24 h a）

##### 《里山保全用地》

##### Bゾーン

面積：7.55 h a

##### Dゾーン

面積：7.50 h a

### ④現在の取組について

公社保有土地の簿価の3分の1を占めている新保々工業用地については、平成19年4月、工業用地として開発を行うことを決め、事業を開始したが、同年7月、希少猛禽類のオオタカの生息が工業用地ゾーンで確認され、加えてその翌年、リーマン・ショックにより景気が悪化したことを受け、開発については慎重にならざるを得ない状況が続いている。

## ○農福連携の取り組みについて

### 1. はじめに

本市の農業は農業従事者の高齢化や担い手不足から農家戸数、経営耕地面積ともに減少しております。農業の衰退により耕作放棄地が拡大すると、農地の持つ多面的機能が失われ、有害鳥獣被害や土砂災害のリスクの増加等、農業以外への影響も懸念されます。一方、障害者就労については、障害者雇用促進法によって従業員 50 人以上の企業は 2%以上の障害者を雇用することが義務付けられており、本市では工業等の業種を中心に障害者の就労が進んでおりますが、農業での障害者就労は進んでいないのが現状です。

農福連携は障害者に農業の担い手として就労していただき、農業の担い手不足の解消と障害者就労の促進を図る取り組みとして注目されております。本市では農業と福祉が連携した取り組みはまだまだ進んでおりませんが、両分野の課題を解決する手法として本市でも検討すべく、所管事務調査として取り上げ、調査することとしました。

なお、農福連携の取り組みについては、平成 29 年度に産業生活常任委員会の行政視察において先進地である浜松市を視察しており、農業分野と福祉分野の所管を越えた連携が必要であると考えたことから、今回は産業生活常任委員会と教育民生常任委員会の連合審査会を開催し、調査を行いました。

### 2. 農福連携とは

農業における課題と福祉（障害者）における課題の双方を解決しながら、双方に利益のある取り組み。

#### ・農業者と障害者のそれぞれのニーズについて



#### (1) 農業分野における障害者の雇用等の形態について

##### ① 農業者等が障害者を直接雇用する

農業者や農業生産法人(以下、「農業者」という。)が人手不足などを補うため、障害者を直接雇用する。

##### ② 福祉事業所が自ら農業を行い、障害者を雇用等する

福祉事業者が農地を取得または借地して農業生産、農産物加工、製造、販売等を行い、障害者を雇用等する。

(ただし、農地を取得または借入する場合は農業委員会の許可が必要。)

##### ③ 福祉事業所が農作業を農業者から受託（施設外就労等）

福祉事業者が人手不足の農業者や農業生産法人などと農作業の請負契約を結び、障害者が農業側の田畑やハウスに出向いて農作業に従事する。

### 3. 本市の現状について

#### (1) 市内農業の現状について

農福連携について議論を行うにあたり、本市の農業の現状について調査を行いました。

##### ① 専兼別農家戸数の推移

平成 27 年の農家戸数は平成 7 年比で約 4 割減少している。

専業農家が増えているのは、兼業者の退職が主要因と考えられる。

単位：戸

| 年次    |      | 農家戸数   | 販 売 農 家 |       |        | 自給的農家<br>(※) |
|-------|------|--------|---------|-------|--------|--------------|
|       |      |        | 専業農家    | 第一種兼業 | 第二種兼業  |              |
| 平成 2年 | 四日市市 | 6, 276 | 283     | 284   | 3, 897 | 1, 812       |
|       | 楠町   | 270    | 12      | 22    | 159    | 77           |
|       | 合計   | 6, 546 | 295     | 306   | 4, 056 | 1, 889       |
| 平成 7年 | 四日市市 | 5, 666 | 305     | 300   | 3, 394 | 1, 667       |
|       | 楠町   | 243    | 10      | 28    | 131    | 74           |
|       | 合計   | 5, 909 | 315     | 328   | 3, 525 | 1, 741       |
| 平成12年 | 四日市市 | 5, 154 | 307     | 263   | 2, 963 | 1, 621       |
|       | 楠町   | 228    | 16      | 12    | 127    | 73           |
|       | 合計   | 5, 382 | 323     | 275   | 3, 090 | 1, 694       |
| 平成17年 | 四日市市 | 4, 855 | 388     | 332   | 2, 302 | 1, 833       |
| 平成22年 | 四日市市 | 4, 329 | 502     | 198   | 1, 886 | 1, 743       |
| 平成27年 | 四日市市 | 3, 577 | 456     | 85    | 1, 555 | 1, 481       |

(農林業センサス参照)

※自給的農家 … 耕作面積 3 反未満で販売金額 50 万円未満の農家

##### ② 経営耕地面積の推移

平成 27 年の耕地面積は平成 7 年比で約 26%減少している。

1 戸当たりの経営面積が増加傾向にあるが、農家数の減少により農地集約が進んでいると考えられる。

単位：ha

| 年次    |      | 耕地面積   | 田      | 畑   | 樹園地 | 一戸当たり<br>経営面積 | 市域面積<br>に占める<br>耕地面積<br>の割合<br>(%) |
|-------|------|--------|--------|-----|-----|---------------|------------------------------------|
| 平成 2年 | 四日市市 | 4, 276 | 3, 087 | 461 | 728 | 0. 68         | 21. 7                              |
|       | 楠町   | 194    | 180    | 14  | 1   | 0. 72         | 25                                 |
|       | 合計   | 4, 470 | 3, 267 | 475 | 729 | 0. 68         | 21. 8                              |
| 平成 7年 | 四日市市 | 4, 007 | 2, 866 | 443 | 698 | 0. 71         | 20. 3                              |
|       | 楠町   | 189    | 174    | 14  | 0   | 0. 78         | 24. 4                              |
|       | 合計   | 4, 196 | 3, 040 | 457 | 698 | 0. 71         | 20. 5                              |
| 平成12年 | 四日市市 | 3, 772 | 2, 638 | 423 | 711 | 0. 73         | 19. 1                              |
|       | 楠町   | 175    | 163    | 12  | 1   | 0. 77         | 22. 6                              |
|       | 合計   | 3, 947 | 2, 801 | 435 | 712 | 0. 73         | 19. 2                              |
| 平成17年 | 四日市市 | 3, 372 | 2, 323 | 412 | 638 | 0. 69         | 15. 5                              |
| 平成22年 | 四日市市 | 3, 375 | 2, 373 | 342 | 661 | 0. 78         | 16. 4                              |
| 平成27年 | 四日市市 | 3, 103 | 2, 270 | 270 | 563 | 0. 87         | 15. 0                              |

(農林業センサス参照)

### ③ 経営規模別農家の推移

2.0ha以上の農家数が増加傾向にあり、担い手農家への農地の集約が進んでいると考えられる。

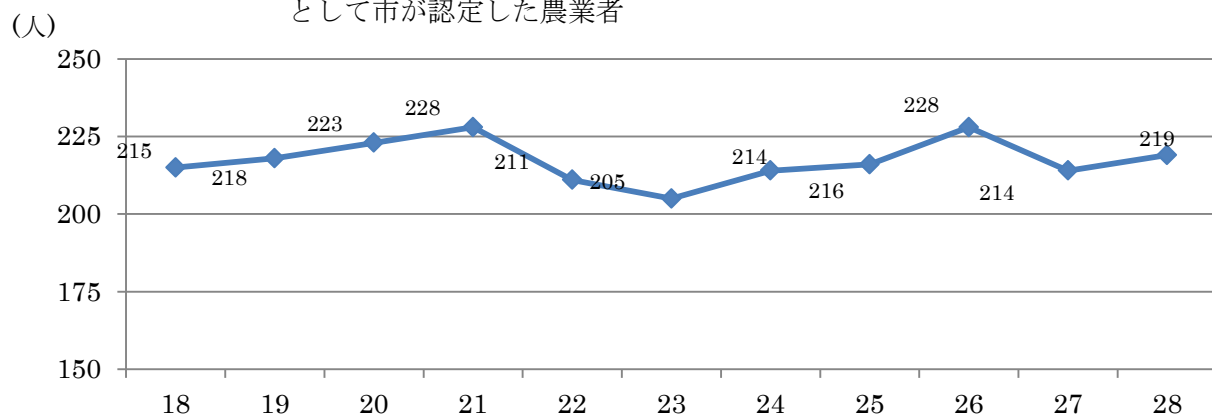
単位：戸

| 年次    |      | 例外規定<br>農 家 | ～ 0.5ha | 0.5 ～1.0 | 1.0 ～1.5 | 1.5 ～2 | 2.0ha以<br>上 | 5.0 ～ |
|-------|------|-------------|---------|----------|----------|--------|-------------|-------|
| 平成 2年 | 四日市市 | 17          | 1,247   | 1,954    | 704      | 287    | 255         | 17    |
|       | 楠町   | 1           | 59      | 68       | 36       | 14     | 15          | 1     |
|       | 合計   | 18          | 1,306   | 2,022    | 740      | 301    | 270         | 18    |
| 平成 7年 | 四日市市 | 13          | 1,090   | 1,748    | 626      | 263    | 259         | 26    |
|       | 楠町   | -           | 40      | 80       | 25       | 8      | 16          | 3     |
|       | 合計   | 13          | 1,130   | 1,828    | 651      | 271    | 275         | 29    |
| 平成12年 | 四日市市 | 14          | 951     | 1,526    | 538      | 218    | 286         | 39    |
|       | 楠町   | -           | 46      | 58       | 24       | 13     | 14          | 1     |
|       | 合計   | 14          | 997     | 1,584    | 562      | 231    | 300         | 40    |
| 平成17年 | 四日市市 | -           | 771     | 1,274    | 484      | 190    | 303         | 62    |
| 平成22年 | 四日市市 | 3           | 624     | 1,076    | 415      | 160    | 308         | 70    |
| 平成27年 | 四日市市 | 5           | 519     | 826      | 329      | 125    | 292         | 75    |

(農林業センサス参照)

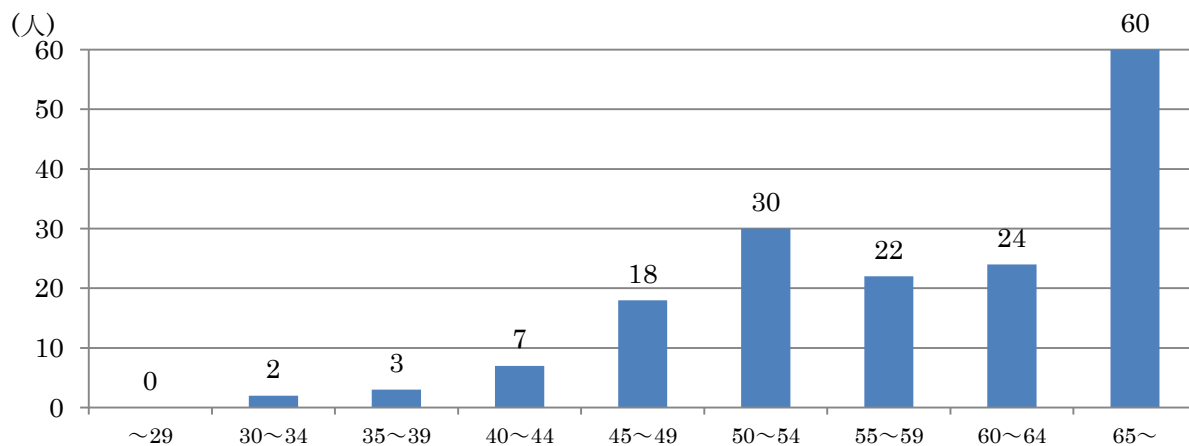
### ④ 認定農業者の推移 (平成29年3月31日現在)

認定農業者 … 5年間の経営計画を市に提出し、所得や労働時間を一定の水準を満たすものとして市が認定した農業者



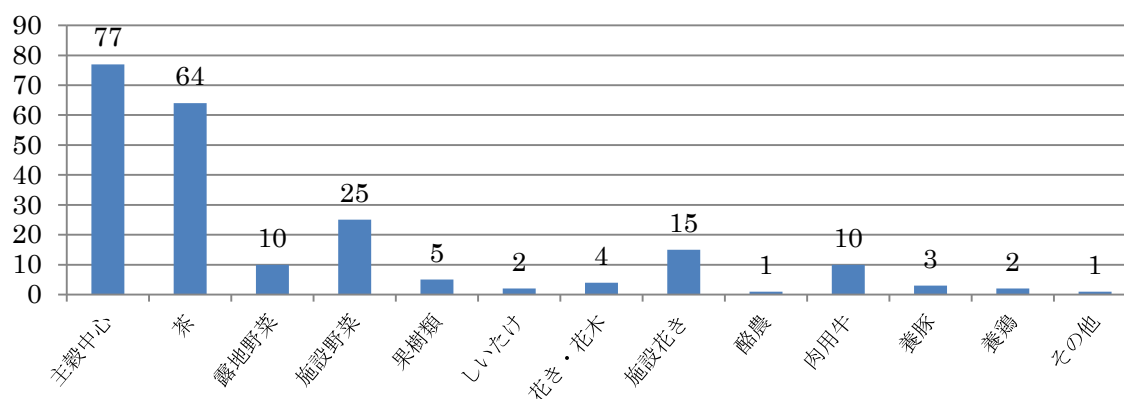
### ⑤ 認定農業者の年齢構成 (平成29年3月31日現在)

認定農業者の高齢化が進んでいる。



⑥営農類型別認定農業者数（平成29年3月31日現在）

（人）



(2) 市内の障害福祉サービス事業所における農作業の取り組み状況について

①農作業を取り入れている障害福祉サービス事業所（平成28年度実績）

|                          | 指定事業所名     | 事業所の所在地     | 主な作業                      | 農作業内容                       |
|--------------------------|------------|-------------|---------------------------|-----------------------------|
| 就労継続支援<br>A 型<br>(雇用契約有) | ユーユーハウス    | 智積町 3219    | 便利屋                       | 椎茸の菌床栽培、苺のビニールハウス栽培、野菜の露地栽培 |
|                          | まる         | 川島町 736-2   | 菌床栽培による椎茸の生産販売            |                             |
| 就労継続支援<br>B 型<br>(雇用契約無) | あおぞらワーク    | 山田町 836-1   | 段ボール・箱折り                  | 野菜の露地栽培                     |
|                          | 作業所来夢(ライム) | 大井手 3-15-19 | 餃子の製造販売、エコ石鹼制作、手織り作業、下請け等 | 野菜の露地栽培                     |
|                          | あいぶろ       | 生桑町高田 549-1 | 製菓作業                      | 野菜の露地栽培                     |
|                          | 共栄作業所      | 西日野町 4070-1 | 下請け、サオリ織り等                | 菜種の栽培<br>(菜種油製造)            |
|                          | らふかっと      | 笹川 6-24-22  | 下請け、製菓販売                  | 野菜の露地栽培                     |
|                          | 清和ワークキャンパス | 西坂部町 1157   | ウエス生産販売、下請け               | 椎茸の栽培                       |
|                          | 菜(さい)      | 尾平町 1956-9  | 水耕栽培による葉物野菜の生産販売          |                             |
|                          | ユーユーハウス    | 智積町 3219    | 便利屋                       | 椎茸の菌床栽培、苺のビニールハウス栽培、野菜の露地栽培 |

※就労継続支援…一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

②効果や課題(事業所アンケート及び意見交換会からの抜粋)

【効果】・農作物の作付けから収穫までの過程を学ぶことによる心の成長

- ・収穫時に充実感を得られること
- ・働き甲斐を感じられること
- ・自主生産品が増えた

【課題】・時期により作業量が違い、通年での活動が難しい

- ・農作業ができる利用者が少なく、体調不良等で利用者の参加が不安定
- ・大量に生産できないので商品として出荷が難しい
- ・暑い時、寒い時は作業が困難
- ・毎日同じ仕事内容ではないため覚えられない
- ・利用者の特性に作業を合わせられず、職員の負担が大きい
- ・もともと販売先が少なく、生産規模が小さいこともあり大口の受注ができない
- ・不作の時でも経費は必要だが、収入がない

③施設外就労の状況

- ・ねぎの選別と出荷作業（年間合計で220～240日、1日の人員は5～6人）
- ・ビニールハウスでの苺栽培作業（年間合計で1か月程度、1日の人員は3～4人）

〔※施設外就労…事業所が企業等と請負契約を結び、事業所の職員から指導を受けながら契約先の企業等で作業を行う。〕

④障害福祉サービス事業所等施設整備に関する補助金について

|    | 補助金名称           | 対象者                | 内容                                             | 補助の目安         |
|----|-----------------|--------------------|------------------------------------------------|---------------|
| 国県 | 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 障害福祉サービス事業等を実施する法人 | 障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を提供する施設の創設、増築、改築等 | 対象経費の3／4以内    |
| 市  | 社会福祉施設等施設整備費補助金 | 障害福祉サービス事業等を実施する法人 | 障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）を提供する施設の創設、増築、改築等 | 上記国県補助額の1／4以内 |

(3) 農業参入等に関する助成金等について

| 実施主体            | 制度名称                        | 支給対象者                                                                                        | 支給条件等                                                                                                            | 補助金額                                                                                                                                                     |
|-----------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市               | 企業等<br>農業参入<br>支援事業費<br>補助金 | 市内で農業を行う<br>企業等で、次のい<br>ずれにも該当する<br>こと<br><br>①農業専従者を1<br>名以上配置<br>②農業部門にて市<br>内在住者を雇用<br>こと | ・補助対象経費<br>農業用機械・施設等の初期<br>投資にかかる経費（農地取<br>得費は除く）<br><br>・その他<br>農地法または農業経営基<br>盤強化促進法に基づく農<br>地貸借等の手続きをとる<br>こと | 対象経費の1/2以内<br>(上限金額2,000千円)                                                                                                                              |
| 国<br>(農林水産省)    | 農山漁村振<br>興交付金               | 社会福祉法人、<br>特定非営利法人、<br>一般社団法人、<br>公益社団法人、<br>民間企業等                                           | 障害者等の就労・雇用を目的とする農園、高齢者の生きがい農園等の開設、もしくはその付帯施設整備(休憩所、トイレ、農機具格納庫、給排水施設、駐車場等)事業実施主体が経営する福祉農園で生産する農産物を加工もしくは販売する施設の整備 | 対象経費1/2以内<br>上限金額：<br>簡易整備型福祉農園：200万円<br>高度営農型福祉農園：500万円<br>6次産業導入型福祉農園：<br>1,000万円<br>介護・機能維持型福祉農園：<br>400万円<br>地域提案型福祉農園：500万円                         |
| (二社)<br>三重県農業会議 | 農の雇用事業                      | 農業法人等                                                                                        | 農業法人等が雇用した新規就農者に対して実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修に必要な経費                                                             | 助成額：研修生1人あたり年間<br>最大120万円<br><br>助成期間：最長24か月<br><br>① 新規就農者に対する研修費：<br>月額最大97,000円<br><br>② 指導者研修費：<br>年間最大120,000円<br><br>・研修指導者等の研修参加費、<br>テキスト代等の研修費用 |

## (4) 障害者雇用に関する助成金等について

| 時期        |              | 制度名称                | 支給対象者                             | 支給条件等                                                         | 補助金額                                                    |
|-----------|--------------|---------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 雇用前       | 市            | 雇用促進交付金             | 市内事業主                             | 市内在住の障害者インターンシップを受け入れ                                         | 1 実習につき 15,000 円                                        |
| 雇用後       | 市            | 障害者トライアル奨励金         | 事業主<br>(市外も可)                     | 市内在住の障害者をハローワークの紹介でトライアル(試行的)雇用を実施(国の障害者トライアル雇用奨励金に上乗せ支給)     | 40,000 円/月・人<br>最長 3 か月                                 |
|           |              | 障害者雇用奨励金            | 事業主<br>(市外も可)                     | 市内在住の障害者をハローワークの紹介で継続して雇用(国の特定求職者雇用開発助成金受給終了後に支給)             | 重度 40,000 円/月・人<br>重度以外 20,000 円/月・人<br>最長 6 か月         |
|           | 国<br>(厚生労働省) | 障害者トライアル雇用助成金       | 事業主<br>(市外も可)                     | 市内在住の障害者をハローワークの紹介でトライアル(試行的)雇用を実施                            | 40,000 円/月・人<br>最長 3 か月<br>※精神障害者を初めて雇用<br>80,000 円/月・人 |
|           |              | 特定求職者雇用開発助成金        | 特定就職困難者コース<br>事業主<br>(市外も可)       | ハローワークの紹介で障害者等の就職困難者を継続して雇用                                   | 企業規模・障害程度・勤務時間によって総額 30 万～240 万円                        |
|           |              |                     | 障害者初回雇用コース<br>過去 3 年障害者雇用実績のない事業主 | 障害者雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成                                     | 120 万円                                                  |
|           |              | 障害者介助等補助金           | 事業主                               | 雇用する障害者特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置                      | 対象経費の 2/3 など                                            |
|           |              | 重度障害者等通勤対策助成金       | 事業主                               | 重度障害者の通勤負担を軽減するための住宅賃借や通勤用バス運行などの措置                           | 対象経費の 3/4 など                                            |
|           |              | 障害者職業能力開発助成金        | 事業主                               | 障害者能力開発訓練事業を行うための施設整備など                                       | 対象経費の 3/4 など                                            |
|           |              | 障害者雇用安定助成金          | 事業主                               | 障害特性に応じた柔軟な働き方の工夫等の措置、訪問型適応援助者による支援、治療と仕事の両立が必要な場合の制度導入など     | 例えば、柔軟な時間管理・休暇取得を講じた場合<br>1 人あたり 8 万円など                 |
| 施設・設備の設置等 | 市            | 特例子会社設立事業費補助金       | 事業主                               | 市内に特例子会社を設立等                                                  | 対象経費の 1/2 (上限 150 万円)                                   |
|           | 国            | 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 | 事業主                               | 中小企業である事業主が、障害者雇用促進の計画を作成し、障害者を 5 人以上雇用するとともに、必要な施設・設備等を設置・整備 | 支給対象者と施設整備に要した費用に応じて<br>1,000 万円～3,000 万円               |
|           |              | 障害者作業施設設置等助成金       | 事業主                               | 雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設の設置等                            | 対象経費の 2/3                                               |
|           |              | 障害者福祉施設設置等助成金       | 事業主                               | 継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るため福祉施設等の設置・整備                             | 対象経費の 1/3                                               |

#### 4. 農福連携の先進事例について

##### (1) 三重県の取り組みについて

###### ① 園芸産地における障害者雇用の促進事業費

園芸産地における障害者の雇用を促進するため、園芸農家等において障害者の就労体験を実施する。また、障害者の就労適応を支援する人材として、農業ジョブトレーナーのスキルアップを図り、登録・派遣する制度を整備することで、園芸産地で活躍する障害者を育成するためのプログラム作成をする。

- ・就労体験の実施に障害者賃金、トレーナー派遣費用を助成。
- ・農業ジョブトレーナーの派遣
- ・農業ジョブトレーナー研修の実施

###### ② 農福連携による次世代型農業モデル構築事業

農業分野における障害者の就労の場の拡大に向けて、農福連携によって生産される農産物・農産加工品の品質向上や情報発信、福祉事務所による農作業請負を核に産地全体を支援する次世代型農業モデルの構築に取り組む。

- ・農福連携マルシェの開催等を通じた消費者との交流促進
- ・農福連携商品応援ツール等を活用した JA 直売施設への販路開拓
- ・農業高校等と連携した新規商品開発
- ・福祉事業所の施設外就労を核とした地域課題解決に向けた現地実証
- ・実証データの調査・分析による社会貢献性や最適モデルの検証

###### ③ 農福連携全国都道府県ネットワーク

(ア) 目 的 農福連携の取組を、都道府県が連携して地域に定着させ、さらに拡大を図るため、農福連携に係る情報の交換や発信、有効施策の調査研究、国への提言などに取り組む推進組織として、都道府県を会員として設立。

(イ) 設 立 平成 29 年 7 月 12 日

(ウ) 発起人 長野県知事 阿部守一、岐阜県知事 古田 肇、三重県知事 鈴木英敬  
京都府知事 山田啓二、鳥取県知事 平井伸治、島根県知事 溝口善兵衛

(エ) 会 員 44 都道府県

(オ) 事務局 三重県

(2)「農福連携全国サミット in みえ」について

① 名 称 農福連携全国サミット in みえ

② 目 的 農福連携事業所や障害者がブラッシュアップに取り組んできた農産物、加工品を県内外に情報発信し、さらに、農福連携の全国的なネットワーク構築に向けて、実践的手法や今後の展開方向等の情報発信を行い、農福連携のさらなる発展につなげることを目的とする。

③ 開催日 平成 28 年 11 月 30 日(水)・12 月 1 日(木)

④ 主 催 三重県、一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会

⑤ 後 援 農林水産省、厚生労働省

⑥ 内 容

11 月 30 日(水) 三重県総合文化センター

(ア) 基調講演 「プロジェクトめむろ～新しい農福連携のかたち～」

株式会社ダックス四国 且田久美

(イ) 情報報告 農林水産省、厚生労働省

(ウ) 実践報告 三重県農林水産部、中国四国農政局

植村牧場株式会社(奈良市) 黒瀬礼子

社会福祉法人一麦会(和歌山市) 大中 一

(エ) パネルディスカッション

テーマ：農福連携の未来に向けた提言

コーディネーター：一般社団法人 JA 共済総合研究所 濱田健司

パネリスト：農林水産省経営局金融調整課長 山口 靖、且田久美、黒瀬礼子、大中 一

12 月 1 日(木) 三重県内の農福連携実践事例の現地視察

(ア) 株式会社イシイナーセリー(鈴鹿市)

(イ) 一般社団法人 あさひファーム(桑名市)

(ウ) 社会福祉法人 朋友(アクティブ鈴鹿、わか菜の杜：鈴鹿市)

(エ) 社会福祉法人まつさか福祉会 八重田ファーム(松阪市)

### (3) 企業が農業参入し障害者を雇用している事例

#### ◎特例子会社※による農業参入

全国にある特例子会社464社（平成29年6月1日現在）中、農業関係の調査機関の調べによると少なくとも30社程度が農業分野の事業を行っていると確認されている。

これらの特例子会社については、当初、作業の一つとして農作業等を行う形がほとんどであったが、近年、農業を経営の中心に据える新たな形態の特例子会社が増えてきた。

#### ① タマアグリ(株)（平成21年設立） 福岡県筑後市

親会社：タマホーム(株)（住宅建設・販売） 【路地野菜＋施設園芸】

- ・雇用分野を広げるためにCSR活動の一環として設立
- ・筑後市の本社跡地を利用（農地法改正を受け近くに圃場を借用）
- ・設備投資資金のかかる水耕ではなく露地野菜中心の経営
- ・レタス、アスパラガス、ネギ、じゃがいもの栽培、収穫

#### ② ハートランド(株)（平成18年設立） 大阪府泉南市

親会社：コクヨ(株)（文房具製造） 【水耕栽培】

- ・障害者福祉分野から水耕栽培で農業進出の事例を参考にCSR活動として設立
- ・サラダハウレンソウの生産
- ・種蒔き、収穫、袋詰めなどの作業（多くが機械化されている）

#### ③ クボタサンベジファーム(株)（平成23年設立） 大阪府河南町

親会社：クボタ(株)（農業機械製造） 【水耕栽培】

- ・精神障害者の雇用拡大、耕作放棄地の活用を目指し、CSR活動として設立
- ・小松菜、ミズ菜、チンゲン菜など9種の野菜を生産
- ・種蒔きから収穫、袋詰めの一連作業を手作業中心

#### ④ (株)センコー（平成23年設立） 鳥取県湯梨浜町

親会社：(株)センコー（物流） 【水耕栽培＋特殊林産物＋露地野菜】

- ・親会社の鳥取県への事業進出を視野にCSR活動として廃校を利用して設立
- ・障害者に加え、高齢者も雇用してペアで作業
- ・小松菜など4種の水耕栽培、キノコの施設菌床栽培
- ・栽培作業、梱包、配達に従事

#### ⑤ (株)ひなり浜松事業所（平成22年設立） 静岡県浜松市

親会社：伊藤忠テクノソリューションズ(株)（コンピュータネットワークシステム販売） 【農作業請負】

- ・CSR活動として農業専門の事業所を設立
- ・他事業所ではマッサージ、清掃、洗濯等を実施
- ・農業に付帯する軽作業を複数の農家から請け負う（農家と協働）
- ・水耕栽培農園やハウス栽培農園での収穫、出荷調整など
- ・障害者3～4人に管理者1人体制を基本に農家や農園に出向いて作業

※ 事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合、厚生労働大臣に認定により特例子会社となる。

特例として、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、障害者の実雇用率を算定できることとしている。

## 5. 委員からの主な意見

### <障害者と農業者のマッチングについて>

- ・郊外に住む障害者に就労場所を提供し、自立を促すためには農福連携は有効な手段であると考えるが、そのためには農業者と障害者の適切なマッチングが必要である。他の自治体では、行政の主導のもと、NPO 法人が農業者と障害者施設とを仲介し、耕作面積、作業工賃ともに増加した例があることから、市が率先してマッチングの役割を担うべきである。まずは、農協や農家、福祉関係者の情報共有の場を作り、マッチングに向けた仕組みづくりを構築していく必要がある。
- ・農業には多様な作業があることから、農業者と障害者のマッチングが難しいとのことだが、どのような作業が障害者に適しているのか積極的に周知することで、農業者と障害者の結びつきを促進することが行政の役割である。また、市の相談窓口が明確でなく、農福連携に取り組もうとする団体があっても対応が消極的であると感じるため、部局間で連携して積極的に支援していく必要がある。
- ・農業には様々な形態があり、中でも屋内で作物を生産する農業形態であれば、年間を通して安定した作業量があり、天候に左右されることもないため、障害者にとって就労しやすいのではないかと。農福連携の取り組みは元は障害者の社会参加の機会の一つとして農業が取り上げられたことから始まっており、農業の形態や障害者の適正ともに様々である中、各個人の適性に合った作業に就けるよう、マッチングにあたってはきめ細かい配慮が求められる。

### <関係機関との連携について>

- ・事業者が農福連携の取り組みを行おうとした場合、相談窓口がどこになるのか周知徹底されておらず、また、ワンストップの仕組みとはなっていない。三重県ではすでに農福連携に関する窓口が一本化されている中、本市では部局間での会議もほとんど行われていないなど、農福連携に向けた温度が非常に低く、残念である。
- ・障害者雇用の促進にあたっては、障害者を受け入れるための環境整備が重要であり、その意味では、1 月に両部局が連携して農業者と福祉事業者の意見交換会を行ったことは評価できる。農福連携の取り組みを前進させるためには障害福祉の視点が非常に重要になると考えており、今後も定期的に意見交換の場を設け、障害者の就農に係る成功例、失敗例を共有し、ノウハウの構築に努めるべきである。
- ・一概に農福連携というものの、視点によって「農業」の捉え方は様々であり、現状では障害福祉の視点でどこまでを「農業」と捉えるのか明確でないため、両部局で協議し、本市の実情に合った考え方を整理すべきである。また、国の助成制度の中には、農福連携に活用できるものもあると考えるため、国の施策の情報を的確に把握できるよう努めるべきである。
- ・障害者がどう自立し、自己実現をしていくかが重要であり、そのための手段の一つとして農福連携を活用できるようにしてほしい。両部局が意見交換を行ったことは一つの前進と捉えており、農福連携を一つの障害者雇用という大きな視点で捉え、取り組みを発展させてほしい。
- ・農福連携については三重県が先進的に取り組みを進めているため、積極的に情報収集を行い、有効なものについては本市においても活用していくべきである。
- ・農福連携全国都道府県ネットワークや一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会、農福連携サミット in みえの開催状況等の三重県の取り組みを把握し、近隣自治体と連携して農福連携を進めることが重要である。

- ・一般社団法人三重県障がい者就農促進協議会では農業ジョブトレーナーの派遣による園芸農家までの障害者の就労体験を行うなど、障害者と農業者のマッチングを推進しているため当協議会と連携した取り組みを積極的に進めるべきである。
- ・使われていない市有地を農福連携の取り組みに活用するといったことも考えられるので、商工農水部、健康福祉部が中心となって全庁的に情報共有を行い、取り組みを進めてほしい。

#### <農業・福祉についての意見>

- ・障害者を受け入れる農業者の経営基盤の強化が重要であり、農作物の輸出等を視野に入れて、農作物の国際基準であるグローバル GAP の取得を推進すべきである。
- ・販路の確保が重要であり、小規模な農業であってもホテルや保育園給食などに農作物を卸したり、定期市や道の駅、北勢公設地方卸売市場等を通じて販売する仕組みを作る必要がある。
- ・本市は兼業農家が多く、規模が小さいのが特徴であり、障害者の受け皿としては不十分であるため、大規模な農業経営体の参入や、市外の農業経営体との連携も視野に入れた取り組みを検討してほしい。
- ・より多くの事業者が農福連携の取り組みに参入できるよう、補助制度の整備を検討すべきと考えるが、補助制度を前提とした事業者の参入により、農業・障害者雇用の質が損なわれることのないよう配慮が必要である。また、身体障害者、知的障害者には農作業は不向きであると考えられるため、工業等の業種でも障害者が就労できるよう支援を充実させるべきである。
- ・過去に障害者が農業に携わった例から、障害者に適正のある作業は把握できると考えるが、今後、農業を障害者雇用の場と捉えていくのであれば、農作業の機械化等を行うことにより、どのような作業に障害者が従事できるようになるのか、雇用を創出するためにどのような支援策が必要であるのか、新たな視点から調査研究すべきである。
- ・今後、超高齢社会の到来により、体の不自由な高齢者や障害者が、地域で小規模な農業に従事し、農産物の生産加工・販売を行うという形態が増えると考えているが、そのような視点は現時点で商工農水部にはないと感じる。このような形態でも適切に農業が行え、生計を立てられるような、時代に対応した農福連携の仕組みづくりを、健康福祉部と商工農水部が連携・協議の上行うべきである。現に、市内でそのような形態で農業を行っている例があるが、固定資産税が高いという声も聞いているため、今ある課題への対応も併せて検討してほしい。
- ・新規に農業を始める事業者に対しては、耕作地を紹介する等の支援を検討すべきである。

## 6. まとめ

農福連携は農業の担い手として障害者の就労を促進することにより、農業の担い手不足の解消と障害者の働く場の確保との両立を図ろうとする取り組みであります。

農業において求められる作業内容は、作物の種類や栽培方法、時期によって多種様々な項目があるため、障害の特性や個人の特性に応じて、障害者一人ひとりに適した作業を確保しやすい分野であること。そして、障害者の働く場を確保することは障害者の社会参画を促すとともに自己実現につながることから、近年、国や県、先進自治体の間で急速に調査研究がすすめられ、具体的な取り組みが進められてきたところであります。

本市の農福連携の状況は、一部の積極的な事業所で、野菜の露地栽培やシイタケの栽培などの農作業を取り入れているものの、雇用契約のない就労継続支援B型が大半であり、多くの障害者の働く場を確保できる状況にまでは至っていない現状であることから、早急に調査研究を行い、

積極的な支援や施策展開を具体的に進める必要があります。

まず、本市の農福連携を進めるためには、農業者と障害者の相互理解を深めることが何より重要ですが、その第一歩として、平成 30 年 1 月に、農業者と福祉事業者との意見交換会を行ったことは大変評価できる取り組みであります。今後も商工農水部と健康福祉部が連携して、双方の意向を丁寧に聴き取りながら、具体的支援策について継続的に協議を重ねていくことを強く要望するものであります。

次に、三重県では農福連携全国都道府県ネットワークを作り、農福連携サミット in みえを開催するほか、農業者と障害者とが円滑に関係を構築できるよう農業ジョブトレーナー制度を導入するなど、具体的取り組みを進めています。これら全国の最先端を走る力強い取り組みを大いに参考とすべきことはもとより、情報共有を図るだけで満足することなく、有効な取組みについては相互に連携して実施するなどさらなる取り組みの充実を早急に図らなければなりません。

そして、農福連携の取り組みを促進するためには、農作物の販路の確立、農地の紹介や確保、事業者の農業参入への支援、各種補助制度の充実など農業をとりまく諸課題の解決も同時に図らなければなりません。高齢化社会の進展とともに障害者の数が増えることが予想されている中、これまで取り組みを進めてきた福祉事業者への支援の充実を図るとともに、新たに農福連携に取り組もうとする事業者の参入を促すための施策を積極的に調査研究し、具体的に実施することを強く要望し、産業生活常任委員会及び教育民生常任委員会の調査報告といたします。

---

#### 〔委員会の構成〕

##### (産業生活常任委員会)

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 石川善己 |
| 副委員長 | 森川慎  |
| 委員   | 伊藤嗣也 |
| 委員   | 小林博次 |
| 委員   | 竹野兼主 |
| 委員   | 谷口周司 |
| 委員   | 日置記平 |
| 委員   | 山口智也 |

##### (教育民生常任委員会)

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 荒木美幸 |
| 副委員長 | 藤田真信 |
| 委員   | 小川政人 |
| 委員   | 荻須智之 |
| 委員   | 加藤清助 |
| 委員   | 加納康樹 |
| 委員   | 豊田政典 |
| 委員   | 樋口博己 |
| 委員   | 三平一良 |

## 5. 行政視察報告書

平成 29 年 11 月 21 日

四日市市議会

議長 豊田 政典 様

産業生活常任委員会

委員長 石川 善己

### 産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

#### 記

1. 視察日時                      平成 29 年 7 月 24 日（月）～7 月 26 日（水）
2. 視察都市                      浜松市、鹿沼市、熊谷市
3. 参加者                        石川善己、森川慎、伊藤嗣也、竹野兼主、谷口周司  
                                     日置記平、山口智也  
                                     （随員）小林和矢
4. 調査事項                      別紙のとおり

(浜松市)

1. 市勢 市制施行 明治 44 年 7 月 1 日

人 口 795, 322 人 (平成 29 年 4 月 1 日付)

面 積 1, 558. 06 平方キロメートル

2. 財政 平成 29 年度一般会計当初予算 3264 億 0000 万円

平成 29 年度特別会計当初予算 2293 億 2157 万円

平成 29 年度企業会計当初予算 709 億 6382 万円

合 計 6266 億 8539 万円

3. 議会 条例定数 46

5 常任委員会 (総務、厚生保健、環境経済、建設消防、市民文教)

4. 視察事項

ユニバーサル農業の取り組みについて

1) 視察目的

浜松市では、ユニバーサル農業と呼ばれる農業と福祉の連携による障害者の農業参画を推進している。園芸作業を行うことによる生きがいつくりや障害者・高齢者の社会参加などについては、一般的には「園芸福祉」や「園芸療法」として知られているが、その効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしている。

本市においても、農業における担い手不足や障害者雇用の推進については課題となっており、農業と福祉の連携についても十分進んでいるとはいえない現状である。浜松市での取り組みを本市の参考とするために視察を行った。

2) 浜松市の農業

①浜松市の農業の特徴

南北に長い浜松市は中山間部、台地、平野部、沿岸部等様々な地形を有し、それぞれの地域で特色にあった農産物が生産されている。また、全国 3 位の豊富な日照量や、流通の面でも首都圏と関西圏のほぼ中間に位置し、農業の発展に大きな利点となっている。

## ②浜松市の農業の概要

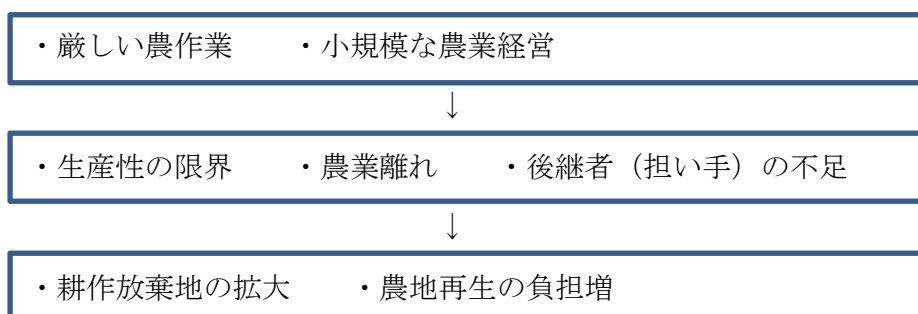
### ・農家数の減少・耕作放棄地の拡大

農家戸数については、減少傾向にあり、平成 22 年に 13,855 戸あった農家戸数は、平成 27 年には 11,954 戸となっている。また、農地に占める耕作放棄地の割合も平成 12 年に 9.83%であったものが、平成 27 年には 14.10%に増加している。

### ・浜松の農業の課題

全国の他の自治体と同じように、浜松市においても農業離れや後継者不足、それに伴う耕作放棄地の拡大などが課題となっている。

(負の連鎖の発生)



## 3) 浜松市の農業政策とユニバーサル農業

### ①浜松市農業振興基本計画（H21～30）

課題解決のために浜松市農業振興基本計画を策定し、7つの基本方針を軸に農業の振興に当たっている。

基本方針の一つに担い手の育成・確保をあげており、多様な担い手の育成という点でユニバーサル農業を推進している。

### ②ユニバーサル農業の特徴

ユニバーサル農業は、農業分野における担い手の育成・確保と福祉分野における障害者の職域開拓・雇用促進をマッチングする取り組みとして始まったが、その他にも農業経営の改善などにも効果が見られた。

ユニバーサル農業の特徴として、農作業の細分化が挙げられる。従来の伝統的な農業は、一人の人間が一年を通して作物を栽培するもので、一つの作物を育てるだけで

も様々な工程があり、非常に複雑な作業が求められる。

一方、障害者に農作業をしてもらう場合、単純な作業をしてもらう方が効果を発揮することから、従来の作業を細分化し、その作業に向いている人物に割り振るといった工夫がされている。

障害者を雇用することで、自然と障害者を支える環境が形成され、従業員から積極的に改善案が出された。そして、改善された作業によって、作業の効率化、標準化を実現することができた。

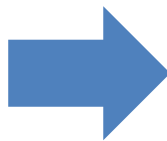
#### <事例 1> 京丸園株式会社の取り組み

##### ・福祉の視点の導入

伝統的に手作業で行っていた作業において、新たに道具を使うことで障害者が作業できるようになった。また、その効果は障害者に限らず、健常者にとっても作業がしやすくなり、作業効率の向上と標準化を図ることができた。



(改善前)



(改善後)

##### ・機械の開発

障害者に合わせた機械の開発を行うことで、作業効率の向上と障害者のリハビリ効果を実現した。



(虫取り機)

ゆっくりと障害者のペースで動かすことで、効果を発揮する。



(トレイ洗浄機)

改良を加え、より効率的な洗浄機を製作した。

- ・圃場の整備

障害者に合わせたデザインを採用した「定植パネル」による圃場を整備。作業標準化のほか、障害者による農業経営を実現することで経費（人件費）を削減。



（すり鉢状の穴の上で手を放せば一定の位置に定植することができる）

#### ＜事例 2＞ 特例子会社ひなりの取り組み

- ・農作業受託

連携する農家から農作業の業務委託を受け、現場指導をする管理者とともに雇用している障害者を農園に派遣し、農作業を行う。市内農家の特に繁忙期の労働力として機能。

#### 4) 浜松市の取り組みと関係者との関わり

農業者、福祉関係者、企業関係者、学識経験者、県及び市の関係機関で構成する「浜松市ユニバーサル農業研究会」において、定例会や視察調査、イベントへの出店等を通じ、情報の共有化や連携の促進を図りながらユニバーサル農業を推進している。

研究会の活動としては、定例会などの関係機関との情報共有、シンポジウムなどの事例報告、視察等による調査・研究事業、その他広報活動などである。

#### 5) 現在の取り組みと課題

農業分野における担い手不足や障害者の雇用促進については、まだ課題も残っている。特に障害者のできることには個人差があり、うまくマッチングをすることが困難である。現在は各企業の努力で雇用を促進しているが、将来的には障害者の雇用を手助けする中

間支援機構が必要になると考えられる。

浜松市としても障害特性に応じた障害者の効果的な就労モデルを検討し、農業現場での障害者雇用によるメリットやコストをシミュレーションした就労プランの作成や広報活動に取り組んでいる。

## 5. 委員からの質疑

Q:京丸園の場合、就労支援としてではなく、一般就労として採用しているのか。

A:そのとおり。当初は就労支援としての受け入れもしていたと聞いているが、現在は主に一般就労として障害者に働いてもらっている。

Q:その場合、給料はどうなるのか。

A:京丸園としても給料等は細かく査定をしており、外部機関等も利用して給料を決定しているようだ。中には最低賃金を下回る方も出てくるそうだが(中には時給 300 円という人も)、正規の手順でもって給料は決定している。ただし、一般就労のため、仕事を続けていけば昇給する。

Q:外部審査とは具体的にどういった機関なのか。

A:把握していない。

Q:昇給の分も考慮すると、就労支援と比べてより多く給料がもらえるということか。

A:おそらくそうなる。雇用される障害者としても、自分の能力以上に給料をもらうことにプレッシャーを感じる人もいると聞いている。適正な給料を決定することが障害者が働くうえで重要と考える。

Q:ユニバーサル農業に対して、福祉部局はどのように関わっているのか。

A:ユニバーサル農業研究会に障害の部局にも参加してもらっている。また、福祉の関係の制度について産業部に問い合わせがあれば担当部局に案内するようにしており、部局間の連携は図っているところである。

Q:障害者の雇用については、企業が個別に対応しているのか、または支援機関などが間に入っているのか。

A:企業によって様々で。京丸園については、障害者施設や特別支援学校などと付き合いがあり、独自に働きかけをしている。

Q:雇ってみたものの、思うような成果が出なかったなどの事例もあるのか。

A:おそらくそういった事例もあると思われる。ただし、受け入れる側もある程度の受け入れ体制を確保しており、支援団体や親の協力、場合によっては病院の先生に來

てもらうなどの体制をしっかりと取ることが重要である。

Q:病院の先生にはどういった関係で協力してもらえているのか。

A:企業とのつながりもあれば、福祉面からの要請もある。受け入れ態勢を確保することについてはハードルが高いと思われるかもしれないが、障害者に働いてもらうことで、それに見合うメリットもあると感じている。

Q:障害の重度によっても仕事の内容など変わってくると思うが、農業の仕事となると障害の軽い人が対象となるのか、また、重い人にはやはり難しいのか。

A:たしかに重度の方には難しいと考える。障害の軽い人は、大企業などに就職されるので、その中間に位置する方がユニバーサル農業の対象となる。農業というのはもともと様々な作業があり、一人で行うには職人のような技術が求められる。その作業を細分化しシステム化したものを障害者にやってもらっている。

Q:細分化した作業のうちの一つを障害者にやってもらうということか。

A:そのとおり。農家としても人手不足で困っている。障害者のできる作業を見極め、把握することが重要である。

Q:会社の中にケアマネージャー等を入れて対応するという事例を聞いたことがあるが、農業の分野でもそういった事例はあるか。

A:浜松市の農業について、そういった話は聞いたことがない。

Q:障害者が働くうえで、職場内の人間関係は重要と考えられるが、経営者の手腕が重要となるのか。

A:障害者が作業をすることによるトラブルはあるが、その際はまわりのサポートが重要となってくる。従業員同士、障害者を支えようという雰囲気は自然と出てきたという話を聞いている。

Q:全国的な農福連携の動きについて教えてほしい。

A:農福連携については国としても盛り上げているところだ。企業にも障害者雇用のノルマがあるので、最近では農業に関係のない企業が率先して農場を作り、障害者の雇用をあげる動きがみられる。福祉の分野でも国の補助制度が追い風になっているようだ。国等の各種補助制度はあるが、浜松市では補助制度がなくてもビジネスモデルとして成り立っていくようにしていきたいと考えている。

Q:浜松市としての当事業に対する予算はどのようになっているのか。

A:産業部としては、研究会におけるシンポジウムや広報活動のための70万円がついているのみである。

Q：福祉の分野の予算はどのようにになっているのか。

A：福祉の分野まで把握できていないが、農福連携としての予算は産業部の 70 万円の  
みである。

Q：資料によると、就農可能な障害者は 300 人とあるが、これは現在すでに働いている  
障害者を除いた数字か。

A：現在働いておらず、かつ農作業が可能と考えられる方の数である。障害者手帳など  
から、どの程度の障害者が市内にいるかなどの情報をもとに出した数字となってい  
る。

Q：資料の中間支援組織の説明で、企業と中間支援組織との間で謝礼等のやり取りがあ  
るが、こういったものなのか。

A：今後のイメージで作成した図なので、現在行われているものではない。今後、ユニ  
バーサル農業が一つのビジネスモデルとして成り立つためには、企業と中間支援機  
構との間で、謝礼等のやり取りも想定されるため、記載した。

Q：行政としての役割はどうなっていくのが理想となるのか。

A：行政が深くかかわっていくのではなく、一つのビジネスとして成り立つようにして  
いきたい。

Q：中間支援機構の担い手はどういったところを想定しているのか。

A：NPO 法人などになると考えられる。企業や経営者が直接障害者を雇用するのはと  
ても労力があることなので、特例子会社ひなりのように人材派遣のようなモデルが  
今後の主流になってくると考える。

Q：浜松市の特例子会社の例のように、一般の企業が新しく農業を始めようと思うと、  
ハードルが高いように思われるが、農地の固定資産税の減免などの支援は行ってい  
るのか。

A：固定資産税の減免や補助などはしていない。浜松市においても企業誘致は重要だが、  
農地の紹介などをする程度である。

Q：中間支援組織の説明の中に宣伝活動とあるが、こういったことをするのか。

A：企業の事情の聞き取りを行い、PR をしてもらおう。市でもパネルを掲示する等、広  
報活動に努めているところである。

## 6. 委員会としての所感

浜松市においては、京丸園や特定子会社ひなりといった民間の企業が積極的に障害

者の雇用を進めている。この取組みにより障害者の雇用が進むだけでなく、障害者を雇用することによって、自然と職場全体で障害者をサポートをする体制が整い、作業を分割するなどの工夫がなされ、結果として作業効率が上がり、雇用側にも利点があったという事例はとても興味深い内容だった。

農業者は障害者を雇用した経験・ノウハウがないことが多く、また、福祉の分野においてもどのように農業分野に進出したらよいかわからない団体が多く存在する。ユニバーサル農業に代表される農福連携の実現のためには農業と福祉のそれぞれの分野の歩み寄りが必要であり、浜松市においても、今後のユニバーサル農業の発展のためには、企業と障害者のマッチングを行う中間支援機構が必要になるとの見解を示している。

ユニバーサル農業に対する浜松市の携わり方は、浜松市ユニバーサル農業研究会による定例会などの関係機関との情報共有、シンポジウムなどの事例報告、視察等による調査・研究事業、その他広報活動などであり、将来的には行政の支援なしでユニバーサル農業が一つの経営モデルとして成り立つようにしたいという考え方から 700 千円程度の予算を活用しているのみであった。

本市の農福連携の取り組みは浜松市と比べて十分進んでいるとは言えないが、農業分野における担い手確保に向けては、24,000 千円程度の予算をかけて次世代農家育成事業を行っており、今回視察した浜松市のユニバーサル農業の取組みは農業における新たな担い手を確保する手法として期待できることだけでなく、障害者雇用の側面でも効果が期待できることから、本市においても所管事務調査を行うなど、農業、福祉の両分野に対しての利点を整理し、積極的に検討すべき事例であると感じた。

(鹿沼市)

1. 市勢            市制施行 昭和 23 年 10 月 10 日  
                    人     口 97,395 人 (平成 29 年 4 月 1 日付)  
                    面     積 490.64 平方キロメートル
  
2. 財政            平成 29 年度一般会計予算            381 億 5000 万円  
                    平成 29 年度特別会計予算            236 億 2967 万円  
                    平成 29 年度水道事業会計            31 億 7177 万円  
                    合     計                            649 億 5144 万円
  
3. 議会            条例定数 24  
                    4 常任委員会 (総務、文教民生、環境経済、建設水道)
  
4. 視察事項  
                    自治会と地元食品小売業者の連携による有害鳥獣対策

1) 視察目的

鹿沼市では、猿やイノシシによる農作物の被害が深刻で、農家の離農も進んでいた。そこで、一部の地域の住民と地元の食品小売業者が協力し、集落を囲むように柵を設置した。また、同時に餌場を削減し、身を隠せる草を除草するなどの対策をとった結果、有害鳥獣による被害は減少し、農家の生産意欲も向上した。

本市においても有害鳥獣による農業への被害は深刻で、大量捕獲囲い罠の設置や捕獲業務委託、電気柵等の導入に対しても補助を行うなどの対策を講じているが、抜本的な打開策とはなっていない。鹿沼市の板荷地区での取り組みを本市の参考とするために視察を行った。

2) 鳥獣被害の状況と対策

他の自治体と同様に、鹿沼市でも近年イノシシ、猿、鹿による被害が拡大している中で、鹿沼市板荷 5・6・7・8・9 区自治会は市と協議の上、国の補助事業を導入し、防護柵の設置を検討。設置工事に係る自治会の人手不足を地元スーパーと協力することで解決し、防護柵を設置するに至った。

### ①活動の経緯

- ・ 農作物被害が拡大
- ・ 耕作意欲の低下による荒廃農地の拡大
- ・ 高齢化による人手不足



市と地元自治会で協議し対策を検討  
県の事業導入を検討



受入れを希望する自治会 と 社会貢献活動に意欲のある企業  
を県がマッチング



相手方企業は地元スーパーに決定



自治会と地元スーパーで協働し、防護柵を設置

### ②事前活動

- ・ 里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム聴講
- ・ 鳥獣管理技術者による設置方法の地域住民への説明会
- ・ 地元スーパーとの打ち合わせ

### ③柵の設置作業について

設置する柵は安価で手に入る既製品を購入し、自治会、スーパーの従業員の手で加工し、設置を行った。柵の上部に折り曲げ加工を施し、金属の支柱で柵を設置する。



(地元スーパーと協働で柵の折り曲げ加工を行っている様子)

#### ④地元スーパーと自治会による協働活動

地元スーパーと自治会による協働活動により、1年目に5.2km、2年目に4.0kmの計9.2kmの柵の設置を行った。

#### ⑤維持管理等の活動

柵を設置した付近を中心に草刈りを行うことで、動物が近づきにくい環境を作ることが大切となる。ただし、防護柵付近の草刈りについては、山林の中に防護柵を設置したこともあり、日照量が少ないことから草刈りの手間は軽微であった。

柵を設置するとともに、集落内の餌場をなくしたり、身を隠す草の除草、荒廃農地の整備をすることで野生動物が集落内に侵入する目的をなくすことも大切であり、そういった活動も自治会で行っている。

#### 3) 活動の成果

- ・農地や宅地へのイノシシの侵入が大幅に減少
- ・さといも・じゃがいもなどの生産が数年ぶりに再開
- ・地元スーパーでゆずを販売
- ・獣害対策として隣接する下板荷地区で試験導入されていた小ナスの栽培を開始
- ・地元スーパーで小ナスを青果、総菜として販売

#### 5. 委員からの質疑

Q：野生動物の移動範囲を考えると、市単位で対策をすることに限界を感じるが、市だけでなく、県全体で対策を講じる動きはあるのか。

A：今のところ、栃木県においても各市町村で対応しているのが現状である。

Q：有害鳥獣の捕獲は行っているのか。

A：捕獲も行っている。これまでは捕獲と防御は別の対策として行っていたが、今では防御をしっかりすることで範囲をしぼり、効果的に罠を仕掛けている。捕獲頭数は増加傾向にあるが、生存数については把握できていない。

捕獲に力を入れても繁殖して増えるので、食べ物をなくしたり、テリトリーを減らすなどの対策をしないと減らない。猟友会とは別に組織を作って捕獲の対応にあたっている。

Q：柵を設置するにあたって、地主に了解はとったのか。

A:維持管理は自治会で行うということを説明した上で、地主の許可はとっている。当自治会の場合、地主が地元に住んでいることが多く、許可をとるのは難しくなかった。また、柵の設置による土地利用料は特に支払っていない。

Q:柵の形状はどうか。また、電流は流れるのか。

A:高さが1 m程度のワイヤーメッシュ柵で電流は流れていない。

Q:狩猟期間等の規制はどうなっているのか。また、猟銃の使用について、止めさしは許可されているのか。

A:止めさし銃は市で許可している。鹿とイノシシについては1年中狩猟できるが、エリアを指定している。

Q:狩猟した際の報酬についてはいくらか。

A:市からは5,000円で、別途県や国からも出る。

Q:柵の設置の予算についての詳細はどのようになっているのか。

A:国の補助金を活用しており、すべて材料費に充てている。金属のワイヤーメッシュと支柱のみで、1 mあたり6～700円程度となる。既製品の柵を購入する場合はもっと費用がかかる。人件費の部分は地元のスーパーが無償で協力してくれたことで全くかかっていない。

Q:現在、メンテナンスについてはどのように行っているのか。

A:メンテナンスについては自治会のみで行っている。スーパーからも協力の申し出はいただいたが、自治会とスーパーで時間帯の都合がつかなかった。

Q:鳥獣被害の原因などは判明しているのか。

A:各所で協議をしているが、はっきりしたことは判明していない。

Q:今後、柵を延長する予定はあるのか。また、今後も地元のスーパーと協働で対策をする予定はあるのか。

A:1年に1回、地元の要望を市として取りまとめている。他の自治会で手が上がれば計画を詰めて対応していきたい。地元スーパーとの協働は別の話であり、次回も実現するとは言えない。

Q:有害鳥獣の対策において大切なことはどういったことか。

A:地元の協力は必須で、特に若い人の協力が必要となる。当初、地元の中にも否定的な考えを持つ者もあり、最初の説明会では意見がぶつかることもあった。今回の対策も効果はあったが、被害が全くなかったわけではないので、そのことは最初に説明したほうがいいのかもしい。維持管理においては草刈りが大切だが、当自治

会においては、日当たりの悪い場所に柵を設置したことから、草刈りの手間はそれほどではない。

Q:柵を設置する際に使用する支柱はどういったものなのか。

A:8mmの金属の棒を使用している。設置の方法については、柵の上部に折り返し加工を行い、下10cmを地面に埋めるようにして支柱で固定する。柵の設置については慣れれば20分で2km程度設置可能である。

Q:柵の強度に不安があるが、動物が接触して破損や変形等することはないのか。

A:当然ぶつかれば破損・変形すると思われるが、柵があることがわかればぶつかってくることはない。これまでもそういった報告はない。

## 6. 委員会としての所感

本市においては、毎年20,000千円程度の予算をかけて有害鳥獣被害防止策を講じており、大量捕獲囲い罠の設置によって猿の被害は減少したものの、イノシシの被害は増加傾向にある。

鹿沼市では、鳥獣被害への対策として、柵を設置する際になるべく効果的に設置できるように、安価な材料を自ら加工して地域を囲むように柵を設置している。その上で餌場の削減や捕獲などを効果的に行うなどの有害鳥獣対策を行った結果、イノシシの被害に対して大きな効果が認められている。本市においては3,000千円程度の予算を投じて、電気柵等の設置に対して補助を行っているが、鹿沼市の取組みはより安価で効果のある方法であり、本市においても大いに参考となる取組内容であった。

さらに、自治会が中心になり防護用の柵の設置に取り組んだ際、地元のスーパーと協働で柵の設置にあたったという事例は、農村における人手不足を補う手法として非常に興味深い内容であった。農村部における人手不足は避けては通れない課題であることから、地元企業との協働を視野に入れて、課題解決を強く求めていった姿勢は多くの学ぶべき点があった。

また、ある地域で有害鳥獣対策を講じると、別の地域で被害がひどくなるといった報告もあり、市単位だけではなく、より広域の対策が必要であることも大きな課題であることが確認できた。有害鳥獣対策については、毎年課題に上がっており、早急な対応が求められることから、本事例を参考に、今後の委員会審査等において調査、研究を進めていきたい。

(熊谷市)

1. 市勢            市制施行 平成 17 年 10 月 1 日  
                    人     口 199, 029 人 (平成 29 年 4 月 1 日付)  
                    面     積 159. 82 平方キロメートル
  
2. 財政            平成 29 年度一般会計予算            643 億円  
                    平成 29 年度特別会計予算            339 億円  
                    平成 29 年度水道事業会計            66 億 4000 万円  
                    合     計                            1048 億 4000 万円
  
3. 議会            条例定数 30  
                    4 常任委員会 (総務文教、市民福祉、環境産業、都市建設)
  
4. 視察事項

#### 1) 目的

平成 28 年 1 月からマイナンバーの通知カードが配布され、同時にマイナンバーカードの交付も始まったが、本市ではマイナンバーカードの交付実績が伸び悩んでいる現状がある。

また、全国ではコンビニエンスストアにおける住民票などの証明書の発行をはじめとする、マイナンバーカードを利用した各種サービスを開始している自治体が存在し、本市においても証明書のコンビニ交付に向けて準備を行っているところである。

熊谷市は平成 28 年 10 月から新たに証明書のコンビニ交付をはじめており、他の自治体と比較しても発行できる証明書の種類が多い。本市におけるマイナンバーカードを活用した行政サービスの参考にするために視察を行った。

#### 2) マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスの状況

##### ① マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスの概要について

- ・ サービスが利用できる店舗

セブンイレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、

セイコーマート、セーブオン、ミニストップ、熊谷市役所本庁舎マルチコピー機

・利用時間帯

6時30分から23時まで（12月29日から1月3日を除く）

・取得できる証明書・手数料

| 証明書等の種類                                | 手数料     | 取得できる方                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民票の写し                                 | 1通 200円 | 本人、同一世帯員のいずれかの方または世帯全員分を取得できます。ただし、除住民票、個人票および改製原住民票などについては取得できません。                                                                                                            |
| 住民票記載事項証明書                             | 1通 200円 | また、住民票コードが記載されたものは取得できません。続柄・本籍・マイナンバーの記載の有無は選択でお選びいただけます。                                                                                                                     |
| 印鑑登録証明書                                | 1通 200円 | 印鑑登録されている <b>本人分のみ</b> 取得できます。                                                                                                                                                 |
| 戸籍証明書（全部事項証明書、個人事項証明書）                 | 1通 450円 | 熊谷市に本籍がある方で、本人および同一戸籍に記録されている方の分を取得できます。ただし、除籍と改製原戸籍については取得できません。                                                                                                              |
| 戸籍の附票の写し（附票全部証明、附票個人証明）                | 1通 200円 | 熊谷市に本籍がある方で、本人および同一戸籍に記録されている方の分を取得できます。ただし、除附票については取得できません。                                                                                                                   |
| 市民税県民税所得・課税（非課税）証明書<br>（※最新年度を含めて5年度分） | 1通 200円 | 必要とする年度の賦課期日（その年の1月1日）および証明書取得時点において熊谷市に住民登録のある方について、 <b>本人分のみ</b> 取得できます。<br>（課税されている方には課税証明書が、非課税の方には非課税証明書が発行されます。）<br>ただし、申告書等の課税資料が提出されていない方、その他特別な事由のある方などについては取得ができません。 |

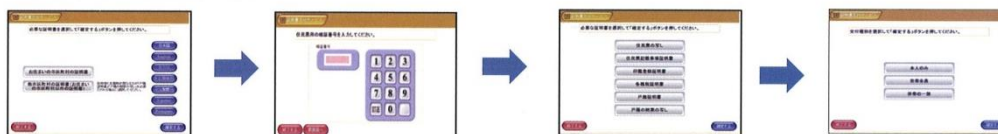
・取得方法

《手順1》マルチコピー機のタッチパネルの【行政サービス】を押し、【証明書交付サービス】を選択します。

ICカードリーダーにマイナンバーカードを置いてください。



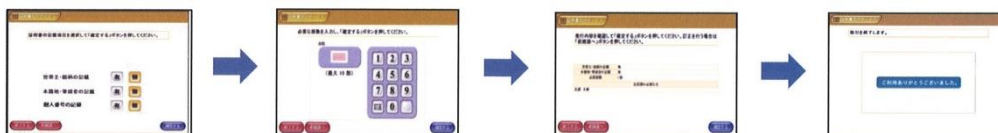
《手順2》【お住まいの市区町村の証明書】を選択し、4桁の暗証番号を入力します。必要な証明書と取得する人を選択します。



《手順3》住民票の写しや記載事項証明書の場合、【世帯主・続柄】【本籍地・筆頭者】【個人番号】の記載の有無を選択し、必要な部数を入力します。

発行内容と手数料を確認し、画面に表示された手数料をマルチコピー機に投入します。

証明書と領収書が印刷されます。



## ②埼玉県のコビニ交付の導入状況

21市町村が実施（63市町村中）

## ③マイナンバーカードによるコビニ交付の経緯

平成25年度 : コビニ交付検討開始

平成27年10月 : 市長のマニフェストにより、1年後の平成28年10月から  
コビニ交付サービス開始決定。

平成28年10月 : コビニ交付サービス開始

## 3) 効果

### ①実績（平成28年10月11日～平成29年3月31日）

#### 証明書種別交付通数

| 証明書種別      | 交付通数   | 比率（％）    | 備考           |
|------------|--------|----------|--------------|
| 住民票の写し     | 378    | 47.0     |              |
| 住民票記載事項証明書 | 15     | 1.9      |              |
| 印鑑登録証明書    | 283    | 35.2     |              |
| 税証明書       | 35     | 4.3      |              |
| 戸籍証明書      | 80（31） | 9.9（3.9） | （）内は本籍地戸籍証明書 |
| 戸籍の附票の写し   | 14（6）  | 1.7（0.7） | （）内は本籍地戸籍証明書 |
| 合計         | 805    |          |              |

#### サービス提供時間別交付通数

| サービス提供時間              | 交付通数 | 比率（％） |
|-----------------------|------|-------|
| 開庁時間（平日8：30～17：15）    | 372  | 46.2  |
| 土曜開庁時間（土曜日8：30～17：15） | 108  | 13.4  |
| 閉庁時間（上記を除く6：30～23：00） | 325  | 40.4  |
| 合計                    | 805  |       |

#### 交付場所別交付通数

| 交付場所 | 交付通数 | 比率（％） |
|------|------|-------|
| 市内   | 607  | 75.4  |
| 市外   | 198  | 24.6  |
| 合計   | 805  |       |

#### ②コンビニ交付サービス導入の効果について

##### 市民サービスの向上

出張先であったり、閉庁時間であっても交付可能となるなど、時間・場所を選ばず行政サービスを提供できる。

#### ③課題

マイナンバーカードの交付率は8.3%と伸び悩んでおり、より多くの市民にコンビニ交付のサービスを利用してもらうためにも、マイナンバーカードの交付率を上げることが課題である。

#### ④マイナンバーカードを活用したサービスの今後の展開について

##### ・マイナンバーカードの交付拡大

市庁舎に顔写真の撮影機を設置し、申請しやすくする。

##### ・サービス対応店舗の拡大

ショッピングモールなどでも交付できないか検討する。

##### ・アプリ等のその他利用

現在は検討していない。

#### 5. 委員からの質疑

Q:コンビニ交付サービスの対応店舗数が地域によって偏りがあるといったことはないのか。

A:地域によって店舗数の差はあるが、現在小学校区に1つは発行が可能な店舗はある。

Q:交付にかかる料金については、窓口でかかる料金と同じか。

A:同じ料金としている。

Q:市長のマニフェストで導入に向けて動き出したという話があったが、それ以前から

導入に向けて調査等は行っていたのか。

A:もともとコンビニ交付に向けて調整をしていた。

Q:導入に向けた検討を開始してから、実際に導入するまでに約3年かかっているが、導入に向けてはやはり3年程度かかるのか。

A:現在は導入している自治体も増えている状況もあるので、以前より短い期間で導入できるかもしれない。

Q:埼玉県内の動向について、埼玉県の中でも人口が多い自治体がコンビニ交付を実施しているということか。

A:そういった傾向もあるといえる。埼玉県においては東京に通勤している人を対象にコンビニ交付を開始する自治体が多い印象がある。

Q:コンビニ交付の実現により、窓口の業務を見直す等、行政事務の適正化は行ったか。

A:現在は行っていない。これからの取り組みになると考えるが、方針は決まっていない。

Q:マイナンバーカードの交付状況についてはどうか。

A:熊谷市においても全国平均並みである。

Q:アプリ等のマイナンバーカードの独自利用についても市民課で対応しているのか。

A:アプリ等の対応は情報政策課が対応することになる。市民課は交付に関する業務を担当している。

Q:経費についてはどういった仕組みになっているのか。

A:地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対して負担金を支払っている。人口規模などによって金額は異なるが、熊谷市の場合、平成28年度は500万円、平成29年度は470万円程度となっている。各コンビニとの契約も地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が行っている。

Q:導入にかかるコストや、導入後にかかる費用を考えると、相応の効果があると考えているか。

A:コンビニ交付の枚数が増えるほど委託費は増えていく、また、導入に当たってはサーバの整備など、多くの費用が必要となる。導入することによって人件費の削減などの効果もあると考えられるが、現時点ではわからない。

Q:導入に向かって調整をしている時に、特にどのようなことに苦労したか。

A:個人情報の保護について市民から多くの意見が寄せられた。不安に思う市民に対しては当課として今後も対応していきたい。

Q:コンビニで交付できる種類は、窓口で交付できるものはすべて交付できるということか。

A:考え方として、窓口で出せるものはできる限り対応するようにしているが、除票など、一部コンビニでは交付できないものもある。

Q:本籍などについては、熊谷市に本籍を置いており、熊谷市以外に住民登録がある人もコンビニ交付の対象となるのか。

A:コンビニ交付の対象となる。全国どこのコンビニでも交付を受けることができる。

Q:熊谷市に本籍があり、市外に住んでいる人に対する周知などは行っているのか。

A:市外に住む方への周知は難しく、現状ではホームページに案内を掲載している程度にとどまる。

Q:市役所以外で証明書の発行ができる支所のような場所は市内に何か所あるのか。

A:15か所存在する。

Q:サーバの管理について、常駐しているシステムエンジニアはいるのか。いる場合、どの程度費用がかかるのか。

A:いる。年間で700万円程度かかっている。

Q:個人情報について印刷機にデータが残ることはあるのか。

A:PDFデータに変換したデータをコンビニに送っているので数字や文字のデータが残ることはない。また、PDFのデータについても毎回削除される仕組みになっている。

Q:高齢者にとって、コピー機は使いにくいのではないかと考えるが、誰でも使えるようにしていく考えはあるのか。

A:確かに課題もあるが、現時点で考えられる解決策はない。本庁舎に設置してある端末であれば、職員が案内している。

Q:機械の使い方がわからない時、どこに問い合わせたらいいのか。コンビニの店員はどの程度対応してくれるのか。

A:機械の操作に関してはコンビニの店員も説明してくれると思うが、証明書の内容についてはコンビニでは対応できない。

Q:機械としては全国で同じ機種を使っているのか。

A:機械は同じだが、自治体によってサービス内容が異なる。

## 6. 委員会としての所管

多様な働き方がある今の時代、市の開庁時間内に各種証明書の交付手続きを行うことが難しい市民も増えており、如何に便利な行政サービスを提供するかということは大きな課題の一つであるといえる。

その点、身近にあり、長時間営業をしているコンビニを活用し、サービスを提供する各種証明書のコンビニ交付は行政サービスの利便性を向上する手段の一つとして大いに期待できる。

熊谷市では窓口で受けられるサービスをできる限りコンビニでも受けられるようにするといった考えを基にサービスの内容を決定しており、今回、実際にキオスク端末を使って証明書の発行手順を視察させていただいたところ、操作もわかりやすく、簡単に証明書を取得できる便利なサービスであることが確認できた。

一方で、課題としては導入費用やその後の維持管理費などは決して安い金額とは言えない。本市の第3次推進計画でも、平成30年度のコンビニ交付サービス導入に当たっては45,000千円、導入後については毎年31,000千円の予算が必要であることが記載されている。

各自治体によってコンビニ交付だけでなく、様々なマイナンバーカードを活用したサービスが存在しており、他自治体の動向を注視しながら、市民サービスの向上を考え、導入に向けた検討も進めていくべきであると考えます。本市においても各種証明書のコンビニ交付サービスに加え、今後予定されている保険証としての活用、アプリなどさらなるサービス向上とを合わせて、市民に十分に周知し、マイナンバーカードの交付率向上に向けて努力するとともに、必要なサービスが効果的に市民にサービスが行き渡るよう慎重かつ丁寧な検討を行うことを強く求めています。

## 6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○楠漁港海岸保全事業について、樋門が完全に閉められない状態であるとのことだったが、いつからそのような状態だったのか。また、毎年 1 回でも開閉をしていれば、判明しそうなものだが、そういった点検等はなかったのか。

⇒議員 これまでは地域住民の方に日常管理を行っていただいていたが、昨年、業者に管理を委託したところ、腐食が判明した。今後は市でしっかりと管理していく。

○請願内容について、農業者戸別所得補償制度がなくなると地域の水路等の管理にも影響があるとのことだが、その点は問題ないのか。

⇒議員 環境維持に関する県の補助制度を活用して、対応していきたいとの説明を執行部から受けている。

○楠地区以外の海岸管理はどうなっているのか。富洲原地区も海が近く、水門が存在するが、どうか。

⇒議員 今回の議案は、市管理の漁港ということで、産業生活常任委員会に付託されたものである。富洲原地区等の海岸については、四日市港管理組合が所管している。東日本大震災では、水門を閉めようとして津波被害にあったという話も聞いている。所管がどこかがわかりにくいということは、かねてより聞いているので、今後も議論を進めていきたい。

○水門に限らず、インフラ整備の老朽化問題が課題と考えるが、道路や橋などはどうか。地震などで橋が落ちるようなことはないか。

⇒議員 四日市市では直下型の震度 7 クラスの地震に耐えられるよう、橋などの耐震整備を進めている。具体的には、炭素繊維を橋げたに巻きつけるなどの工法により補強を行っている。橋等は都市整備部が主に所管しており、計画的にチェックを行っている。樋門の状態については四日市港管理組合が管理しているが、私どももわからないことが多く、住民の皆さんも気づいたことがあれば、言ってほしい。

## 【シティ・ミーティング】

○聴覚障害者にも配慮した地域社会づくりをお願いしたい。聴覚障害者は見た目には健常者と変わらないが、日常生活の中で、放送やサイレンが聞こえないなどの支障がある。聴覚障害者もよく見るときょろきょろしているなどの特徴があり、気づいた人が声をかけると落ち着く。手話ができなくても、筆談や身振り手振り、手に指で字を書くなどの意思疎通の方法はあり、また、聴覚障害者の中には口の動きから、会話の内容がわかる人もいる。是非、そういった聴覚障害者も地域にいることを念頭に地域社会づくりを進めてほしい。

⇒議員 重要な点についてお話しいただいたと思う。聴覚障害者の実情を多くの市民は知らないことだと思う。より市民に知る機会を設けられるよう市政に反映していきたい。

⇒議員 今年、障害者差別解消条例等調査特別委員会が設置されており、直近では7月5日に委員会が開かれる。聴覚障害を含め、点字ブロックや災害時の対応など、今後の議論を進めていきたい。

○三重県では手話言語条例が制定されたが、四日市市としてはどう考えているか。

⇒議員 手話言語条例そのものではないが、障害全体をとらえて差別解消につながる条例づくりの議論を進めていきたいと考えている。いただいた意見は参考にさせていただくので、今後、障害者差別解消条例等調査特別委員会を注目していただきたい。

○地域活動費（館長権限予算）については、大変ありがたく思っている。柔軟に利用できるのも助かっている。

⇒議員 地域活動費（館長権限予算）については昨年度も議論をしており、今後も運用について検討を進めていきたい。

⇒議員 少子高齢化によって人手不足となり、地域の担い手は高齢者が主体となっていくことが想定される。その中で行政と地域でうまく役割分担をするというのが市民協働の考え方で、地域活動費はそのための取り組みであり、女性や障害者の社会参加なども視野に入れて、これから煮詰めていかなければならない。

○四日市市には多くの助成制度があり、その助成制度を活用するのは自治会長等になると考えられる。自治会長など地域の役員は定年後の住民が担うことが多いと思うが、定年

後に突然役員等をするのは敷居が高いと思われる。地域活動を活性化するためにも定年間近な人を対象に、研修のようなものを行ってはどうか。

⇒議員 地域づくりマイスター講座という自治会長向けの活動はあるが、一般の方向けの講座はないので、ご意見を参考にして対応を考えていきたい。

⇒議員 地域の防犯活動を通じて、地域に溶け込むことができた経験がある。特に男性は地域に溶け込みにくいところがあるが、そういった活動を通じて、定年後にうまく地域に参加できた好事例がある。

○東員町では交番の跡施設を活用してカフェを行っている。ネオポリスの中心にあり、地域の憩いの場になっているが、四日市市も使わなくなった施設の活用例はあるのか。

⇒議員 四日市市の采女町でも地域でカフェを始めている。

⇒議員 四日市市においても、学校の統廃合等により施設が使われなくなることがあるが、そういった施設も市民の財産なので、大切に活用していきたいと考えている。

⇒議員 県の所管ではあるが、北警察署が移転した後の跡地利用についても議論があり、地域とも話をしながら進めていきたい。

⇒議員 活用または売却といったことも含めて話し合い、進めていきたい。どちらにしても無駄にならないように地域と意見交換をしていきたいと考えている。

○四日市北警察署が移転してしまうと、他に交番は近くになく、地域の安全について不安を感じる。イオン四日市北店など人が集まる場所もあることから、配慮をお願いしたい。

⇒議員 ご意見として承る。

○博物館でボランティア活動を行っており、定年を機に積極的に活動したいと考えたが、年金暮らしの身にはボランティアに行くための交通費をねん出することに負担を感じる。高齢のボランティアも多く、交通費だけでも出してもらえるとありがたい。そうすれば、ボランティア活動自体も盛り上がると思うがどうか。

⇒議員 博物館については、教育民生常任委員会の所管なので、ご意見を伝えさせていただく。

○四日市港から中部国際空港への連絡船について、今後の動きはどうなっているのか。また、四日市港について観光と結び付けて考えることはできないか。

⇒議員 行政として船を運航することは考えていない。また、観光とは異なるが、JR 四日市駅周辺の活性化と合わせて、四日市港の活性化の検討をしていきたい。

○議会報告会について、他市では年々参加者が減っていると聞くが、四日市市での参加者数の推移はどうなっているのか、また、現在年 4 回行っているが、実施回数を減らす想定はあるのか。

⇒議員 議会報告会の制度開始当初は多くの方に参加していただいていたが、現在は減少傾向にある。参加者の傾向としては、委員会で取り扱った議案に関係する方が出席することが多いが、地域の方に出席いただき、その土地ならではのことや全市的なことについて意見を頂戴したいと考えている。現在、開催方法についても検討しているところで、ショッピングセンターを使って行うという意見も出ているところだ。

⇒議員 10 月に日永カヨーにて教育民生常任委員会の議会報告会が開催される。

○昨年度は土曜日や日曜日にも議会報告会が開催されていたが、今年度についてはどうか。

⇒議員 今年度も各常任委員会ごとに一度は土曜日か日曜日のどちらかで開催する。

○資源物の回収の日に持ち去り行為が行われており、危険な目に合うなど、対応に困っているが、市としてどう考えているか。

⇒議員 持ち去り行為について事前情報をもらって、見張りをつけていても、窃盗グループに軽トラックで持ち去られてしまうなどの状況も聞いている。条例に罰則があるので、防犯カメラで犯行を記録すると、警察で対応してくれる。四日市市でも工夫をして対応しているところであるが対応方法をさらに検討しなければならない。

【議会報告会】

○全国ファミリー音楽コンクールの入場料は無料なのか。

⇒議員 入場料は無料である。

○以前、市の担当部局に入場料の有料化について提案したところ、集客に影響するため有料化は難しいとの回答だったが、委員会としてどう考えるか。

⇒議員 入場料を有料にすると入場者数が減少し、事業の開催に影響があると思われる。

○全国ファミリー音楽コンクールは、市補助金650万円に対し、来場者数が1500人であるが、四日市 J A Z Z フェスティバルのほうが少ない補助金で数万人の来場者がある。より少ない補助金で多くの市民が参加できるよう、予算の使い方や事業のあり方を検討すべきではないか。

⇒議員 これまでも全国ファミリー音楽コンクールについては市議会の中で議論してきたが、賛否両論それぞれあり、多くの課題も指摘されている。いただいた意見を参考に、行政とともに考えていきたい。

○来場者のほとんどが出場者の関係者であり、市民の参加が少ない。市民の多くはこの事業を知らないため、公費を使って開催することに疑問を感じる。

○昨年、実際に全国ファミリー音楽コンクールを見て、非常に感動した。市民に浸透していないことは問題だが、芸術や芸能は浸透するのに時間がかかると考える。良い事業であり、試行錯誤しながら継続してほしい。

⇒議員 会場で演奏を聞いてみるまでは、どちらかといえば事業の継続に否定的な考えをもっていたが、実際に来場すると感動的で非常に良いコンクールであると感じた。全国から参加者が来てくれる大会は貴重であるものの、広く市民に周知が行き届いていないことは課題であり、その点は同感である。

○四日市市には道の駅がない。道の駅を作り、市の名前の由来にもなっている定期市の機能を持たせてはどうか。

⇒議員 三滝川慈善橋市場は好調で、若い世代の参加も増加し、売り上げが2、3倍になっ

たという声も聴いている。道の駅ができれば、小規模農家の方が出品しやすくなり、農業で生計を立てやすくなる。若い世代の農業参入を促すこともできると考えられるため、設置場所が難しいが、海側と山側にそれぞれ1か所作ることが理想と考える。

### 【シティ・ミーティング】

○最近はお茶に親しむ場が非常に少ないと感じているが、例えば、萬古焼の急須で淹れたお茶を飲むイベントを市役所や総合会館などで実施し、PRに努めてはどうか。

⇒議員 シティ・プロモーションの一環として、東京や大阪などで、萬古焼の急須で入れたかぶせ茶の試飲やお茶の淹れ方の講座などを行いPRに努めているが、市内でも、市民がお茶に親しむ場を今後検討していきたい。また、萬古焼とかぶせ茶を関連付けたPRについては以前からご意見をいただいております、萬古焼とかぶせ茶をセットにしたPRも始めているところである。

⇒議員 全国的に急須でお茶を淹れる機会が少なくなっており、他自治体の「日本酒で乾杯条例」などのように、本市においても萬古焼とかぶせ茶の普及促進を図る条例制定を検討しても良いと考える。

○渋いかぶせ茶とセットで甘いお菓子のPRも検討してはどうか。

⇒議員 かぶせ茶は渋いだけでなく、お湯の温度で味が変わる特徴もあり、甘みもある。かぶせ茶の味の奥深さについてもPRしていきたい。

⇒議員 茶業振興センターの建て替えを機に、水沢地区でグリーンツーリズムに取り組めなかと考えており、ふれあい牧場などに関連付けてかぶせ茶のPRをしていきたい。特に、昔京都や奈良へお茶を売り出していた歴史ある千年前の原木が見つかっており、外国人観光客向けにお茶の歴史やエピソードを交えてPRすることで、興味を持ってもらい、そのことから市民の関心も呼び起こせるのではないかと考える。加えて、健康づくりをキーワードに抹茶として提供するなどの新たな取り組みをすることで、かぶせ茶のPRに努めていきたい。

○かぶせ茶は輸出しているのか。

⇒議員 少量ではあるが輸出に力を入れている茶農家もある。

⇒議員 輸出先の国々の農薬規制が国内とは異なるため、国内販売用とは別に輸出用に栽培する必要があり、経営上の課題があると聞いている。

○他地域の焼き物のように、著名な陶芸家がいると知名度や作品の売り上げも上がってくる。萬古焼についても陶芸家の育成に力を入れ、知名度の向上を図ってはどうか。

⇒議員 新たな陶芸家が出てきて有名になるためには、まずは売れることが重要であり、需要が少ない中では若手の陶芸家も育ちにくい。売れるようにするためには経営方法も重要であり、振興組合と商工会議所、行政が協力して取り組む必要がある。また、陶芸家の育成については県や教育の分野との連携も重要であり、四日市工業高等学校などと協力し、陶芸家を生み出すための機運を高めることが大切である。

⇒議員 市はやきものたまご創生塾という陶芸家を育成する事業を行っており、昨年度は2名の方が修了している。

○装飾品のような焼き物ではなく、一般家庭で使えるような市民の生活に密着した製品を作ることが、萬古焼の発展につながると考える。

○萬古焼の担い手の高齢化が進んでおり、業界の衰退が懸念される。技術の継承に力を入れてほしい。

⇒議員 萬古焼は海外ではブランドとして人気があるが、市民はあまり関心がないように思われる。業界として日常生活で使える商品を作るなどの努力を行い、業界全体を盛り上げていく必要があると考える。また、技術を持っていても、後継者不足を理由に廃業する事例もあるため、10代の若手や外国籍の人も広く呼び込むなどし、新たな担い手確保に努めなければならない。

⇒議員 萬古焼とかぶせ茶のそれぞれの業界が活発に意見交換すれば、面白い取り組みができるのではないかと思う。新たな取り組みがあれば、市として支援していきたい。

○ばんこの里会館でイベントなどを催す際に駐車場が足りず困っている。

⇒議員 ご意見として承る。

○全国ファミリー音楽コンクールの場において地場製品の販売を行っていることは評価できる。今後も全国規模のイベントなどを活用してPRに努めてほしい。

⇒議員 中央緑地体育館での大会の開催に合わせて地場製品の販売を提案したことがある

が、じばさん三重の協力が得られず実現しなかったことがあったため、地場産品を販売する仕組みづくりを検討していかなければならないと考えている。また、西尾市では、茶葉の9割を抹茶に加工し、ブランド化してうまく売り上げを伸ばしていると聞く。かぶせ茶についても販売方法を工夫する必要があると考えている。

○四日市港から中部国際空港への連絡船について、今後の動きはどうなっているのか。また、四日市港について観光と結び付けて考えることはできないか。

⇒議員 行政として船を運航することは考えていない。また、観光とは異なるが、JR 四日市駅周辺の活性化と合わせて、四日市港の活性化の検討をしていきたい。

○シティ・ミーティングのテーマを早く知りたいので、年度当初に予め1年間のテーマを決めて広報してもらえないか。また、委員会によっては同じテーマを何度も行っている。例えば、総務常任委員会では防災対策についてこれまで14回、都市・環境常任委員会では公共交通について9回、産業生活常任委員会では産業振興について7回行っているが、テーマをどのように設定しているのか。

⇒議員 現状は、4つの常任委員会が各定例月議会においてそれぞれ議会報告会の会場を決定した後に、より多くの意見をいただけるよう、開催地の地域性などを考慮してテーマを設定しているため、タイミングを考えると年度当初に広報するのは難しいと考える。また、テーマについては、例えば総務常任委員会では、東日本大震災後に「防災対策」をテーマにして、あえて同じテーマで多くの地域に出向いて意見をいただいていた時期があった。

○議会報告会の開催場所はどのように決定しているのか。

⇒議員 議会報告会はこれまでは1か所を総合会館に固定していたが、今定例月議会から市内を4ブロックに分け、委員会ごとにローテーションを行いながら開催場所を決定している。また、今定例月議会では初めて民間施設で開催した。さらに、参加者の減少や固定化が見られたことから、来年1月には市制120周年記念シティ・ミーティングを企画するなど、より充実した場となるよう実施方法や内容の検討を行っているところである。

市制 120 周年記念シティ・ミーティング（議会報告会／シティ・ミーティング概要）

【議会報告会】

○市立四日市病院に非常に性能の良い医療機器が導入されたと聞いたが、そうした情報を広く周知するべきではないか。市民の老後の安心にもつながるので、この場を借りてどのような機器が導入されたか教えてほしい。

⇒議員 高度ながん治療が可能となる高精度放射線治療機器や抗がん剤を効果的に投与するための化学療法設備の充実を図っている。

○市立四日市病院の駐車場が整備されたが、駐輪場の場所がわからず困っている。

⇒議員 駐輪場の場所がわかりにくいということについて、担当部局に伝え、改善を図りたい。

○子どもが急病になったとき、市立四日市病院の夜間の緊急外来にかかると、小児科の医師ではなく専門外の医師に診断してもらうことになる。夜間の緊急外来に小児科の医師を配置してもらうことはできないか。

⇒議員 すぐに回答できないため、ご意見として承り、政策課題として担当部局に伝える。

○父が市立四日市病院で亡くなった時に、医師から詳しい死因等を説明してもらえなかった。また、その際の医療費についても病院側の説明に一貫性がなかったことなどから、市立病院は信用できない。

⇒議員 個別の事案であるため、受付の用紙に記載いただければ、後日回答する。（※受付用紙への記載はなし）

【シティ・ミーティング】

○昨年の 12 月にはじめて一般質問を傍聴したが、傍聴者が少なく、市民の関心の低さがうかがえた。また、一般質問のやり取りでは、市の答弁は歯切れが悪く、議員も今一つ踏み込んだ質問をしていないように感じた。市の部局長は頻繁に異動があることから責任感が薄いと考えられるので、その分野に長く携わっている人物を部局長として起用すべきではないか。

⇒議員 傍聴者数は、多いときと少ないときの波がある。また、傍聴以外にも、テレビやインターネットを通じた議会映像の配信を行っており、議会当日でなくても、録画映像を市民の皆さまにご覧いただけるようにしている。今後も市議会に関心を持っていただけるよう努力していく。

⇒議員 一般質問には時間の制約があるため、執行部から答弁が予想できるときには質問を省略することがある。傍聴者にとってはわかりにくい面もあるので、質問の仕方などを改善して工夫したい。

⇒議員 一般質問は、時間内にまとめる必要があることから、事前に議員と担当部局と論点調整を行っている。一般質問で答弁することは責任重大なことであり、市の答弁者は責任があるからこそ、無責任な発言ができないという事情もある。委員会ではより活発に議論をしているので、是非傍聴していただきたい。

⇒議員 実際に傍聴に来ていただいたことで感じられた疑問であり、そのような意見をもとに議会改革を進め、市民により関心を持っていただけるようにしていきたいと考えている。多くの方に傍聴に来ていただき、さまざまな意見をいただきたい。

○市立四日市病院の審査をするためには、医療事故調査制度等の新たな制度や専門用語の知識が必要となる。市民の命に直接かかわることなので、議員にはしっかりと知識を身につけて審査をしてほしい。

⇒議員 議員によって得意分野が異なるが、市民に期待されるような審査ができるよう、努力していきたい。

○議員は市民の声をどのくらい聞いているのか。また、意見を議員に伝える方法がわからないので、市民センターに目安箱を設置する等、市民の意見を広く聴き取るための仕組みづくりを検討すべきである。

○市政報告会に来た人の意見だけを聞くのではなく、議員が様々な場所に赴き、市民の意見に耳を傾けることが重要である。

⇒議員 議員によっては市政報告会を開催しており、そのような場を活用して市民の声を聴くよう努めている。

⇒議員 定例月議会前に、議案に対する市民意見募集をインターネットを活用して行っている。

⇒議員 議員の電話番号を市議会ホームページに公開しているので、気軽にご相談いただ

きたい。

○市政報告会を本来の意味合いではなく、選挙のPRとして利用している議員もいるように感じる。また、市政報告会の実施を依頼しても、地盤に配慮して地元以外では実施しない議員が多いように思われるが、市議会議員は四日市市民の代表であり、地域を問わず市内各地で積極的に市民の意見をくみ取りに出向くべきである。

⇒議員 私ごとになるが、自分の場合は選挙運動とは関係なく、年2回文化会館で市政報告会を開催しており、そこでいただいた意見を集約し市政に反映するようにしている。以前、塩浜地区で市政報告会を行ったことがあるが、2名程度しか集まらなかった。市政報告会を開催するには多額の費用もかかることから、普段と異なる場所で実施することの難しさを感じたが、招いていただければ是非伺いたい。また、各常任委員会では定例月議会ごとに議会報告会を行っており、市内各地区で開催しているので、多くの方にご参加いただけるように周知していきたい。

○実際に足を運んで市民の意見を聞くように努力してほしい。また、議員には政策立案機能があるということだが、具体例を教えてほしい。さらに、議員には専門分野があるということだが、どの議員がどのような分野に精通しているのかを分かりやすく周知すれば、市民も相談しやすくなるのではないか。

⇒議員 例えば市立四日市病院については、議員は医者ではないが市立四日市病院の審査をしなければならない。その際は担当部局や専門家の話を聞き、政策的な判断を行っている。また、市の総合計画の成果を聞き取り、今後の市政に反映させるために勉強している。

○私の運営している幼稚園では食物アレルギーの子どもが5～6%おり、その中の2、3名は特に重度の症状を抱えている。そういった子どもにもアレルギー疾患対策基本法や障害者差別解消法に示されているように安心安全な生活が送れるようにしたいと考えているが、一方で市からの支援はなく、実現は困難である。園を対象とした補助があれば、増員等の対応が可能であるため、少数意見でもしっかりとくみ取って、対応を考えてほしい。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局に伝える。

【議会報告会】

○知り合いの医師は、本市出身であるが、名古屋大学の医学部を経て愛知県内の病院で研修、就職している。本市は財政状況も好調であり、就職準備資金貸付制度などにより本市出身者を優遇し、本市の優秀な人材の流出を防ぐなど、積極的に医師の確保に努めるべきである。

⇒議員 医師はもちろんのことだが、広く医療従事者を確保することが重要であると考えている。また、高齢化社会の進展に伴い、介護士の不足も予想されており、人材の確保に加えて、人材の育成という点で、研修制度の充実なども重要になってくる。本市出身者を優遇することについても担当部局に伝え、検討していきたい。

○マイナンバーカードの発行を検討したが、セキュリティ面に不安があり、断念した。マイナンバーカードが普及しない原因をどのように分析するか。

⇒議員 セキュリティ面での安全性や、作成に時間を要することなどから普及が進んでいないと考えている。国の進める制度であるため、市としてできることは限られるが、市民の意見をもとにマイナンバーカードの普及につなげていきたい。確定申告の際にも役に立つ等、今後、マイナンバーカードの利便性の向上が見込まれる。

○マイナンバーが作られた目的は、国民の収入を把握し、効率的に税金を徴収することであり、コンビニ交付などは付随するサービスの一部にすぎない。マイナンバーの説明にあたっては、制度の目的や背景をしっかりと説明すべきである。

⇒議員 コンビニ交付はマイナンバーカードを活用した市のサービスとしてご報告した。マイナンバー制度の運用について不安に思う市民の気持ちは良くわかるため、いただいたご意見を担当部局に伝え、今後の施策に繋げていきたい。

○イノシシによる被害がひどく、他地区から捕獲用の檻を借りて設置しているが、なかなか捕獲できない。檻の増設を検討しているが、自主防除活動事業交付金は檻の購入費に活用できるのか。

⇒議員 自主防除活動事業交付金の内容は、サル、シカ、イノシシによる被害を防ぐ目的で自治会等の団体に対し、捕獲活動に要するガソリン代や消耗品費、周知啓発に係

る会議費等に対して交付するものである。計上されている予算額35万円からすると、支援対象は限られ交付額も非常に少額であると考えるが、自治会等への支援の足掛かりとして、今後、増額できるように議論していきたい。その他にも、現在でも侵入防止柵の整備に関して補助制度があり、また、平成30年度からの新規事業である里山・竹林環境保全支援事業は1団体あたり50万円を限度に山林の整備に係る経費の4分の3を支援するものであり、有害鳥獣対策にも効果的であると考える。

○捕獲用の檻が不足しているため、檻の確保をお願いしたい。

⇒議員 中日本高速道路株式会社から捕獲檻の支給があり、獣害に悩んでいる地区にも配分されたと聞いている。捕獲檻の必要性についても、地域の意見をもとに議論していきたい。

○委員会の議論の中で、サルの頭数は減少しているとの報告があるが、保々地区ではいまだにサルが出没しており、登下校中の子どもに威嚇してくることもある。猟友会にも協力してもらっているが、高齢化が進んでおり、市民への被害が出る前に早急に対応すべき課題である。

⇒議員 檻による捕獲を中心とする猟友会の人員は100人程度であるが、サルやイノシシは賢く、なかなか捕獲できない。警備会社によるドローンを活用した追い払い活動や、自衛隊による鳥獣対策などの新たな手法も検討していきたい。また、捕獲檻の購入費用については臨時的に地域活動費（館長権限予算）を活用することも可能と考えるので、地区市民センターの館長と調整してはどうか。農業への獣害は、農家のやる気に直結するため、小さい被害であってもしっかりと対策していきたい。

⇒議員 本市の南部地域ではサルの大量捕獲囲い罠を使用し、効果を出している。北部地域においても同様の対策を講じることで被害の減少が見込めるものと考える。

○保々地区は、かつては保々工業団地により賑わい、人口が増加したが、近年では企業も衰退し、人口も減少している。高速道路の整備は進んでいるため、交通の利点を生かして企業誘致を進めるべきではないか。

○新保々工業団地を活用した保々地区の活性化について、企業誘致やそれに伴う道路、住宅の整備、市街化調整区域の緩和などを前市長と現市長にお願いしており、議会にもぜひ協力してほしい。

⇒議員 今後の成長が見込めるロボット、医療機械、薬品などの企業を誘致することが重要であると考えている。地元の皆さまの企業誘致を望む声を受けて、実現に向けて努力していきたい。

○委員会でのやり取りの中で、執行部からの答弁は「検討していきたい」などの曖昧な回答が多いが、具体的な期日や実施する内容を明示できるよう、踏み込んだ議論をしてほしい。

⇒議員 市民に分かりやすい議論となるよう、質問の仕方などを工夫していきたい。いただいたご意見は他の議員にも周知する。

### 【シティ・ミーティング】

○知り合いの付き添いとして市立四日市病院に来院した際に、外来に看護師が配置されておらず、診察の際に介助などを行う職員がいないことを問題と感じた。外来の対応を改善すべきではないか。

⇒議員 一般的には外来に看護師が配置されていないことは考えにくい。現状を確認し、改善に向けて議論していきたい。

○第三次市立四日市病院中期経営計画に記載されている内容は、市立四日市病院に限らず一般的に病院が持つ課題ばかりであり、また、単年度ごとの具体的な目標設定もされていないため、計画としては不出来なものであると考える。議会は厳正に審査を行い、市民にもわかりやすく、しっかりとした計画の策定に努めさせるべきである。

⇒議員 職員の採用人数の目標等は年度ごとの目標を第三次市立四日市病院中期経営計画で定めている。

○黒字計上しているということだが、その収益を人材確保に投資すべきである。本市出身の医師が他市の病院に就職している状況を踏まえると、中学校や高等学校に就職準備資金貸付制度などを周知し、早い段階から市立四日市病院への就職を意識してもらえるようにすべきである。

⇒議員 市立四日市病院は黒字計上を続けており、全国的に見ても高く評価できるものである。今後も黒字計上を続けるためには、マンパワーが重要であり、医療従事者の確保のために就職準備資金貸付制度や労働環境の整備を進めている。

⇒議員 市立四日市病院は研修生が集まりにくいという話を伺っており、黒字計上していることに満足せず、人材確保のために投資を行い、医療関係者にとって魅力的な病院と思われるようにすることが重要であると考えている。

○2年前の医療事故をきっかけに、市立四日市病院の安全管理の透明性を確保する動きがあったと記憶しているが、その後、市立四日市病院から産業生活常任委員会に対して医療事故等について報告はあったのか。また、どのような内容であったか。

⇒議員 昨年8月定例月議会の決算審査の中で、当委員会から資料請求をして、医療事故・インシデントの状況について報告を受けている。

○医療事故調査・支援センターに報告する案件はあったか。

⇒議員 医療事故調査・支援センターへの報告案件については報告を受けていない。

○医療事故の調査に関する組織が市立四日市病院内に設置されているのか。

⇒議員 病院内の細かい組織体まで把握していない。

○外国客船の寄港などにより、海外から病原菌が運ばれてくる可能性も考えられるが、市立四日市病院には感染病床が2つしかなく、不十分であると考えている。県や市はどのような対策を考えているのか。

⇒議員 海外からの病原菌による感染被害については危機感を持っており、病床の不足に加え、感染者を運ぶボックスの数も限られている。有事の際は名古屋港の支援を受けて対応することとなっている。

○病院の収支について、以前は赤字であったが、黒字になった理由をどのように分析しているのか。

⇒議員 決算審査の中で、2年連続で黒字となったことが報告されている。主な要因として診療報酬の改定により収入が増加したことが挙げられるが、一方で薬品費や医療器具、人件費などの支出も増加しており、経営努力によって黒字を計上している状況である。

⇒議員 市立四日市病院は急性期病院として、入院時に退院までのスケジュールを示し、効率的な運営に努めている。一方で、早期に退院時期を示されることで不安に思う

患者やご家族がいることも考慮し、患者に寄り添った対応が必要であると考えている。

○一般会計から市立四日市病院事業会計に9億円の繰出しが行われており、黒字計上とは言えないのではないか。

○病院の経営状況について詳細にわかるように報告してほしい。

⇒議員 一般的に、公立病院では国の定める基準に沿って一般会計からの繰入を受けており、その中で単年度収支が黒字となっていることは評価に値することである。当委員会では、今後も高度な医療を提供するために人材確保に努めるべきであるという意見で一致している。

○保々幼稚園と保々保育園を統合する計画について、現在使用しているお遊戯室が手狭で、入・卒園式で保護者が入りきらない。子ども未来部にも要望を伝えているが、まだ設計段階であるため、明確な回答が返ってこないが、良い園となるよう、議会にも協力してほしい。

⇒議員 議員の中でも関心の高いことであり、市民の意見を聞き、しっかりと議論して良い園にしていきたい。